

令和元年 11 月定例会

総 務 委 員 会

予算決算委員会（総務分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(委員間討議)

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議(協議)	1

(第1日目)

1、開催日時・場所	2
2、出席者	2
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
《分科会(警察本部審査)》	
警務部長予算議案説明	4
予算議案に対する質疑	4
予算議案に対する討論	4
《委員会(警察本部審査)》	
警務部長総括説明	4
議案に対する質疑	6
議案に対する討論	9
決議に基づく提出資料の説明	10
陳情審査	10
議案外所管事項に対する質問	10
《分科会(出納局・各種委員会事務局審査)》	
会計管理者予算議案説明	39
監査事務局長予算議案説明	39
人事委員会事務局長予算議案説明	39
労働委員会事務局長予算議案説明	40
議会事務局長予算議案説明	40
予算議案に対する質疑	40
予算議案に対する討論	40
《委員会(出納局・各種委員会事務局審査)》	
人事委員会事務局長所管事項説明	41
労働委員会事務局長所管事項説明	41
決議に基づく提出資料の説明	41
陳情審査	42
議案外所管事項に対する質問	42

(第2日目)

1、開催日時・場所	43
2、出席者	43
3、経過	

《分科会》	
文化観光国際部長予算議案説明	4 3
観光振興課長補足説明	4 4
予算議案に対する質疑	4 5
予算議案に対する討論	4 9
《委員会》	
文化観光国際部長総括説明	4 9
観光振興課長補足説明	5 3
議案に対する質疑	5 5
議案に対する討論	5 7
決議に基づく提出資料の説明	5 7
観光振興課長補足説明	5 8
陳 情 審 査	6 0
議案外所管事項に対する質問	6 0

(第3日目)

1、開催日時・場所	1 0 2
2、出席者	1 0 2
3、経過	
《分科会・委員会》	
企画振興部長予算議案説明	1 0 2
予算議案に対する質疑	1 0 3
予算議案に対する討論	1 0 3
《委員会》	
企画振興部長所管事項説明	1 0 3
決議に基づく提出資料の説明	1 0 7
政策企画課長補足説明	1 0 8
I R推進課長補足説明	1 1 1
企画振興部次長補足説明	1 1 2
新幹線・総合交通対策課長補足説明	1 1 5
県庁舎跡地活用室長補足説明	1 1 7
陳 情 審 査	1 1 9
議案外所管事項に対する質問	1 2 6

(第4日目)

1、開催日時・場所	1 7 7
2、出席者	1 7 7
3、経過	
《分科会》	
危機管理監予算議案説明	1 7 8
総務部長予算議案説明	1 7 8
予算議案に対する質疑	1 7 9
予算議案に対する討論	1 7 9

《委員会》

総務部長総括説明	179
人事課長補足説明	181
危機管理監所管事項説明	182
議案に対する質疑	185
議案に対する討論	185
決議に基づく提出資料の説明	186
新行政推進室長補足説明	187
陳 情 審 査	188
議案外所管事項に対する質問	188
国土強靱化対策の継続拡充を求める意見書審査	228
審査内容報告及び委員会運営に関する委員間協議	229
4、審査結果報告書	232

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料（追加1）
- ・委員会関係議案説明資料（追加2）
- ・委員会関係議案説明資料（追加3）

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年11月27日

自 午前11時00分

至 午前11時 7分

於 委 員 会 室 1

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和元年11月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時00分 休憩 —

— 午前11時 7分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午前11時 7分 閉会 —

2、出席委員の氏名

委 員 長 中島 浩介 君

副 委 員 長 山下 博史 君

委 員 小林 克敏 君

〃 中島 廣義 君

〃 浅田ますみ 君

〃 川崎 祥司 君

〃 深堀ひろし 君

〃 松本 洋介 君

〃 吉村 洋 君

〃 下条 博文 君

〃 中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、審査の経過次のとおり

— 午前11時00分 開会 —

【中島(浩)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、川崎委員、吉村委員の両人をお願いいたします。

第 1 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月10日

自 午前 9時58分
至 午後 2時42分
於 委 員 会 室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委 員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

警 務 部 長	伊藤 健一 君
首 席 監 察 官	福山 康博 君
首席参事官兼警務課長	山口 善之 君
広報相談課長兼総務課長	川本 浩二 君
会 計 課 長	佐藤 一春 君
装 備 施 設 課 長	塩崎 裕三 君
監 察 課 長	杉本 正彦 君
教 養 課 長	久保 宗一 君

厚 生 課 長	矢竹 雅敏 君
留 置 管 理 課 長	古賀 博文 君
生 活 安 全 部 長	田尻 弘久 君
生活安全企画課長	平田 泰範 君
少 年 課 長	田川 佳幸 君
生 活 環 境 課 長	江口磨貴一 君
サイバー犯罪対策課長	中村 敏弘 君
地 域 部 長	宮崎 光法 君
地 域 課 長	平戸 雄一 君
刑 事 部 長	羽田 敏雄 君
刑事総務課長	宮原 哲朗 君
捜 査 第 一 課 長	中村 勝重 君
捜 査 第 二 課 長	柴原 雅也 君
組織犯罪対策課長	平井 隆史 君
交 通 部 長	土井 隆 君
交通企画課長	松岡 隆 君
交通指導課長	植木 保 君
交通規制課長	三浦 寛 君
運転免許管理課長	黒崎 誠 君
警 備 部 長	豊永 孝文 君
公 安 課 長	杉町 孝 君
警 備 課 長	多田 浩之 君
外 事 課 長	船場 幸夫 君

会 計 管 理 者	野嶋 克哉 君
会 計 課 長	福田 修二 君
物 品 管 理 室 長	岩村 政子 君
出 納 室 長	櫻井 毅 君

監 査 事 務 局 長	下田 芳之 君
監 査 課 長	田尾 康浩 君

人事委員会事務局長	大崎 義郎 君
職員課長(参事監)	三田 徹 君

労働委員会事務局長(兼任) 大崎 義郎 君
調整審査課長 齋藤太紀雄 君

議会事務局長 木下 忠 君
次長兼総務課長 柴田 昌造 君
議事課長 川原 孝行 君
政務調査課長 太田 勝也 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（総務分科会）

第119号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

第123号議案

令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○総務委員会

(1) 議案

第126号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例（関係分）

第132号議案

当せん金付証票の発売について

第133号議案

和解及び損害賠償の額の決定について

第134号議案

公の施設の指定感謝の指定について

第138号議案

長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について

(2) 請願

なし

(3) 陳情

- ・県の施策に関する要望書（豪雨被災箇所の早期復旧について 外）
- ・要望書（島原半島の地域高規格道路の整備について 外）
- ・要望書（地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」の早期事業化について 外）
- ・要望書（空港の整備等について 外）
- 要望書（半島振興対策の充実について 外）
- ・長崎県議会棟は全面禁煙としてください
- ・令和2年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書
- ・令和2年度簡易水道の整備促進に関する要望書
- ・要望書（道路の整備について 外）
- ・上五島町の公設民営船に対する船舶修繕費の補助に関する要望書
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活用・公開・整備に関する陳情書Ⅴ
- ・「テクノロジー犯罪」の撲滅を求める陳情書
- ・「嫌がらせ犯罪」の撲滅を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開会 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分外4件でございます。そのほか陳情13件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を総務分科会において審査することになっておりま

すので、本分科会として審査いたします案件は、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分外1件であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、各部局ごとにお手元に配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議がないようですので、そのように進めることといたします。

これより警察本部関係の審査を行います。

まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案について、ご説明をいたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

歳出予算は、合計で警察関係費が4,109万7,000円の減となっております。これは職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分につ

いて、ご説明いたします。

歳出予算は、合計で警察管理費が1億1,667万9,000円の増となっております。これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

警務部長より総括説明をお願いいたします。

【伊藤警務部長】 警察本部関係の議案について、ご説明をいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

事件議案1件でございます。

それでは、説明をいたします。

横長の「総務委員会説明資料 警察本部」の1ページ目をご覧ください。

第133号議案は、平成29年12月13日、佐世保市島瀬町において、佐世保警察署の職員が捜査用車で直進中、前方注視を怠ったまま進行したため、赤色信号に従って停止しようとしていた普通自動車に追突したものであり、警察側の過失100%と認定されたことに基づき、賠償金871万2,232円について和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金のうち、物損事故の保険補償額を超えた部分の5万3,910円が県費から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項について、ご説明をいたします。

同じく資料の2ページ目をご覧ください。

これは公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件及び損害賠償事案1件の合計49万8,775円を支払うため、11月19日付で専決処分をさせていただいたものでございます。

このうち損害賠償事案につきましては、長崎警察署の職員が運転免許の取消処分者講習予約申出書の処分年月日欄に誤った日にちを記入させたことにより、相手方を運転免許試験資格の欠格期間に受験に赴かせた事案になります。

この損害賠償事案の賠償金1万3,150円は、全額、県費から支払われることになっています。

第133号議案の事故を機に、当該佐世保警察署を交通事故防止対策強化のモデル警察署に指定して、公用車の交通事故を防止するため、緊張感の維持を図るため、公用車にドライブレコーダーを搭載したり、車両出発時の幹部による具体的な注意喚起の徹底をしたり、原則、複数

乗車の徹底による指差し呼称などを推進させるとともに、この取組を各所属にも広めてきたところでございます。

また、各所属におきましても、職員の意識啓発のために公用車無事故日数の掲示板を設置したり、本部においては、警察無線を用いて注意喚起を促すスポット指令を行うなど、全職員が一丸となって事故防止に取り組んでいるところでございます。

その結果、第133号議案の事故が発生しました平成29年度24件だった公用車による加害賠償事故は、平成30年度は20件、本年度は9月末現在で6件、前年同期比でマイナス3件と減少傾向にございます。

今後は、ドライブレコーダーのさらなる活用を図るとともに、有効な対策の一層の浸透を図って減少させていきたいと考えております。

今後もし引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないように、対策を徹底してまいりますので、ご理解をお願い申し上げます。

同じく資料の3ページ目をご覧ください。

これは平成29年9月及び11月定例会で議決された新長崎警察署（仮称）の建設工事及び電気工事の契約の一部変更について、10月23日付で専決処分をさせていただいたものであります。内容は、建設工事につきましては、インフレスライドなどにより請負代金額を1,121万2,300円増額し、24億1,503万4,180円に変更いたしました。また、電気工事につきましても、同じ理由から請負代金額を565万7,300円増額し、5億7,373万7,300円に変更したものでございます。

このほかに犯罪の一般概況について、ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策

について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、交通事故の発生状況について、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、これにつきましては縦長の総務委員会関係議案説明資料に記載したとおりとなっております。

令和2年度の重点施策につきましては、令和2年度の予算編成に向けて、知事部局とともに「長崎県重点戦略素案」を策定いたしました。これは「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について資料でお示しております。

このうち警察本部における主要事業といたしましては、サイバー犯罪及びサイバー攻撃対策、悪質・巧妙化している特殊詐欺事件の被害防止対策、高齢者の交通死亡事故抑止対策などを推進してまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところでございます。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中でさらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質問を行います。

質問はございませんでしょうか。

【吉村委員】 第133号議案、これはいつも出てくるんですけど、ちょっと高額で、発生した時

期が平成29年12月13日ということです。今、この議案が出てくるということは、和解までの期間が2年かかっているわけですが、どうしてそういう長期にかかったのか。金額が高額なのでそういうふうになるのか、中身についてもう少しお知らせいただきたいと思います。

【杉本監察課長】 委員から、和解までに長期間を要した理由についてのお尋ねであります。

示談までに時間を要した理由としては、第二当事者のタクシーの運転手の方が後遺障害の申請をされたため、その審査に時間を要したこと。そして、第三当事者の方が他県に転居されるなどして一時連絡が取れなくなったことなどから示談に長期間を要したということでございます。

いまだ第三当事者との示談が成立しておりませんが、これを分離することとして、今回、ご審議を賜っているところでございます。よろしくお願いいたします。

【吉村委員】 そしたら事故に遭った方は、お二方おられたんですか。1台に1台がぶつかったんじゃないくて、複数台ぶつかったんですか。すみませんが、ちょっと教えてください。

【杉本監察課長】 第133号議案の事故の概要について申し上げます。

この事故は、先ほど委員からご指摘があったとおり、平成29年12月13日に佐世保市島瀬町の国道において、佐世保署員が捜査用車両を運転し、国道の第3通行帯を直進中、前方不注視により、赤信号により停車しようとしていたタクシー、これは第二当事者になりますけれども、これに追突いたしました。その勢いでタクシーが前方停車中の普通乗用車、これが第三当事者になりますが、これに追突。さらに、同社が停車中のトラック、これが第四当事者になりますが、これに追突した多重の玉突き人身事故とな

ります。第四当事者については、損害がないというふうなことでございます。

【吉村委員】 3台にぶつかったわけですね。ということは、結構勢いがあったということですかね。赤信号で停車しかけている車両に後ろから追突したということですから、よっぽど脇見がひどかったのか。

こういう事故が、毎委員会ごとに提出されるんですが、ここに事故を防止するためにいろいろ記載があるわけですが、毎回同じような表現で、もう少し具体的に取組をやっていかんといかんのじゃなかろうかと。保険から支払われるとはいうものの、870万円という高額ですから、こうやって保険から支払われると、保険料もまた高くなるということが出てくるんですよ。これも毎回言われるんですが、保険を掛けた方がいいのか、掛けない方がいいのかという議論かいつもあるんですけど、個人的には、当然、掛けておく方がいいと考えるわけですが、ちなみに、こういう高額な支払いがある場合に、また保険料が戻って、保険を掛けてない時と掛けた時との比較とかされたことがありますか、ここ近年で。保険料の支払いよりも事故の支払いが多かったんで掛けとったがよかったとか、事故がなかったら保険料率が下がって、これだけ差が出ておった、事故があったばかりに保険料がこれだけ上がって支出が増えたんだというような検証をされたことがあればお知らせいただきたいと思います。

【塩崎装備施設課長】 委員のご指摘の関係でございしますが、内容につきまして詳細に比較したことはございませんけれども、これまでの分で検討いたしました結果、保険を掛けなかった場合と保険を掛けた場合で大きな違いというのは、そうございません。そのかわり、保険を掛けて

おる状況でございますが、その時に保険をしまして、警察業務、本来であれば保険の示談交渉であるとか、そういったものに関するいろんな手続、労務、そういったものにかかる時間を本来の警察業務にかけるとか、いろんな利点がございしますので、その点も考慮いたしまして保険の方と契約させていただいている状況でございます。

【吉村委員】 暇な時はないんでしょうけれども、そういうのもちょっと比較して計算をしてみるということも今後してみたらと思いますので、時間のある時にでもやってみてください。

それから、最後にしますが、2ページにその対策として、「緊張感の維持を図るため公用車にドライブレコーダーを搭載」とありますが、意味がよくわからんのですけれども、ドライブレコーダーを搭載して、どういう緊張の維持を図るのかというのがいまひとつわからんのですが、外に向けてなのか、内に向けてなのか、そこら辺をもう少しお知らせいただけませんか。

【杉本監察課長】 佐世保警察署をモデル署として事故防止対策をやってきたわけですが、この佐世保署におけるドライブレコーダーの効果を確認いたしました。佐世保署の賠償を伴う公用車の交通事故の発生状況でございますが、佐世保署の過去5年間の賠償を伴う交通事故の平均値が2.4件に対しまして、昨年は1件、今年は10月までに1件と、ここ2年ほど、平均値よりも下回っている状況でございます。

また、佐世保署員のアンケートを実施したところ、「運転中の安全意識が高まった」という結果も得られているところでございます。一定の効果が認められると思っているところでございます。

そのような状況から、今後も公用車の事故防

止対策としてドライブレコーダーを活用していきたいと考えているところでございます。

【吉村委員】今の答弁だと内に向けてということで解釈していいんですかね。普通、ドライブレコーダーについて一般的なことで私が考えているのは、事故とか遭った時に、その状況がドライブレコーダーに記録されるので、どっちに瑕疵があったかとか、そういうのがわかる外にに向けての設置というのが普通かなと思っておったんですが、レコーダーが付いているので警察官が緊張してちゃんとやるというのもおかしい話かなとちょっと思うんですけれども、いずれにしろ、事故の状況はドライブレコーダーによってきちっと記録されるので、どっちに瑕疵があるかとか、そういうことも記録されるので、このドライブレコーダーの設置ということについては進めるべきだろうと思います。

これは最後にしますが、100%、どの車両にも設置されているんですか。100%設置されていないのであれば、設置率が幾らで、今後どのようにしようと考えておられるのか、お尋ねします。

【塩崎装備施設課長】ドライブレコーダーにつきましては、現在、警察車両の四輪、二輪、双方に付けております。四輪につきましては、現在、全体で887台、約900台ございまして、そのうちドライブレコーダーを設置しておりますのが約159台、約18%になります。二輪につきましては、今のところ、全体で214台ございしますが、そのうちドライブレコーダーを設置しておりますのが、いわゆる白バイになります。現在のところ、33台設置しておりまして、全体でいくと15%ですが、白バイ全体では75%という状況になります。

ドライブレコーダーにつきましては、先ほど

監察課長からも説明がありましたけれども、事故が発生する、もしくは事故が発生していなくても、そのドライブレコーダーを自分たちで見ることによって、その時の交通の状況、この時にどういうふうな運転をしたのか、そういったことを1人だけではなくて、関係する警察官全体が見ることによって、その時の危険性であるとか、この時の判断はいい、この時の判断は悪い、いろんなことが確認できるという利点もございします。そういった全体的な教養もできるという点から、今後も引き続き予算獲得を行いまして、全車両の設置に向けて継続的にやっていく予定であります。

【吉村委員】その答弁でもうちょっと、今、設置率が四輪で18%とか言ったでしょう。そしたら、今後、それに向けて予算も獲得してというような、計画的に何年間で100%にするとか、そういう計画はないのかなと、そういうふうにご答えてほしいんですが、どうですか。

【塩崎装備施設課長】委員からご指摘がございましたが、今のところ、何年計画というものは、正直申し上げまして、ございません。

ただ、白バイにつきましては、来年度までに全て設置をする方向で計画、予算措置は図っております。

四輪につきましては、残りが約82%ございしますが、それに向けては、県の財政も厳しいところもございします。あと国費車両もございしますで、国の方にも働きかけております。国費車両につきましては、今後もドライブレコーダーについては、設置の方向で進めております。県費についても、先ほど申しましたとおり、早い時期に設置ができるように、こちらでも努力してまいりますので、よろしくお願いいたします。

【杉本監察課長】先ほどの説明がちょっと舌足

らずな部分がありましたので、再度、ドライブレコーダーの効果というものについて説明申し上げます。

交通事故防止対策としてのドライブレコーダーの効果としては、一概に言えることはないと考えておりますが、交通事故の発生件数と被害事故を含みます賠償金額から見てみますと、最近10年間の被害事故を含みます賠償金額を伴う交通事故の平均値は25.2件でございます。昨年は22件、今年は10月末現在で8件で、数字的には減少傾向にあります。また、1事故当たりの賠償額からいうと、10年平均値で約43万円ですが、昨年は約28万円、本年10月末現在では約12万円と金額的にも減少傾向にございます。

いずれも減少傾向にあることから、今後もドライブレコーダーの活用を図るとともに、それ以外の有効な対策の一層の浸透を図って事故防止に努めてまいりたいと考えております。

【吉村委員】 そこまで言うなら、それは予算もあるやろうけど、今なんでそしたら160台ドライブレコーダーが付いとるか。だから、佐世保警察署がモデル警察署にしてあって、特に佐世保警察署の車両にドライブレコーダーを設置しているのかなと思ったりもするけど、これで効果があるので設置を進めていきたいと書いてあるので、何となく増やすとかじゃなくて、やっぱり効果があるというのであれば、約900台の車両に一日も早く全台設置をするというような考え方があるんだろうと思うわけです。そうするとやっぱり、「予算も厳しい中ではあります、5カ年計画ぐらいで全台に設置をする方向で進めたいと思います」というような答弁ぐらいが出てこんとかなと思うんですが、警務部長、いかがですか、そこら辺まとめてお願いします。

【伊藤警務部長】 委員ご指摘のとおり、ドライブレコーダーについては、交通安全教育上、非常に有効なツールでございますし、警察ばかりでなく、民間の方々もご活用いただいているのであります。

集団教養におきまして、一人だけではなくて、他の大勢の署員もドライブレコーダーの画像を参考にして、自分の気がつかなかった危険予測の技術ですとか、そういったものを培うことができます。

予算的には大変厳しい状況ではありますが、国費車両というのが大半でございますけれども、国費車両については、警察庁で予算化されるものでございますので、こちらについてもぜひ要望してまいりたいと思います。

県費で付ける分につきましても、5カ年計画というものは今存在してはおりませんけれども、予算の許す範囲内で、今後、整備に向けて検討してまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第133号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第133号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【伊藤警務部長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました警察本部関係の資料について、ご説明いたします。

1,000万円以上の契約状況につきましては、本年9月から10月までの実績は、資料に記載のとおり、15件となっております。このうち特殊型耐刃防護衣購入1件を随意契約しているところであります。

以上をもちまして警察本部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情について、何かご質問はございませんでしょうか。

83番の「「テクノロジー犯罪」の撲滅を求める陳情書」、84番の「「嫌がらせ犯罪」の撲滅を求める陳情書」、「令和2年度離島・過疎地域の振興施策に対する要望書」です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はありませんでしょうか。

【川崎委員】おはようございます。

「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」の5ページの1,000万円以上の契約の分ですが、車両のメンテナンス、東京の事業者が落札されていますが、1者入札、しかも東京。メンテナンスですから実務的なことが東京で行われているとは思わないんですが、契約形態、中身について説明いただきたいと思います。

【佐藤会計課長】この車両メンテナンス業務委託につきましては、二輪車を除く全ての四輪車の車検、点検及びタイヤ・バッテリー交換等、それと故障時における整備について委託をしております。

この契約しているオリックス自動車（株）というのが、長崎県内を含めて、全てに代理店、自動車整備工場を指定しまして、県内はもとより、全国のどこでも、指定した自動車整備工場であれば点検整備が受けられるというふうな契約内容になっております。

【川崎委員】指定した整備工場を持っていると。そうすると、車検を行う時に、どこの整備工場に出すかということは、自由にやるという話でもないんでしょう。ここが一括して受けられるんでしょうが、車検だから計画的に当然出されると思うんです。そういう実務的なことについて、もう少し詳しくお知らせください。

【佐藤会計課長】県内の県警の公用車の車検については、例えば、警察署から十キロ圏内に最寄りの整備工場を指定してくれと仕様の中でうたっております。ですから、オリックス自動車が各警察署ごとに警察署管内10キロ圏内に、それぞれ提携の自動車整備工場を確保して、そこ

を使って県警はオリックスが指定した整備工場
で車検・点検を行う。県内におきましては、そ
ういうふうな契約形態をとっております。

【川崎委員】 わかりました。そしたら、先ほど
10キロ圏内に指定をして、そこにということ
であれば、ここに出してくださいというのは、オ
リックス側から指定があるんですか。この車は、
1号車はA整備工場に持って行ってくださいと
いうのは、オリックス側から指示があるんです
か、指定があるんですか。

【佐藤会計課長】 車検につきましては、警察本
部の方で計画を立てます。それで警察署ごとに、
例えば、A車は今度は3月が車検になるので、
最寄りの指定工場はAの指定工場、オリックス
が提携している整備工場をこちらから指定して
割り振りをしているという状況です。

【川崎委員】 そこで疑問は、そこまで主体的に
県警が、警察署がやられているんだったら、わ
ざわざオリックスさんを通さなくても直でやる
ということ。つまりここでコストが幾らかでも
発生していると思うんです。そういったことが
できて、いわゆる経費削減にもつながっていく
んじゃないかなと考えますが、いかがでしょう
か。

【佐藤会計課長】 確かに、以前は県警内に自前
の車検ができる自動車整備工場を持っておま
した。ただ、それにつきましては数年前に見直
しによって廃止をしております。その際に、そ
れにかわるものとして一括メンテナンス契約と
いうものを導入しております。

ただ、やはり警察署ごとに、おのあの自動車
整備工場と契約することが現場の警察署の非常
な負担になるというところもありますので、そ
ういったところを警察本部で一括して契約をや
って業務の合理化といいますか、現場の負担を

減らすことも一つの目的として、今回のこうい
う契約を取り入れております。

【川崎委員】 合理化という言葉については、そ
うだというふうに思いますが、先ほど、保険の
かかる、かからないの比較もありましたけど、
ぜひそういった比較をやられて、コスト見合い
というか、ぜひ検証していただきたいと思いま
す。臨時の緊急的なことについてはあるかも
わかりませんが、車検なんていうのは計画的に
できることかと思いますが、ぜひ比較検討をお
願いしたいと思います。

次に、10ページと16ページ、同じような道路
標識の表示設置工事というのがあります。失格
が目立つんです、失格が非常に多いなど。最低
制限価格を下回る入札が多分にあって失格が多
いように記載されております。

これだけ低い金額でできると事業者さんが思
っておられるんだったら、この最低制限価格の
設定価格といいますか、適正だったのかなと、
もっともっと安くできるということにもつなが
っていくんじゃないかなと思いますが、この見
解を求めたいと思います。

【佐藤会計課長】 この道路標識表示の積算、予
定価格、最低制限価格の設定につきましては、
まず、標識の部材等につきましては、調査した
市場価格を適用し、また、標示につきましては、
県が公表している基本単価、あるいは物価資料
といったものから算出し、共通経費についても
公表された経費で積算をしております。

我々としては、標識・標示の予定価格の90%
から92%を最低制限価格として設定をしてお
ります。今回、本入札結果を見てみますと、失
格した業者というのが、予定価格の88%から
90%の範囲内に集中しておりますので、最低制
限価格のぎりぎりを狙った結果、こういうふう

な事態になったのではないかと推測しております。

【川崎委員】企業の戦略ですから、どういった取組かということは、はかりかねますが、適正にされているということであればいいと思うんですけども、いわゆる参考にする資料があると思うんですが、それが市場価格ということなんでしょうが、実態がどうなのかというのは、毎年更新されるんですかね、基本的な数字の部分ですけど。

【佐藤会計課長】市場価格につきましては、毎年、調査はかけております。それで、我々としても今回の結果を受けまして、この2件の入札結果について、入札の際、工事業者から提出される工事費内訳書というのがあります。この工事費内訳書をこちらで分析したところ、直接工事費、要は、工事に要する直接の経費について、我々が積算した価格と比較してみますと、概ね88%から104%というふうに業者の積算がなっていました。

それと比較して現場の管理経費ですね、この諸経費につきましては、67%から108%と、こちらの方が大きく開きがあった。ということは、工事費そのものは我々の積算と大きな差はないけれども、経費率で大きく差が出ているんじゃないかということは、やはり経費をかなり絞って最低制限価格に近いところを狙って応札して、受注意欲が強い業者は、そういった形になったのではないかと推測をしております。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はありませんか。

次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【下条委員】皆様、おはようございます。

私からは1点、ご質問をしたいと思います。12月から罰則が強化されました、ながら運転に

についてお尋ねをしたいと思っております。

私も、いろんなところで、いろんな団体の皆さんと交流をしますけれども、テレビでも取り上げていただいた効果で、県民の皆様も結構関心を持っておられます。私も早速、インターネットであつたり、県警の皆様に資料をもらいましてご説明をしているところですけども、まず、罰則が12月から始まりまして10日間ですけども、主に大きく変わったのが交通の危機の場合ですけども、罰則金が5万円以下だったものが30万円以下になったり、また、基礎点数ですけども、11月30日までは2点だったのが6点だつたりというふうな大きな変化がなされていると思います。

改めまして、大きく変わった点をポイントだけで結構ですので、お聞きしたいということと、長崎県の現状ですね、ながら運転が、今、罰則を強化して10日ですので、10日してからの現状というのは、なかなかむずかしいと思いますが、もともと、ながら運転はだめだつたと思いますので、長崎県の違反の現状をまずお聞きしたいと思います。

【松岡交通企画課長】携帯電話の罰則がどのように変わったかということについてお答えさせていただきますと思います。

携帯電話の使用等による罰則については、施行前は、おっしゃるとおり5万円以下の罰金でございましたが、12月1日から6月以下の懲役または10万円以下の罰金に引き上げられております。また、反則金及び違反点数につきましては、皆様、よく使う普通車でいいますと、施行前は反則金が6,000円、違反点数1点であつたところ、施行後は反則金が1万8,000円、違反点数が3点に引き上げられております。

このほか、携帯電話の使用等により具体的な

交通上の危険を生じさせた場合の罰則については、施行前は3月以下の懲役または5万円以下の罰金であったところ、施行後は1年以下の懲役または30万円以下の罰金に引き上げられています。また、違反点数が2点から6点という点数に引き上げられたほか、これまで交通反則切符で処理していましたものが、交通反則切符で処理できないようになっております。

【植木交通指導課長】携帯違反の取り締まりの現状ということでご質問がありましたので、お答えいたします。

まず、今年10月末現在の件数ですが、1万3,239件ということで、残念ながら、今年は前年に比べまして2,288件と減少しております。過去3年を一応ご報告しますと、平成30年が1万8,784件、平成29年が1万8,387件、平成28年が1万9,539件です。

この間、長崎新聞に掲載された記事について、うちの方から資料を提供しているんですけど、長崎県自体が携帯電話の全体の取り締まりに占める割合が高いというところがありまして、全体に占める割合は、今年10月末現在の数でも18.7%という数字ですけど、全国の平均では大体14%ぐらいで、もともとちょっと高かったという状況です。

委員が言われましたとおり、12月1日から厳罰化されました。これにつきましても暫定の数字で各署に電話して確認しました。12月1日から7日までの7日間で72件ございました。通常、さっきの1万3,239件を1日で割りますと大体44件が1日の数になるんですけど、それからすれば、厳罰化された後、1日平均10件ぐらいということで、要因は一概には言えませんが、罰則強化されたことも減少の要因になっているのではないかと、今のところ、思われます。

【下条委員】ありがとうございます。今、お話をお聞きしましても、罰則の強化というところは何らかの影響があるんじゃないかということですね。

今さらながらですけども、ご質問の中に多いのが、今回初めてこれが禁止になったわけじゃないんですけども、こういう場合に反則になりますかとか、だめですかとか、携帯を持っけてナビのように使ってもだめですかとか、こういうかなり基本的なところでのご質問が多く見受けられました。

ですので、現状、罰則が強化されまして、皆様も注意をしている状況ですので、この内容も含めて改めて周知活動を行っていただきたいと思っております。あおり運転も非常に危険ですけども、ながら運転も全く前方不注意、見てない状況での運転になりますので、これを機会に周知活動を行っていただきたいと思っているんですけども、このような周知活動について現状どのようにされているか、お尋ねをいたします。

【松岡交通企画課長】現在、県民に対しましてどのような周知を行っているかということでお答えしたいと思います。

改正道路交通法が本年12月1日に施行されるのを受けて、県警では継続的な交通指導取り締まりや、免許更新時における講習や交通安全教育のほか、先ほどもお話にありましたが、ラジオやテレビ、マスメディアを活用した広報や、警察、市町の機関誌を活用した広報、街頭キャンペーン等による広報、チラシの配布による広報等、あらゆる機会を通じまして、現在、携帯電話使用等の厳罰化や車両運転中における携帯電話の使用の危険性の周知を図っているところであります。

今後も、あらゆる機会を通じまして携帯電話使用等の危険性について広報啓発を効果的かつ効率的、継続的に実施していこうと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。この機会をしっかりと周知活動につなげて、安心・安全な交通を保っていただきたいと思います。と思っています。

最後になりますけれども、私も資料を読ませていただきまして、端的に申し上げますと、自転車のながら運転ですね、これも現状であったり、もしくは周知活動であったり、厳罰化になるのかということをお聞きしたいと思っています。

今朝、テレビを見ておりましたら、大分市で死亡事故だったんですけれども、非常に悲惨な事故がありまして、テレビで見た情報ですが、高校生が夜間ライトをつけずに、細かいところはまだ私もわかっていませんが、接触事故を起こして女性の方が亡くなったということが報道されていまして。自転車というの、ものすごく重大事故につながることにしたいと思います。また、学生が乗る機会が多くなります。学生が全てというわけじゃないんですけれども、ゲームをしたり、そういったことがよく見受けられますので、自転車については、どのように取り締まられているといいますか、活動されているのか、最後にお聞きしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前10時49分 休憩 —

— 午前10時50分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【植木交通指導課長】 自転車の違反ということでご質問がありました。携帯電話の違反ということで自転車の検挙はないんですが、無灯火とか、二人乗りとか、信号無視とか、一時停止、

そのような違反はあります。ただ、長崎県では検挙はございませんで、取り締まりじゃなくて指導警告を令和元年10月末で77件、実施しております。昨年、平成30年が56件、平成29年が77件、平成28年が63件という状況で、長崎県は自転車事故は他県と比べても少ない状況ですが、今のところ、そういうことで検挙は今年はない状況でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。自転車の取り締まりといいますか、いろんな啓蒙活動もされていると思いますけれども、ながら運転も、見ていまして片手に持って危ないなということも見受けられたりしたので、これを機会にぜひ活動をしていただきたいと要望をして終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 ほかにございますでしょうか。

【松本委員】 まず、先ほど下条委員から話がありました、ながら運転のことで、私もいろんな方から、ナビはだめなのかとか、食べたりするのはだめなのかとか、なんで携帯だけなのか等、いろいろ質問を受けたんですけれども、やっぱり大事になるところの一番は、なんで3倍に罰則強化されたのかということが大事だと思います。恐らく交通事故の原因で一番大きいのに、ながら運転が関連しているのではないかなと思うんですが、長崎県内で発生している交通事故の原因の上位についてお尋ねをいたします。

【松岡交通企画課長】 長崎県におきましては、人身事故につきまして、やはり安全運転義務違反、いわゆる脇見、ぼんやりとか、そういうのが一番多くを占めております。

なお、携帯電話が今回法改正になりました理由の一つに、全国的に過去5年間の携帯電話に

よる人傷事故が全国的に1.4倍に増えております。長崎県においては、同じ期間で比較しますと約1.1倍という形で事故が増えているということ。それとプラスアルファ、死亡事故も毎年、全国的に発生していること。長崎県におきましても、長崎市内において女神大橋のところで携帯を見ていて死亡事故も発生しているという状況から、携帯電話は重傷事故を招くということから、今回の法改正になってきたものと承知しております。

したがって、どれがだめかというよりも、まず携帯電話を保持して使ったりカーナビを見るのはだめですよということを我々は周知を図っているところでありまして、それはやっぱりやめてくださいよという形で今後とも周知を図っていこうと思っております。

【松本委員】 その一番大事なところは、前方不注意が一番大きな事故の原因になるんですよということを広く県民の方に強く告知をする。例えば、試験場で見ましたが、1秒目をそらただけで車は何メートルも進むと。だから、下をちょっとただけで大きく前方不注意になって、先ほどの議案の件もそうでしたね、たった数秒のことで大きな玉突き事故になってしまう。だから、やはり携帯電話が鳴っていると仕事でどうしてもとらなきゃいけない。だけど、それをちょっとならいいかと思ってとってしまったことが大事故につながるという県民の意識というか、その啓発を、罰則が強化されるからだめではなくて、これを守ることによって交通事故が減るんです、あなたの身の安全が守られるんですよということを広く伝えて、そしたらやっぱりしない方がいいんだと。ハンズフリーにするとか、そういった対策もそれぞれあるわけですから、やっぱりメールとか、そういうもの

も重要なメールが職場からあったとしても、一回止まって見るとか、そういうところもわかっているけれども、やっぱり仕事をしていてどうしてもということがないように告知を、そして、これが罰則強化されて実際に件数も減っているわけですから、そこは成果というか、抑止になっているということも広く伝えていただきたいと思います。

もう一つは、先月、大阪で住吉区の小学6年生の女儿がSNSで知り合った方に誘拐をされて栃木県で保護されるという衝撃的な事件がございました。その後、たまたま先月29日に県庁で「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」が開催されまして、その翌日の11月30日の長崎新聞に掲載されておった記事がすごく印象に残りました。

長崎県内で子どものSNS被害が、なんと5年間で100人いるという報道がされております。特に、2014年は35人ということで、県内で公立学校の児童生徒の携帯電話の利用状況は、小学6年生で47.9%、中学3年生で59.8%、高校3年生で94.7%という、子どもたちが携帯電話を持つのが当たり前の時代になった中で、大阪の事件で衝撃だったのは、SNSで知り合った、全く顔も名前も知らない人についていってしまったということが、通常の誘拐と違って、無理やり誘拐されたわけじゃないということで、これは県内の子どもたちにも、実際、5年間で100人が被害に遭っているということであれば、非常に不安を感じるところでございます。

そちらに対して県警としては、やはり目に見えないところでございます、SNSを子どもがプライベートで使うわけですから。こういった対策をとっていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

【田川少年課長】 携帯電話につきましては、10年前を振り返ってみますと、ガラケーという普通の携帯電話が主流だったんですけれども、最近に至りましてはスマートフォンが主流となってきておりまして、子どもから大人まで所持している。高校3年生につきましては、委員おっしゃったとおり、ほぼ90%以上の、ほとんどみんなの生徒が持っているという状況にあります。

また、携帯電話を持たない子ども、児童につきましても、親御さんがスマートフォンを買い換えて残るといふふうになると、家の中でWi-Fiを使って動画を見ることができたりとか、SNSをすることができたり、ツイッターをすることができます。あるいは家の中ではなくても、近くのコンビニに行くとフリーWi-Fiというものがありますので、こういったものを使って非常に外部との連絡とか外部の情報などを取り入れることができるという状況に今あるというふうに思っています。

本県におきましても、SNSを発端とした児童の犯罪被害というものにつきましては、昨年までの5年間に、ちょうど100人被害に遭っておりまして、これが多いと見るか、少ないと見るか、私は多いというふうに考えております。本年につきましては、既に11人の児童がこういったSNSに起因した被害に遭っているという現状にありまして、昨年以上に増加しているということを感じているところであります。

大阪であった誘拐事件でありますけれども、これは報道でも流れたわけでありまして、本県におきましても、平成29年と平成30年に中学生の子どもが誘拐される事案がございました。これにつきましては無事に保護して、犯人につきましても検挙したところでありますけれども、

内容につきましては、大阪と同じようなSNSを発端とした状況というところがございます。

児童生徒に対しましては、警察官とか少年補導員とかスクールサポーターという職員がいますけれども、小学校、中学校、高校から、それぞれ警察職員に対しまして、非行防止教室をやってくれないかというふうな依頼がございますので、こういった非行防止教室におきまして、被害の具体的な実情を説明したり、あるいはインターネットは危険性があるというふうなことを説明しております。

私たちが考えているのは、子どもにいくら、これはだめだよというふうに話しても、なかなかぴんとこない子どもさんがいますので、保護者会なんかがある場合には、親御さんに対しまして、こういった実態とかインターネットの危険性というものを実例を示しながら説明をして、家庭の中において被害に遭わないように、あるいは学校においても被害に遭わないようにというふうな啓蒙活動をやっているところでございます。

【松本委員】 今、答弁にあったのが、昨年、佐世保で中学1年生の女の子が誘拐されている、一昨年も佐世保市内で男子中学生が誘拐され、同じように大阪まで連れ去られております。なんでこんなに簡単に誘拐されるのかと聞けば、ラインというのは友達同士だけで友達の連絡ツールとして使っているけど、ツイッターというのは世界中の人が見ることができ、しかも実名じゃない。そしたらメッセージが入ってきて、安易に、ゲームでの情報とかも入った中で連れていかれてしまうということは非常に危険だなどというふうに感じるんですが、実際、警察でそういう講習をしていただいたとしても、ほかの業務もありますから、県内の全ての小中学生、

高校生に講習をすることは物理的に不可能だと思うんですね。

そういう中で、しかし、携帯を取り上げるわけにもいかないし、私も中1の娘がいて、携帯を安全のために持たせているんですが、そういった方々に対して、県警だけじゃなくて、それはもうPTAだったり、健全協だったり、地域を挙げて親の意識も変えなきゃいけない。そういった取組を警察から促して行って、ツイッターとかそういった事件があって危ないんだよということを、親からも、学校からも、警察からも伝えて子どもたちに認知をしてもらおう。自分も被害に遭うかもしれないということを警察からもっと積極的に、全庁的にやるべきだと思うんですが、そちらに対してはどのようにお考えでしょうか。

【田川少年課長】今お話がありましたとおり、警察の役割としては、こういったSNSを利用して使っている犯人を検挙するという大きな役割がありますので、これにつきましてもしっかりと尽力していきたいと思っております。

そういった少年たちに対して、被害の状況とか、非行防止教室などで各学校で活躍している少年補導職員とかスクールサポーターという職員がいますので、犯罪の新たな手口というのが次から次にあらわれてくると思います。これについては毎日というか、毎月のように新たな手口みたいなものが発生してくると思いますので、そういった新しい情報を関係者、教育庁、あるいは保護者、学校関係者、子どもとかかわりのある皆さんに情報発信をしていきたいというふうに思っております。

【川崎委員】あおり運転についてお尋ねいたします。

前回の議会でもお聞きしまして、長崎県でも

平成30年が50件、いわゆるあおり運転と言われるものが認められたという話でございました。非常に危険な状況から厳罰化を求める声は多分にあったかと思いますが、最近、そういう法制化も、新たにあおり運転という定義を明確にして厳罰化を図るという報道があります。

実際、この法制化に向けた今の進捗についていかがでしょうか、お尋ねいたします。

【松岡交通企画課長】あおり運転に関する検討状況でございますが、これは国の方でやっておりますので、昨日の段階で国の方からきましたので、あくまでも現時点での見解という形でご理解していただいて、ご説明させていただきたいと思っております。

検討で、方針的には、いわゆるあおり運転厳罰化のための道路交通法の改正の検討を早急に進めているという現状でございます。その中で要検討項目として、既存の違反との関係性を整理の上、いわゆるあおり運転の実態に即し、実効的な取り締まりができる規定の検討を現在進めています、というような状況ではなかろうかと思っております。

【川崎委員】そうしますと、既に警察庁の方では具体的に法整備に向けて検討がなされているという状況ですね。スケジュール感的なところまでは、まだ明確にはわからないのでしょうか。

【松岡交通企画課長】スケジュール等については、我々も把握しておりませんので、この場でお答えすることは控えさせていただきたいと思っております。

【川崎委員】速やかに法を整備されることを求めたいと思っております。

この厳罰化に関する動きを報道で知ったのは、つい最近の話であり、今、交通企画課長にも進捗状況について確認をさせていただきました。

今議会に公明党会派から、「あおり運転に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書(案)」を提出させていただいておりますが、これは速やかに法整備の検討を進めていただきたい旨の内容でございまして、今確認をしましたら、既に着手されているということでございましたので、今回、この意見書については取り下げをさせていただいて、速やかに法整備がされるように臨んでいきたいと思っておりますので、委員長の方でお取り計らいいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、交通事故の処理についてお尋ねをいたします。

一般論でいいんですが、死傷者が発生するような交通事故が起きた場合に、どのような手順で事故処理がなされるのでしょうか、お尋ねいたします。

【植木交通指導課長】委員から質問のあった事故処理の手順ということに回答させていただきます。

一般的な事故処理の手順といたしましては、110番通報がされまして、それを認知しますと、警察官が現場に臨場いたします。その際には、負傷者の有無、あるいは車が動くかどうか、救急車が要るか、あるいはレッカー車が要るか、その辺を確認します。そして、現場に赴きまして、まず、負傷者の救護が最優先となります。そして、救護いたしまして、その後、運転手、あるいは目撃者、参考人がおりますので、まず運転手、被疑者を特定、あるいは参考人、目撃者を確保いたしまして、現場保存しまして、交通規制を実施するかを判断します。

普通の一般道であれば通行止めする必要もないような、車を動かせれば、よけて片側通行とか、そういう場合もありますし、場合によって

は全体を規制してしまうような場合もございます。それに乗じて今度は実況見分、捜査ですね。これは自動車運転過失致死傷罪とか、危険運転とか、いろんな犯罪となりますので、この事件捜査をするための実況見分等を現場で行います。

【川崎委員】ありがとうございました。負傷者の救出等は、恐らく救急車が来て、消防局の方でやられると思いますが、行政機関が異なった場合に、全体を指揮する方がいらっしゃって処理をなさるのでしょうか。

【植木交通指導課長】現場におきまして、消防と警察ということで機関は違いますけど、まず、先に行った方が、救護を先に実施しますので、どちらが指揮をするというのはございません。まず、救護を優先して、警察が先に行けば警察が救護して、救急隊の方に渡すというような、救急隊の方が先に来られる場合もあるかもしれませんが、指揮系統が決まっているということはございません。

【川崎委員】事故処理については確認いたしました。

個別の事故のことで大変恐縮ですが、10月15日に川平有料道路で死者が発生する痛ましい事故が起きてしまいまして、改めてご冥福をお祈りいたしますが、この時に川平有料道路のトンネルの中ということもありました。朝の時間帯ということもありました。これは事前に伺いましたが、早朝に発生した事故で交通規制を解除するのにお昼ぐらいいまだかかっているということ。つまり朝の通勤ラッシュの時間帯に重なってしまったんですね。そういったことから有料道路を利用できないということから、一般道に行く車が重なりまして、いわゆる大渋滞が発生したということがありました。

重大な事故なので慎重に実況見分をやってい

ただくことは、至極当たり前という認識のもとでお尋ねをいたしますけれども、有料道路を完全に遮断すると、どういったことが起こるかということを推測するのは、そう難しくない話だと思えます。

そういった中において、個別具体的で恐縮ですが、発生した時間、そして終了した時間、今おっしゃられた負傷者救出、運転者の保護といえますか、被疑者の保護、確保といえますか、そういった行程、そして交通規制が必要かどうかの判断、さらに実況見分、そして終了、これは具体的におおのどの程度時間を要したかということを説明いただきたいと思います。

【植木交通指導課長】女の都トンネルでの事故につきましては、事故の形態といたしまして、10トン車のトラックと普通乗用車の正面衝突事故でございました。片一方の普通車の方が亡くなられたというトンネル内での事故です。

午前5時31分頃、事故が発生しております。110番が32分頃にされて、43分頃、警察官が現場に到着しております。51分頃に、これは全面通行止めの必要があるということで、車も大破しておりまして、部品等は50メートル先まで飛び散った状態で、オイル等も散乱しておりましたので、そのような状態で通行止めを開始しております。中に入っていた車は反対の方に帰しております。

その後、午前6時12分頃、消防隊はもう来ておりますので、車から脱出できないような、閉じ込められた状態でしたので、レスキューの方が車を開いて出しております。それが12分頃ぐらいで、後、消防の方が救急車を移動させて救命措置をとられて、後、病院とかを手配されまして、21分ぐらいに搬送して行かれております。

その後、実況見分とか捜査を、運転手さんの

お話を聞いたり、現場の痕跡を探したりしておりますが、午前9時50分に、10トン車のトラックの方のレッカー車が来まして、ある程度捜査も終わりましたので、トラックを搬送しております。その後、普通車につきましては、午前10時50分ごろに搬送しております。普通車は大破しておりまして、部品等が飛び散っておった状況でオイル等が、こっちの方が漏れておったんですけど、そのような状況です。

車がある状態で現場保存して見分した後、今度、車をどけて、きれいにした状態で痕跡を確認して、その実況見分を終えたのが午前11時17分頃になります。

そして、今度は道路管理者、県の公社ですけど、こちらが道路の安全を確認して車を通さなければいけませんので、これはオイルとかありますし、いろんなものが飛び散っておりますので、この確認をしていただきまして、午前11時30分に全面通行止めを解除しております。

【川崎委員】 詳しくありがとうございました。発生して負傷者の搬送が開始されて、いわゆる病院等にお届けをするのが約50分後ぐらい、その後にトラックの搬送、つまりトラックを移動させたのが午前9時50分と言われましたので、恐らくここに3時間30分かかっていると思います。その1時間後に普通車を移動させた。つまり負傷者を搬送し、車が置いてある状況で実況見分を3時間30分行ったということですか。

【植木交通指導課長】 確かに、この時はトラックのレッカー車も、トラックの方は福岡の業者でしたので、福岡の業者の方が、10トン車を運ぶレッカー車をとということでちょっと時間を要しております。あと、普通車につきましては、トラックをどけてから動かすということで、その後、普通車のレッカー車が来ております。現

場は、決してレッカー車を待っておって何もしてないという状況はございません。必要な捜査をその間も実施しておる状況です。

【川崎委員】決してそういった指摘をしているわけじゃなくて、3時間30分、皆さん、一生懸命されているので、時間がかかっても、それはやむなしとは思いますが、例えば、トラックを牽引するレッカー車を福岡の業者さんが手配すると。トラックの業者さんだから、簡単にすぐつかまえるのかもわかりませんが、普通車の搬送なんていうのは、誰が手配するのかという話ですね。亡くなったわけですし、普通車は、誰がレッカー車を手配したんですか。

【植木交通指導課長】この時は亡くなられておりましたので、家族の方が判明するまでちょっと時間がかかっております。そして、家族の方に確認して、警察の方で手配してもらえないでしょうかということで、最終的にはこちらの方で手配しております。

【川崎委員】そこをぜひ工夫をしていただきたい。3時間30分、一生懸命、実況見分をされていることを否定する話ではありませんので。トラックの方はきちんと応対できるような状況だったので会社を通じて手配をされたのかもわかりませんが、一方、普通車の方はご家族、最終的には警察が手配をされたということから考えて、こういう状況の時に家族の人を、失意の中にある家族の方に、レッカー車を手配せんといかんですよと、おたくがというのは、非常に酷な話だと思えます。確かに、行政機関がどこかの会社に直接云々というのは公平性を欠くということがあるのかもわかりませんが、ここはぜひ工夫をすべきところじゃないかなと思えます。現実問題ですね、レッカー車なんて、普通、なかなかお付き合いがないですよ、一

般の方は。そう考えていくと、どこに電話すればいいんですかから恐らく始まる。しかも、家族はもう動転されている。そういった状況の中において、ちょっと対応が逆に冷た過ぎるんじゃないかなと思うんです。

そういったところから、こういうレッカー車の手配といったことが迅速に、そして、皆様の実況見分がより前倒して、詳しくやっていることを否定はしてないです、何度も言いますが。それが少しでも時短といいますか、圧縮できるような、そういったことについて工夫をぜひやってほしいと思えますね。レッカー車の手配についての見直しをぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【植木交通指導課長】今回も連絡がとれなかったということで、こちらでとっておりますけど、通常は保険に入られていますので、保険の中にレッカーの方も連絡するようになっていて、無料になったり、ロードサービスとか無料なところもあるんですけど、結局、それを依頼するのは、支払いをするのは、その当事者になりますので、その辺はトラブルがないように当事者をお願いしてはおるんですけど、手配できないことがわかれば、それはもう言われるとおり、早め早めにやっていきたいと思えます。

特殊な、大型とか、なかなかレッカー業者も少ないところがございますので、この辺については本部の方でも資料をつくってみて、各署にも、こういうことでありますよということで示して、レッカー、そういう作業が少しでも早め早めになるように取り組んでいきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【小林委員】関連をいたしますけれども、改正

道路交通法が12月1日から施行されたと大きく報道されております。下条委員とか松本委員からご質問がありましたので、内容をよく把握することができたわけであります。

ここで一つ申し上げておきたいことは、要するに、そういう罰則の厳罰化を図るということ。この厳罰化ということは、聞きようによれば、何もそこまではとかいうような、そういうたぐいの人もひょっとしたらおるかもしれないが、やっぱり厳罰化することによって根絶する一つの契機、こういうような形につながっていくということが一番の大きな目的ではなかろうかと、こう考えているわけであります。今回も、ながら運転とか、あおり運転というのが非常に大きな社会問題になっている。大きな社会問題になるに足だけの悪しき前例がたくさんあるわけでありまして、こういうのをテレビで朝のいい時間帯に放映してくれるとか、あるいは昼間、夕方、各局はいい時間帯で世間に内容を知らせてくれる、あるいはこうやって新聞で報道していただける、こういうようなことでお互いの関心が高まってくる。高まることによって、なんでこんな軽罰でいいのかということになってきて、こういう罰則が厳罰化される。その目的は、あくまでも根絶をするという方向の中で、これをよりよき方向に向かわしめなければいかんと、こういうことをきちんと我々は意識の中に置かなくちゃいかんと思うわけです。

それで、例えば、道路交通法でいうならば、飲酒運転がかなり大きな話題を呼び起こしておった。また、いろいろそこからくる被害が、死亡事件を初めとしてたくさんあったわけですが、これもやっぱり罰則を厳罰化したことによって、これが一つのよい事例となって、相当な根絶に近い形の中で、飲酒運転は今もなお

問題であることは間違いないが、件数からしてみれば、相当全国レベルでは、やっぱり死亡事故、死亡につながるような案件はちょっとトーンダウンしていると。だから、それと同じように、今回のこういう事例の厳罰化というのは、極めて大事なことであると思います。

そういう意識の中で、こういう厳罰化によって根絶をするということにつなげていくような意識を我々は持たなきゃいかん。もう飲酒運転なんかというのは、飲むだけじゃなくて、飲ませた方にもそれだけの罰則が課せられるということでもありますので、そういう社会の目が高まり、関心が高まり、厳しくなるということによって根絶につながると、こういうことを期待しておきたいと思いますので、しっかりお願いを申し上げたいと、こういうふうに思うわけがあります。

それから、新聞で私も見たわけですが、長崎新聞あたりのトップで、道路交通法の改正に伴って、ながら運転に関する記事が報道されておりました。

例えば、先ほどから課長さんたちから答弁があっておりますけれども、長崎県のながら運転の件数は、全国の平均をかなり上回っているのではないかと。例えば、全体の事故の件数から、その14%ぐらいが全国の平均にもかかわらず、長崎県の場合は18%を超えているというようなことが指摘をされておりました。その情報は県警当局から出されているものだと思いますけれども、こういう背景というか、こういう要因というか、なんでそうやって全国平均から長崎県が、ながら運転的なものが上回らなければならないのかと。学校教育がよくないのか、家庭教育がよくないのか、あるいは地域の指導がよくないのか、いろんな要因があるだろうと思いま

すが、この辺のところはどういうふうに、何か分析というか、その要因をお考えになっているかどうか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午前 11時26分 休憩 —

— 午前 11時27分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【植木交通指導課長】 委員からのご質問についてお答えします。

先ほどの18%というのは、携帯違反のパーセントでございます。長崎県が高いのは、先ほどもありましたとおり、安全運転義務違反の事故率が高いということで、いわゆるながら運転になります。こういう違反を防止するためというものありまして携帯の違反に取り組んだのもありまして、全国よりもやや高いのではないかと考えております。

【小林委員】 その要因が、しっかりとした取り締まり、そういう指導をやっていただいているというようなことの結果が、そういう18%を超えるような一つの比率になっているというようなことで、そういう意味では実際、件数が多いということのみならず、それをちゃんと指導しているというようなことで、よい意味で受け止めなければならないかと思います。この件数のパーセンテージを今言ったような状況の中で、この全国平均をきちんとした取り締まりの中で、それが下がるようにお願いをし、また、世間の期待に応えていただきたいと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう1件気になることは、罰則の厳罰化の中において懲役刑というのがかなりウェートを上げるのではないかと思いますけれども、3カ月以下とか、6カ月以下とか、これが今

度は1年ですか、そのくらいに上がっているわけです。懲役刑が施行されるというか、そういうことにつながるということは、違反を何回か繰り返すというか、常習犯というか、反省の色がないというか、そういうところに対する警鐘だろうと私は思います。

この懲役刑に値するというような、そういう繰り返す案件については、これは裁判で決めるのか、どこで決めるのかよくわかりませんが、例えば、懲役刑になるということは、どういうときに可能性として高いのか、そこについてお尋ねをしたいと思います。

【松岡交通企画課長】 委員のご質問に関しまして、個々具体的な事案になってくるのは控えさせていただきたいと思いますが、今回の場合、交通上の危険を生じた場合の罰則として1年以下の懲役又は30万以下の罰金が指定されております。その中で、現時点で例えばになりますけれども、一般論で言えば、交通事故を起こし、人をけがさせた、これは明らかに危険な場合と認定ができるのではないかと我々は考えておりますが、ここは今後積み重ねながら具体的にやっていきたいと考えております。

【小林委員】 わかりました。要するに、ながら運転をしながら大きな事故につながった場合は懲役刑だというようなことが考えられるのではないかとということでございますから、しっかり受け止めておきたいと思います。

先ほど言ったように、関心の高まりは私自身にも、今朝も遅れるからとかなんとかというてね、うちのドライバーをしてくれる事務所の者が運転しながら電話しようと思ったけれども、私は止める側に回ったんですね、今日はほめられてもいいかと思いますが。「おまえ、こんなことしたらながら運転で大変なお叱りを受ける

し、俺の立場がないからいいよ、俺が電話するから」というようなことで、やっぱりそこに大きな歯止めになっているわけです。厳罰化、そして、そういう罰則化が広く、きちんと伝わるということがとても大事なことだということを重ねてお願いをしておきたいと思います。

それから、ちょっと話は変わりますが、児童虐待というのが、これもまた過去と違って大きな話題になっているのではないかと思います。我が子でありながら、あるいは我が子でない場合もあるかもしれないけれども、そういう健気な子どもたちに対して暴力行為を繰り返すというような非人間的な行為が、これも非常に大きな話題を集めているところでございます。

これは新聞報道でありましたが、長崎県と児童相談所と県警と、この3者で虐待に対するところの対応訓練をなされたというような記事を読ませていただいたところでございます。

今言うように、虐待に対しては、これまた根絶してもらいたいような罰則強化や、その他の取組をお願いしたいところでございますが、今回のいわゆる対応の訓練ということについては、よくよくあっていることなのか、初めてのことなのか。私は、初めてこういう記事に触れたわけでございますけれども、今、長崎県にどのくらいの、例えば、県警、あるいは長崎県全体でこの虐待に対するところの通報というのがどのくらいの件数になっているのか、当局としてご存じかどうか、まずお尋ねしたいと思います。

【田川少年課長】児童虐待の認知につきましては、警察側といたしましては、110番などで児童虐待というふうに認知することもありますし、市や町の担当課が先に把握することもあります。あるいは「189（いちはやく）」という番号が最近よく広報されております。児童相談所への

110番みたいなどころですが、そこへの通報により児童相談所が児童虐待を認知する場合もあります。

これはあくまで警察の統計ですが、昨年の警察の児童虐待の認知件数につきましては296件、そして、人数につきましては404人ということでございまして、今年の10月末現在で350件、376人ということで、人数は若干低いんですが、認知件数としましては、昨年と比べて増加している状況でありますので、警察としても重要視して取り組んでいるところでございます。

児童相談所との訓練ということでもありますけれども、これにつきましては児童虐待に対する世間一般、国民の認識が非常に高まっているということと、あと、しつけと虐待の狭間が明確でないというふうなところがあって、実は、しつけと書いていても、虐待であったという場合もございます。

そういった虐待に対して子どもを守るという意味も踏まえまして、関係機関が家庭に入り込んで子どもを保護する、あるいは親を支えるというふうな活動をしております。

訓練についてでございますけれども、児童虐待などの通報があった場合に、子どもの安全が確認できない場合につきましては、児童相談所が主体となりまして、立入調査、あるいは強制的に家庭に入る臨検という、任意と強制という2つの種類がございます。事案的には少ないわけでございますけれども、しかし、実情を見まして、こういった事案がいつあるかもしれないということで、日頃の関係機関の連携というのが非常に大切だと思っております。

そこで、平成27年から県と児童相談所、そして警察とが連携いたしまして、そういった子ど

もを安全に保護するというふうな訓練を定期的
に年に1回行っているところでございます。本
年につきましても、10月に佐世保と長崎でそれ
ぞれ訓練をしまして、お互いの連携のあり方につ
いて確認をとったところでございます。

【小林委員】 今の内容はよくわかりました。こ
ういう認知件数が増えてきているんだと、対象
人数は少なくなったかもしれないがというよう
なことでございます。今のようなご答弁で、し
っかり把握されておりまして、問題意識を非常
に高く持っていていただいているということ、大変
ありがたいという気持ちでございます。

やっぱりなんだかんだ言っても、県民のより
どころは警察本部、あるいは最寄りの警察です。
また、地域の安全は派出所とか交番の皆様方、
こういう方々が枕を高くして眠れるような、毎
日の生活を非常にバックアップしていただいで
いる、こういう感じがいたしております。

今言うように、子どもを保護するとか、安全
とか、そのことだけでも大変な言葉ではないか
と思いますが、お互いの家族関係においても、
やはり頼るべきについては警察ご当局のご指導
というようなことを当てにしていると思うんで
す。

もちろん、この案件については、いみじくも
ご指摘があったように、これが騷なのか、虐待
なのかと。その家庭におけるところの騷、それ
と世間でいうところの虐待、その狭間がなかな
か難しいところではあるかと思いますが、や
はり騷も過剰になってまいりますと今日のよう
な虐待になってきて、その間における行政指導
的な、あるいは家族と当局の方々が触れ合うと
いうことがとても大事であって、これは子ども
を守ると同時に、親もしっかり指導していかな
ければいかんと、こういうようなことの両面か

ら考えられるところではないかと思います。

それで、平成27年からこういう連携プレーの
中で対応の訓練をなされていると。対応の訓練
の成果というか、こういうことに今まで気づか
なかったことについて、こういうことがよくわ
かったとか、平成27年から行われて3～4年にな
るけれども、その成果はいかにというところで
ございますが、どうですか、平成27年からおや
りになって、3者プレイの中において、県警で
手が届かないところ、児童相談所でなければなら
ないところ、あるいは学校でなければならな
いところとか、そういういろんな問題があるだ
ろうと思いますが、訓練をすることによってど
ういう成果が出ているか、最後にお尋ねをして
おきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

— 午前 11時40分 休憩 —

— 午前 11時40分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【田尻生活安全部長】 今、委員お話のとおり、
子どもの虐待事案というのは、警察だけじゃな
くて、いろんな関係機関が連携してやらないと、
なかなか成果が上がらないところでございます。

平成27年から関係機関と訓練等を通して情
報の共有とか連携を図っております。正確な数
字は、今、手持ちはありませんが、実感として
は、関係機関からの通報、あるいは大事に至ら
ないための情報交換というのがかなり増えてき
たというのが私の実感でございます。子ども
の虐待というのは、本当に痛ましいものでござ
います。子どもの健全な成長は、長崎県あるい
は日本国民の願いだと思っております。ここ
に対して当然警察はその責務を負っていると思
います。

今後も、県警においても、体制面あるいは人材面も含めて検討してまいりたいと思っております。

【小林委員】ただいま生活安全部長からご答弁があったように、我々が県警に寄せるところの中で、こうやって皆様方、いろいろな部局があり、また、担当課長の皆さん方が第一線で頑張っている。やっぱりなんだかんだ言っても、暮らし、生活を支える、無事に過ごすことができる。昔はなかったような事件が現実にかかるというような、何が起ころうかという、そんな社会はいかなものかと思うけれども、やっぱりそれをきちんと法律で縛るというようなことは、お互いが安全に暮らす上においては一番大事なことである。そこに県警の皆さん方の大きな役割があるのではないかと、こういうふうに考えております。

皆様方もいろいろ大変でございますが、これから特に年末でございまして、そういう意味からいいましても、お互いに引き締まるころの時期ではないかと思えます。より一層、県民の皆様方の幸せのために大いにご奮闘いただくことを心からお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

【深堀委員】幾つかお尋ねをします。

まず初めに、令和2年度免許事務運用案ということについてお尋ねをしたいと思えます。

事前にこういう説明資料をいただいて説明を受けております。今回の改定で本土地区における違反・初回講習は、試験場及び長崎運転免許センターのみで行うというのが基本的な柱でありますけれども、その中でまずお伺いしたいの

は、この見直しを行う目的、何のためにこれを行うのかという目的をまず教えていただきたいと思えます。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘の集約化の目的につきましては、一つは窓口職員の負担の軽減でございます。これにつきましては先般から安全協会自体が労働局あたりのご指摘もあったものですから、その辺の雇用形態等の見直しをしてくれという安全協会に対する指導があったところについて、謙虚にこちらの体制等を検討しました結果、講習部門の合理化をすることによって窓口に行く来庁者の数が制限されることから、こういった関係で合理化をして、集約化をして集中化を図った次第でございます。

【深堀委員】窓口職員の方々の負担軽減、いろんなご指摘を受けながら。事前にお話をお伺いする中で、全国的に見ても、今やっている窓口というのがものすごく県民にとって利便性が高い、ほかの県では、もう少し窓口が絞られているという話もお聞きしたんですけれども、そのあたりの実態はどうですか。

【黒崎運転免許管理課長】窓口の集約化についての全国的な傾向でございますが、現在、当県で行っているようなほとんどの署について、講習の区分が全て、フルスペックで整っているところについては、全国で4県しかございません。全国ともに集約化が進んでいる現状にございまして、集約化をしている全国的な傾向も含めて今回踏み切ったという形にもなるかと思えます。

【深堀委員】わかりました。目的であり、全国の実情も踏まえた取組、これは一定理解をしています。

ただ、そうは言いながらも、今回の見直しを行うことによって、どうしても今の県民の免許更新に対する利便性が低下してしまうところが

あるというふうに思うわけですね。そこが許容できるか、許容できないかという話ではあるんですけども、今回、いろんな話、説明を聞いてみると、本土地区を集約化することによって一番遠い地区、例えば、平戸市であったり、松浦市であったり、もしくは南島原市であったり、こういった地区においては、これまで最寄りの警察署で更新ができていた方が、平戸からわざわざ大村まで移動しなければいけないという状況になるわけです。南島原市の方も大村まで行かなければいけない。

既に今でもそうやっている人はいるのかもしれないですけども、いただいた業務一覧表の資料の説明の中に、今回、見直されることによって今までと違うところに行かなければならない人たちは、全更新者のうちの約9%ということもいただいております。ただ、今、私が申し上げたように一番気になる遠方の地区において、どれくらいの数の方が、例えば、今まで平戸署に行っていた方が、どうしても大村まで行かなければいけなくなった人の数、同じく松浦市、南島原市、こういったところにどれくらいの具体的な数が、これまでの実績から見て、ものすごく長く移動しなければいけなくなるのか、その具体的な数字を少し教えていただけませんか。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘の講習区分の合理化につきましては、試験場まで、例えば、長崎センターまで来なければならないような人につきましては、違反講習、初回講習、この2つの講習区分が含まれるということで認識いたします。

その数字でいきますと、例えば平戸ですと、これは平成30年の免許更新者のベースとしてお答えさせていただきたいと思うんですが、平戸警察署ですと、違反者講習の区分が904人、

初回講習が291人、約1,200人の方々が長崎もしくは試験場に来なければならないという形でございます。

あと、南島原につきまして、違反講習については959人、初回講習については309人ということで、これにつきましても1,300人ぐらいの方々がちょっと遠方までという形になります。

全体でいきますと、先ほど委員から数字のご指摘がありました9%、これは一般講習も含めての数字でございます。一般講習が最寄りの、例えば、平戸であれば江迎とか佐世保で受けることができます。そういった方々の分を除きますと、全体で5.9%の方々が試験場ですとか長崎センターに行かなければならない数字という形で出ているところでございます。

【深堀委員】ありがとうございました。全体の5.9%ということですけども、数にしてみれば、平戸市でいえば1,200名程度の方が、今まで平戸署でよかったのが大村まで行かなければいけない。南島原市でいけば、1,300名ぐらいの方々が今まで南島原署でよかったものが大村まで行かなければいけない。いろんな目的のために苦肉の策でこういった形になったというのは一定理解をするんですけども、平成30年度の実績でそれだけのお客さんに対して、令和2年度だから、来年4月からですよ。そういう地域の方々のご意見とか、事前に理解を求めるような活動というのはされてあるんですか。

【黒崎運転免許管理課長】委員ご指摘の周知徹底の状況等についてお答えいたします。

現在のところ、警察署については、既に案内のものを示しているところでございます。ですが、地域住民については、議会の承認をいただいた後に、各警察署の署協議会を通じての連絡といたしますか、意見の集約といたしますか、そう

いった形での周知徹底を図ろうということですとか、ホームページに掲載、各警察署が実施する会合等における広報、警察署が発行するミニ広報誌ですとか、交番速報、こういった形での広報についても積極的に行い、効率性が低いからということで県民の不利益を聞き逃すことなく、理解が求められるように広報、窓口における説明等を鋭意尽くしたいと思っております。

【深堀委員】そのあたりをぜひやってほしいんですけれども、今、説明の中で議会の承認を得てと言われましたけど、これは議会の承認事項ではないですよ、一応確認ですけど。ということは、案を策定して、それで動くということ警察内部で決めていらっしゃるのであれば、やはり早期に動いてほしいんですね。理解を得てもらわないと、3月ぐらいになって、平戸の方に大村まで行ってもらわなければならないということが周知できてなければいけないと私は思うんですよ。

そこらあたりは漏れがないように、いろんな媒体を使って、特に気になる遠方の方々ですよ、不利益というか、利便性が非常に低下する地区は、特にその周知徹底を図っていただきたいんですけれども、早急にやっていただけないか。

【黒崎運転免許管理課長】先ほどの議会の承認等については、訂正させていただければと思います。議会に対する説明という形に変えさせていただきます。

今後の流れとしましては、委員ご指摘のように、各地域に早い段階から周知徹底をという形の要望もございまして、それを含めまして、今後、そういった形で各警察署、例えば、平戸、南島原といった遠方につきましても、積極的に広報を実施いたしまして理解を深めたいと考え

ております。

【深堀委員】この問題について最後にしますけれども、もともとの目的の中で窓口職員の方の負担軽減という話があって、これは交通安全協会が受けていますけれども、そこに対する指導もあっているということ。ただし、これは単年度契約の委託ですよ。ですから、未来永劫、交通安全協会がするという決まったものではないはずです。当然、今度の4月からも、こういう新しい窓口体制になって、また公告をして募集をかけるわけですよ。

今の状況で、こういうふうに窓口が集約化されるということも、そこはいろんな事業者の方々が手を挙げられるためには一定の時間が必要になるわけですよ。そこも担保できるようにしておかないと、結果的に今やっているところがするのかもしれないけれども、しかし、そこはしっかり時間を協議できるといいますか、検討できるだけの時間的なものをもって公告をしないと、これまたおかしなことになってしまうので、その点も要望しておきますので、お願いいたします。

【佐藤会計課長】委員ご指摘のとおり、今回の入札につきましては、早い時期に公告を出して、この公告期間につきましても、少なくとも10日間となっているところを、広くほかの事業者にも周知する意味で、約1カ月間と長めにとる形で準備を進めているところであります。

【深堀委員】そういう準備されているということなので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にもう一つだけ。少年非行の概況ということで、冒頭、説明もあったわけですが、資料を見ると、前年同期と比較すると2名減少というふうな報告があっているわけですが、昨今の事例で、これは長崎市内ですけれど

も、例えば、少年のコンビニ強盗事件があったり、ごく最近では少女による無免許運転事故があったり、高校生による大麻の事件があったりというふうに、件数としては減ってきているかもしれないけれども、昨今、報道とかで見る少年非行の重大化というか、そういったことを感じているんですけれども、部長の説明資料の中では、「少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に」云々という記載もあるんですが、学生さんであれば教育委員会というか、学校サイドも指導するでしょう。しかし、さっき私が申し上げたコンビニ強盗の話、無免許の話というのは、学校に行っていない少年少女だったというふうに理解をしているんですね。

そういった少年少女に対するサポートというのが、本当にこの少年サポートセンターでどうなのか、どういうふうな取組をされているのかということちょっと、今までの重大事件になってきている傾向も踏まえて教えていただきたいと思います。

【田川少年課長】先日、長崎市内における少年のコンビニ強盗とか、無免許運転などによる交通事故というのが発生したわけでありましてけれども、コンビニ強盗につきましては、死傷者が発生していればとか、無免許運転の交通事故につきましては、第三者が被害に遭っていればどうなったんだろうというふうなことで、少年非行に関しまして、少年課としても、県警全体としても、非常に危機感を抱いているところでございます。

我々がこういった非行少年と接する中で共通して感じていることは、少年の規範意識が低いということとか、少年自身のコミュニケーションが不足しているんじゃないかとか、あるいは

こういった非行を起こすがゆえに、家庭とか、地域、社会とのかかわり合いというのがだんだん少なくなっているんじゃないか。そういった中で、少年自身が自分の居場所を見出せない、孤立するとか、疎外感を抱いている、あるいは悪さをする者同士がつるんでいるというふうな状況があるかと思っております。

先ほど、委員から説明がございましたとおり、学校等に就学している子どもたちに対しましては、非行防止教室ということで体育館などで少年サポートセンターの職員等が非行防止についての教養を実施できるわけでありましてけれども、学校を卒業した、学校とのかかわりが無い子どもたちに対して、どのように警察が対応しているかということについては、まず、街頭補導活動、あるいは少年相談活動をやっております。

少年相談活動につきましては、少年自身が「困っているんですけど」ということで相談に来ることもございますし、家庭におけるお母さん、あるいはお父さんが、「うちの子どもがやんちゃで非常に困っているんですよ」ということで相談に来ることもございます。あるいは1度補導した少年につきましても、1回補導したから終わりというのではなく、時々連絡をとって、その後どうしているのかといったことで継続補導活動ということもやっております。

あるいは立ち直り支援活動といいまして、先ほど、子どものコミュニケーション不足とか、地域社会とのかかわり合いが少ないというところがございまして、どうしても学校とかかわりが無い子どもたちに対しまして、仕事して給料をもらいたいとか、勉強を頑張りたいとか、あるいは社会に役に立つことをやりたいとか、お父さん、お母さんと仲直りしたいというふうな子どもたちがいますので、就学支援といたし

まして、少年補導職員が勉強について教える就学支援、あるいは就職をしたいということであれば、履歴書の書き方について子どもたちに親切に教えるとか、あるいはハローワークに行って一緒に就職先を探すとか、面接のやり方について、こういった面接の応え方をするんですよというふうな支援活動をやっております。

社会奉仕活動につきましては、清掃活動をやって社会に役立つということを子どもたちに感じとらせるとか、あるいはスポーツ活動を行って絆を感じる、社会との絆を感じるというふうなところをやっております。

親子間の関係修復としましては、親子間でスポーツ活動やったり、話し合いをしたりして仲直りを図って家庭での育成を図るというふうなところで、さまざまな活動をして少年の育成に携わっているところでございます。

【深堀委員】いろんな取組をされていると思います。私の地域でも、少年補導員とか民間のボランティアの方々が非行に走らないようにいろんな取組をやられています。ぜひ警察としても、そういったボランティアの方々と連携を密にして、できるだけ地域で見守って、そして、いろんな相談ができるような体制。

今回の本会議の一般質問の中で、例えば、社会的孤立とか、いじめとか、いろんな相談に対しても、今どきのアプリを使った、SNSを使った相談窓口の開設であったりとか、そういったこともありました。警察内部においても、そういったものを活用しながら若い人たちの悩み、相談にもっと取り組めるようなことをこれから考えていっていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

―― 午後 零時 1分 休憩 ―

―― 午後 零時 1分 再開 ―

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
しばらく休憩いたします。

再開を午後1時30分といたします。

―― 午後 零時 2分 休憩 ―

―― 午後 1時28分 再開 ―

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
ほかにご質問はございませんでしょうか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。

まず、先日、ローマ教皇が来日されまして、県警の皆様のご尽力において、県警の皆様のおかげでローマ教皇を無事にお迎えをして、何事もなかったということで、県民の誇りでございます。

ただ、我々が知らないところで何か小さい事件であるとか、また、ローマ教皇の警備に当たるがために、ほかの地域でカバーできなかったこと等がありましたらご教示いただければと思います。

また、私もその時に市内を歩かせていただいたんですけど、びっくりしたのが、長崎県警以外の他県からの応援が非常に多くて、すごい頼もしかったと感じております。どういった体制で他県からの支援も含めて取り組まれたのかということをご説明いただければ、よろしくお願いします。

【多田警備課長】 委員からのご質問の、警備の体制と他県からの応援体制ということについてお答えさせていただきます。

ローマ教皇の警備に関しましては、全体で約2,800人の体制で警備を実施いたしました。そのうち他の都道府県警察からは約1,300人の特別派遣を受けて警備を実施いたしました。この

1,300人体制につきましては、県内の後方治安に齟齬が生じないように事前に警察庁とも綿密に打ち合わせをしまして、この体制を応援、特別派遣を受けて実施したということでお考えただいて結構だと思います。

24日ですけれども、この日、警備以外のところでの大きな事案というのは、特になかったと認識しております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。完璧に、無事にお迎えをして、何事もなかったということは、本当に我々にとっても誇りでございます。何もなかったことがファインプレーであるという厳しい中でやっておられて、何もなかったことがすごく報道されればいいんですけれども、そういった裏でやっていただいた方がいるということをしかりと県民もわかっておらなければならぬと感じております。

次の質問に移らせていただきます。事件、事故の推移のことについてでございます。

前の委員会でも、この件に触れさせていただきました。振り返りになるんですが、当時、検挙率について質問させていただいたんですけど、認知件数と検挙件数、この時期がずれてしまうというところから、検挙率の推移を評価しても、少し違うといったところで後ほどご回答をいただきました。検挙率ではないんですが、今回もこの部分で申し上げます。

知能犯についてです。検挙件数で令和元年115件と。昨年に比べてこれが半数なんですね。要は、これだけ見ると昨年よりは検挙できていないということが見てとれます。知能犯が、サイバー関係の犯罪がここに含まれていると。

今回、県の重点戦略、警察本部の部分でも、令和2年度長崎県重点戦略、53ページ、警察本部、こちらで県警として一番強く訴えられてい

るのがサイバー犯罪対策の強化であります。県警としても、ここが今後ものすごく重要になってくだろうという決意を示していただいているものだと感じております。

一方で、知能犯が検挙数としては減っているというところで、特に、サイバー犯罪というのが、なかなか高度化して、また、質も時間とともに捉えにくくなるような犯罪の種類だということ認識しておりますので、もしかしたら長崎の中で高度なサイバー犯罪が繰り広げられているのではないかと心配をいたしております。

また、認知件数が下がっております。サイバー犯罪自体が、恐らく方向性としては増えていく中で、そもそも認知件数が減っているというのは、感覚としてはなかなかつかみづらいところでございますので、そういったところも含めて知能犯の状況について、まずご説明をよろしくお願いいたします。

【柴原捜査第二課長】 それでは、委員ご指摘の知能犯の検挙が減っている要因についてご説明いたします。

これといったはっきりしたことはわからないんですけれども、平成30年に南島原警察署がツイッターを利用したチケット販売名下の広域詐欺事件を検挙しております。これが余罪を含めて47件、この中に入っております。余罪多数の検挙があった平成30年は、たまたま検挙が上がっているということです。今年はそういうふうな大型の余罪を持った被疑者の検挙に至っていないということで若干下がっておるというふうな状況だと思います。

【中村(泰)委員】 回答としては、余罪を含めたところでの検挙が今年は少なかったということで、結果的に検挙件数が昨年に比べて少ないという理解をいたしました。

冒頭、サイバー犯罪ということをちょっと申し上げたんですけれども、サイバー犯罪という視点からいけば、1年前、2年前と比べて何か景色というか、その状況が変わったことがあれば教えていただきたいんですが。

【中村サイバー犯罪対策課長】サイバー犯罪につきましては、昨年が検挙が95件ということでございます。今年は、令和元年10月末現在、検挙件数については107件ということで、若干増加はしている状況でございます。

ただ、インターネット利用の犯罪ということで、ほかの刑法犯とかぶっている部分もございますので、我々がサイバー犯罪というような、不正アクセスとかなんとか、そのあたりがどうかというところでございますが、ここに関しては余罪が多かった犯罪があったりしまして、増加している状況ではあります。

最近の状況として特異なものはないのかと委員おっしゃられましたが、前回の委員会でもお話しいたしましたけど、フィッシング絡みとかそういうところでの、検挙に至っているのは中国人女性の逮捕というようなことで初めてやっているところもございますけど、相談数は増加している状況でございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。115件の中で100件ぐらいがサイバー犯罪、かぶるところがあると言われたんですけど、というぐらいの理解をしました。であれば、これまで犯罪の種別が、こういう種別になっていたんですが、例えば、サイバー犯罪だけをピックアップして別の数として整理をすとか、そういった整理をしていただければ、よりサイバー犯罪の状況というのがつかめますし、これから一番変わってくるだろうという犯罪ですので、特に、市民、県民の皆様に対しての周知も含めてすご

く重要になってくるところなので、別の管理というか、見るようにしていただくことをご検討いただければと思います。

次の質問に移ります。令和元年度の事務事業の評価結果についてでございます。警察本部から出ております資料の3ページです。

来日外国人犯罪対策の推進事業ということで、事業内容と、あと今後の見直しということで触れられております。

今後、長崎県がインバウンドのお客様であるとか、そういったところ、I Rも含めて外国のお客様が犯罪に巻き込まれる、または犯罪の加害者になるというような事例が増えていくだろうと想定できます。

現状、どれぐらい、例えば観光客のお客様であるとか、外国の方が加害者になってしまうとか、そういった数字がもしあれば教えていただけないでしょうか。

【平井組織犯罪対策課長】 委員のご質問について説明をしたいと思います。

明確な統計というのは、外国人がどれだけ、観光客という部分でのあれはありません。ただ、年間、数件程度は被害に遭ったりとか、2年前ですか、ドイツから来られた方が酔ってナイフで日本人に切りつけたとか、そういったことがあっているのは認知しております。明確な、純粹たる観光客とか、クルーズ船で来た方というのは、年間1～2件程度という認識であります。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。であれば、そんなに被害には遭ってはないだろうという状況ということですね、わかりました。

そういった中でも、先にリスクを予見されて、こういうふうにしっかりと目標設定をされているところはすばらしいかなと思っております。

最後に、先ほど深堀委員からもお話がござい

ましたが、免許センターの話でございます。

基本的には決定事項という理解でおるんですが、一つ危惧しておりますのが、新規に更新をされる方が、従来であれば近くの、もちろん、全員が対象になるわけではないんですが、従来であれば最寄りの警察署で更新できたものが、遠いところに行かないといけない。違反をした方ならば、なかなかそこはしようがないというか、逆に安全運転を心がけるための施策というような説明ができるかと思うんですが、新規更新者、特に若い方が想定できるんですが、人口減少、若い方の人口流出が叫ばれている中で、一層、長崎が住みにくいと思うんじゃないかなという懸念をいたしまして、若い方に対するケアというか、そういったところがもしあれば教えていただけますでしょうか。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩いたします。

— 午後 1時43分 休憩 —

— 午後 1時43分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【黒崎運転免許管理課長】 現状としますと、若い方、免許を取って3年たった方が初回講習という形になるんですが、この更新時講習の初回講習といいますのは、違反者講習と一緒に括りとなっておりまして、違反者講習も2時間、初回講習も2時間ありますので、現に免許試験場においても、違反者講習と初回講習は一緒にしている状況でございます。

ですから、これだけを例えば署の方ですということになると、ならば違反者講習も一緒に署ですべきじゃないかという形になってしまって、本当の集約化につながらないところがあります。

確かに、委員がおっしゃられるように、県としてのイメージダウンにもしかしたらつながるかもしれないところではあるんですが、私たちの集約の流れとしますと、違反者講習と初回講習は一つの括りとして合理化の手段として考えているものですから、今後もそういった形でご理解いただけるような形に一定説明を尽くしたいということで考えております。よろしいでしょうか。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。合理化のために若い方が、犠牲と言ってしまったらあれなんですけれども、そういう状況にあるということは理解はいたしております。

どうしたらそれを納得していただけるのかなというところだと思うんですが、私も初回講習の時に、免許を取った後、改めてそういったことを、悲惨な映像とか見た時に、すごく目が覚めたというか、そういう記憶がございます。なので、あえて集約をして質の高いことを伝えたいんだというような説明をしていただければ、来た若い方も、そういう理由でこうなっているのかと、わざわざ遠いところまで行っても何か伝えないといけないことがあるんだというようなメッセージ性を持たせるしか方法はないのかなと私は思っていますので、これまでの講習にさらに踏み込んだような形で取り組んでいただければ、すごくプラスになるんじゃないかなと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

【浅田委員】 先ほどの関連にもなるんですが、午前中、松本委員からSNSを使った青少年の事件関係というのがあったんですが、その中でああいうふうな形で誘拐みたいないところにつながったのは近年2件というふうな

おっしゃっていたかと思うんですけども、それ以外にSNSを使った上での犯罪にどのように巻き込まれたものがあるのか、もう少し詳しく教えていただけますか。

【田川少年課長】平成29年と平成30年にそれぞれSNSに絡む誘拐事件が発生したということで、午前中、説明を差し上げたところでございます。

平成30年中にはSNSに絡む被害といたしまして誘拐事件が1件ございました。そのほかの罪種といたしましては、育成条例違反、児童買春、児童ポルノ事犯、児童福祉法違反や略取・誘拐というところで、どちらかというとな性的な被害というところが大きいものでございます。

本年に入りましては、もう既に11件の被害を確認しているところでございます。罪種についても、ただいま申しました性犯的な事案というのがほとんどを占めているような状況でございます。

【浅田委員】使われた言葉がよくわからなかったんですけど、何事件とおっしゃいましたか。

【田川少年課長】性犯罪事件ということです。

【浅田委員】誘拐とかにしても、いろんなところでそれがあつたりとか、つい最近も、男性が男の子をとかというのが2～3日前も、中学生の男の子が呼ばれてという流れの中で、本人たちが思いもよらぬような事件になる場合と、今回みたいに親元からとか学校から逃げたいと、その先のことは何も考えてなくて、とにかく居場所を探したいとか、いろいろ複雑に絡んでいるような気がして、一概に指導の難しさというのがあるように感じております。

最近、私が聞いた中でも、例えば、さっき松本委員もおっしゃっていましたが、ゲームとかを使って、オンラインゲームの中でダイレク

トメールとかが送れたりすると。それで、例えば、長崎みたいな田舎の場合は、受験前とかにゲームとかを気晴らしにやってて、今度受験に行くんですみたいな、そこで初めて東京に来るんだつたらいいところを紹介するよみたいなメールのやりとりがあつたり、長崎以外の私の知り合いのお子さんもそうだったんですけど、そういう思いがけないような、田舎から行くと、ご馳走になれるのかなみたいな軽い気持ちで行かれていますお子さんとかが実際に、被害者の11人に上ってない中でも、まだまだ隠れたものというのがたくさんあると思うんですよ。その防止というのは、すごくいろんな形でやっていかないと、子どもから携帯を取り上げるだけではなくて、やっぱりそれぞれの世代に応じて、指導の仕方というのがやっぱりあるでしょうし、女性、男性ではない部分というのが今往々にしてあっておりますので、もう少し深く切り込んだ形での対策が必要なのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

【田川少年課長】やはり昔と今の違いなんですけれども、昔は知らない人について行ったらだめですよというふうなことで子どもを教育していたと思います。私自身もそういったことで親から教育を受けてまいりました。

しかし、今、委員がおっしゃられましたオンラインゲームというのは、基本的に面識がない人たちと対戦をするといいますか、交流するというか、そういった形式のものであります。

こういった交流をする中で、どのような形で実際に少年たちが関係者に会いに行くかという、一つの推測ではあるんですけども、やっぱりゲームをしていく中で共通の話題があつたり、あるいは心配ごとをちょっと話したら、「いいよ、こっちに来ないか」というふうなところ

で、子どもがどんどん、どんどん、心を開いていくというふうなところでこういった事件が発生しているところだと思います。

委員から説明がございましたとおり、警察に届け出があった件数につきましては、去年が16人、今年が11人ということで認知しておりますけれども、やっぱり届け出がない部分が存在はしていると思います。なので、これの件数をもって判断するのではなく、そういった潜在的なところについてもあるんだということを認識しながら、我々は子どもに対する教育をしていくことが必要かと思います。

そこで感じるところは、やっぱり大人でもスマートフォンを使ったり、インターネットを使ったりしてだまされる、詐欺に遭うという事案が発生する中、子どもがわずか10年、20年で全て社会のことを知っているとは思えないと思うんですね。

そういった中で警察といたしましては、子どもたちに対して、こういった事案がありますと、あるいは保護者に対して家庭でしっかり教養をしてくださいよというお願いをしていくことが非常に大切かと思います。

午前中の答弁にありましても、警察職員、少年サポートセンター、スクールサポーター等が学校において被害教育とか非行防止教室とか、そういったSNSに絡む教育とかを行っているところを話し、説明いたしましたけれども、最近におきましては、警察といたしましては、民間機関と連携した取組といたしまして、サイバーセキュリティボランティアに対する委嘱状を交付いたしまして連携をした活動を行っています。

こういった活動かと申しますと、専門的な知識を習得した高校生が小中学生等に教養を行う

事業であります。具体的な学校名を言いますと、複数ございますけれども、佐世保高専を始めとしました多くの高校生が参加しておりまして、こういった高校生が説明を子どもたちにとって、によって、メリットとしましては、大人から話を聞くよりも、年齢が近い高校生、お兄さん、あるいはお姉さんから説明を受けた方が親近感が湧いて教養効果が高まるというところを期待しているところでございます。

実際に佐世保高専の実例の話を聞きますと、私たち大人はSNSとか十分に専門的な知識はありませんので、こういった専門的な知識を勉強している高校生の実演としまして、パスワードを設定したスマートフォンを、いとも簡単にパスワードを解除して見せたりということで、こうやって被害が発生するんだよということを説明して子どもたちに警鐘を鳴らしているところでございます。

オンラインゲームなんかで知らない人についていくという話に戻るんですけども、なんで知らない人に相談をするのかというと、じゃ、知っている人で相談する人はいないんじゃないかという話にもなるかと思います。そういった中で社会とか警察とか地域というのは、しっかりと連携していく必要があると思っております。

【浅田委員】いろいろとありがとうございます。

前に確かに高校生とかがサイバーセキュリティとか同じ世代として指導をするんだという話を聞いた時に、非常にいいなと思いました。多分、親や学校の先生には言えないこととして話しながら、いろいろそういうものの怖さとか実例とかを知ることでもできると思うんですけど、なかなかそれが県下の小中学生に全部ができるわけではない中で、本当にどんどん、どんどん、この事案というのが増え続けている。日に日に、

長崎は11人かもしれないけど、全国的に見ると、いろいろ日々あっていて、それが氷山の一角でしかないことを考えると、親御さんたちにも、こういうことで誘拐につながったり、性犯罪につながったり、いろんな実例があるんだという、もっとリアリティーのあるものをしっかりと紙媒体で配布するの何なのかも含めて、いま一度やっていただけないかなというふうに思いました。

受験期を狙って、そういうふうないろんな接点を持ってくる人たちがいるという話を聞いた時に、ちょっと怖いなと思って、その後、大学生になって実際に会ったというような話も聞いて、継続していったり、それが犯罪になるのか、ならないのかは別としても、やっぱりいろいろ我々がわからないところで、そういうところにつながっていくということをしっかりやっていただきたいんですけれども、教育委員会とそういったところの連携というのはどういう状況でしょうか。

【田川少年課長】教育委員会との連携についてはいかがかという質問でございますけれども、平成20年からこういった問題に取り組むことを、学校での問題は、やっぱり学校でしかわからない、警察の問題はやっぱり警察でしかわからないということで、平成20年から30年までに、不定期でありますけれども、5回、公安委員と教育委員それぞれのトップが会合しての意見交換会というのをやっております。

一例でありますけれども、警察側からは、非行少年等に対する立ち直り支援活動についての議題、あるいは教育委員会からはSNSにかかわる事件及び情報モラルの教育ということで学校が行っている教育、そして、そこで足りない部分で警察で担保できないか、あるいは警察で

やっている活動について教育委員会側で何かもっと補足的にできることがないかということをつとの間で話をして、周知といいますか、役立てるような活動はしております。

【浅田委員】10年間で5回ですか。

【田川少年課長】平成20年から30年までで5回ということになっております。

【浅田委員】10年間で大きくいろいろなものが進んで、事案も大きく変わっていきると思います。私は、割と肯定的なんですけれども、オンラインゲームとかeスポーツとか、正しく使うとプラスになるものも、リスクヘッジをしっかりと指導していくことをやればよくなるものがマイナスになる、反対に転じてしまうこともありますので、もっと、10年間で5回というと非常に少ないとしか、ごめんなさい、思えなかったものですから、もっと時代も進み、これから学校ではプログラミング教育とかもあり、いろんな形でまた細分化していくようなこともあろうと思いますので、そういった会合とかもできれば密にやっていただければありがたいかなと思っています。

併せて、先ほど深堀委員からもお話がありました薬物、高校生が捕まりました。過去にも長崎県でそういう事例もあって、数は少ないけれども、明らかに低年齢に落ちていると。特に、最近では薬物にも種類がたくさんあって、場所によっては簡単に手に入ってしまうようなことが、芸能人を通じてですけれども、テレビ報道とかでされれば、あっ、意外と簡単にできるのかなと思う子たちもいたりするようで、そういったところをもっとしっかりと、今、学校でも薬物乱用防止教室みたいなのはやられているようですけれども、本来のあり方としてもう少しやっていただかないと、長崎県で一人で

もそういう検挙があるというのは不名誉なことだなというふうに思っているんですけども、ああいう事件を受けて、今後、喫緊の対策としてやろうとしていることはおありでしょうか。

【田川少年課長】先ほど、公安委員会と教育委員会との意見交換会につきまして5回ということでご説明いたしました。直近で言いますと、平成29年、30年ということで、2年連続して開催しておりまして、公安委員会と教育委員会以外で、我々、少年課と、あるいは教育庁の生徒児童支援室の担当者とは定期的に会合、あるいは意見交換等実施しておりますので、決して教育委員会との連携がないというわけではございません。教育委員は非常にお忙しくて日程がとれないという年もございましたので、しかしながら、回数につきましては、なるべく毎年実施されるような形で進めて、よりよい社会づくりをしたいというふうに考えております。

薬物事犯についてでありますけれども、喫緊の対策につきまして、今、手持ちでご説明する資料がございませんけれども、子どもに対して薬物というのは危険なんだよと。そして、そういったものを乱用すると、もうこんなふうになるんだよというふうな薬物の危険性、有害性、乱用の実態ということに対しまして、学校における薬物乱用非行防止教室というものを実施しております。

これにつきましては警察だけではなく、薬物を扱う行政機関といたしまして、税関、あるいは県の体育保健課、薬務行政室、九州厚生局など、関係する部局がそれぞれありまして、学校側につきましては、ほぼ100%、各学校とも、そういった薬物乱用防止教室を実施しているという話を伺っております。

特効薬というのは、なかなかないかもしれま

せんけれども、ニュースなどでも大きく取り上げられていますとおり、子どもたちにとっても非常に理解しやすい時代といえますか、そういった風潮であると思いますので、そういった薬物乱用防止教室というのを実施していきたいと思っております。

これにつきましては、低学年については、なかなか理解できないということもありまして、小学校5、6年生から、中学校、高校生に至るまで、それぞれの年齢に応じてわかりやすい説明をしています。

薬物乱用防止の専用の車、「あすなろう号」というのがあるんですけども、これに標本とかDVDを付けたテレビとか、そういったものを搭載しておりまして、そういった専用車両を使って啓蒙活動しております。

私が非常にうれしいと思っているのは、そういった薬物乱用防止教室は各学校からのオファーがあって開催するわけですけども、子どもたちからお礼の手紙というのが来ます。「びっくりしました。こんなに種類があると思いませんでした」、あるいは「きれいなラムネ色の形をしているから、もしかしたら、私、知らなかったら飲んでいたかもしれません」というふうな感想を多くいただいております。

そういった意味で、そういった被害の子どもというのは一定数はいるかもしれないんですけども、大きく役立っていることは間違いないところだと思っております。

【浅田委員】ありがとうございます。薬物にしても、SNSにしても、現場の方たちともいろいろ会を積み重ねているということで、それは本当に感謝したいと思います。

薬物のことに関しても、いろいろそうやって至るところで周知をしてくださっているという

お話の中で、これもまた聞いた話で恐縮ですけども、今は、修学旅行とか短期留学とか、いろんな方たちがいて、海外に行くと日本と違って合法だったり、もっと手軽だったりということがあって、そういうことで子どもたちの機会が増えておりますので、留学をしようとしているところとか、いろんなところで、より周知をしていただきたいなど。

例えば、オランダに行った時にびっくりしたのが、大学生がたくさん並んでいるところがあって、これは何をしているんですかと検査機関で聞いたら、自分が持っているドラッグが良質なのか混じり物が入っているのか、それを調べると。良質だったら、まあいいだろうと、悪質な、薬物がいっぱい混じっている、混じりものがいっぱいあれば、混じりものが今地域によってたくさん出回っているから注意喚起しましょうみたいな、国によって全然違ったりとか、クラブに行って遊ぶ前にバケツに捨てたら水を1本もらえますみたいな地域に行くと、それが普通になっているところに仮に学生として行くと、罪悪感がないままという形もありますので、そういったところまでケアを深く深く、今、時代がそうやって修学旅行を含め、いろいろ行っておりますので、ぜひともお願いしたいなと思います。よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございませんでしょうか。

【吉村委員】 最後になりましたが、さっきの中村(泰)委員の質問に関連するんですが、隣が変な方にってしまったので、サイバー犯罪ですね、これが去年の資料を見ますと、年々増えてきておりますね、犯罪の数自体はね。それで、平成29年から平成30年に関しては倍増しているんですね、犯罪の数は。

それで、1年前に解析資器材の充実に向けということで730万円ぐらい予算をとっていますというふうになっているんですが、そういう解析器材の効果とか、そういうことをまずお聞きしたいと思うんですが、お答えいただきたいと思います。

【中村サイバー犯罪対策課長】 現在、解析資器材に関しましては、解析用パソコン28台、捜査支援用のパソコン8台、あとはユーフェドといましてスマートフォンを解析するようなもので運用いたしております。

解析の件数といたしましては、解析用のパソコンで平成29年が2,254台、平成30年が3,070台、令和元年9月末で1,666台の解析を行っているという状況でございます。

【吉村委員】 解析をした結果とかもお知らせいただければと思います。どういうものを解析して、どういう結果が得られているのかということもお聞きしたいと思います。まずそれから。

【中村サイバー犯罪対策課長】 現在、あらゆる犯罪でスマートフォンとかパソコンとか使われているという認識であります。ですから、犯罪の解明をいたす前提として、犯罪に活用したスマートフォンとかパソコンとか、中にどういう履歴が残っているのかとか、そういったところから始まって証拠化をしていくということで。ですから、あらゆる犯罪の証拠づけといえますか、そういうところでの活用で使われていると考えていただければよろしいと思います。

【吉村委員】 履歴を調べていくというようなことなんですかね。そういうふうに理解しておきます。

それと一緒に、平成29年1月に産学官共同で14機関、サイバーセキュリティに関する総合協力協定というものを結ばれています。その機

関の一つに長崎県立大学の情報セキュリティ学科というのが入っていると思います。先ほど工専とかの話が出ておりましたが、こういうところと協定を結んで連携して、どういう効果が出てきているのかということをお知らせいただきたいんですけど、具体的な例があればお願いいたします。

【中村サイバー犯罪対策課長】平成29年1月に県内外の関係機関14機関と「サイバーセキュリティ相互協力協定」ということを結んでやっております。その中に県立大学も入っていただいておりますので、まず、警察との関係ではお互いに講話とか研修とか、したり、されたりという形での連携ができております。

また、これまでも警察が行った研修とかIT企業を呼んでの研修とか、それに加わっていただいたりということもやっております。

今後、来年2月の話ですけれども、連携の一環として県立大学が主催で大学生が中心となつて、警察本部が共催という形になりますけれども、サイバー関係の知識とか技能関係のコンテストをやってみようということで、まだ計画段階でございますけど、そういう形で連携を進めていこうと思っております。

【吉村委員】これまでの具体的な効果というものについては、何か答弁できるような中身はないですか。

【中村サイバー犯罪対策課長】知識は大学の方が持っていらっしゃると思いますので、うちの方から相談をさせていただいたりとか、さっき申しましたが、講義を受けたりということで知識のアップというところで効果が出ているのかなと思います。

【吉村委員】もう少し数字で出てきたら楽しいんですけど。例えば、検挙率とか、平成30年が

大体95件ぐらいとさっき言われたですかね、九十数件。それで、検挙数が四十数件かなと思うんですけど、その前の年は38件少ないんですよね。倍増している。検挙率が15～16%というところかなど。例えば、検挙率が上がってきているんですけどということを分析されていないかなと思いますけど、いかがですか。

【中村サイバー犯罪対策課長】具体的に今まで県立大学とのかかわりの中で検挙率が上がったというのは、分析をそこまでいたしておりません。ただ、いろいろ協力をしていく中で警察の知識とか技能が上がっていくということで、数字には出ないと思いますけれども、そういうところでの反映というのはできているのではないかと考えられます。

【吉村委員】具体的にそういう数字をまだ調べてないということですが、これは県立大学のサイバーセキュリティ学科ばかりじゃなくて、14機関で協定を結ばれているわけでしょう。その効果がこういうふうにあったんだというのは、次の機会にでも調べておっていただいて、さっきからも、ちょっと引かかるんですけど、具体的に目標を設定するとか、数字を出して効果を検証するとか、そういう作業が多少あっていいのかなと思いますので、そういうところについて要望させていただきたいと思います。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】ほかに質問がないようですので、これをもちまして警察本部関係の審査を終了いたします。お疲れさまでした。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局の審査を行います。

しばらく休憩し、再開を14時30分といたします

す。

— 午後 2時11分 休憩 —

— 午後 2時29分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

会計管理者より、予算議案説明をお願いいたします。

【野嶋会計管理者】 出納局関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」の出納局・各種委員会事務局の1ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で（目）一般管理費126万5,000円の減を計上いたしておりますが、これは職員給与について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で（目）一般管理費118万4,000円の増を計上しておりますが、これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わ

ります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、監査事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【下田監査事務局長】 同資料の2ページをお開きください。

監査事務局関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で（目）事務局費644万2,000円の増などを計上いたしておりますが、これは給与費について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で（目）事務局費40万6,000円の増などを計上いたしておりますが、これは給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、人事委員会事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の議案について、ご説明をいたします。

同資料の3ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会

計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で（目）事務局費1,011万円の増を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明をいたします。

歳出予算で（目）事務局費37万2,000円の増を計上いたしておりますが、これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、労働委員会事務局長より、予算議案説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】 労働委員会事務局関係の議案について、ご説明をいたします。

同資料の4ページでございます。

今回、ご審議をお願いいたしますのは、まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳出予算で（目）事務局費86万6,000円の減を計上いたしておりますが、これは職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算で（目）事務局費16万6,000円の増を計上いたしておりますが、これは職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜ります

ようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、議会事務局長より予算議案説明をお願いいたします。

【木下議会事務局長】 同じく分科会資料の5ページをお開きください。

議会事務局関係の議案につきまして、今回、ご審議をお願いいたしますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

まず、第119号議案関係では、歳出予算で（目）議会費1,681万5,000円の減、（目）事務局費270万円の増を計上いたしておりますが、これは議員報酬及び職員の給与費について既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案関係では、歳出予算で（目）議会費268万7,000円の増、（目）事務局費78万3,000円の増を計上いたしておりますが、これは議員の期末手当改定及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することに異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、所管事項についての質問を行うことといたします。

まず、人事委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎人事委員会事務局長】 人事委員会事務局関係の所管事項について、ご説明をいたします。

「総務委員会関係議案説明資料」の出納局・各種委員会事務局の1ページでございます。

まず、令和元年度県職員採用試験についてでございますが、短大卒業程度及び高校卒業程度の各試験を実施し、11月に最終合格者を発表いたしましたところでございます。

また、警察官Ⅰ類（男性・女性）〔第2回〕、警察官Ⅲ類（男性・女性）の各試験の実施状況及び合格発表予定につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、職員の給与等に関する報告及び勧告についてでございますが、人事委員会は、去る10月9日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。概要は、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の報告を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、労働委員会事務局長より、所管事項説明をお願いいたします。

【大崎労働委員会事務局長】 労働委員会事務局関係の所管事項について、ご説明をいたします。

同じ資料の3ページでございます。

調整事件について。これは、労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件であります。前回説明以降、新たに申請された事件はなく、現在、調整中の事件は1件でございます。

審査事件について。これは、不当労働行為に関する事件であります。前回説明以降、新たに申し立てられた事件はなく、この間、取り扱いました事件3件中1件は、命令書交付により終結し、現在審査中の事件は2件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【福田会計課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました出納局・各種委員会事務局の資料について、ご説明申し上げます。資料の1ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約について、本年9月から10月までの実績は、1ページに記載のとおり、4件となっております。

また、それぞれの入札結果の状況につきましては、2ページから5ページに記載のとおりでございます。

【中島(浩)委員長】 以上で説明が終わりました

ので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、所管事務一般について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、これをもちまして出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時41分 休憩 —

— 午後 2時41分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。
これをもちまして、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、文化観光国際部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月11日

自 午前 9時59分
至 午後 4時30分
於 委員会室1

物産ブランド推進課長 宮本 智美 君
国際課長 永橋 勝巳 君
国際課企画監 小川 昭博 君
(アジア・国際戦略担当)

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委 員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

文化観光国際部長	中崎 謙司 君
文化観光国際部政策監 (国際戦略担当)	浦 真樹 君
文化観光国際部次長	岩田 正嗣 君
文化振興課長	村田 利博 君
世界遺産課長	栞原 恵 君
観光振興課長	佐古 竜二 君
国際観光振興室長 (参事監)	佐々野一義 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時59分 開議 —

【中島(浩)委員長】 皆さん、おはようございます。

これより、文化観光国際部関係の審査を行います。

今日は、12時15分に拉致議連での街頭活動がごございますので、午前中の審査を11時40分を目途に終了したいと思いますので、ご協力をお願いしたいと思います。

分科会に入ります前に委員の皆様にお諮りいたします。

本日、審査を行う一般会計補正予算の議案と第134号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算及び第134号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行い、委員会再開後、第138号議案についての質疑、その後、第134号議案及び第138号議案についての討論・採決を行うこととしたいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

文化観光国際部長より、予算議案及び第134号議案について、説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 おはようございます。

それでは、予算決算の議案説明資料と総務委員会の議案説明資料の2種類をお手元にご用意

いただきますようお願いいたします。

それでは、「予算決算総務分科会関係議案説明資料」からでございます。

文化観光国際部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」の関係部分について、ご説明いたします。

予算額は、歳出予算で合計584万3,000円の減であります。これは文化観光国際部職員の給与について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳出予算は、合計321万8,000円の増であります。これは職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第119号議案のうち関係部分と合算いたしまして42億7,142万2,000円となります。

債務負担行為について。

次に、令和2年度以降の債務負担を行うものについて、ご説明いたします。

長崎県伊王島リゾート公園管理運営負担金に係る令和4年度までの債務負担行為として382万5,000円を計上いたしております。

なお、この債務負担行為につきましては、今回、ご審議をお願いしております議案と関係がございますので、「総務委員会関係議案説明資料」

料」の1ページをよろしくお願いいたします。1ページ中ほどでございます。

第134号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県伊王島リゾート公園条例第5条の規定に基づき、長崎県伊王島リゾート公園の指定管理者として、「株式会社KPG HOTEL & RESORT」を指定するものであります。

なお、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を予定しております。

以上をもちまして、文化観光国際部の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 次に、観光振興課長より補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 それでは、債務負担と公の施設の指定管理者の指定につきまして、補足してご説明いたします。

関連いたします資料は、横長の「予算決算委員会総務分科会説明資料」でございます。この8ページに債務負担についての概略を記載しております。もう一つが、「総務委員会 補足説明資料」ということで、こちらは縦書きのものになります。具体的な内容につきましては、縦方向の資料で補足して説明させていただきます。

それでは、表紙をおめくりいただきまして、今回、指定管理者の指定に当たっては、地方自治法、それから、それぞれの施設に関連します条例の規定に基づきまして、あらかじめ議会の議決をいただくということになっておりますので、本委員会での審議をお願いするものでございます。

具体的な内容ですけれども、施設の名称につきましては、「長崎県伊王島リゾート公園」です。この施設の概要ですが、芝生公園、それから植栽帯というものがございます。資料の3ペー

ジに位置図をお示ししておりますけれども、赤い丸で囲った部分が公園、それから、赤い線でなぞっている部分が植栽帯という施設でございます。これを合計しまして約1万6,000平方メートルという規模の施設になっております。

その中に附帯設備としまして、照明灯、花壇、ベンチ、こういったものが配置されている状況でございます。

指定管理の運営の業務内容ですけれども、一つは、公園の利用許可に関する業務です。例えば、どなたかが独占的に、あくまでも一時的にですけれども、少しイベントをすとか、そういった場合に指定管理者の方で許可をします。ただ、こちらにつきましては、これまで実績としてはございません。

メインになる業務が②に記載しております公園の附帯設備の維持・管理でございます。具体的に申し上げますと、園内の清掃、それから芝生の管理、あるいは植栽、施設の管理というものをお願いするものでございます。

指定管理の候補者につきましては、記載の「KPG HOTEL & RESORT」でございます。こちらは隣接します「アイランドナガサキ」の運営者ということでございます。

指定の期間は、令和2年4月1日から3年間で、この3年間の県の負担金につきましては、毎年度127万5,000円ということで、合計しまして3年分で382万5,000円。こちらの債務負担を補正予算の議案でお願いしているところでございます。

それから、候補者の選定の経過でございますけれども、募集期間につきましては、今年の8月16日から9月20日まで。結果、応募いただきましたのは、この「KPG HOTEL & RESORT」の1者のみという状況でございます。選定委員会を10月に開催いたしまして、委員のメンバーは記載の3名の皆様をお願いしております。

す。

2ページ目にまいりまして、選定結果でございますけれども、300点満点で229点ということで、この点数で選定しております。

選定理由に記載しておりますけれども、隣接する「アイランドナガサキ」という施設と一体的に管理をしていただくということで、効率的、経済的であるというふうに選定委員会においても判断をいただきまして、県としても、この選定委員会の評価結果のとおり、指定管理者として指定しようというものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】ありがとうございました。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第134号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【吉村委員】リゾート公園の指定管理制度というのがあるんですが、3年間ですね。今、何期目になるのかなと思うんですけど、1者しか応募がなく、選定結果が300点満点の229点。ここら辺の中身について、もう少し詳しくお知らせいただけないかなと思いますけれども、いかがですか。

【佐古観光振興課長】まず、今回の指定管理期間で5期目となります。

ちょっと詳しく申し上げますと、最初の2期が非公募、公募ではなくて指定をしておりました。1期目が5年間、2期目が3年間、第3期から部内でいろいろ検討した結果、公募に移行しまして、第3期で3年間、第4期で3年間という経過でございます。基本的に第4期まで含めて、会社が変わったということがございますけれども、基本的には「KPG HOTEL & RESORT」の方に指定管理をしてきているということでござ

います。

それから、点数につきましては、選定委員会を開催するに当たりまして、300点満点で60%以上の点数でないと選定をしないというような仕様にしておりましてけれども、今回、229点ということで76.3%という結果でございましたので、こちらを選定をしているという状況でございます。

【吉村委員】 今の説明で大方わかるんですが、5期目ということで、1期目、2期目は非公募ということは、委託をしておったということになるのかなと思うんですけど、「K P G H O T E L & R E S O R T」ですかね。会社が途中で変わったということですが、ホテル自体はずっと運営されておって、その隣接施設ですから、そこをお願いをするというような形なのかなと、応募者もずっと、3期目以降も1者であったのかなと思うんですが、3期目以降は、この1者だけですか。

【佐古観光振興課長】 1期目と2期目の非公募の場合も、制度としては指定管理という形でやっております。それから、相手方を非公募で選定しております。それから、3期目と4期につきましては、1者のみの応募という結果でございます。

【吉村委員】 指定管理は指定管理なんですけど、1者をお願いをするというのは、昔は管理委託とか、そういうふうに言いよったんだろーと思います。

概ねこういう状況の施設というようなところが県内各所にあるわけですね。特に、こういう隣接して施設があるところ、公園があるところとか、そこをお願いをしてやってもらおうと。60点以上で採用ということですが、76.3点という点数です。こちら辺、ずっと管理をしてきておって76点という点数について、その評価はどのようにされているのかなと思いますけれども、

その点についてもお聞かせいただけませんか。

【佐古観光振興課長】 評価に当たりましては、事前に応募者から「事業計画書」というものを出していただきまして、その中で管理運営に関する方針ですとか、例えばですけど、住民の平等な利用を確保するとか、それから公園の効用を最大限発揮する、それぞれ考え方をお示しをいただいて、それから収支計画等も提出いただきまして、そういった事業計画書をもとに、それぞれの選定委員の方に判定をしていただいたという形でございます。

【吉村委員】 すみません、ちょっと聞き方が悪かったですね。減点になった理由というふうに聞いたがよかったですかね、76.3%。これだけずっと長年やってくれば、せめて80%以上ぐらいついて、90%ぐらいついていいのかなと思うんですけれども、あえて76%という点数になったところが何かなと思うんですけれども、いかがですか。

【佐古観光振興課長】 過去2回やっております、今回を含めまして3回です。3回の中では今回が一番高い点数ではございます。

【吉村委員】 わかりました。なかなか厳しい採点をされておるんだなということがよくわかりました。

ちょっと長くなりましたが、この質問の本当の意味は、長崎県伊王島リゾート公園、県営の公園ですよ、ね、「長崎県」とついておりますから。県内に県営の公園が幾つあって、その管理をどのようにやって、今後、県立公園のあり方というようなところをこの際検討されたのかなと思うんですが、実は、この前からも、いわゆる世知原青少年の家の統廃合計画というのがちらっと出てきたんですが、まだ具体化には至ってないと思うんですが、そういった意味で、こもこういうふうにならなくてずっと継続されて、リゾー

トホテルの隣にあるから整備しとかんばいかなだろうということかもしれませんけれども、いわゆる県内の県営の公園のあり方ということについては、全体的に県としての考え方というのをまとめられておるのか、お尋ねしたいと思います。

【佐古観光振興課長】公園以外も含めてですけれども、県内で指定管理を導入している施設が50ございます。この中で公園的なもの、公園もいろいろ規模ですとか提供しているサービスで大きく違いまして、例えば、土木部が管理しております県立都市公園のような規模の大きいものもございます。

私どもが管理している伊王島リゾート公園に類するような、いわゆる余りいろんな施設がないもので申し上げますと、それ以外に4カ所程度あるかと思えますけれども、そういったものを全庁的にどういう方針で今後運営なり管理をしていくかというところの全庁的な整理というのは、今していない状況でございます。

【吉村委員】そこですね。それは土木部が管理している都市公園も当然あるし、自然公園があるしということはわかっているんですが、所管部署が違うのでとなりますが、この際、全庁的に集まって連携をとって、県民から見ればどれも同じ公園なんですよ。所管が違うから我々は知らんというのでは県民に対して説明が行き届かない形になってしまう。ですから、関係部局が一緒になって県内全体の公園のあり方というのをこの際検討していただければなと思うところです。

最後にもう一つ、これもちょっと違うところの意味があるんですけれども、債務負担行為を組んで3年間の予算を確定するわけですけど、これが途中で、これは限度額を設定していますね。だから、限度額内だったらいいんだろうと思い

ますけど、限度額を超えて支出が発生するという場合に、この債務負担行為についてどのような手続があるのかなと思うんですが、おわかりであればお知らせください。

【佐古観光振興課長】この伊王島リゾート公園で申し上げますと、協定を指定管理者と結ぶことになります。そこでは当初設定した金額以上は県としては負担金は出さないという取り決めをしております。過去の実績で申し上げますと、若干、数万円とか赤字が出て、そこは指定管理者の負担で対応していただいている状況です。

先ほど、採点といいますか、選定委員会の評価の少し点数が低かったのが、その収支の部分で過去赤字が出ているところが、少し点数としては低く評価されている、もう少し効率的に収支相償うような運営をすべきじゃないかというようなご意見もいただいております。

【吉村委員】範囲内というのが出てくるのはわかるんですが、今、数万円は指定管理者にかぶってもらうというような話ですけど、それもどうかと。効率的な運営とか、そういうのがなされてないという評価になってマイナス点になるというのも、半分わかって、半分わからんような話ですけど、これが1年で127万円ですから、例えば50万円赤字になるとした場合、やってくれというけど、どうしても足りないという時には債務負担行為の取り扱いはどうなるのかなと思って聞いたんですけど、そういう場合は。

【佐古観光振興課長】先ほど申し上げましたように、事業計画書というものを事前に出していただきます。その中では、当然、収支は相償っていると、赤字は出ない、黒字も出ないという計画書を出していただいております。それを前提に指定をしておりますので、結果として赤字が出たという場合は、指定管理者の方に見ていただいているというのが現状です。

それから、例えばの話ですけれども、何か大きな災害とか、そういったことが生じて多額の維持費が必要というような場合、これは県が直営で予算を計上して対応していくということもあるでしょうし、想定の話ですので何とも言いづらい部分があるんですけど、債務負担行為を、指定管理者にそこをさせるということであれば、また議決を改めていただいて変更するという流れは技術的にはあるのかなと思いますけれども、可能性としては県が直接施工する、大きな対応が必要な場合、施工することになるのかなというふうに思っております。

【中島(浩)分科会長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【深堀委員】今の伊王島の件で、ちょっと一つだけ確認なんですけど、この公園自体は、今の「アイランドナガサキ」の施設とほぼ一体化したような、隣接しているわけですけども、一般のお客さんにしてみれば、どこからが公園で、どこからが「アイランドナガサキ」の施設なのかというのがわからないぐらいの、ある意味、一体化したようなものだというふうに認識を私はしているんですけども、あの施設も、今まで紆余曲折いろんな歴史があって、最終的に長崎市からKPGさんが所有権を取得していますけれども、そういったことを考えれば、この伊王島リゾート公園自体も、県が管理をするというか、今運営をしているKPGの方に例えば売却をするとか、そういったことも選択肢としてはあるんじゃないのかなと思うんですけども、そのあたりの考え方をお聞かせください。

【佐古観光振興課長】もちろん売却するという選択肢も一つあるとは思っております。

ただ、これは県のもろもろの規定の話ですけども、県有財産を売却するに当たりましては一般競争入札というのが原則になりまして、例

えば隣接の地権者の方に随意契約で売却するというのが、非常に例外的でハードルが高い規定になっております。

ですから、そこは今後研究はしないといけませんけれども、一般競争入札でやった場合に、もしKPGさん以外の方が取得をされて、全く違う雰囲気施設の施設が建つとかですね。当然、売却に当たっては、いろんな利用目的とかの条件は付するとは思いますが、そういった問題もございます。

委員がおっしゃいましたように、航路の利用者は、橋が架かってからは少なくはなっておりますけど、一定、航路を使って伊王島に来られる方もいらっしゃる。そこから「アイランドナガサキ」までのエントランス機能のような部分も持ち合わせております。

それから、地元の住民の方のご意見をお聞きしても、住民の散策のコースであるとか、そういう形で憩いの場にもなっているというようなご意見もいただきました。ですから、即、売却をするというところは、現状では考えておりません。

もう一つ、すみません、漏らしましたけれども、KPGさんの方で、あの公園を取得して何かを整備するという具体の構想が現状はないということでございますので、今後は当然わからないんですけども、現状ではまだそこまで整理されていないと。

そういったKPGさん側の意向とか地域住民の方の思い、それから県の処分するに当たっての規定、こういった少し難しい要素がございますから、売却することを今の時点で否定はしませんけれども、当面は、観光の立場からすれば、公園という形で存続をさせながら、一体的な雰囲気づくり、観光客の呼び込みなどに活用ができればいいのではないかというふうに考えてい

るところです。

【深堀委員】 今すぐ云々という話ではなくて、そういう選択肢も将来的には考えていった方がいいんじゃないのかなというのが、指定管理者へのいろんな負担金として、こういった費用も発生する、公園の利用の許可に関する業務についても、今まではそういった実績もないというお話でありましたし、「アイランドナガサキ」と本当に一体的に。今も、既にオリーブの木をすごく植えていらっしゃる、恐らく将来、そういったいろいろな利用価値も施設としても出てくる可能性があるというふうに私は思うので、そういったことも少し念頭に置きながら運用していただきたいということを要望しておきます。

【中島(浩)分科会長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって予算議案に対する討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおりそれぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

文化観光国際部長より総括説明をお願いいたします。

【中崎文化観光国際部長】 それでは、「総務委員会関係議案説明資料」をお手元によりしくお願いいたします。

1ページでございます。

文化観光国際部関係の議案について、主なものについてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第138号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020」の変更について」であります。

第138号議案「長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」は、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定に基づき、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標について、長崎県観光統計の統計手法の見直しに伴い、関係部分を変更しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項の主なものについて、ご説明いたします。

追加2をよりしくお願いいたします。追加2の1ページでございます。

ローマ教皇の長崎訪問について。

去る11月24日、ローマ教皇フランシスコ台下が本県をご訪問になられ、県内外の多くの方々が歓迎される中、無事に本県における全行程を終えられました。

教皇のメッセージは、世界の平和を願う人々に大きな勇気と励みを与えるものであり、被爆者をはじめ、長崎県民と意思を同じにさせていただけることは大変心強く、「長崎を最後の被爆地に」との思いを込めて、被爆地から情報を発信していかなければならないと考えております。

県としましては、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、教皇のメッセージをはじめ、

長崎ご訪問の状況を世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

2ページでございます。

今回の教皇の長崎ご訪問の様子は、国内外のメディアにより全世界に発信されており、長崎の認知度が向上していることから、県としては、この機会を活用し、更なる国内外の観光客誘致につなげてまいります。

もとの資料の1ページでございます。

対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策について。

2ページをお願いいたします。

県としては、国内観光客を誘致するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した「しま旅旅行商品」を拡充し、対馬を旅先とする商品の募集期間の延長や新たな商品造成を進めており、その販売実績も好調に推移しているところであります。

さらに、11月1日から、対馬での宿泊料金が1泊3,000円割引となる「行っ得！つしま」宿泊割引キャンペーンを開始するとともに、自然、景観、歴史、文化、食など対馬特有の魅力を各種メディアで発信するなど、国内観光客の誘客に力を注いでいるところであります。

なお、対馬では、韓国人観光客減少対策をはじめ、観光振興の課題や今後取り組むべき方向性等を検討するため、民間事業者や関係団体、外部の有識者等で構成する「対馬観光のあり方検討会」を10月18日に立ち上げるとともに、同25日には、対馬島内の観光関係事業者の連携を図り、国内外の観光客の誘致及び受入環境整備を推進することを目的に、対馬振興局を事務局とする「対馬おもてなし協議会」を設立しました。県としても、こうした取組に積極的に参画し、地元関係者と一体となって観光産業の再生を強力に推し進めてまいります。

文化の振興について。

長崎県美術館においては、世界的に活躍するフランス人アーティスト、ボルタンスキーの半世紀にわたる創造活動を紹介する「クリスチャン・ボルタンスキー Lifetime」を1月5日まで開催しております。その後、1月25日からは、その独特の手法や世界観が多くのファンに支持されている漫画家・荒木飛呂彦氏の原画展「J O J O 冒険の波紋」を九州で初めて開催いたします。

「若者アート創造プロジェクト」では、大村市においてジュニア向けヴァイオリン・セミナー「OMURAミュージック・キャンプ」を初め、長崎県美術館では、若者主体の文化活動を支援する取組として「満月BAR」を実施いたしました。若者が主体的に文化芸術イベントに参画する中で長崎の魅力を再認識し、郷土への愛着を深めることにより、若者人口の定着につながるよう努めてまいります。

世界遺産の保存活用について。

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録1周年を記念し、「長崎から世界へ 世界遺産を未来へどう伝えるか」をテーマとした講演会を、長崎歴史文化博物館と連携して3回シリーズで開催したところ、毎回、会場のホールが満席となり、多くの方々に世界遺産の意義や価値を発信することができました。

「世界遺産でつなぐ・つながるプロジェクト」の一環で実施している、大学と連携した世界遺産集落でのフィールドワークについては、現地調査の実施など、地域課題の解決に向けた検討を進めており、長崎県立大学では、学生が主体となって春日集落内の主要な場所である「丸尾山」の歩道の補修に取り組んだほか、地域住民に対する報告会を実施し、交流を深めたところであります。

今後も、ふるさと教育やフィールドワークを通じた世代間交流や、各構成資産同士をつなぐ情報交換会による地域間交流も促進しながら、世界遺産集落の維持・活性化につなげてまいります。

観光の振興について。

追加2の2ページをよろしく願います。

本県観光の動向について、直近となる7月から9月期における県内主要宿泊施設の状況は、8月末の大雨や9月の連休時における台風の襲来など、悪天候の影響を受け、県全体としては、対前年同期比4.6%の減少となっております。

こうした中、五島地域では、「潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果等により、宿泊客が対前年同期比で32.5%増加し、また、対馬地域では韓国人宿泊客の大幅減少の一方で、国内宿泊客は同11.5%増加しております。

今後とも、本県への誘客に力を注ぎ、交流人口の拡大を図ってまいります。

本文の4ページ下でございます。

国境離島地域における滞在型観光の促進については、市町や旅行会社と連携し、宿泊、交通機関に地元の体験プログラムを組み合わせた「しま旅旅行商品」の企画・販売に取り組み、9月末現在、前年度を大きく上回る約2万6,000人泊を送客するなど、順調に増加しているところであります。

去る10月28日、第1回「長崎県ツーリズム・アワード」表彰式を開催いたしました。この表彰は、本県観光の振興に大いに貢献している取組や、その成功事例の掘り起こしを行うことで、観光業に携わる方々の取組意欲の喚起や、観光立県の推進に向けた県民意識の醸成につながることを目的に、今年度新たに創設したものであります。

観光人材の確保・育成については、県内の高

校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」を8月から長崎、佐世保の両地区で月1回のペースで開催しているところであります。受講者からは、「ホテルで働くイメージができた」、「ホテルの仕事に興味がわいた」、「働いている方の生の意見を聞けて良かった」といった声をいただくなど、好評を得ているところであります。

引き続き、宿泊施設の経営者やウェディング関係者による講座等を2月まで予定しており、働く上での心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面も、厳しい面も、しっかりと学んでいただき、一人でも多くの生徒の皆様は観光産業を目指していただきたいと考えております。

国際航空路線の取組について。

これは追加1の1ページでございます。

国際航空路線については、本年開設40周年を迎えた上海線において、来年2月12日から水曜日に増便されることが決定いたしました。

本文の6ページでございます。

今回の増便により、月曜日と金曜日を合わせ週3便となり、利便性が格段に向上することから、増便を契機として、インバウンドについては、旅行会社への販売促進支援に加えて、個人旅行向けのウェブサイトを活用した情報発信や教育旅行誘致の強化、また、アウトバウンドについては、県民の皆様への増便の周知や利用の働きかけのほか、旅行会社とのタイアップキャンペーンなど、本路線の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

本年6月から10月まで連続チャーターが運航されておりました台湾については、チャーター実施者である旅行会社、航空会社とともに、今後も本県へのチャーター実施の意向を示されていることから、引き続き現地における本県の観

光地としての情報発信に取り組むとともに、チャーターの実現に向け、継続して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

今後とも、国際定期航空路線の維持・拡大とともに、新たな定期航空路線の開設を見据えたチャーター誘致に取り組むことで、インバウンドの受入拡大に努めてまいります。

県産品のブランド化と販路拡大について。

10月には「宿泊施設グレードアップネットワーク」に参画する施設の料理長等を、「長崎とらふぐ」、「長崎和牛」などの産地に招聘し、来年2月に県内でブランド食材を活用したコース料理を提供する「プレミアムフェア」を開催することで、「長崎の食」の魅力発信に取り組んでまいります。

県産品愛用の推進については、10月に長崎市で開催された「長崎食の博覧会」及びV・ファレン長崎のホームゲーム会場において県産品PRブースを出展し、「県産品愛用運動推進月間」である11月に、テレビCMの放映等により県産品愛用についての周知を行ったところです。

8ページでございます。

県産品の輸出促進については、11月には香港の生活雑貨店5店舗において波佐見焼、県産酒などを取り扱った「長崎フェア」を開催したほか、韓国ソウル市の日本食レストラン6店舗で、12月には中国上海市の日本食レストラン10店舗において、県産食材を使用した料理を提供する飲食店フェアを開催するなど、ご来場いただいた海外の多くの方々に県産品をPRするとともに、県産品の認知度向上と販路拡大につなげることができました。今後とも、関係部局や団体とも連携しながら、県産品の輸出促進に努めてまいります。

追加1の1ページをお願いいたします。

令和2年度の重点施策について。

令和2年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の達成に向けて、更なる交流人口の拡大を実現するとともに、新たに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、観光産業をさらに発展させるため、「いかに良質な雇用を拡大してもらうか」の視点を持って、観光事業者の成長に欠かせない「生産性の向上」や「人材育成」などの取組に引き続き注力するとともに、それぞれの地域において、行政はもとより、これら観光事業者を含む多様な関係者が一体となり、本県ならではの魅力を付加した「観光まちづくり」に取り組んでまいります。

また、文化・観光・国際・物産各部門の緊密な連携により、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様で魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進やブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など、実需の創出を図り、県政の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

本文の8ページでございます。

「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況について。

平成28年度から令和2年度の5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末にけおる進捗状況のうち、文化観光国際部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価の実施について。

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。文化観光国際部関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標の進捗状況について。

「地域ならではの製品のブランド化」については、アンテナショップの開設と魅力発信に係る取組として、「日本橋 長崎館」において、平成30年度に店舗のリニューアルを図り、生鮮農水産物の販売や取扱商品数の拡大等を行うとともに、広告媒体を活用したPRや観光情報の発信等、来館者の増加や長崎県への誘客を図りました。

結果、平成30年度の来館者数は、前年度と比較すると15万6,000人増の56万5,000人となり、多くの方に本県の魅力を発信することができました。今後とも、運営事業者や県内市町・関係団体等と連携し、より効果的な情報の受発信に努め、県産品のブランド化・販路拡大につなげてまいります。

地方創生の推進について。

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

今後、今定例会でのご意見や外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより、広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月をめどに策定してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、観光振興課長より、補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 それでは、議案に関しまして補足説明をいたします。

説明いたします資料は、縦方向の「総務委員会補足説明資料 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について」、それから、追加で提出いたしました1枚ものの「総合計画の数値目標の見直し」についての資料、この2つの資料に沿ってご説明をいたします。

今回、総合計画の数値目標の変更をお願いするものでございますけれども、その理由といたしますか、きっかけというのが、「長崎県観光統計」、これは毎年度、取りまとめを行いまして毎年6月に公表いたしておりますけれども、この県の観光統計について、平成30年分から統計手法の見直しをいたしました。そこが数値目標に関連してくるということですので、まず、この1枚紙で観光統計の見直しについて概略をご説明したいと思います。

総合計画の観光分野の数値目標につきましては、その多くが県の観光統計から数字を使っておりますけれども、平成30年分の、昨年分の観光統計から統計手法の見直しを行いました。見直しを行った理由につきましては、後ほどご説明します。

今回の定例会におきまして、総合計画の進捗状況ですとか、そういった報告も併せて行われておりますので、数値目標の変更議案につきましても今回お願いをするものでございます。

その下の観光統計の見直しでございますけれども、まず、見直しの目的です。県の観光統計といたしますのは、それぞれ県内の各市町において数字を算出していただきまして、それを県で集計をして全体の取りまとめを行っております。

ただ、これまで市町によって数字のとり方に少しばらつきがございましたので、今回、平成30年分から統計手法の統一を図ったということでございます。

このタイミングで統一手法を見直したのは、

平成30年というのが次の総合計画の恐らく基準年に、まだ最終決定はしてないようですけれども、基準年になる可能性もございますので、そういった継続性というものを次の総合計画の中で検討の中に入れていくために平成30年分から見直しを行ったということでございます。

主な見直しの概要でございますけれども、まず、aの「観光客数」、こちらも記載のとおりではございますけれども、全体のそれぞれの地域への入込客は、国の基準を準用しながらカウントをして、具体的に申し上げますと、観光スポットですとかイベントとか、そういったものにどれだけの方が来られたかということをそれぞれの市町で集計をしていただいております。日帰り客につきましては、今申し上げた形で出てきた全体の入込客の中から宿泊客の実数を差し引くという形で日帰り客を算出するようにしております。

それから、宿泊客数でございますけれども、これまでサンプル調査、例えば、市の中に50施設の宿泊施設があったとした場合、例えばですけれども、30施設にサンプル調査をかけまして、その前年の30施設のサンプル調査と今年度の調査の結果の伸びを前の年の全体の宿泊客数にかけて今年度の全体を出すというような手法でございましたけれども、今後につきましては、原則、全施設にそれぞれの市町から調査をかけていただきまして回答を得ると。一部、未回答施設も当然出てまいりますけれども、そういった場合はほかの宿泊施設の規模、これぐらいの規模であれば、これぐらいの宿泊者がいるというような平均値をとりまして、それを使いながら推計をするというやり方に改めております。

最後に、経年変化、過去の数字との整合でございますけれども、今回、30年分は新しいルールで算定をいたしました。それから、前年の平

成29年につきましても、新しいルールにのっとって、もう一度、再算定をしております。平成28年以前につきましては、それを一つひとつ再算定をすると市町の事務量も大きくなりますので、そこは過去の毎年公表してきたそれぞれの項目の伸び率、対前年比の伸び率で逆算をいたしまして過去の数字を再算定をしているという状況でございます。

以上が県の観光統計の見直しの内容の概要でございます。

続きまして、こちらの議案の補足説明資料で説明いたします。

まず、1ページをご覧くださいませでしょうか。

こちらは観光客延べ数について、どういう見直し内容になっているかということでございます。この観光客延べ数といいますのは、日帰り客の実数と宿泊客の延べ滞在数、例えば、2泊3日された方は3と数える、それを日帰り客と合算したものを、これまでも観光客延べ数という定義で公表しております。

下の方に変更後の目標値の設定根拠を記載しております。ここで順を追ってご説明いたしますと、まず、①の実績値の推計でございますけれども、一番右側の平成30年の変更後の3,550万人、この数字は新しいルールで出した実績でございます。その左にいきまして3,512万人という数字が平成29年にございますけれども、こちらも先ほど申し上げましたとおり、新しいルールで再算定をした実績ということになります。平成28年以前につきましては、それぞれの、例えばで申し上げますと、平成27年から28年というのが観光客延べ数で申し上げますと、マイナス2.7%という数字でございます。このマイナス2.7%という数字で逆算をいたしまして平成27年の実績値を推計する。それから、同じように基準年になります平成26年の実績値を推計する

という流れにしております。これは総合計画の計画期間の都合上、平成27年の数字は割愛しておりますけれども、同じような形で過去の数字を推計しております。

基準値が3,375万人という変更後の数字が出てまいりますので、次の②の目標値の推計の方に行きまして、これは変更前の平成26年から平成32年まで、それぞれの毎年の伸び率がございまして、この伸び率を3,375万人という基準値にそのまま各年度乗じまして、それぞれの年度の目標値を置き直したという作業を行っております。

次に、2ページ目でございますけれども、観光消費額の総額でございます。詳細は割愛しますが、今、観光客延べ数のところで申し上げた手法と全く同じやり方をしまして、平成26年の基準値を置き直して、それから平成26年の基準値からの伸び率をそのまま、また置き直しまして変更後の目標値を出しているということでございます。

3ページ目につきましては、外国人延べ宿泊者数でございますけれども、こちらも1ページ目の観光客延べ数と同じ考え方で、それぞれの実績値と目標値を置き直しております。

4ページ目につきましては、観光消費額の中の宿泊客の総額でございますけれども、こちらも同様の考え方で数字を置き直している状況でございます。

5ページ目でございますけれども、これは「しま」への観光客延べ数ということで、五島市、新上五島町、小値賀町、壱岐市、対馬市の3市2町の数字の合計ですけれども、それぞれ市町ごとの積み上げがございまして、その市町ごとに先ほどご説明した同じ考え方で過去の数字を置き直している状況でございます。

6ページ目から13ページ目にかけては、そ

れぞれ地域別の計画、これはそれぞれの振興局で総合計画の策定の時点でこういった指標を採用するかということで決定されたものでございますけれども、地域によって何を使っているかというのは、少し違いはございますけれども、観光客延べ数、消費額、宿泊者の数、同じような考え方で数字を置き直して変更を考えているということでございます。

概略でございましたけれども、以上でご説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたが、第134号議案に対する質疑は終了しておりますので、第138号議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんでしょうか。

【小林委員】 観光振興基本計画というのが出ているね。その時の数字、ここは、この統計の見方によって当然変わってくると思うんだけど、そのこのところはどうしていますか。

【佐古観光振興課長】 もろもろの計画の取りまとめといいますか、庁内で企画振興部がやっておりますけれども、そこと相談をいたしまして、まず、最も上位の計画である総合計画について数字を見直して、その後の議会で、それに関連します下の方の計画を見直すという考え方のようでしたので、観光振興基本計画については、2月にまたご審議いただく形になろうかと思っております。

【小林委員】 観光振興基本計画というのを策定して、何年ぐらいいまでに観光客数をどれぐらいにする、あるいは外国人の宿泊者数についても51万9,000人からこうするとか、こういうのを出していますね。基本的に統計の仕方が変わって数字が変わるわけだから、その基本的な、今打ち出している数字を変えるのが2月ということですか。

つまり、以前の統計の仕方、今聞いてみれば、かなりあやふやな統計だったんだなと。決して正確さがにじみ出ているような統計のあり方はなかったかもしれない。これから長崎県は観光に力を入れていきたいということは当然のことであるし、これはもうある意味では産業としての位置付け、基幹産業としての観光と、そういうようなことで皆さん方もやっていただいているし、我々もそういう成長を非常に期待をしているわけです。

そういう状況で、まずそうやって基本計画を立てて、いつまでにどれぐらいの観光客数、あるいは宿泊者数、それから外国人の宿泊者数と、こういうことを出しているわけで、2020年ぐらいで一つの方向性を出しているんじゃないかな。2020年、そこのところの数字がかなり、この統計の仕方によって変わってくるのではないかと。だから、そういう変わった数字を、今の統計のあり方で将来的にこうするんだと、こういうようなことを打ち出していただかなければいかんではないかと。

これまでの統計のとり方については、新たな統計のとり方よりも少ないんだよ、数字が。その数字を見て、長崎県の観光に入れ込む力というのが非常に弱いとか、観光県の長崎県として打ち出さんといかんところに、例えば外国人の宿泊者なんかは、日本全体でワースト2番目だとか、あるいは九州の中で、外国人の宿泊者数がほとんど伸びていないとか、そんなようなことを新聞記事なんか書かれると、そこのどの数字をもって言われているかということになってくるわけだよ。

そういう面から、伸びしろがある長崎県の観光行政、観光の基本的な姿勢をもって考えていけば、新たな統計のこの数字をきちんと入れ直していただいて、それをもとに評価をしていた

だかなくちゃいかんじゃないかと考えているわけけれども、それについてどうですかと、こう聞いているわけだよ。

【佐古観光振興課長】計画自体の数値目標の議案としての取り扱いにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますけれども、今年の6月に公表いたしました県の観光統計の数字は、見直し後の、統計手法の見直し後の数字で公表をしております。

ですから、現状で申し上げれば、より実態を反映できるようになった数字をもとに、今後の次期総合戦略とか次期総合計画、こういったものに、どこを目指していくかというところは内部で議論しているところでございます。

【小林委員】例えば、2016年に策定した観光振興基本計画というのは、2016年だったろう、違うか。そんなところからよくわかっておらんとやろうが。この2016年に策定した観光振興基本計画では、例えば、2014年の観光客延べ数が3,265万人だったものを、2020年には3,863万人にしますよと、こういうことをきちっと出しているんだ、数字として。宿泊者延べ数についても、2014年を基準値として669万人だったものを、2020年には824万人に伸ばします。そして、外国人宿泊者数が51万9,000人だった基準値を2020年には100万人にいたしますと、こういう数字を出しているんだらう。

だから、この数字は、新しい統計をもってこの数字になっているのか。2016年は新たな統計前で、数字が基本的に変わってくるのではなかろうかと。だから、それだけの本当の統計のあり方できちんと目標設定をせんと、少ないと、伸び率がよくないと、こんなことを旧来式のことと言われても、たまったものじゃないと。

おい、応援する言葉で言っているんだから、もっとよく聞けよ。部長、わかっているか、や

っとうなずきよる。

だから、そういう形でね、今、聞いていることは、2020年の目標としていところの数字が、新たな統計の数字をもって算出するものか、旧来式でやっているかというところの違いがあるだろうと、旧来式でやっているんじゃないかと、だから、これは数字を変えていかんといかんのじゃないのかということを行っているわけだけれども、いかがですか。おい、部長、どうか。

【中崎文化観光国際部長】 ご指摘のとおりでございます。総合計画までの数字は、今ご説明したとおりでございますけれども、観光振興計画は今の統計に置き換えて、そしてその数字を検証しながら、どういった施策が有効かというのをしっかり組み立ててまいります。

【小林委員】 それはお願いしておきます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第134号議案及び第138号議案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明

性等の確保などに関する資料」について、説明を求めます。

【村田文化振興課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出しております文化観光国際部関係の資料について、ご説明申し上げます。

お手元の「総務委員会提出資料」をご覧ください。資料は、いずれも9月から10月までの実績について記載しております。

資料の1ページをお開きください。

補助金の内示について、県が箇所付けを行って実施する個別事業に関しまして、市町及び直接、間接の補助事業者に対し、内示を行った補助金の実績を記載しております。

今回は、直接補助金で長崎県21世紀まちづくり推進総合補助金の2件でございます。

次に、資料の2ページをお開きください。

1,000万円以上の契約案件でございます。

1,000万円以上の契約件数は2件ございまして、1件は、長崎歴史文化博物館の空調自動制御機器修繕業務に係る契約でございます。この業務を実施できますのは、当初の施工からメンテナンスまで一貫して実施している業者に限定されるため、随意契約としております。

残りの1件は、アルカスSASEBOに設置しております氷蓄熱チラーユニット、これは冷却水の循環装置でございますけれども、その部品交換に係る契約でございます。契約方法は、一般競争入札で実施しております。資料の3ページに入札結果を掲載しております。

次に、資料の4ページをお開きください。

こちらは営繕課で実施しております集中契約のうち、文化観光国際部関係で1,000万円以上の契約案件を掲載しております。

なお、集中契約分につきましては、各契約担

当部局、今回は営繕課でございますので、土木部から報告することになっておりますので、参考として添付しているところでございます。

次に、資料の5ページをお開きください。

陳情・要望に対する対応状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われましたのは、対馬市からの韓国人観光客の激減対策に関する要望についての3件でございます。それぞれに対する県の対応をお示ししているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、観光振興課長より補足説明をお願いいたします。

【佐古観光振興課長】 それでは、県の「観光振興基本計画」に掲げます事項の実施状況について、ご説明をいたします。

資料は、横方向の資料になります。表題が「長崎県観光振興基本計画に掲げる事項の実施状況について」でございます。

表紙をめくっていただきまして、まず、1ページ目に現在の県の「観光振興基本計画」の施策体系をお示ししております。一番上に「長崎県観光の将来像」として「世界が認める観光県ながさき」というものを掲げまして、平成28年度から平成32年度までの5年間の取組を計画の中に盛り込んでおるものでございます。

上の方で申し上げますと、長崎県観光の課題ですとか、それから、右側にあります観光を取り巻く現状、こういったものを踏まえまして観光振興の方向性として上の真ん中に5つ、方向性を整理しております。「観光産業の活性化・高度化」から、5つ目の「海外交流の歴史等を活かした外国人観光客の誘客拡大」まで、この方向性に沿って個別の施策を講じているところでござ

います。

具体的な取組につきましては、後ほどのページでご説明をしたいと思います。

1枚めくっていただきまして2ページ目でございます。

こちらには先ほど申し上げました5つの大きな方向性に沿って平成30年度に実施した事業、それから、その成果等を記載しております。

1つ目の「観光産業の活性化・高度化」でございますけれども、ここは高付加価値化という考え方になろうかと思いますが、主な取組で申し上げますと、ポツの2つ目、長崎コンシェルジュ推進事業、これは今、累計で14名の長崎コンシェルジュの方を認定しております。長崎コンシェルジュにつきましては、一般的なホテルでの質の高いサービスを提供するということももちろんでございますけれども、長崎の魅力ですとか、そういったものも併せてお客様にご紹介、ご説明できる方ということで、県の方で研修をして認定を行っている制度でございます。

その下のプレミアムコンテンツ創出事業、こちら高額の旅行商品を基本的に取り扱っていらっしゃる旅行会社等に商品化の働きかけをしまして、なかなか通常ではできない特別な体験といったものを旅行商品の中に組み込んで、できるだけ付加価値の高い旅行をしていただくという取組でございます。

2つ目、「地域と一体となった観光まちづくりの推進とそれを担う人材の育成」でございますけれども、ポツの2つ目に世界遺産関連のガイドの育成を記載しております。今、昨年度末の累計で認定ガイドの方が114名、活動されております。

今後につきましては、個人客の方にもできるだけガイドを活用していただきたいということで、この114名をさらに伸ばしていきたいと考え

ております。

それから、ユニバーサルツーリズム推進事業につきましては、これはバリアフリーの周遊ルートの開発を3ルート行いまして、これも平成28年からの累計で、記載しておりませんが、8ルートが開発されております。

3つ目の「交通基盤の整備と広域連携の推進」でございますけれども、ポツの2つ目で申し上げますと、今、長崎県と熊本県、大分県、この3県で九州の横軸連携という形で旅行商品の造成等に取り組んでおりまして、平成30年の実績としては、300名余りの方にこの商品を活用いただいている状況です。

4つ目の「2つの世界遺産」関係でございますけれども、ポツの最初にガイドを手配した観光客数が1万1,243名という記載をしておりますけれども、構成資産を訪れた方は、全体で申し上げますと、もっと大きい数字でございますので、基本的に今ガイドを活用していただいているのは、団体、ツアーがほとんどでございます。ですから、ここの部分は、個人で訪れる方にもガイドをできるだけ使っていただきたいという取組を今年度進めているところでございます。

5番目の「外国人観光客の誘客拡大」でございますけれども、こちらはポツの2つ目、国際定期航空路線利用者数は、対前年比で28%の伸びと。それから、クルーズ船につきましても、若干ですけれども、4.4%の伸びという成果につながっております。

ページをめくっていただきまして、3ページ目と4ページ目に、先ほどもご意見をいただきましたけれども、数値目標、それから、それぞれの数値目標の状況を記載しております。

観光消費額で申し上げますと、3ページ目でございますけれども、対前年伸び率が0.4%という数字でございます。こちらは県の観光統計の数

字を使っておりますけれども、現時点では先ほどご説明した見直し後の数字ではなくて、基本計画の数値目標を正式には議案としては変えられていないという状況でございますので、そちらの数字を使っておりますけれども、私どもの内部では見直し後の数字でしっかり考えていこうと考えております。

消費額につきましては、0.4%と微増でございますけれども、これは国の全体で申し上げますと、マイナス3%という数字が出ておりますので、そこと比較をすると一定プラスの数字が出ているのかなと考えております。

それから、観光客延べ数につきましては、世界遺産登録ですとか、クルーズ客船の乗客・乗員の増加ということで過去最高にはなっております。

ただ、私どもが一番大事だと考えております宿泊客につきましては、2.3%増の676万人にとどまっておりますので、ここをいかに大きく伸ばしていくかということにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

それから、外国人の延べ宿泊者数でございますけれども、こちらも前年比では4.9%増の78.8万人となっております。

クルーズ客船は、先ほど申し上げたとおりでございます。

最後の再来訪意欲度、これは県で実施しておりますアンケートに基づく数字でございますが、前年比では3.6%減ということでございます。国内客で申し上げますと、人口減少で高いリピーター化ですとか、1泊ではなくて、さらに2泊、3泊という取組を進めていかなければなりませんので、ここの数値につきましては、原因等しっかり分析しながら次の施策につなげてまいりたいと考えております。

3ページの一番右側に目標達成率、平成32年、

最終年度の目標に対する達成率を記載しておりますが、クルーズ船を除きますと非常に厳しい状況でございます。見直し後の数字で考えても厳しい状況でございますので、できるだけ効果的な施策を講じてこれらの数値目標の達成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

5ページ目と6ページ目につきましては、それぞれ5つの柱ごとに今後の施策の方向性等を記載しております。

1つ目の「観光産業の活性化・高度化」につきましては、長崎コンシェルジュに引き続き取り組むことと併せまして、本委員会でも折に触れてご意見をいただいておりますユニバーサルツーリズムにつきましても、少し拡充したような形で取組ができないかと考えているところでございます。

2つ目、「観光まちづくりと人材育成」でございますが、「住んでよし・訪れてよしの観光まちづくり」は、平成30年から地域の皆様が主体的に取り組むまちづくりを支援している事業でございまして、こちらにも力を入れてまいりたい。

それから、今年度、高校生を対象にしました観光の「ミライ☆ニナイ塾」というものに取り組んでおりまして、こちらも今年度は非常に多くの方に参加いただいております。引き続き、関係者のご意見等をお聞きしながら、よりよい制度にしていきたいと考えております。

3つ目、「交通基盤の整備と広域連携の推進」でございますけれども、こちらも基本的に目新しいものはございませんけれども、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

4つ目の「2つの世界遺産」につきましては、こちらも個人客にできるだけガイドを利用していただけるような取組を進める。もう一つが、ながさきリピーター創出促進事業、これは修学

旅行でございます。修学旅行につきましては、一定の規模、本県は実績を上げておりますので、こちらも継続的に誘致活動に取り組んでまいりたい。

最後の5番目の「外国人観光客」につきましては、いろんな媒体を活用したプロモーションを従来よりも少し力を入れて戦略的に展開するという方向でございます。それから、国際定期航空路線の利用促進、あるいは新規の路線誘致等に取り組んでいくという考え方でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんでしょうか。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。私からは県産品の販売について、それからユニバーサルツーリズムについて、この2項目についてご質問をしたいと思います。

まず、県産品の販売ですけれども、先ほど、中崎部長からご説明がありましたとおり、現在、県としまして、県産品をさまざまなところでPRをしていただいていると思います。「日本橋 長崎館」であったり、長崎とらふぐ、かまぼこ、和牛、また、V・ファーレンの長崎でのホームゲームにおいて県産品のPRブースというような形でPRをしていただいていると思います。

私は、前回の委員会で、活魚、鮮魚を活用した海鮮市場の設立についてご質問をさせていただいておりました。まず、この海鮮市場に関連しましたご質問ですけれども、大黒町周辺の都市開発に関連して、一般社団法人長崎県物産振興協会が運営する長崎県物産館が移転を視野に入れて活動を行われているというふうにお聞きしております。

県としまして、こういったさまざまなPRをしていただいているということで、私も、かもめ広場や県庁ロビー、その他イベント等でPRする時は、なるべく顔を出して、こういった反響があるのかということを見ているんですけれども、この物産館は、実際にいい場所で県産品を販売しております。また、事業者にも、一事業者ではなかなか取り組めないようなイベント等への参加であったり、また、駅前の県営バスターミナル2階にあります物産館で販売させてもらっていて非常に助かっているというふうに聞いております。

この物産協会と長崎県との連携といいますか、現状の協力関係であったり、そういったことをまずお聞きしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】一般社団法人の長崎県物産振興協会が運営しております長崎県物産館でございますが、委員からご紹介があったとおり、駅前の交通産業ビルの2階に店舗を構

えております、事務所も入っております。

県との関わりでございますけれども、交通産業ビル全体と土地、全体の管理については県の交通局で、2階部分の、現在、7団体が入居しておりますが、その部分を物産ブランド推進課の方で区分所有ということで関わってきております。

ご指摘のとおり、駅前地区の周辺の開発とか、様々なまちづくりの計画に合わせて、今、物産館自体が移転といいますか、あそこの使用許可という形で行っておりますが、許可期限があと2～3年後ということで聞いておりますので、それに向けて、協会の中で、あり方といいますか、どうしていくかということを検討している状況でございます。

検討委員会の中には、県も委員として入って行って、様々な議論がされているところですが、県の関わりにつきましては、物産館の今後の機能の強化でありますとか、もう少し物産振興協会自体を魅力ある機能を持った組織にするような形で協議を行っているところでございます。

【下条委員】ありがとうございます。この物産館につきましては、今議会の一般質問で浦川議員からも少しお尋ねがあったと思います。その内容をかいつまんで言いますと、外国人観光客、また、国内でもそうですけれども、長崎に来られて周遊の際に地元にお金が落ちてないんじゃないかというようなご質問だったと思います。

今年の11月12日に第19回都道府県議会議員研究交流大会が東京で開催されましたが、そちらに参加をしてきました。2部構成になっておりまして、1部目は大学の先生方が議会についてという総論だったんですが、2部目が分科会に分かれまして、私は、第5分科会の「外国人観光客の増加と広域観光振興」という議題で、コーディネ

ーターが大正大学地域構想研究所の村橋教授のお話をお聞きしました。これには広島県の緒方県議、また、三重県の東県議がコーディネーターという形で、主に瀬戸内DMO等の外国人観光客についての講義がなされました。

ここでいろんな有益な情報をいただいたんですが、おっと思ったのが、かなりはっきりと、コト消費はもうからないと、いかにモノ消費につなげるのかが重要だということが中心の論点でございました。

私個人としては、コト消費というのは、どんどん発信をしたり、集客をするためには必ず必要だと思います。コト自体が、イベント自体が悪いわけではないんですが、モノを買ってもらって、そして初めて県産品であったり、県の事業者さん、農家さん、水産関係の方たち、この方たちが潤って初めて観光が完結するのではないかなと強く感じました。

その中で、県の物産振興協会は、歴史を少し調べますと、昭和36年に設立されております。当時の時代背景が今とは全く違いますので、一様に何とも言えないんですけども、この時、会長は県知事がされておりますし、県を挙げて県産品をバックアップしていこうという形で設立をされた機関だと思います。当然、機関自体はさまざまな名称を変え、今は一般社団法人という形で存続をしていますけれども、ぜひとも、移転の可能性がある、まだ決定ではないんでしょうけれども、その時はさまざまなことの協議ができるというふうに思っております。

今、宮本課長から少しお聞きしましたけれども、こういったことは現在も協議をしている最中なんですよ。最初に県との関係をお聞きしましたが、コト消費と、モノ消費という観点から、もう一度、県との連携、バックアップということに対して少しお尋ねをしたいと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】もともと物産振興協会の理事会の中で移転というのが見えてきた段階の中で、物産館は売り場を持っておりますので、売り場自体をどこに移転するみたいな協議だけではなくて、今、物産振興協会が担っているいろいろな役割と申しますと、例えば、首都圏の百貨店で長崎物産展であったり、百貨店等に県産品を斡旋していく事業、物産館店頭での物販の機能、あと、ECサイトの「e-ながさき旬鮮市場」というものを構えて様々な取組を行っておりますので、そういったものの機能がございます。

それで、店頭販売の部分だけをいろいろ議論するよりも、今後、先ほど委員がおっしゃったように、設立から何年もたち、機能もいろいろ変わっていく中で、まちも、周辺も変わっていく中で、物産振興協会が、物産館がどういうふうな機能を持って物産振興の役割を果たしていくのかというそもそものあり方の検討委員会でございます。

3回目ということで、先月、開催いたしましたけれども、その中で先ほど委員からおっしゃったような、例えば、食の魅力を発信するような機能であったり、食の情報発信コーナーの設置みたいなところも、委員の中から意見が出てきているところでございますので、本日、委員がご提案された内容につきましても、今度の検討委員会でありましか、理事会に私の方から報告いたしますとともに、検討が進んでいく中で、県として担うべき役割を明確にした上で議論を深めてまいりたいと考えております。

【下条委員】ありがとうございます。具体的に全てが決まってない状況で何をというのは難しいと思いますが、コト消費をモノ消費につなげていくという観点から、ぜひとも積極的に、これはチャンス、機会だというふうに私は思って

おります。再編をするに当たって、時代に合わせて県としてもバックアップをしていただいて、皆さんに県産品を買ってもらっていい観光事業ということをつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

続きまして、ユニバーサルツーリズムですが、ユニバーサルツーリズムについては、川崎委員からもいつも質問がある項目でありまして、障害のあるなしに関わらず、全ての方が旅行を楽しむことができるということが概念で始まったユニバーサルツーリズムだというふうに思っております。

今回、県としても、新しく予算を確保して推進事業について取り組んでいるというふうにお聞きしております。

1つ目が、ユニバーサルツーリズム調査情報発信事業、これは予算が93万4,000円で、NPO法人長崎県ユニバーサルサポートさんが受託事業者ということでお聞きしております。もう一つがユニバーサルツアー事業ということで、予算が170万5,000円、受託事業者が株式会社JTB長崎支店とお聞きしております。

総額265万3,000円をこの推進事業ということで進まれていると思いますが、この中身について少しお尋ねをしたいと思いますが、簡潔に内容を教えてください。

【佐古観光振興課長】 まず、1つ目の調査情報発信事業でございますけれども、これは従来から県内のバリアフリーに取り組んでいただいている民間の方に委託をするという形で、具体的な委託の内容としましては、世界遺産の構成資産周辺のバリアフリーの調査とか、構成資産までの移動の動線の調査。それから、そういった調査を踏まえた情報の発信。それ以外にも観光客の方からの相談対応といった形をお受けいただいて、それ以外に自主事業として車椅子の貸

し出しですとか、観光周遊ルートの開発といったことを進められています。

もう一つ、ユニバーサルツアー事業につきましては、これは今年度の新たな取組となりますけれども、県外のいろんな旅行会社、ユニバーサルに造詣の深い旅行会社の方にもいろいろ相談しまして、着地でどういったユニバーサルツアーができるのかというのが大切だというようなご意見をいただいたものですから、今年度につきましては、実際に障害を持たれている方を県外からお呼びをして、それから、県内の宿泊施設、あるいは交通事業者、いろんな関係する事業者の方とも連携しながら実際にツアーをしてみると。併せて来ていただいた方から県内の事業者の皆様にも、セミナーというところと固いかもしれませんが、意見交換の場をつくって意識醸成にもつなげたいというふうに、これが今年度の事業でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。長崎市が観光立国ショーケースということで選定して、DMOのところで、このユニバーサルツーリズム事業というのを、2年ぐらい前から取り組まれているというふうに聞いております。ぜひこの長崎市の取組と連携しまして、この2つの事業について、今、少しお聞きしましたら、実証といえますか、まずやってみてどうかということのようですので、ぜひとも民間事業者さんだったり、さまざまな機関と連携しまして、いいデータ、事業化につながる、ユニバーサルツーリズムの実現につながるような取組にしていきたいと思います。

その中で、私も現地のユニバーサル事業について、観光施設、また、旅行者さんに少しお話を聞いてきましたので、かいつまんでポイントだけお伝えをします。

このユニバーサルツーリズムの実現で一番困

っているといえますか、壁になっているのがバリアフリーツアーの設備の導入ということをお聞きしております。各施設とも、これはもう来年、オリンピック、パラリンピックも開催されますし、さまざまな観光客の皆さんが来られますので、これは当然対応しないといけないんですけれども、どうしても費用面が高額になる場合が多いということが一番引っかかっているということです。しないといけないと思っているけど、ハード面の費用の面で引っかかっているということでした。

いろいろな事業者さんとも考えまして、ハード面の充実を図りながら、人的介助、いわゆるソフト面においてユニバーサルツーリズムのサービスの提供が実現できれば大変ありがたいというような現場の声も聞いております。これが観光の受け入れの施設側の声です。

一方、こういったサービスをソフト面で支える人的介助をする事業者さんに聞いたところ、例えば、長崎市のDMOの件で言いますと、市内のネットワークはかなり充実をしていると。2年間やりましたので、さまざまなことも体験したと。ただ、これが県全域になったら、やはりネットワークがなかなか難しいそうです。はっきり言いますと、事業者さんに頼んだら、もうその方をお願いするしかない、そういうような表現をしていました。

ですから、その方がどれだけの経験であったりとか、安全性があるかということ、県全域になりますとネットワークが保ちにくいということをお聞きしております。

もう一つは、営業活動ですね。今、実証実験で松が枝でブースを出してクルーズ船の客に対してアピールをしているそうですけれども、なかなか周知活動がうまくいかないということがありましたので、長崎県内のネットワークと

もに、営業活動についても困っていると。

こういったことも今回のツーリズム事業を通してバックアップをしていただきたいと思います。しているんですけれども、ご見解はいかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】今回、委員会に提出しております重点戦略の中にも記載しておりますけれども、来年度に向けた新規事業といたしまして、ユニバーサルツーリズム関係の事業を拡充したいと考えております。

まだ予算編成の過程でございますので、今後、庁内での議論で最終的な形がどうなるかということはございますけれども、私どもとして実現をしたいものという前提でご説明いたしますと、一つは、県外の方からご相談があった時にワンストップで対応できる窓口が必要ではないかと考えておりますので、そういったワンストップの窓口を設置したいというのが一つでございます。

その機能として、既に何年もしっかり頑張っているらっしゃるユニバーサルの皆さんもいらっしゃいますので、そういった方としっかり連携しながら、あるいはそういった方が、例えば、長崎市の事業者の方が島原半島の事業者の方と何か連携をする上で少し難しいところがあるとすれば、そういうワンストップ窓口、県の方で、その調整の機能を担っていきたいというふうな、大きくはその一つと、もう一つは空港にユニバーサルの観光案内所が設置できないということも考えております。ただ、今後の予算編成の結果ということになるかと思います。

【下条委員】わかりました。ありがとうございます。今、ご答弁いただいたワンストップのブースですね。今現在は、空港等もないのかなと思いますが、先進地としまして、沖縄なんかは那覇空港のかなり目立つところに車椅子の貸し

出しであったり、そういったネットワークのワンストップでの相談所というのがありました。見てきましたけれども、それに近いようなものを民間事業者さんとともに実現できれば、観光客の皆様も非常に助かるのではないかなというふうに思っております。

私がいろいろと調べておりまして、いわゆる中立の立場で一つ懸念材料がありましたのが、やはり人的介助になりますので、一緒に私もグラバー園の坂道を車椅子で昇りましたが、もう本当に難しいですね。人がいない時間、朝早くやったんですけれども、わずか数センチの、1～2センチの段差で車椅子は引っかかって自力では上に上がることができませんし、坂がかなり急ですので、介助の知識がない方だと、また、人混みの中だと重大事故につながる可能性があります。

こういった安全性の確保、また、指導を県として民間事業者さんと連携していく中でぜひとも強く指導をしていただきたいというふうに感じております。

一番ありがたいのは、一緒になってブースを拠点に、駅とか、空港とか、また、2バース化になりますけれども、松が枝のブースとか、こういうところに置いて、また、海外の旅行者さんとも事前に話をして、長崎を周遊する場合は、こういうサービスが受けられますよということを事前にお知らせできるような体制があれば、よりいい形で迎え入れることができるんじゃないかなというふうに思っております。

最後になりますが、これはご質問というよりは、少しご要望があります。ユニバーサルツーリズムを私の方で少し調査している中で、タクシー事業ですけれども、今、松が枝でブースに入ってこられて、車椅子の方がおられます。数はそんなたくさんではないです。例えば、100

人の中で4～5名の時もあれば、大体10名弱ぐらい、10%はないですね、そういう状況ですが、中にはご自身で手づくりをされたような簡易的な車椅子で旅行に行かれる方もおりまして、黙って見ていると、普通のタクシーのトランクの後ろの部分に入れまして、それが閉まらない状況で周遊しているようなことを見かけました。

タクシーの事業者さんに、「介護タクシーの導入は考えてないんですか」と言いましたら、もちろん、したいんですけども、普通のタクシーよりも約2倍程度、大体200万円が平均らしいんですけれども、400万円近く、このタクシーを導入する場合にはかかると。こういったものも、ストレートに言いますと、「補助であったり、ちょっとサポートしていただければ助かるんだけどな」というようなご意見をいただいております。

これはもうご答弁は結構ですので、こういったことも非常に重要な観点ですので、少し視野に入れて活動していただきたいというふうに思います。

終わります。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】ここでしばらく休憩をとります。

再開を午後1時30分といたします。

— 午前 11時42分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【川崎委員】 観光行政についてお尋ねをいたします。就学旅行、教育旅行についてのお尋ねです。

まず、3年ぐらいの状況は、いかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】 修学旅行の実績でございますけれども、平成28年に熊本地震がございましたので、平成27年からの数字を申し上げます

と、平成27年が45万3,000人、平成28年は地震で落ち込みまして40万2,000人、平成29年に44万1,000人、昨年は44万9,000人ということで、平成28年の落ち込みから、まだ完全という状況ではございませんけれども、回復をしてきているという状況でございます。

【川崎委員】熊本の震災では長崎は何も被害はなかったんですが、修学旅行、教育旅行という観点から安全面を優先した形の結果がこういうふうになっていると思います。回復については、まだまだということですが、就学旅行というのは、営業活動スタートから実績、実になるまで数年かかるということを考えると、一度失った実績を取り返すのは非常にエネルギーが要るものだというふうに私も思っております。

そういった中において、誘致活動の実態は、どのような形で誘致をし、実績に結び付けていわれているのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】誘致活動の状況でございますけれども、まず1つ目としまして、県の観光連盟において、全国各地での誘致活動というものを展開しております。これは関東、関西、中部、さまざまな場所に、学校に直接訪問いたしまして、長崎県への修学旅行を働きかけていると。今年のこれまでの実績で申し上げますと、全体で446校を回って働きかけを行っています。

それからもう1点、九州各県、九州観光推進機構等も含めて連携した誘致活動ということで、九州7県合同でのキャラバンを全国各地で実施している状況でございます。

【川崎委員】実働部隊は県観光連盟の、この県庁舎におられる方も行かれるんでしょう。連盟に加入されているいろんな事業者さんたちも一緒に行かれるということですね。ということであれば、本当に皆様が一生懸命取り組んで今のような環境をつくっておられると思います。

この具体的な活動費ですが、県観光連盟ですから、県費が直接じゃなくて、県観光連盟に対する補助が活動費の一部ということになっていると思いますが、修学旅行に充てている活動費、県が出している予算についてどのような流れか、ご説明いただきたいと思います。

【佐古観光振興課長】活動費につきましては、その他の事業と併せたような形で県から観光連盟に対して補助金という形で交付しているところでございます。

主なものとしては、学校をセールスで回る際に県内で子どもたちがいろいろ体験できるプログラムなどを網羅した素材集、冊子を作成いたしまして、これをセールスの素材として活用しているところでございます。それ以外には、いわゆる旅費ですとか、そういったものを計上している状況でございます。

平成30年度の実績で申し上げますと、就学旅行関係で全体で約830万円という事業費になっております。平成30年度につきましては、新しい学習指導要領、「主体的、対話的で深い学び」と、こちらにおいていただいた時のいろんな学びのためのメニューをつくり込むという事業に取り組みましたので、それが250万円、それから旅費かれこれ340万円、それから素材集の作成が約190万円、そういった内訳になっております。

【川崎委員】今年度はこういった予算割りでしょうか。

【佐古観光振興課長】平成31年度につきましては、全体事業費で580万円となっております。素材集の印刷代等が前年度に比べますと減っているという状況でございます。

【川崎委員】平成30年度が830万円、平成31年度は580万円、素材集の作成ということでしょうが、大幅に減をしていると。それが営業活動に多大な影響を及ぼしていないのかどうなのか。

先ほど申し上げましたように、何年もかけて実績につながっていく、そういった形態であるがゆえに、一定のところを確保しながら継続的に取り組むことが大事な修学旅行の活動だと思います。平成31年度、減したことが影響を及ぼしてないのかどうなのか。併せて、来年度はどの程度要求されているのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】来年度の予算要求につきましては、約400万円という数字になっております。

すみません。先ほど答弁した内容が少し間違っておりまして、平成30年度の予算が全体で約1,000万円でした。平成31年度が610万円です。来年度が約400万円ということで、来年度の予算要求に向けまして、先ほど私が申し上げた素材集の印刷代を削っているという状況でございます。

【川崎委員】昨年度が1,000万円、今年度が610万円、来年度は400万円。400万円というのは昨年度からすると4割、6割減。その素材を大幅に減らしたり、大丈夫ですか、大丈夫ですか。先ほど、平成27年度の45万人から回復基調にあるとはいえ、平成30年は44万9,000人、まだ届いてない。大丈夫ですか。

【佐古観光振興課長】修学旅行関係という予算額につきましては、これは全体の当初予算の要求のシーリング対応等もございまして削減しておりますけれども、先ほど申し上げました各学校に直接セールスをかけていくといったところについては、引き続き進めてまいりますし、そこが弱くならないように取り組んでまいります。

また、全体の観光連盟の予算等もやりくりしながら後退にならないように取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】ぜひその決意を固くされて来年度の取組をお願いしたいと思います。昨年度は446

校訪問されたと。素晴らしい取組だと思いますが、この校数が一つの活動のバロメーターというふうに思いますので、今、厳しい予算の予定ではありますが、しっかりと工面しながら取り組んでいただきたいことを要望いたします。

次に、ユニバーサルツーリズム、先ほど下条委員からも触れていただきました。6月議会で随分やりとりをさせていただいて、ワンストップの窓口についても、沖縄の事例を申し上げながら必要性を訴えさせていただきました。

来年度に向けては、先ほどもご答弁がありましたように、ワンストップの体制と、そして空港に案内所をつくっていききたいというふうに考えているということでありました。大変大きく前進した取組というふうに承知をいたしました。今から予算折衝だと思いますが、実現してほしいんです。来年が東京オリンピック・パラリンピック、タイミングというのは大事ですね。この時に、長崎に行きたいんだけど、何の窓口もないとか、そういった体制、車椅子も借りれない、ベビーカーも借りれない。例えば、介護の人にお世話になりたいんだけど、その窓口もないということがあってはならないというふうに思いますが、いま一度、固い決意を持って取り組んでいただきたく、ご答弁いただきたいと思っております。

【佐古観光振興課長】来年度に向けまして、ユニバーサルツーリズムについては、予算規模も拡充していきたいと考えております。

私どもとしましては、観光振興課は国内観光を所管しておりますけれども、人口減少が今後進んで国内旅行が縮小していくということは予測されていますので、そういう中で本県の観光産業を持続させていく上で、これは観光庁もいろんな場面でおっしゃっていますけれども、全人口の3分の1を占めるユニバーサルツーリズム

対象の方、高齢者、障害者、妊婦の方、あるいはベビーカーを利用されている方が全体の3分の1いらっしゃる。そういう方を少しこちらの誘客の対象としてしっかり捉えて、そういった方々を長崎にスムーズに受け入れられるような体制をつくる。これは以前の委員会でも私から、できれば民間の力でそういったところが進めばベストだと思っているというお話をしましたが、その後、いろんな事業者の方ともお話をさせていただいて、なかなか民間の力だけではしっかりした体制というのはつくれない、あるいは例えば長崎市内でユニバーサルにしっかり取り組んでいらっしゃる方が、今度は島原半島に送客をしようとした時に、少し連携という部分で県の役割というのが出てくるんだろうというふうに今考えておりますので、そこを役割としてしっかり果たしてまいりたいと。

今後、庁内での予算の議論が進んでまいりますけれども、私どもの思いとしては、そういうことでございますので、庁内でしっかり議論してまいりたいと考えております。

【川崎委員】ここ数カ月の間に随分理解を深めていただいて、大変失礼な言い方ですが、本当に県の役目としてご認識いただいたということは大変ありがたく思っています。

県が直接云々ということよりは、民間がやっているところは後押しをしてあげて、どうしてもお世話にならんといかんところを押してあげて軌道に乗せてあげればというふうに思うんです。

まさに広域的な連携なんていうのも、神戸は、そこを行政がお手伝いをして、だんだん、だんだん引いていくような形で成功されていますので、ぜひお取り組みいただきたいと思います。

これも情報としてお届けしたかと思えますけれども、特別支援学校の修学旅行も受けるぐら

い、神戸は成長して力もつけておられますので、ぜひそういったことで長崎はオールマイティーに全ての方を受け入れられるような観光地づくりを目指していただきたいと思います。空港の窓口は、何とぞよろしくお願いいたします。

次に、クルーズ船のことについてお尋ねいたします。

本年の入港数、まだ12月は終わってはおりませんが、ほぼほぼの残り、見えていると思います。本年の見込みをお尋ねいたします。

【佐々野国際観光振興室長】本年11月末までのクルーズ船の入港の実績ですけれども、長崎港、佐世保港、それからその他の港ということで、離島を含めまして県全体の合計で258回となっております。それから、12月分につきましては、予約が入っている数を合計しますと、県全体で272回ということで今見込んでいるところでございます。

【川崎委員】その中で長崎港だけ抜き出せますか。

【佐々野国際観光振興室長】今申し上げました合計の中の長崎港につきましては、11月末までの実績で171回、それから12月に予約が入っているもので12回ということで、合計183回が見込まれているところでございます。

【川崎委員】数は昨年より少し減っているのかもわかりませんが、高い数字で進んでおりますし、いいことだというふうに思います。2バース化に向けての調査費もついて、さらに大きく受け入れようというふうにしておりますので、引き続き営業も頑張っていただきたいと思います。

今年度の入港を見て昨年度と違ったような特徴、特筆すべきことがあればお知らせください。

【佐々野国際観光振興室長】昨年に比べて入港数が若干減っているということは、中国からのクルーズ船が、昨年、今年と、中国のマーケッ

トが調整局面に入っているということで、これは国の分析でもありましたし、この委員会の中でも、そういった議論がされたところです。

特徴としましては、中国からのクルーズ船が今年は減っているところでございます。一方で、日本のクルーズ船、それから欧米、台湾、こういったところが若干増えているところでございます。

【川崎委員】わかりました。ありがとうございます。中国が調整基調ということでありませけれども、大事なお客さんですから、何とかつないでいただきたいと思います。

毎度、これも質疑させていただいているんですが、上陸されるお客様の観光消費行動というのがパターン化されていて、免税店を回っていかれるということから、なかなか地元の経済に直結していない。ゼロじゃないんでしょうけど、思ったほどないよという声がいまだにあるわけです。

はからずも、今日、報道機関においてお土産の取組を、いい着眼点でやられているなというふうに思いました。そういった形で長崎の県産品もどんどん取り込んでいただけるように頑張っていたきたいと思います。

こういったことで今年度、いわゆる地元の企業の皆様が何とかプラスになるような、そういった動きがあればお知らせいただきたいと思います。

【佐々野国際観光振興室長】今、委員からご紹介がありました中国のクルーズにつきましては、ビジネスモデルということで、県内外の免税店に立ち寄るツアーが大半を占めている状況でございます。そういった中でも免税店以外の市内の商店街にも立ち寄るようなツアーがおおよそ半分ぐらいあるという状況でございます。こういった取組を広げていくと。

それと、商店街でもそういった中国からのお客様を呼び込むような取組といったことも促していきたいと思いますし、浜町商店街でも、例えば簡単な中国語を習得して対応されたり、電子決済を導入するといった取組も少しずつ進んでおりますので、そういったところを長崎市とも連携しながら取り組んでいきたいと思います。

今日、新聞でも紹介していただいております中国のクルーズ客に事前に、クルーズ船に乗る前に商品をECサイトで注文していただいて、長崎に到着した後はいろんな観光地などを巡っていただいて、お帰りにする時に商品を受け取って決済をして帰っていただくと、そういった取組もチャーター旅行社と連携をしながら進めておりますので、本年度中にその取組が進むような形で引き続き連携して取り組んでいきたいと考えております。

【深堀委員】今、川崎委員の質疑の中でクルーズ船の話がありました。私も、この新聞記事を見て、非常にいい取り組みだなというふうに感じた次第です。

この事業に至る経緯とか、今後の見通しについて、少し教えていただけますか。

【佐々野国際観光振興室長】この事業につきましては、クルーズを企画するチャーター旅行社から、寄港地クルーズの多様性を図りたいということで、魅力を上げていくと、その一つとして、事前に買い物をするということになりますと、観光地を巡る時間も増えてきますので、将来的にはECサイトで買い物だけではなくてツアー商品も販売するといったところまで計画されているというような状況でございます。

実際、この取組につきましては、今年の8月にテスト的に長崎港でやっております。そこで電子決済のところで、中国でよく使われている電子決済のシステムでウィーチャットペイとアリ

ペイというのがあるんですけれども、片方だけしかその時に使えなかったということもありまして、もう一つの電子決済システムを加えながら、新たなシステムの調整と、取り扱う商品、県内事業者と扱う商品、価格も含めて、今、調整をされているということで、年度内に本格的に実施できるように協議を進めているという状況でございます。

【深堀委員】 8月に試行的にやられたということです。

この記事を見ながら考えたのは、クルーズ船向けの商品販売会社、HBCSですか、そこが県内の事業者が発注して商品を準備するというふうな報道だったんですけれども、そこにどれだけの県内の事業者が加盟をするのかとか、あとは、今おっしゃったアリペイとか、ウィーチャットペイとか、協力した県内の事業者がその決済システムを導入しておかなければいけないのか、それとも、HBCSの支払いがそういった電子マネーであって、そこに登録している県内の事業者はそういった決済方法は必要ないのかとか、そのあたりがちょっと気になったところなんですけれども、そのあたりはどうなんですか。

【佐々野国際観光振興室長】 商品販売を実際に行う会社がHBCSということで、中国のチャータークルーズ社が参画をして、長崎市に拠点を構えていただいて、今やっているとところなんですけれども、そこは県内の事業者から商品を仕入れて、実際に決済をするのはHBCSという会社が決済をするということで、商品を納入する会社そのものは、そういった電子決済を必ずしもやらなくてはいけないということにはなっていないという状況でございます。

【深堀委員】 わかりました。そうしたら、どれだけの県内の事業者でそういった決済システム

を入れているのか聞こうかと思ったんですけど、それは必要はないということなんです。

あとは、どれだけの県内のいろんなお土産といますか、長崎の物産を扱っている会社が、このHBCSに登録できるかという話だと思うんですけれども、そのあたりは行政が関わる部分ではないのかもしれませんが、幅広くそこに登録できるような働きかけは必要ではないのかなというふうに思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

【佐々野国際観光振興室長】 先ほどの商品販売会社、HBCSというのは、もともとが中国のチャーター旅行社が立ち上げた会社ということで、県内の事業者の情報というのをあまり持ち合わせてないということもありますので、県の方で、そういった事業者と併せて商品も紹介をさせていただきながら、マッチングを進めているというところでございます。

【深堀委員】 県が行政としてどこまでそこに与えるのかというのは非常に微妙なところだとは思いますが、できる限り県内のそういった事業者の方が登録できる形がとれればいいのかということの一つ。

あとは、直接そういったネット上で購入することも必要、周遊ツアーの時間を確保するには必要だと思うんですけど、でも、実際に現場で買ってほしいものも当然あるわけですよね。だから、そういったものが事前に、長崎に寄港される中国の観光客の方に、事前に商品を買うカタログ的なサイトもある一方で、現地ではこういったものがあるんだというようなPRもできれば、長崎の事業者にとって非常にメリットがあるというふうに思うんです。そこがHBCSの話にはなるんですが、そういったところも県としては働きかけができないのかなというふうに感じているんですけれども、そのあたりはど

うですか。

【佐々野国際観光振興室長】今の中国のクルーズ船の寄港地ツアーというのが、基本的にビジネスモデルが確立されて、免税店に回ることが多いんですけれども、そういったところで多様性を図るという意味も含めて、県内の周遊ということで、中国資本とかの免税店ではなくて、いわゆる物産館とか物産センターとか、そういったところにも回るような商品も船会社、チャーター旅行社にも働きかけて、実際にそういったツアーもできてきていますので、そういった取組を今後広げていきたいというふうに考えております。

【深堀委員】さっき川崎委員もおっしゃいましたけど、クルーズ船、着地型といいますか、結局、免税店ばかり回って、実際に地元の経済波及効果というのがなかなか伸びないという点もあるので、今回のこの取組というのは非常にそれが期待を持てる話だと思いますので、ぜひ積極的に関わっていただきたいということを申し上げておきます。

次に、チャレンジ2020、平成30年度の数値目標の進捗状況の資料で、ちょっと気になる点をお尋ねしたいんですが、いろんな説明の中で、長崎観光の一つのテーマとして再訪問、いかにしてリピーター率を上げていくかという話がある中で、その資料の中で、再来訪意欲度という数値が記載されています。平成30年度の実績が74.9%ということで、実はこれが、平成29年度と比較すると落ちているんですね。

落ちている分析がされています。年齢別で見ると、20代が最も大きく、8.3%低下し、発地別では福岡県が8.2%低下している。また、宿泊施設の満足度については、「大変満足」の評価が前年度の22.4%から20.1%に低下しており、宿泊施設の評価も再来訪意欲度に影響しているも

のと考えられるという評価が、この資料に記載されていました。

こういったところが、どういう要因があってこういうふうに低下してきているのかというのは、これからの長崎県の観光振興施策を考える上で非常に重大な課題ではないのかなというふうに思っているんですけれども、現時点で何か、例えば地区別の問題点とか、具体的には観光施設の問題点であったり、そういったものを分析されているのか、今後検討していくのか、そのあたりの考え方をお知らせください。

【佐古観光振興課長】再来訪意欲度につきましては、数字として、県内の地域別の数字というものがないものですから、データに基づいたという形ではないんですけれども、それぞれの地域の特色がございますし、私どももそれぞれ市町の皆さんとも日々意見交換をしている中で、例えば、この地域は宿泊施設の魅力がかなり足りないんじゃないか。宿泊施設の魅力というのが、ハード面もちろんですけれども、おもてなしの心とか、そういったソフト面の部分も含めて弱いところもあるというふうな理解はしております。

あるいは長崎市で申し上げますと、富裕層をターゲットにしたようなハイグレードなホテル、今後出てはきますけれども、現状ではなかなか少ないと、そういった宿泊施設の魅力。

この再来訪意欲度というのは、県が独自にアンケートをしている結果でございますけれども、それ以外に、例えば、じゃらんリサーチセンターとか、民間で調査をされている結果を見ても、やはり宿泊施設の魅力が少し足りていないというのは、数字としては見て取れています。

それ以外に観光地、いわゆる観光スポットが、一度来ればいいという施設にとどまっているのではないとか、いろんな、データではないん

ですけれども、定性的な分析はしているところではございますけれども、しっかりした網羅的な地域別の整理というのは、今後、取り組んでまいりたいと思っています。

【深堀委員】目標に対して達していないからどうのこうのと言っているつもりはないんですよ。非常にいいデータというか、今から長崎の観光を振興していく上では、回答の中身が非常にいろいろ、長崎県の課題というのを捉えやすくなるんじゃないかなと、回答の中身がですよ。

そこをぜひ次の施策に、こういったデータを生かしてほしいなということを申し上げたくて言っていますので、ぜひ。今、このデータの中でどうのこうのというのはないのかもしれないけれども、今から先、どうにかこのデータを活用していただいて、次の施策につなげていっていただきたいということを申し上げます。

【佐古観光振興課長】再来訪意欲度のアンケートと併せて、設問の中には、「長崎の観光を充実させるためにどういったものがあたらいいか」という設問もございます。これが、毎年調査をしていますけれども、毎年トップに上がってくるのが、魚市とか、朝市とか、そういう食ですね、食べられるところがあるといいというのが毎年トップに出てまいります。

長崎ならではの食を食べられるお店というのは、当然ながら長崎市内にもございますし、個店という意味でございますけれども、設問が魚市とか朝市というイメージなものですから、そういったものが固まったものがないというのが皆様の印象なのかなと思っています。

それとまた、県内のいろんな民間の方のお話を聞いても、せっかくの食が、長崎の食がうまく観光に活かされていないんじゃないかというようなお話もいただいていますので、来年度に向けましては、食と観光というのをうまく連携さ

せて、観光客の皆様に長崎の食のすばらしさをお伝えして、またリピーター化にもつなげるというような取組にも力を入れてまいりたいというふうに考えております。

【深堀委員】ぜひ、そういった取組をお願いしたいと思います。

それに少し関連するんですけれども、令和元年度の事務事業の評価の結果の資料も今回提出いただいております。その中に、今言ったようなりピーターといいますか、再び訪れたいと思われる観光地を創出する事業が、例えば、「住んでよし・訪れてよし」まちづくり応援事業費ということについて、今回、評価がされています。

事業内容、そして見直しの方向性というのがあって、今言った「住んでよし・訪れてよし」のまちづくり応援事業費というのは、今回終了するわけなんですけれども、見直しの方向性の中に、これまでの事例が少し紹介されているんですけれども、平成30年度は1団体を採択したと。不採択となった5団体も継続的かつ積極的にまちづくりの取組を進めており、令和元年度においても5団体がエントリーをしているというふうに評価がされています。

この取組の事例を、登録されたのは1団体だけが採択をされたんだけれども、5団体がエントリーをしているということもあるので、こういった団体が取組をしているのかということのを少し報告をいただけないかなと思います。

【佐古観光振興課長】平成30年度は、全体では6団体が応募されまして、佐世保市、西海市、雲仙市から4団体ということで、最終的には佐世保市の江迎活性化協議会というところの案を採択しております。

江迎の活性化協議会につきましては、国道、県道を含めまして、あの地域に3つの通りがござ

います。その通りをそれぞれ、例えば宿場町の風情を再現する通り、あるいは昭和のレトロ感を再現する通り、それから今の通りと、通りごとに少し色をつけて、そこを感じていただけるよう、修景事業も含めて取り組んでいくというような構想でございます。

今年度は、江迎の場合は、その大きな構想をさらにアクションプランという形で落とし込んで、来年度以降、21世紀まちづくり補助金で、県として、その具体的な取組を支援していくと、まちづくりの実現を図っていくということでございます。

それ以外の団体につきましても、基本的には、それぞれの地域の特色を生かしたような形で、人を回遊させるような、そういったまちづくりに取り組むと。

不採択になった団体も、それを継続していたり、あるいは1年間、関係者で議論したことが、もう既に成果になったとか、非常に高評価をいただいています。

今年度につきましても、今、5団体に応募をいただいております、それぞれの5団体が大きな構想づくりを進めている、そこを県として支援をしていくと。

事務事業評価でまいりますと、ルールの今年度が予算事項としては終期になっていますので、終了とは記載しておりますけれども、この事業で取り組んでいる中身というのは、滞在型観光の促進とか、リピーター化とか、我々が目指しているところに非常に合致している取組だと考えていますので、来年度に向けても事業をぜひ継続したいという要求をしているところでございます。

【深堀委員】 今、お話を聞いて、各地域でいろんな独自の取組をやられているということがよくわかりました。

私がこれを質問したのは、先ほどと同じような観点ですけれども、事業が存続する、存続しないという話ではなくて、各地域で、その地域の特色あることをされているんだろうけれども、これが他の地域でも同じような、活かせるような事例があるんじゃないのかなと。その地域限定の取組、似たようなことが他の地域でもできるようないい事例があるんじゃないか、水平展開できるようなことがあるのではないだろうかというようなことで聞いているんですよ。

ですから、これまでやってきた取組で、例えば、江迎の話をされましたが、江迎でしかできないことであれば、それは仕方がないとしても、これだったら例えば雲仙の方でもできるかもしれないとか、いろんなことがある。だから、そういった好事例をいかに県内のいろんな事業者の方に周知を図って展開してもらおうかというのが、これからの政策の一つではないのかなというふうに私は思うんですけれども、そういう観点はどうでしょうか。

【佐古観光振興課長】 昨年度、吉村委員からも同じような、例えば募集をして不採択になったところが実際にどういう構想をつくったのかとか、そういうものを横展開といいますか、情報を共有することが、ほかの地域の取組を促すことになるのではないかというご意見をいただきまして、実は昨年度は、募集の段階でそういうアナウンスをしておりましたから、そこは昨年度は行っておりませんけれども、今年度につきましては、そこの募集の仕方の見直しを図りまして、募集の段階から、これは最終的には皆さんに公表しますと、ほかの地域にもいろんな取組を促していきますというようなお話を前提として申し上げまして今進めておりますので、深堀委員がおっしゃった部分については進めていこうと思っております。

【松本委員】 議案説明資料の1ページ、「対馬市における韓国人観光客の減少に伴う影響と対策について」というところでございます。

9月補正におきまして、県でも9,500万円の補正予算を投じまして、2ページに書いてあるとおり、旅行の企画であったり、宿泊割、情報発信等に取り組んでいただきました。

韓国人観光客が減少しても、それ以外の外国人であったり、国内の観光客を誘致していこうということで、8月は8割減、9月は9割減まで落ち込んでいるということですが、9月補正以降、10月、11月の対馬における観光客の状況については、何か変化があったのか、お尋ねいたします。

【佐古観光振興課長】 9月の補正で予算をご了解いただきまして取り組んでおります。一つ大きいのが、国境離島交付金を活用しまして平成29年度から取り組んでおりますしま旅行商品、いわゆる団体型の商品でございます。これにつきましては県外の大手から小さいところも含めて旅行会社に対馬への送客の働きかけを行いまして、補正後で約6,500名の国内の方を今年度中に送客する計画でしたけれども、現在のところ、7,400人を超える数字になっております。今後も新しい商品の追加等も予定されておりますので、7,400人という数字をどんどん伸ばしていきたいと思っております。

ちなみに申し上げますと、平成29年度の対馬の実績が529人、これはあくまでも、しま旅旅行商品扱いのものです。平成30年度が1,800人という数字で、今が7,400人ですので、非常に伸びているというふうに、誘客対策としては好調に滑り出しております。

もう一つ、宿泊料金の割引キャンペーン、1泊3,000円の割引でございまして、こちらは1万人の送客計画としておりますけれども、現在の

販売状況として6,500人という数字になっております。こちらにつきましても好調な状況かなと思っております。

実際、今、国境離島の島民割引が導入された以降、実際に島に行く方の島民以外の方の数字が把握できるようになりました。この数字で申し上げると、対馬の場合、9月が前年比8%増、10月が前年比3%増という形になっておりまして、実際、純増といえますか、島に渡る方が増えているという状況でございます。

【松本委員】 補正の効果がすぐに出ているということは評価をいたします。今まで韓国人観光客がかなり来てくださっていたから、それに依存していた部分もあるのではないかと。これを機に対馬の方々も観光をしっかり見直して、観光のあり方を考えようということで、2ページに書いてありますとおり、これを機に、「観光振興の課題や今後取り組むべき方向性を検討するため、民間事業者や関係団体、外部の有識者等で構成する「対馬観光のあり方検討会」を10月18日に立ち上げるとともに、同25日には、対馬島内の観光関係事業者等の連携を図り、国内外の観光客の誘致及び受入環境整備を推進することを目的に、「対馬おもてなし協議会」を設立しました」とあります。

ということは、補助金に頼るのではなくて、自分たちでも今の対馬の観光のあり方を見直して、そして、来てもらうような対馬の観光をやっていこうという内部での取組は評価するんですが、じゃ、その中で何が今まで足りなかったのか、これから何をしていくべきなのか。そういったものは協議会などではどのような意見が出たのか、お尋ねをいたします。

【佐古観光振興課長】 「対馬おもてなし協議会」というものを設立しております。私もアドバイザーという立場で発足時点にも参加してご意見

を申し上げました。

対馬の観光を考えました時に、これは従来の話ですが、国内でいえばビジネス客、それが気付いた時には韓国人が、対馬自身で余り努力しない中で大量に来ていただいたという状況が今までだったと思います。

私どもも、先ほど申し上げた、しま旅旅行商品の造成に当たっては、旅行会社の方のご意見もいろいろ聞いております。これは私自身も感じておりますが、観光地としてお客様を真心を込めておもてなしするというのが一番の課題だと思っております。これについては協議会の中でも私自身からも申し上げました。意識さえ変われば、お金も時間もかかるものではないので、そこを皆さんでぜひ取り組みましょうというお話をさせていただいたところです。

外部の有識者の検討会議もありますけれども、そこでも同様のご意見、もちろん、施設、ホテル、旅館等の施設、ハード面の対応というものも必要な部分もございますけれども、そこはなかなか時間もかかる、お金もかかる場所ですので、まずは人の部分で意識を変えていきたいと思いますという話を進めているところです。12月23日、24日で、下対馬、上対馬の2カ所で、そういったおもてなし意識向上のセミナーを早速開催するようにいたしております。

【松本委員】 先ほども申し上げましたとおり、年間30万人も韓国から観光客が来られると、確かに、もうたくさん来ているから、その対応で、黙っていてもお客さんが来た状態だったのかもしれない。しかし、それがなくなった時に、あら困ったという時に、改めて内部で見た時におもてなしが足りないということを考えられたこと。それはおもてなしというのは心でありますし、それぞれの職員の方々の対応の意識だと思うんですね。

そういうところを、今回の補正で一時的に何とかなったかもしれないけど、これが永続的に補助があるわけではないので、五島も壱岐も頑張っているから、そこはやはり対馬の方々にも自助努力というものをしっかりしていただきながら支援をしていって、そして、後々また外国人観光客が戻ってくる時に、さらに喜んでもらえる、リピーターになっていただくための取組を県の方でも、補助金だけではなくて、アドバイザーとして課長もぜひ支援していただきたいと思います。

次に、4ページですが、世界遺産についてでございます。

世界遺産に登録されて観光客も増えてはおりますが、やはり懸念されることは、語り部の方やガイドさんも高齢になられております。今後、永続的に世界遺産を続けていくためには、やはり若い世代や子どもたちが長崎県の世界遺産のことを知ること大事だし、そして、そのことに対して守っていこうという意識を持ってもらうことが大事だと思っております。

そんな中で、4ページにあるとおり、「10月31日及び11月1日の2日間にわたり長崎大学教育学部附属中学校で、世界遺産をテーマとした2回目の公開授業が実施され、「世界遺産を生かすために何が必要か」について中学2年の生徒142名が今までの学習内容を踏まえたプレゼンテーションやパネルディスカッションを行い、みずから世界遺産にどう関われるかを真剣に考えてくれました」という事業が実施されております。

学ぶだけだったら社会の授業でもできますけれども、結局、自分たちが自ら世界遺産のために何かを自発的にできるかと考えるということは、大変すばらしい内容だと思うんですが、具体的にどういう事業をして、具体的にどういう提案が子どもたちからあったのか、お尋ねをい

たします。

【栞原世界遺産課長】今回の中学校でのモデル事業でございますが、総合的な学習の時間の授業を使いました。長崎に住む自分たちが県民として世界遺産とどう関わりながら生きていくのか、長崎の未来と自分のあり方への考えを深めるというような内容のプログラムでございます。

この事業の中で、生徒の皆さんは、まずは世界遺産の価値を自分で調べる。それから、その地域の魅力探しをして、そういうことを知っていく中で地域の課題に気付いて、現段階では世界遺産を切り口に自分が長崎のために何ができるかということを考えてくれるまでになっています。

具体的には、途中の段階では、短い映像や漫画をつくってわかりやすく発信したらいいんじゃないかとか、あるいはお金の補助をしたかどうかとか、言ってみれば人ごと、人任せみたいな提案が多かったのですけれども、授業を重ねるにつれまして、自分が今度はSNSで外国の方に英語で発信したいとか、あるいは構成資産の中にある教会を段ボールでつくって、それを皆さんに見せることで島の人の思いを伝えたいとか、そのような形で主体性のある自分の行動としての発表に変わってきております。

一連の取組の中で3回目の公開授業を2月に予定しているんですけれども、その授業は地域の方にもオープンでやろうとしておりますので、私どもも大変楽しみにしております。学校の先生方にとっても初めての取組、試みでございましたので、先生とともに子どもの成長に大変感動しながら、見守りながら、一緒に考えさせられているところでございます。

ふるさと教育は本当に大切に、より推進をすべきと改めて感じているところでございます。

【松本委員】 大変すばらしい、やはり自分たち

の世界遺産なんだと、我がまちの世界遺産だという認識を持ってもらって、そして、それぞれの子どもたちの目線で、子どもたちだったら、もっとこうした方がいいということを具体的にSNSをしてみたり、いろんな模型をつくったりということは大変ありがたいことだと思います。

これは長崎大学教育学部附属中ということで、やはり今後の展開として単発で終わらせるのではなくて、一番大事なのは構成資産がある自治体の中学生、身近にあるわけでございますから、ここは教育委員会と連携して、今後はそこまで拡大をしていただいて、これは郷土愛の醸成にもつながりますので、広げていく必要があると思います。ご理解をお尋ねします。

【栞原世界遺産課長】まさに委員ご指摘のとおりでございます。私どもも、このモデル事業を普及し、定着させるということを目指しておりまして、未来への世界遺産の継承、ひいては長崎県への愛着と誇りの形成から地元定着までつながってほしいと思っています。

しかしながら、取組を進める中で、小中学校に普及をさせていくためには、委員からありましたとおり、市町教育委員会の理解ですとか協力を得ること、それから、やる気のある先生がいらっしゃること、あと、学習指導要領に沿うアプローチやプログラムであること、こういったいろいろなハードルがあることもわかりました。

そこで、実は昨年度から大学の研究者と学校現場の教員、それから、県の世界遺産課の3者で連携しまして、世界遺産を活用した学習素材の開発と実践、そして、それを普及・定着させていくという目標を立てまして、先行して附属小学校でのモデル授業に取り組んでおりました。今年度、その成果を生かして、4月には構成資産

のある市町教育委員会に対して説明を行いました。働きかけをしたり、11月には長崎大学の教育実践研究フォーラムに参加しまして、小中学校の先生とか、先生を目指している大学生とか、130名ほどだったかと思いますが、こういった授業ができるんだよ、世界遺産を活用して、こんなことを子どもたちがやって成長してるんだよというようなことを説明したところであります。

今、先ほどの中学校のモデル授業のほか、県で関係者の調整を図りつつ、条件が整った学校で出張授業をしたりしながら、本格的な普及、実施に向けた種をまいている段階でございます。

このふるさと教育によって世界遺産の保護や、先人の思いを伝えていくこと、継承していくことにつなげていきたいと思っております。

【松本委員】 ありがとうございます。ぜひ今後広げていただきたいと思います。

続きまして、7ページです。物産にかかわることで、「日本橋 長崎館」についてご質問いたします。

平成28年にリニューアルをして、平成30年、昨年の来場者は56万5,000人ということで、前年対比15万6,000人の増ということで大変好調でございます。7ページの記載にも、来館者は前年比7%増になっており、売り上げも前年同額の1億2,700万円となっているということでございます。

実は、私、先月、東京出張の時に立ち寄って調査をさせていただきました。実際行ってみて驚いたのは、本当に日本橋のど真ん中にあると。店舗もデザインが非常に斬新で立ち寄りやすい雰囲気であります。

その店長さんとお話をさせていただく中で感じたのが、あくまでも販売が目的というよりも、アンテナショップとしての関東への発信としての役割が大きいということで、「何が一番

好評ですか」と言ったら、催事をした時に珍しくていろんなお客さんが入ってくるということでした。

実際、イベントがどれくらいあるのか調べさせていただきましたら、平成30年で357回していらっしゃる。その中で県がやっているのが68件で全体の19%、市町がやっているのが99件で27.7%、民間が78件で21.8%、事業者が112件で31.4%ということです。この催事をする場合は使用料がかからない、無料であるということ。ただ、物販した場合は10%納めなきゃいけないということですが、ほかで借りるよりは全然お徳だと思います。

ただ、気になったのが、市町ですね、27.7%、約3割ですけれども、この21市町の中で偏りがあるのではないかなと思うんですが、その状況についてお尋ねをいたします。

【宮本物産ブランド推進課長】 委員ご指摘のとおり、イベントスペースの活用というものが、今問題としているところでございます。先ほど数字をおっしゃっていただきました357件中、県が19%、市町が27.7%ということで、市町の活用が30%ぐらいあるんですけれども、長崎市、大村市が各29日、五島市が13日、諫早市が5日、佐世保市、東彼杵町が各3日、雲仙市、南島原市、小値賀町、新上五島町が各2日と、なかなか利用していただけてない市町がございます。

そこで、満遍なく県の離島・半島を含めて、県産品及び市町の観光も含めて発信をしていたきたいと考えておりまして、先月、私ども、各市町を回りまして、利用していただけないところの理由でございまして、今後の利用を含めての意見交換を行ってきたところでございます。

イベントスペースが14坪ありますが、先ほど委員がおっしゃっていただいたとおり、使用料

はかかりませんし、市町以外の団体も含めて幅広い活用を今後とも呼びかけてまいりたいと考えております。

【松本委員】 佐世保市、東彼杵町は3日ということですが、佐世保市もハウテスンボスとかもありますし、知名度は高いと思うんですね。ですから、その市の考え方ではありますが、先ほどおっしゃったとおり、利用料はかからないということですから、何か出張に絡めて立ち寄っていただく、そして知っていただくことが大事だと思います。

実際、私が行った時は、長崎市のみかん農家の方が商談の帰りに寄られて店頭で長崎のみかんを売っていらっしゃいました。やっぱりおいしいので、いろんな人が立ち寄って、「長崎のみかん、おいしいね」と言って東京の方が話をしている姿を見て、やはり商圈の規模が全然桁違いなので、いかに関東に売り込むかという意味の、金額よりもやっぱり発信をしていくべきだと思います。

もう一つ気になったのが、物販だけじゃなくて、観光のスペースがありました。ちょっと狭いけれども、カウンターになっていて、窓口になっていて、長崎の観光ということで担当の方もいらっしゃったんですけれども、目立ちにくいというか、移住サポートセンターというのが有楽町にもありますけど、ほとんど全国のブースがあります。しかし、長崎館は長崎に興味がある人が入っているわけですから、そこでやはり観光や移住の発信をするのは、もともと興味のある方々が来ていらっしゃるわけだから、そこで呼びかけていくということはすごく大事だと思うし、せっかくそこに立ち寄ったなら、もし長崎に観光に行っていた時にインセンティブ、この長崎館に立ち寄ったら、長崎に旅行した時、ここがお得ですよとか、口コミ

で広がるとか、そういうふうなファンを増やしていくためのアンテナも必要だと思います。それに関しては、別に新たに何かを投資するわけではないので、やり方一つだと思うんですが、物産とはちょっと異なりますが、一緒になってやっていくようなお考えはないでしょうか。

【宮本物産ブランド推進課長】 首都圏に設置しております自治体のアンテナショップでございますが、約60店舗あると聞いております。その中で自治体のPRでありますとか、特産品のPR、観光案内というのは、もう本当に80%以上の自治体が行っているところでございますが、それに加えて最近は市場調査でありますとか、消費者ニーズをそこで拾うとか、あと田舎暮らし、UIターンというものの機能も、やはり皆さん考えていらっしゃいまして、昨年度の調査でいきますと、60店舗中23店舗はそういったものに着手しているというようなデータがございます。

そこで、私どもも、移住に関しましては地域づくり推進課が所管しておりますけれども、現在の状況でありますと、有楽町にありますふるさと回帰支援センターが中心になるんですが、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、長崎館に来ていただける方が、そこで空気を感じて、そこの特産品を食べたりとか、観光を感じていただいて、そこでまた移住の相談会とかそういったものをやると、また一定効果が倍増するのではないかと思います。お話をさせていただいておりますので、今やっていることは、観光窓口に移住のパンフレットを設置し、具体的な相談はながさき移住サポートセンターにつなぐといったことをしております。

今年度は、昨年度もやりましたけれども、移住相談会を年に5回程度開催することとしています。五島列島とか壱岐市、そういったところ

が5回程度開催されております。

今後の対応といたしましては、イベントスペースを活用した市町と一体となった移住相談会の充実ということで、その中で回数を増やすこともそうなんですが、内容を充実させるということとか、また、UIターンに伴う動画がございまして、そちらを流したり、そういったことを地域づくり課と検討している状況でございます。

【松本委員】最後になりますが、ぜひ生かしていただくとともに、1個だけ、これは要望にかえさせていただきますが、下条委員、川崎委員からユニバーサルツーリズムのことについてお話がありました、私も非常に重要なことだと思います。

私の父が車椅子で晩年過ごしていたものですから、さっきのグラバー園の話もそうなんですけど、家族でどこかに行くにしても、小さな段差がすごく大きくて行けない、飲食もなかなか限られてくる。そういう時に、改めて車椅子の人にしかわからない苦労というのも、身近に、家族にいたものですからわかりました。

そして、わざわざ長崎まで障害を持たれた方が来られた時に、不自由な思いをして帰らせるということ自体が、やはりリピーターにつながらなくなるのではないかと、これはやはり意識の問題だと思います。

今回、新年度予算でつくっていただいたことは評価をするんですけど、ただ、県だけがやっても限界があるんじゃないかと。やはり21市町がそれぞれ、そういうユニバーサルツーリズムの意識を持ってもらうために、県が旗を振って、21市町の観光担当の実務者と協議会をつくって、そして、各市町連携してやりましょうと。そして、そこに足りないところがあれば支援も検討しますというような誘発や先導もしていけない

と、県だけが旗を振っても、ほかの地域、隅々まで届けるというのは予算的にも難しいと思いますので、そういったところも今後、来年度に向けて、まず実務者の協議を、県内のユニバーサルツーリズムの現状を把握して報告していただきたいと思いますので、申し述べておきます。

【中島(浩)委員長】ここでしばらく休憩いたします。

再開を午後2時50分といたします。

— 午後 2時36分 休憩 —

— 午後 2時50分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

【小林委員】先ほどの松本委員とのやり取りとか、そんなのを聞かせていただいて、「日本橋 長崎館」、ああいうところで21市町に、それぞれの物産等の展示会をはじめとして、いろんなイベントを呼びかけているわけですね。

しかしながら、先ほどちょっと触れられたと思いますが、要するに、そういうイベントをやってくださる、取り組む市町と、全くナシのつづてみたいなどころもあるんだと。このナシのつづてについて、今まで市町に対して、県としてのバックアップは精いっぱい、いろいろやってきたわけけれども、こういう時代を迎えて一番大事なことは何かというと、やる気があるところとやる気がないところだけは明確に区分けをしていただかないと。頑張るところと頑張らないところが、みんな一緒みたいなことは、あってはならんことですよ。

だから、県の姿勢として、これはもう全ての事業に対しても、全ての内容についても、やる気のあるところはしっかり背中を押していただいて、やる気のないところについては、取り組む姿勢をしっかり明快にさせていただくような、ある意味では、言葉がちょっと過ぎるかもしれ

ないが、厳しい姿勢で臨んでいただくというような態度をとっていかねばだめだと、こう考えますから、ひとつ部長も、部長会議等々においても、中村県政はそういうやり方の中で。

もう予算も限られているし、成果も限られているし、やる気のないところをやる気があるように、いろいろと背中を押すことは当然だけれども、背中を押しても押すだけの価値がないようなところを、いついつまでも、みんな平等とか、みんな一緒みたいな、そんなようなやり方では限界があると。やる気のあるところに予算を流す。そして、さらに成果を高めていく、こういうようなことを今後きちんとやっていただくことをひとつお願いをしたいと、こういうことでお願いしておきます。

それから国際課長、お元気でしょうか。雨に濡れながら、11月24日、ローマ教皇の長崎県入りをいろいろと頑張られたことに対して、国際課長を初め、部長も、そして皆さん方、いろいろ連絡会議をつくってやっていただいた皆さん方のご尽力に心から敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

無事にお帰りになったということが何よりのことでありますし、また、原爆落下中心地から、世界に向けてメッセージを出されたということに対しても大変なことだと思いますし、非常に効果があったのではないかとということで、その取組に重ねてお礼を申し上げておきたいと思います。

そこで、ちょっと思いますことは、まず第1点に、今回、時限条例であるけれども、ドローンの規制を、しかも罰則まで設けて、ある一定の期間は飛ばしてはならないと、期間もいつからいつまでと、こういうようなことで条例を定められたということでございます。

時限の条例でありますから、もうそれは取っ

払ってあると思いますけれども、この期間、ドローンを、こういうふうに条例までつくって規制したということに対して何の問題もなかったか、どういう検証をされているか、まずこの辺のところについてお尋ねをしてみたいと思います。

【永橋国際課長】 委員ご指摘のとおり、ローマ教皇の来県に際しましては、「ローマ法王の来県時における小型無人機の飛行の禁止に関する条例」を9月定例会に上程して制定いたしました。条例につきましては、10月4日に公布・施行、そして11月24日、教皇様が去られると同時に失効しております。

この間、前回の委員会でもご説明させていただきましたけれども、やはり周知して飛ばさないことが一番であるということで、県警察本部、市町、自治会、そして関係団体と一緒に周知徹底を図ってまいりました。結果として何もなく教皇様にお帰りいただいたということは、条例としては一定の成果があったものと考えております。

県警察本部にお尋ねしましても、ドローン飛行の届出自体は1件もなかったと、それと実際に飛んだ事例もなかったということで、警護も非常にスムーズにいったという話を聞いておりますので、条例としては一定の成果があったものというふうに評価をしております。

【小林委員】 ここまで、条例までつくって、時限的な条例であって今は失効しているけれども、一番心配しておりました、何事もなかったというところ、ご無事にお帰りになったというところ、この辺のところがですね。その背景には相当な皆様方のご苦勞があったと。しかも、午前中は雨がやたらに降りましたので、38年前は雪だったけれども、今度は雨だった。ところが、午後からはぴたっとやんで、すばらしいいい天

気に恵まれたというありがたい流れだったわけです。

ですから、そういうドローンの規制を条例までつくってやったけれども、その成果として何事もなかったと。しかも、ドローンを飛ばしたいというような申し出も1件たりともなかったというようなことで、やはり条例の効果がそれなりに出されたというような受け止め方の中でですね。

今後、同じようなこともあり得るだろうというようなことでございますので、その辺のところをしっかりと受け止めて、そういう条例の成果がいかんなく発揮されたというふうな受け止め方で、今後ともよろしく願いをしたいと思っています。

それから、私も本会議で質問をさせていただきましたので、県の意向、あるいは知事の意向というものは十分承知をいたしておりますけれども、爆心地から、一番中心地の、まさにそういう一番よい場所で、確かに雨降りではあったけれども、そこから世界に向けて、核兵器の廃絶、それから世界平和というような形で世界に向けてメッセージを発信していただいたということは、大変大きな効果があったことだと思います。それは、核兵器の廃絶ということと同時に、世界平和であるし、被爆県長崎だという、原爆落下中心地から、そういうメッセージを発信していただいたということ、それ自体が大きな大きな、世界にとってよいプラス面を与えたのではないかと、こういうふうに思っております。

要は、これから、ローマ教皇のあれだけの発信されたメッセージを、どうやって長崎県が活かしていくかということ。特にこれは戦後75年ということで、特に核兵器の廃絶の核兵器不拡散条約、NPTというのがありますね。これが5

年に1度、再検討されるということでございますから、この年でもあるし、また同時に被爆から75年というような一つの節目を迎える。こういう中から、教皇のメッセージを長崎県として、今後とも世界平和に向けて、核兵器の廃絶に向けて取り組んでいくかということ、この辺のところにつきましても国際課長にちょっとお尋ねをしておきたいと思います。

【永橋国際課長】 原爆落下中心地において、ローマ教皇フランシスコ台下が、世界に、核兵器廃絶と平和の訴えについてのメッセージを出されたということは、非常に意義深いものがあると思っております。本会議で知事も答弁しておりますけれども、県としては、これをしっかりと世界へ向けて発信をしていくという覚悟で取り組んでまいります。

県の取組として、現状はどうかといいますと、県のホームページにおいて、ローマ教皇のご来県の状況、それとメッセージを発信しております。さらに県の観光ホームページの「ながさき旅ネット」にも状況を掲載して発信をさせていただいております。

県では、今回のご来県に際しまして、公式カメラマンを据えて多くの写真を撮っております。長崎市では映像も撮っているということで、これらの資料を編さんしながら、世界に向けて情報を発信してまいりたいと思っております。

長崎市では、原爆資料館で、現在、教皇が献花された花輪、キャンドル台、それと直筆のメッセージなども展示されております。こうしたものを、先ほど委員からご指摘がありましたNPT再検討会議等の場でも発信できないのか、こういったことを検討してまいりたいと思います。

当然、関係者の皆様方、長崎大学や長崎市、いろんな方々と連携しながら、長崎大司教区の

理解も得ながら、こうしたメッセージをしっかりと届けてまいりたいと考えております。

【小林委員】 大体、今のようなことに尽きると思います。

ただ、我々がよく考えておかななくちゃいかんのは、ローマ教皇というお立場がどれだけ大きいものかということに改めて驚くわけだ。13億人の信者のトップに立つ人、バチカンという180カ国以上の国々とお互いの信頼関係を持つ、そのバチカンの元首であられるということ。

そういうところから、ローマ教皇のメッセージというものは、世界に向けて大きな大きな意義深いメッセージを送るということになって、この効果というのは最大に、我々としてはよい意味で活用していかなければいけないと、こういうように考えます。

今回のご来県において、重ねて、何事もなかったということは大変結構なことでもありましたし、悪天候の中で非常に皆さん頑張っていた。わけても、ボランティアの方とか、県警とか、大司教区とか、そういうようなところも含めて、よくやっていただいたと思います。それは長崎県の大きな飛躍につなげることができるよう、ひとつお願いをしておきたいと思えます。

それから、観光の問題が大事な問題だということが、このセクションでのお互いの論議の中心になってくるということで、人呼んで栄える町が長崎県なんだと、観光というものが基幹産業的な大きな分野を占めるというようなことの中で、誰もが期待しているし、それに対して疑いを持つ人は誰もいないと思うんです。

そういうことの中で、長崎県が観光県として、あるいは観光立県として、どれぐらいのプラスになっているのか、こんなことが数字で出てくると思うんです。

県民の皆さん方も、長崎県はどういうまちかとか、長崎県というのはどういうところかと聞かれれば、やっぱり歴史と、昔からのつながり、西洋との出会い、一番最初に西洋に向けて門戸を開いたところなんだと。したがって、こういうストーリーというものが実にすばらしいんだということで、そういうことの背景の中に人を呼び込むことの、それに足るだけの背景があるんだと、そんなようなことを我々も強調させていただいているわけです。

ところが、最近、新聞を読んでびっくりしたことがあるんです。10月7日の新聞で、名前は言わないけれども、県の昔の部長だよ。長崎の観光を考えるというようなことで書いているんだけれども、地元新聞だよな。何と書いているかというと、観光庁による調査で、2015年の日本人宿泊客は長崎県は全国で22位、日帰り客は33位、訪日外国人宿泊客は17位というのが実態だと、こんなようなことを書かれているわけだよ。そして、日銀長崎支店の調査、これは本当かどうかわからんが、本当だろうと思うが、5年間の伸び率は九州でもよろしくない、ということが記されているわけです。

今言うように、九州での伸び率もあまりぱっとしないと、それから22位とか33位とか、17位とか、この長崎県の観光の明日に、ちょっといかなものかというような、こんな数字が前面に出されている。一体、本当なのかなと。こういうような驚きを隠しきれないんだけど、県の皆さん方も、この新聞記事、また、この内容は分析されているだろうと思いますが、今言うような順位、これはどこからきたのか。観光庁からの本当の数字なのか、その辺のところはどうなんですか。

【佐古観光振興課長】 新聞記事で引用されておりますのは、観光庁が毎年実施しております宿

泊旅行統計の結果であろうと思っております。

これと別に、午前中もご説明申し上げましたけれども、私どもは、長崎県観光統計という数字で県内の状況は把握しております。これは長崎県のルールにのっとって出している数字でございます。

全国的に見回しますと、長崎と同じように県が独自のやり方で数字を出している県と、全く出していない県、いろいろございます。

そういうことで、私どもとして、他県と比較をする際には、今申し上げました観光庁の宿泊旅行統計調査、これしかないものですから、比較をする場合はそこを活用しております。ですから、数字が間違っているということではないかと思えます。

例えばで申し上げさせていただきますと、平成30年の数字で、県の観光統計でいうところの日本人の宿泊者数は743万人です。これに対して、同じ時期に国が公表しておりますのは700万人。同じく外国人で申し上げますと、県の統計では93万人に対して、国の統計では86万人ということで、例年、国の統計の数字が小さく出るという傾向はございます。

この原因としては、観光庁も集計の仕方をつまびらかまでには私どもに教えていただけないんですけれども、わかっている範囲で申し上げます。観光庁は宿泊施設にどんと調査をかけます。回答があるところ、ないところがございます。ないところに催促をするといったことは、どうもされていない。そこは推計をかけたりということで全体を出している。

私どもは、出していただけないところは催促をかけて出してくださいということで、できるだけ宿泊客数の把握に努めておりますので、数字的には私どもの県の観光統計の方が実態には近いというふうに考えております。

【小林委員】だから、今ここに出ている数字が、県民が一番見る地元新聞ではないか。それなりの意識のある人は、この順位はやっぱり見ると思うよ。ちょっと言葉が過ぎるかもしれないけれども、一般論として、この数字を見た人は、なんだ、長崎県はこのくらいの数字かと、これくらいの位置付けかと、こう思われるところに対しての影響というものをお互い考えようではないかと、こう言っているわけよ。

これだけみんなも一生懸命やっているし、こうやって長崎県というのは人呼んで栄えるまちなんだと、いかに消費額を上げるか、あるいはいかにして一人でも多くの方々に宿泊をしていただくか。来るだけではなくして宿泊をしていただいて、そしてまた、平均が10万円ぐらいだけれども、全国の消費額の平均よりもちょっと下回っているかもしれない、だからこれをもっと上げるようにしていただこうと。いろんなことを、あの手この手で、議論もずっと午前中から、観光一色じゃないか、佐古さん、あなたは佐古さんというんだろう。あなたのところばかりじゃないか。だから、そういうようなところから考えていけば、やっぱりこういう数字がね。

今の話では、観光庁の統計は、長崎県の統計よりも、ちょっといかげんかというようなことで、返事をしないところはそのまま素通りしていると、長崎県の場合は、県の観光統計をしっかり出すために、そうやってお願いをしているんだというようなことをあなたは珍しく力説をされました。

しかし、30年前までは同じようなことをやっておったかもしれない。ホテルが100あれば、50ぐらいしか返事が返ってこなくても、大体推計でやりよったんだろうから。しかし、それではいかんということで、今回、平成30年度から統

計のあり方をきちんとしていこうということで、平成30年以降のものは、かなりの正確なものが出てくるということでもあります。

ただ、こういう観光庁の統計みたいな速報値が、県の人、県の出身者だからわかっているんだろうと思うんだろうけれども、功を焦るのか、原稿の時間がなかったのかどうかわからないけれども、こういうふうに書かれてね、実際の数字よりもちょっと少ないような状態で、本来ならば順位ががっと上がるのを、下回って書かれるということは、非常に私どもとしては懸念の材料です。

それと同時に申し上げておくと、こんなことまで書いているんだよな。「他の地域が」と、つまり他県が「観光客誘致策を積極推進する中、長崎は埋没している感すらある」と、埋没だよ。そういうような状況からしてみても、やっぱりこれは若干、私は素通りするわけにいかんところもあるわけだよ。

だから、要するに、もうちょっと頑張らんばいかんと、もうちょっとしっかりやってほしいという激励の意味での話はしっかり受け止めんといかん。ただ、いたずらに批判するだけの批判では、ちょっとこれでもいいかなものかと。どう受け止めるかということは、この読者の感想だろうけれども、一般論として、長崎県のこれからの観光に入れる力、また、入れている現在の力、そういう点から見ても、実際にそのデータは、先ほど説明があったように、もうちょっと上みたいな感じがしますので、今後、こういうところもまたあるし。

だけど、これの対応策というのはないんだよな。だから、それだけしっかりやるしかないということで、これから取り組むということで、これはいい意味で、頑張れというようなそういう激励であると。こう受け止めて、これからな

お一層頑張れということでやっていきたいと思うが、部長、どうですか、こういう内容を見られて。

【中崎文化観光国際部長】 私も、先輩が後輩に向けた書いた激励のメッセージだと受け止めております。

観光の数字というのは、今後、施策を構築していく上で非常に大事な数字でございますので、より精査した数字の中で新しい施策を構築したいと思っています。

これは、委員の皆様からのご指摘があっておりますとおり、長崎県は昨年、観光客数は過去最高の数字でございましたけれども、観光消費額、あるいは宿泊者数は伸び悩んでいるというのが実態でございます。そのために我々も、人を呼びこむだけでなく、宿泊事業者の皆さんと向かい合って、おもてなし、あるいは価値の向上というようなことも図っております。まちづくりで市町、あるいは地域の皆さんと一緒に、観光資源を掘り起こして、より長崎の価値を上げていこうというような取組を一緒にやっております。

ぜひ、そういった皆さんの思い、行政だけの取組ではなくて、民間、あるいは地域の皆さんと一緒に、より観光を産業化させて、人を呼び込み、それで地域が潤って、そして雇用につなげる、そういった施策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

【小林委員】 もう時間がないそうでもありますから、要望にかえておきたいと思いますが、実は、長崎空港の国際空港面がなかなか、乗降客はいまひとつの感じがするわけです。5万1,000人ぐらいだったものが6万6,000人になっている、平成30年の実績で1万5,000～6,000人増えている、ここは大いにウエルカムなんだけれども。

実は、そういう6万1,000人ぐらいになっているところだろうけれども、佐賀空港は、韓国便、ソウルとの便数が週3便で12万人に達しているわけよ。もちろん今は長崎県も佐賀県もソウル便は休便になっているから、昨年までの話だけれども、12万人という数字。

今、長崎県の場合は全体を入れて6万人ちょっと、いわば半分しかないわけよ。それで、知ってのとおり、佐賀の空港は滑走路が2,000メートルしかないわけだよ、我が方は3,000メートルあるんだ、大村空港は。それだけ1,000メートルも違う状況の中で、なんでこんなに差がつくんだろうかと実は思っているわけです。

今回、10月28日ごろだったか、中国の西安、LCCだろうけれども、春秋航空が新たな路線を中国側からもってきているわけだよ。そういうようなところからしてみても、あそこも週3便体制だよ。うちは、やっと週3便の、またいつどうなるかわからないみたいな、そんなような話なんですけれどもね。

いずれにしても、ちょっとやっぱり国際空港的な取組、また、あの空港をもっと国際線として生かすための、それだけの受け入れの態勢整備等々をですね。しかも、また明日、議論になるかもしれないが、IRを目の前に控えて、やはり交通アクセスが一番大きな問題として指摘をされている中において、3つの中の1つにどうしても入れたいとするならば、空港の整備というのは、どうしても避けることができない大きな課題だと思っているわけです。

そしてまた、九州へ来る外国人観光客は、もう既に518万人になっていると、過去最高になっていると、500万人を超えたと、こういうことも大きな見出しで書いてあります。

そういう点から考えてまいりますと、もうちょっと、全ての面において、外国人観光客をい

かにして長崎県に案内をするか、来ていただけるか、あるいはそこでお金を落としていただけるかとか、そういうようなところを本気になって取り組んでいかなければいけないと。

観光客全体が500万人を超えたという大きな数字が出ているわけです。九州のそれぞれの空港が国際線の便数を増やして、それだけの取組をしている結果が、そうやって外国人のお客が多くなっていると、こういうこともきちんと指摘してあるわけです。

長崎県としては、騒音が少ない、就航率が高い、世界で初めての海上空港であると。これだけ素晴らしい整備された空港を、一ローカル空港でずっと眠らせてきた。これだけの県の産業構造の中で一番の重きをなす空港の基盤を生かしきっていないというようなことが、実に残念な気持ちでいるわけであります。

なかなか取組は大変だと思うけれども、その辺のところも含めながら、もう一回、心機一転、そういう背景の中で、この空港を生かす道をしっかり考えていただき、それが長崎県全体を潤すような、そういう本来の目的につながることを特に要望して終わりたいと思います。お願いしておきます。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はありませんか。

【浅田委員】 まず、9月と11月の定例会で国連についての質問が相次いでありました。併せてSDGsに関してということと国連を併せてというようなご説明があった中で、私もSDGsについては2年以上前からずっと議会でも質問していて、それとSDGsと国連のつながり、そもそも国連誘致ということ、県が今どのような形で捉えていて、今後どういう展開があるというふうに現段階で思われているのかということ整理した部分を教えていただけますでしょうか。

【小川国際課企画監】国連機関の誘致についてでございますけれども、国連の中に国連訓練調査研究所、通称、ユニタールと言われている機関がございますけれども、そちらの方で紛争後の復興などをテーマに紛争地域の政府の職員の方々の育成機関の一つでございます。その下にシファールトレーニングセンターが世界19カ所に設置されておりまして、そちらの方でそれぞれのテーマに沿った人材育成が行われている状況でございます。

今お話がっておりますのが、国連の中でもSDGsを進めていく中で、2030年の目標達成に向けて進めていく中での人材育成が必要だということで、長崎において、平和をテーマとしたシファールという機関の創設の可能性についてご検討いただけないかという話を今いただいているところでございます。

平和をテーマとするということで、長崎としては非常に意義があるものと考えておりまして、長崎市ですとか、長崎大学の方ですとか、地域の方々、民間の方々などを含めて意見交換を進めているところでございます。

【浅田委員】私は、個人的には、長崎というのは国際都市でもあり、過去に遡ること出島の時代からでも遊学都市ということで、そのトレーニングセンター、世界に門戸を開いたものができるというのは、非常に喜ばしいことなのかなというふうに思っております。

先ほど企画監がおっしゃった民間の方とか大学の方とかの勉強会を、一度、私も10月にお邪魔をさせていただいて聞いたんですけれども、その時に、すごく課題が多いというようなことと、それが長崎市と長崎県でなければならないのか、長崎県と各市町、SDGsの中でいろいろな組み方があると思います。そのあたりをどういうふうに捉えて今後進めようとしてい

るのが、この間の9月定例会、11月定例会で聞いた中で余りよくわからなかったものですから、これからの進め方としてどういう状況なのか、あれから進んでいるのか、進んでないのかというあたりも教えていただけますか。

【小川国際課企画監】国連機関の誘致につきましては、今、お話をいたしました民間の方々との意見交換ということでやっているところでございます。当初、平和というテーマがございましたので、長崎市とか長崎大学の方々を中心に意見交換をさせていただいたところではでございますけれども、そのほかにもSDGsという幅広いところもございますので、その内容について意見を深めていかなければいけないと思っております。

その内容につきましては、意見交換する中で、まだなかなかはっきりわからないところがあり、人材育成プログラムは、どういうテーマで、どのようなことをやるのかということですか、あと、意見交換の中で国連職員の方から年間約1億3,000万円以上の予算が必要であるというお話等もっておりますので、そういうところを今後さらに深めていかなければいけない~~かな~~と考えているところでございます。

【浅田委員】この間、国連にかかわっている方とアドバイザー的な方、お二人が、そもそも長崎に適しているのではないかなというようなお話があって、長崎が持つ可能性というものを感じいただけたところはありがたいなということが共通認識だと思うんですね。

そんな中で財政負担の話があり、この間、同僚議員も質問していた中で、目に見える費用対効果なのか、もっと未来に向けての創造なのかというところがあるのではないかなというふうに私も思っているんですけど、研究します、検討しますというふうにおっしゃっていただけ

れども、その辺の目途であったり、民間の方と、あれからもう何回もやってかなり進んでいる状況なのかとか、聞いている方々もわからないままというのがあったと思うんですね。

今のご答弁を聞いても、そのあたりが民間の方、大学の方とおっしゃっても、実際進んでいるのか、検討がどうなのかというところと可能性なもの、1億3,000万円というものは、県だけで負担しなくても、民間投資ができるみたいなお話も出てましたし、少し理解している部分をご答弁いただければと思います。

【小川国際課企画監】 まず、委員にご参加いただいた10月の会議の後、11月12日に国連の方々とスカイプをつなぎましての会議をやらせていただきまして、その中でいろいろお尋ねをしたところでございます。

今、想定をされていますシファールの中身については、まだ、なかなかはっきりわからないところもありますけれども、目に見えない効果、どうしても費用対効果ということを考えざるを得ないところもありますし、目に見えないところで、シファールとはまた別の組織になりますけれども、先ほどお話がありました上部機関のユニタールが広島県に設置されておりますし、福岡県にはハビタットという国連機関が設置されております。そのあたりにつきましても、年内にそれぞれ地元の方にお伺いし、国連機関を設置したことによる地元へのメリットといいますか、効果というところもお聞きしたいと思っております。

シファールにつきましては、今、世界各国に19カ所ございまして、一番近いところは上海にシファール上海が設置されておりますので、そういうところにもお話を聞きたいと考えております。

【浅田委員】 県としても、もちろん民間の方と

か、今、官民一体となり産学官でやるべきことなのかなと思います。非常に大きな話ではありますが、しかし、そこは県として一歩進めるためにも、研究を深めるためにも、今、非常に動いていただいているということで捉えても大丈夫ですよね。

【小川国際課企画監】 誘致をするかどうかということについては、どうしてもそういうところをしっかりと押さえた上で検討していかないといけないと思っておりますので、そういうところを整理した上で検討を進めていきたいと考えております。

【浅田委員】 私も、非常にいいお話だと。もちろん、県の方々が費用対効果なり、あと、いろんなことを考えていかなければいけないというのは非常に理解するところでもありますし、課題の部分とか、可能性とか、そのあたりをしっかりと分析して、見える形で示していく。もちろん、賛成したいと思っている私たちも含めて、そういう動きをしていかなければならないなというふうに思っております。

この間のご答弁の中で、長崎市を中心に平和をとということがあって、どこに設置をするというのも、私なんかも勝手ながら、それこそ県庁跡地でいいんじゃないのかなというようなことを考えたりもしたんですけれども、それを設置するに当たって、どれぐらいの広さがなくちゃいけないとかという、そういう条件面などは既にわかっているんですか。

【小川国際課企画監】 事務所体制ですとか、配置される人数、あと研修に必要な広さということまでは、まだ情報としていただいていないという状況でございます。

【浅田委員】 そんな中で議会の議論の中でも、さっき、1億3,000万円ぐらいかかるというお話の中で、たしか、9月定例会の時には長崎に合わ

せた形での予算組みも考えられるということが一つあったと思うんですね。そういったところの話し合いを深められたりはありますか。

【小川国際課企画監】11月12日のスカイプを使いました会議の中で、そのあたりはお話をさせていただきました。やはり国連としてSDGsを進めるため、平和をテーマとした人材育成を進めるためという思いを持っていただいているということでございましたので、それに必要な規模ですとかレベル感というのは、やはり国連側もお持ちじゃないかなということでお尋ねをしまして、その中で約1億3,000万円というお話をいただいているという状況でございます。

【浅田委員】現段階で国連側としては、こういったものが長崎県にあるべきか、長崎にあればいいなという姿は描かれていると。それを今後、県を中心として、大学を巻き込んで、いろんな形で、どこまでそれが現実のものにできるかということを検討していくということで、実際それをやられていて、上海の方にお話を聞いたり、福岡とか、いろんなところの現状を知ろうというふうになさっているということで捉えさせていただいてよろしいでしょうか。

いずれにしても、長崎だからこそ選ばれる場所というか、向こうから検討してほしいと言っているということは、非常に大きなことなんですよ。政策監は、この間、そのあたり答弁していたと思うんですけれども。

【浦文化観光国際部政策監】国連機関の誘致に関しまして、ここ2回、本会議でもご議論いただきました。

先ほど企画監から答弁いたしましたように、国連の関係者の方から、今回、投げかけをいただきました。ただ、言葉としては平和、あるいはSDGsの実現を目指してということで、そのためのトレーニングを政府機関の職員、ある

いは国連機関の職員に対してやる場所として、被爆の惨禍から立ち直ってきた長崎の地で、そういった機関を配置して取り組むことは非常に意義があるんじゃないかというようなご提案をいただいております。

なかなか言葉としては、私どもも受け止めることができるのですが、具体的にどういう研修の中身、トレーニングの中身をやっていくのか、それを誰が、どういう形で担っていくのかという詳細な、いざやろうとした時に、いろんな具体的な課題が当然頭に浮かんでくるわけです。

おっしゃるように、直接的、間接的な効果として期待できるものはそれぞれあろうかと思いますが、一方で費用的な現実的な問題もございますし、何より県だけで受け止めるものでは当然ないと我々も思っておりまして、SDGsの実現という意味でいきますと、やはり若い人たちをより巻き込んでいくことも大事だと思います。

そういう意味では、大学の関係者を巻き込むことも必要だと思いますし、平和の観点からいくと、何より長崎市の立場というのもあろうかと思っておりますので、そういった関係者と議論する上でも、具体的な事業の内容というものをもう少し具体的に明らかにしていけないと、皆さんに投げかけて議論を進めていくこともできないということで、その辺の情報を我々県としても集められるところは集めていきますし、改めて国連の関係の方にもお尋ねしながら議論が進んでいくように取り組んでいきたいと思っています。

【浅田委員】今まさしく政策監がおっしゃった若い方々を取り込んでいく、トレーニング機関でもあり、長崎が世界に発信することによって新たな未来型のまちづくりだったりとか、いろんなことができていくであろうと思うんですね。

そんな中で、SDGsと言っても、17項目あって、その中にさらに細目があって、いろんな可能性をこちら側から提示していくことも当然できるわけですよね。そのあたりもまだ具体的にわからないということですか。

【浦文化観光国際部政策監】一応投げかけとしてありましたのは、SDGsの中の17の大きな目標の中で、一つには平和と開発の実現ということがありますので、恐らくメインはそれを先方としてはまず考えておられたということはお聞きしています。ただ、平和に対して具体的にどういう、SDGsの中での位置付けと研修の内容、そういったものは逆にこちらの方に知恵を求められる部分もあろうかと思しますので、その辺はこれからいろいろ相談をしないといけないと思っております。

【浅田委員】事業内容というか、向こう側が検討してほしいと言っている部分、長崎の可能性の部分、いろんなところが相まって、どこができるのか、それだけの予算をかけることをどうやっていくのかというのは、まだまだこれから協議をしていかなければならないということですよね。それがいつまでなのかとか、早めにやらなきゃいけないことなのかとか、その日程的なものがちょっとわからなかったものですから、私としては、可能性のあることで、何かできることを模索していただきたいなと思ったものですら、これは質問をさせていただきました。

続いて、もう1点だけ。今日、皆さんからもユニバーサルツーリズムの質問がずっと出ています。この件をずっと聞いていて思ったのが、去年も総合交通対策特別委員会という、ここにいるメンバーでは私だけその委員だったんですけれども、そこの中でも、交通の中でユニバーサルツーリズムをどうするかという協議

をした中で、関係団体の方々のところに行って実際に調査をさせていただいて、今、何が足りないのか、例えば、グラバー園の問題だったり、空港の中で受け付けがなくて非常に困っているというお話だったり、実際、UDタクシーにも乗らせていただいたり、設置にどれだけ時間がかかるとか、その当時は野本議員がいらっしゃったので、車椅子に乗っていただきながら、「JINRIKI」というものを使って、いかに簡単に坂道を上げられるとか、いろんな検証をさせていただきました。それから既にもう1年以上がたっているわけなんですね。

その委員会の中でも、意見書等も出させていただいておりますし、そうやって積み上げてきたことを踏まえて予算化ということを考えていただいていることは理解できるんですけども、実際、既にやってきたこと、いろんな関係団体からお話を聞いたことと、先ほど質問を投げかけられての答弁というのが、なんかこう余りにもリンクしないのではないかと、せっかくやってきたことが担当部署にしっかりと落とし込まれてなかったのかなという気がしたんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】ユニバーサルツーリズムにつきましては、平成27年度から観光振興課においても取組を進めてきております。基本的なこととしては、バリアフリー状況の調査、それから、その調査結果を発信していただく、車椅子の貸し出しをしていただく。これは県内にユニバーサルに取り組んでいらっしゃる団体に対する支援という形で進めてまいりました。

それから、平成30年度はワークショップを開催して県内の関係する事業者の皆さんの意識醸成というところとあれですけども、そういったところに課題があるのかとか、そういった認識を深めていただくような取組をしまして、今年度は、

先ほども申し上げましたけれども、いわゆる着地型のユニバーサルツアーを実施するという方向で今取り組んでいるところでございます。

これまでの取組を踏まえまして、これは私どもとして課題であるというふうに考えましたが、県内のそれぞれの地域で一生懸命取り組んでくださっている団体がいらっしゃいますけれども、それを県下の広域でつないでいくという機能が現状ではない。そこは県が役割として果たすべきだろうと思っています。

それからもう一つが、これも先ほどお話し申し上げましたけれども、そこをじゃ民間でそういった機能を担えるかということも福祉関係の事業者の方と意見交換をしましても、現状でそこまで手が出せる方というのなかなか見つからない。

あとは、民間の着地ツアーというのも幾つかできてはおりますけれども、そこがなかなか積極的な活用が図られていない。そういう意味では県外に対して情報発信も必要になってくる、大きな情報発信ですね。

そういう意味で、県下全域をつなぐワンストップの機能、それから、対外的に情報発信をしていけるような機能という意味で、そこがもし民間の方でできないのであれば、そこを行政が積極的に今後の本県の観光産業の持続を図っていく上で一步足を踏み込むといえますか、そういう取組が必要だという、これまでの取組も踏まえて今の事業を検討しているという状況でございします。

【浅田委員】さまざま今までのことも踏まえてやっていただいている。川崎委員もおっしゃっていたワンストップ型というところもどんどんやっていただけるものと私たちも期待をしたいところであります。

それと相まって1つだけ。前に私も一般質問で、

ピクトグラム、絵で示すもので、いろんな色がついていたりとか、デザインがあったりとかするけれども、本来でいうところの障害者の方々がツーリズムをする時には、JISで、きちっと規格型でやっているものじゃないと、後々困ると思いますみたいな提案を若干させていただいて、そういうこともご検討をいただきたいというような質問をさせていただいたことがありますが、そういったことも含めて障害者団体の方とか、ツーリズムに合わせてそういう示し方というところの発展性の進捗状況は今どのようなになってますでしょうか。

【佐古観光振興課長】今、観光振興課の方で進めておりますのは、ユニバーサルツーリズムをいかにスムーズに受け入れていくかということで検討を進めていますけれども、今、委員がおっしゃられたピクトグラムですとか、それ以外の施設のバリアフリーの話もあると思います。

ですから、少し広い県全体の取組ということになりますと、私どもの部だけではなくて、関係部局がたくさんございますので、そこも話をしてまいりたいと思います。

【浅田委員】言葉が足りなかったかもしれませんが、全体的な部分ではなくて、観光の中において、いろんな表示の仕方とか、ツーリズムに係るところ、これも前の特別委員会でも指摘があったんですけれども、観光地においてそういったものの導入の仕方だったり、動線の中においてこの見せ方というようなところを今後検討していただきたいというような話があった部分に関して、すみません。

【佐古観光振興課長】今後、具体的な検討を進めてまいりますので、今のご提案につきましても、その中でしっかり受け止めてまいりたいと考えております。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございません

でしょうか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。まず、先ほど深堀委員からもお話がございました関連で、今朝の長崎新聞の客船のお客様に対しての事前に購入いただくという仕組みにつまましての記事を拝見しておりましたら、中国の旅行社の方から相談があったという記載がございまして、これは海外の旅行者、先方も困っているのかなとちょっと思ったんですけれども、そのあたりの経緯を少し教えていただけますでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】 昨年、中国のクルーズを企画するチャーター旅行社からご相談がありました。理由としましては、クルーズの寄港地ツアーは画一的な、どちらかといいますと外資系の免税店ばかりという形になっていますので、ツアーの多様性を図るという中で、買い物時間に免税店に行くということでとられていますので、それを事前に、例えば県産品も含めて注文をして、お帰りになる時にそれを受け取るということで周遊に使える時間が多くなるということで魅力的な寄港地ツアーを組めるようになるといったことでのご相談があったというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。周遊の時間をとりたいということで、免税店に行きたいということなのか、観光地を回りたいのかというのは、そこで違ってくとは思いますが、いずれにしても、そここのパイプがかなり重要であろうということをすごく感じました。

記事を読みながら、私の経験というか、海外旅行のあるシーンを思い出しました。飛行機で到着する間に、アメリカだったんですが、モニターに到着地のいろんな観光施設とか食べ物とかのアナウンスがいきなり出てきたんですね。

それを見たら、これを食べたいなと自然に思いました。

船に乗る前に物を買うというのは、気持ちとして盛り上がってないので難しいのじゃないかというところがあって、であるならば、長崎に着く間に、客船であれば大きいモニターがありますので、そういったところでがんがん広告をかけるとか、乗っているお客様に紙媒体で周知をかけるといったことができるんじゃないかなと思ったんですが、そういったことが今検討されているかどうか、お願いします。

【佐々野国際観光振興室長】 私も中国発のクルーズ船に1度だけ乗船させていただいたことがありまして、その際に艦内の客室でテレビで流れております寄港地の情報ということで、長崎に寄港するということで長崎の情報が、観光地、それから飲食店、そういった情報がずっと流れているチャンネルが1つありました。もう一つは、長崎に入る前にセミナーという形でクルーズ船の中にある大きなホールで、ツアー会社の方が寄港地の、長崎の観光地の情報を直接説明されます。パワーポイントを使いながら説明をされて、その後に客船の中で寄港地ツアーということで、その時は雲仙に行くようなツアーを販売されていたということで、乗る前だけではなくて、乗っている間も寄港地の情報ということで、私は1度しか乗ってませんので、そういった情報は随時出されているのかなと、ほかの船でも出されているのかなと思います。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。旅行会社の方でそういったプランでされているということであるならば、そこに対してどれだけ売り込みをかけるかがものすごく重要かなと思います。例えば、長崎の県産品のリストみたいな紙媒体で、QRコードで、例えば何とかのお茶なんか読み込ませて、そのサイトにすぐアクセ

スできるみたいな形でやれば、ものすごく、お客様も時間がないというのはわかっているんであれば、クルーズ船に戻ってきた後で購入をしたいという方もおられると思うので、船内での売り込みについてももう少し深く考える価値があるのかなということで要望させていただきます。

続きまして、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、総務委員会の補足説明資料の21ページで、文化観光国際部が主管、所属になっているところで、基本的方向・進捗状況で、「遅れている」というところにチェックが入っています。なぜかというところで拝見させていただいたところ、先ほどから出ておりますが、観光消費が伸び悩んでいるとか、関西圏からのお客様がなかなかといったようなところで、進捗の状況の総括として、「遅れ」になっている部分が3つあるようです。

先ほど、部長からも、去年は観光客の延べ数、また、外国人の延べ宿泊客数が過去最高であったと。そういった中で観光消費がなかなか伸びないというところであり、先ほど、部長の熱いご覚悟を伺った後ではあるんですが、非常に厳しい状況に観光があるんじゃないかなということ、この状況を見て感じました。

また、いただいた県の観光動向調査も拝見したところ、7月から9月期は前年度比マイナス4.6%、自然災害、台風でダメージを受けたので観光業界もすごく厳しい状況にあるのかなと思いつつも、数年の状況を見るに、確かに、7月から9月はがっとう落ちてはいるんですが、通年伸びている状況にはないなというように感じております。

そういった状況も踏まえて、今、長崎の観光が局面を迎えているんじゃないかなと思うんですが、それについてご答弁をお願いします。

【佐古観光振興課長】今年度の状況でいえば、観光動向調査の夏場の数字は確かに非常に厳しい状況になっています。これは天候、猛暑ですとか台風が複数、3連休等に來たというマイナスの要因もございます。

ただ、ベースとして長崎県の観光が厳しいという状況は、私は余り思っていないんですけれども、いろんな特殊要素がございますので、今年1年の数字が最終的にどうなるかというのはございますけれども、世界遺産登録で来訪者が増えたこと、あるいは国境離島の滞在型観光の促進で離島への集客も前の年に比べれば非常に増えております。

そういうところもございますので、おっしゃるように、掲げた目標に対して達成率が悪いというのは、結果としては出ておりますけれども、これは高い目標を掲げて取り組んでいることの裏返しでもあろうかなと思っております。これまでもできるだけ観光消費額を増やしていくということでいろんな個別の事業に取り組んでまいりましたし、先ほど申し上げましたが、来年度に向けましては、少し食の部分が、まだまだ伸ばす余地があるということに着目して新たな事業も考えております。ユニバーサルについても、新しい市場を念頭に置きながら取り組んでまいりたいと思っております。

ベースとしての部分で長崎県の観光が非常に厳しいのかと問われれば、そこまではないのかなというのが私の認識でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。目標設定が高いので、見かけとしてそういうふうになっているのかというのは、そこは私はすぐに理解いたしました。しかしながら、議員としても、状況が変わっているのであれば、そこは共有して、じゃ、どうするのかといったことが非常に大事になってくるだろうと考えております。

観光動向調査をずっと見ておったんですけれども、今年については、宿泊施設と観光施設の利用者と宿泊者のグラフがこちら、傾向が似ているので、ここは相関があるのかなというのがよくわかりました。

要は、宿泊施設以上に観光施設が打撃が大きいというのがよくわかります。次のページの主要観光施設の動向で、各観光施設の増減が出ておりますが、こちらが26施設合計で、ほぼではないんですけれども、通年下がってきている。これは7月から9月だけじゃなくて、全体的に下がってきている様子が見受けられます。

先ほど、佐古課長が水産関係の食を充実させたいんだということを言われて、そこは私もまさにそのとおりだということがあって、なかなか施設に頼ってしまっちはお金もかかるというのがあるんですけれども、現状、古いとか新しいといったところはあるんですが、なかなか結果がついてきていないと思われま。そういったところはいかがでしょうか。

【佐古観光振興課長】確かに、主要観光施設につきましては、夏場以外も含めて前年度と比べますと少し厳しい状況でございます。こういった施設というのが、いわゆる見る観光といいますか、そういう施設も含まれておりますので、こういった数字が前年に比べて厳しくなるというのは、もう少しつくり込むといいますか、観光まちづくりといった観点でのつくり込みにもっと力を入れていく必要があるのかなという認識はしております。

例えば、いろんなアンケートで、旅行先を決める時に何を第一に決めるかというのは、観光スポットというのが第一にくるわけですが、その次に食ですとか温泉とかということになります。主要観光施設も、もちろん観光スポットではあるんですけれども、ただ見るだけで

はなくて、そこに足を延ばした時に何が体験できるのか、日常生活と違う何が体験できるのか。単に掲示されたものを読むとか、それだけではなくて、実際に自分の体なり頭を動かして通常と違う体験をするというのが恐らく必要になってくると思います。そういう意味では過渡期かもしれません。

ですから、私どもとしては、それぞれの市町ともしっかり話をしていきながら、今以上の楽しんでいただくための仕掛けというのをつくり込んでいきたいと考えております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。総合計画を拝見させていただきましたら、文化観光国際部のところで、予算化に向けて検討を行う主な事業というところに、1億円かけて21世紀まちづくり推進総合支援事業費ということで、ここに一番高い割合で金額が上げられています。ここがまさに今、佐古課長がおっしゃられたことだろうと思います。

そういったことで、施設ではなくて、ものであったり、体験に大きくかじを切ろうとしているのかなということを、この資料を見ながら私は感じたので、先ほどのような質問をさせていただきました。

その2つ下に、長崎の食の魅力を一堂に体験してもう食の拠点をと。こちら先ほどから話が出ております魚の市場とか、そういったところをイメージしております。

ただ、こういったことをやっていく時に、これは民間のプレーヤーが絶対に必要で、それをどれだけ掘り起こせるか。市町が自立して市町がやるというような、先ほど小林委員からも話があったが、そういった高いモチベーションがある仲間を見つけることが極めて大事だろうと思っております。

もう少し具体的に、ここまで予算を付けてい

るのであれば、ある程度何か見えているのかなという期待があるんですが、実際どこまで踏み込んでやっておられるのか。また、そういったプレーヤーがおられるのか、言える範囲で教えていただければと思います。

【宮本物産ブランド推進課長】まだ具体的なプレーヤーというものは、決まっていない状況でございます。長崎市とか、長崎サミットでも民間の方がかなり入ってきておりますので、そちらの方と今協議を粛々と進めているような状況でございます。

来年度の予算につきましては、調査費と、1カ月程度のトライアルのイベントを開催できないかということで予算を要求している状況でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。なかなか見えてない中で予算をつけたというのは、もうやるしかないというご覚悟が示されているのかなと思いますので、そこは必ず結果を出していただきたい。また、我々議員としても、何とかつなげられるように民間の方と連携をしながら、行政とも連携をしながら、そういった事業を伸ばしていきたいと考えております。

また、観光動向調査の話に戻るんですが、長崎の地域、ブロックごとの宿泊動向なども示されております。ここではっきりしているのは、勝ち負けが本当にはっきりしているなということがよくわかります。県北地域がかなり厳しいということと、あと特筆すべきところは、五島がずっと通年伸び続けているんですね。対馬の状況は理解するんですが、壱岐は上がり下がり下がりといった中で、五島がこれだけ健闘できているのはなぜか、ご教示いただけますでしょうか。

【佐古観光振興課長】今のご質問にお答えする前に、重点戦略に記載しております事業、私ど

ものものも含めて、今、案として出しておりますので、最終的に2月定例会で予算のご審議をいただくことになります。

今お尋ねの五島が伸びている理由ですけれども、これは世界遺産効果というものが大きいと考えております。

それと、これは世界遺産とはまた別の話ですが、全国ネットの旅番組とか情報番組とか、そういうものの露出の機会が非常に増えておりました。それと、そのニーズを受けとめる宿泊施設、魅力のある宿泊施設が新しくオープンした。今後もオープンする予定になっておりますけれども、そういったことも含めて、それから国境離島の取組、交付金を活用した送客の取組、これらが複合的に功を奏してこういった数字になっているというふうに理解しております。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。それは多分五島だけじゃなくて、ほかの地域もそういった施策をやっている中なので、恐らくほかに理由が間違いなくあると思います。なので、もう少し調査をいただいて、なぜ五島がうまくいっているのか、これは成功事例になるはずなので、ぜひともそれはほかの地域にも展開をしていただきたく、よろしくお願いをいたします。

最後の質問になります。長崎－上海間の国際定期航空路線の件で、11月27日に増便計画が延期になるという一報をいただきました。その翌日に、延期の報告があったが、その後協議を行った結果、増便を実施するという結果が戻ったということが起きました。

正直、延期になった時に、これはもう駄目になったのかなと思ったんですけど、翌日にもとに戻ったと。結果的によかったんですが、なんでこんなことになったのかといったことと、本当に先方とうまく連携がとれているのかという

ことが非常に心配になったので、そのあたりをよろしく願いいたします。

【佐々野国際観光振興室長】長崎－上海線を運航しております中国東方航空の方からは、当初、1月15日から増便するということで認可申請もそれで進められていたんですけども、今回、上海便が増便になった大きな要因というのが、日中間の航空枠が自由化されたということで、長崎線だけではなくて、日本と中国を結ぶ路線が大幅に増えました。通常、国際定期航空路線というのは、10月末からの冬ダイヤと3月末からの夏ダイヤということになるんですけども、10月末からの冬ダイヤで、既に多くの路線が就航して、中国東方航空だけではなくて、ほかの航空会社との競争がかなり厳しくなったということで、中国東方航空自体の収益が難しい状況にあるということで、一旦、1月15日から増便する認可申請がされていた長崎線については、時期も含めて少し延期をさせてほしいということで、中国東方航空本社の方で決定がなされたということで連絡を受けまして、それで延期ということでご報告を差し上げました。

この路線については、今年、就航40周年ということで、知事にも直接本社の方に訪問いただきましたし、中国東方航空の副社長にあたります副総経理にも長崎の方においていただいて、その時に長崎線を1便増便するといったお話もあって、そういった経過も踏まえて中国東方航空の長崎支店、それから、本県の上海事務所を通じて本社の方に再度働きかけをして、結果として運航日は1カ月ほど遅くはなりましたが、増便ということで回答いただいたというのが経過でございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。確認したかったのは、1日でなぜ結果が戻ったのかといったところだったんですが。

【佐々野国際観光振興室長】その結果を受けて、すぐ中国東方航空の長崎支店、それから、県の上海事務所を通じて本社に働きかけをして、社内ですういった協議をしていただいて、どうしてそうなったかというのは、私たちもちょっとよくわかりませんが、働きかけをしたことで、時期はずれましたけれども、結果として増便になったということで、その期間がなぜ1日だったかというのは、私どもも、そこは中国東方航空本社内での協議ですので、そこまではちょっとわからないところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。会社の決定が1日で戻るとというのは考えにくいんですけども、また、突然やめるとか言われないうのかなといったところがすごく不安になりましたので、中国東方航空さんとは密にコミュニケーションをとっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はございませんでしょうか。

【吉村委員】もう時間も大分過ぎましたので、関連ばかりになるんですけど、聞いていたら一言言いたいなとなるんですが、まず、今、中村(泰)委員からもお話がありましたが、中国人クルーズ客に県産品をというこの記事ですね。先ほどからいい取組だという話が出ていたものだから、果たして、いい取組かと。この中身を読むと、今、中村(泰)委員が言ったように、あんまり変わらんわけですね。今まで免税店に行っていた。だから、魅力的な旅行商品にならない。それを考えたHBCSが船に乗る前に中国のクレジットカードで買わせて取り込むというだけの話で、「県が新システム、中国人クルーズ客に県産品を」と、この題名だけ見たら県が主体になって、いいアイデアを出してくれたのかなとちょっと期待したんですが、全然中身が

違うというところで、題名のつけ方でこんなに違うんだと。この報道の書き方というか、そういうので印象ががらっと変わるなと思って。

ですから、もう少し県が主体になって、この題名のとおりに、何回も言ってすみませんけど、提案がありました。ああいうことをQRコードでも印刷して紙媒体でもいいから、そういう新しい県独自のシステムを構築するということを、要望で終わったんですが、取り組んでいくという返事が欲しいなと思って再度質問させていただくわけですが、いかがでしょうか。

【佐々野国際観光振興室長】県産品をクルーズでおいでになったお客様に買っていただくという取組は、今までもECサイト以外でも、例えば、外資系の免税店でない各道の駅ですとか物産センター、そういったところへの周遊を促すようなツアーの提案をしておりますし、そういったチャーター旅行社を招聘して実際に見ていただくといった取組も行いながら商品の造成につながっているという事例もあります。船内で使っていただく食材の納入についても働きかけを行ってきております。あと、外資系の免税店に関しましても、県産品を免税店の中で扱ってほしいといったことで関係部局の方で免税店と商談会を開いて、そういった成約の機会を設けるといったことも過去にはされたこともあるんですけども、結果としては、価格面で、なかなか成約に結び付いていないということもあります。

ただ、委員おっしゃったように、いろんな形で県産品をいかに購入していただくかといった取組が必要だと思っておりますので、ご提案をいただいた内容につきましても、実際に寄港地ツアーを実施されるチャーター旅行社に提案をこちらからもさせていただきたいと考えております。

【吉村委員】今まで免税店の中で県産品がどれぐらい販売されていたのかなということが、そこで疑問になるわけです。全然置いてないということはないと思うんですけど、長崎市内なりなんりの免税店でね。そういうところをちゃんと把握をして、どれぐらい売れるんだ、それをどれぐらい伸ばす、その販売先が免税店ばかりじゃなくて、いわゆる旅行社は魅力ある旅行商品をつくりたいというのがきっかけなんだろうと思うわけです。だから、行った先で販売できる。その販売するところを船内でQRコードで見つけてあらかじめ探せるというようなことがとれば、多少は県産品の販路拡大というところにつながるんじゃないかなと思うわけです。

ですから、そういう意味で具体的なそういう取組をやっていただくように、改めて新聞に本当に県が新システムをつくりましたという記事が載るように期待しておきますので、お願いいたします。

その次に、先ほど、小林委員からも話がありました、長崎空港の国際航空路についてです。今日の資料の6ページに国際航空路線の取組についてという記載があるんですが、ここに香港が全然載ってないのでなんでかなと思って。

1年前は香港が大々的に話に上がって、香港の客の客単価が出ております。それが1番なんですね、2万5,000円ぐらいです。先ほど、話があったんですが、6万人ぐらいですけど、これがもっと増えると、そこに乗客が増えるんじゃないかと。佐賀の半分ぐらいの乗降客数では話にならないと私は常々思っている一人です。

そういうことで、1年前の話では、香港のLCCが就航して、日本人を引くと2万2,000人ぐらいで、それが2万5,000円の消費をすると単純に計算すると約5億5,000万円の売り上げになると。

こうあるわけですが、その後、1年間で香港の状況はどのようになったか、お知らせいただければと思います。

【佐々野国際観光振興室長】香港線の状況でございますけれども、就航が本年の1月19日でございます。順調に80%を超える搭乗率ですずっと推移をしておりました。そういった中で、皆さんもご存じかと思いますが、香港で民主化に対するデモの動きが激しくなったこともありまして、9月から搭乗率が少し落ちてきております。9月、10月は60%台まで搭乗率が落ちておりまして、11月に入りまして74%ということで少し回復傾向にあります。これは運航しております香港エクスプレスとも11月に香港で意見交換をさせていただきました。

日本全体の路線の搭乗率というのは厳しくなっているという状況でございます。香港エクスプレスはLCCでございますけれども、LCCだけではなくて、フルキャリアもそういう状況の中で価格を抑えて運航しているという状況がありますので、競争が一層厳しくなっているという状況でございます。

そういった中で、長崎線は就航してから1年たっていないということで、就航当初は80%を超える好調な搭乗率であったんですけれども、ほかの路線に比べると路線としての認知度が足りないということもありますので、運航しております香港エクスプレスと連携しながら、香港における路線の周知、それと長崎県の観光地としての魅力を発信するような取組を継続して行っていくことで安定した運航ができるような体制にもっていきたいと考えております。

【吉村委員】 去年、そのLCCに2,600万円ですか、補助金を出して誘致をしておるわけです。今、香港の民主化運動でちょっと低迷していると、韓国もそうですけど。そういう予期せぬ自

体が起こり得るわけです。だから、そういうことも頭に入れながら、利益率がいいというか、こういういいお客様が来ていただくところには、もう少し注力してやっていかないといかんのだらうと。

そこで、観光振興課長にお尋ねですが、先ほどの質問の時に答弁で、「長崎の観光はそう悪くはないというような判断をしております」という答弁だったかと思いますが、果たして、それでいいのかと思いますが、いかがですか。

【佐古観光振興課長】総合計画に掲げました数値目標に対する達成状況というのは、厳しい実績となっておりますけれども、各種統計、例えば、民間が実施しておりますアンケートかれこれを見た時に、例えば、長崎に入港された方の満足度は非常に高いと、全国で6番目に高いですとか、あるいは再来訪意向も全国で10位になっているとか、あるいは旅行会社とタイアップしまして、これは主にツアー商品ということになりますけれども、例えば、JR西日本と連携してキャンペーンを実施した結果、その送客というのは、参加しております九州の5県の中で断トツで実績が大きいとか、いろんなデータがございます。

そういったことを複合的に考えると、ベースとしての長崎県の観光というものが厳しいという認識ではなくて、いろんな特殊要因もございますので、それは一つひとつ解決を図りながら取り組んでいきたいという思いで、そもそものベースの長崎県の観光が厳しいという認識は持っておりませんという考え方でございます。

【吉村委員】 今の話がわからんわけじゃないけど、やっぱり聞かれた時に、「目標どおり大体できているんですよ」と言うよりも、やっぱり「常に危機感を持って取り組んでいます」と言うてほしいわけよね、こっちの気持ちとしては。

だから、そういう意味で取組をやってもらいたいと思いますので、お願いしますね。

次に、「日本橋 長崎館」ですが、先ほどの松本委員の質問の中で、イベントは無料で提供されているということで、長崎県の物産を拡大していく。ここはアンテナショップですよ。ですから、認知度を高めていくというようなことでいいんだろうと思いますけれども、その稼働率は何%ぐらいになっておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 イベントスペースの稼働率でございますが、昨年度末が80%程度、本年度に入りまして86%ぐらいまで上がっております。

【吉村委員】 100%にはまだなっとらんわけですね。ただなのに100%にならないというところがどうなんだろうと思いますけど、これをもし、その地域の平均的な相場で貸し出した時に年間幾らぐらいの貸出料が収入として上がると計算されておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 申し訳ございません。その数字は持ち合わせておりませんが、イベントスペースが14坪でございますので、そちらの数字は後ほど計算して提出したいと思います。

【吉村委員】 急に聞いたのでわからんかもしれませんが、常々そういうことを考えとってくださいよ。やっぱり費用対効果とか私はあんまり言いたくないんですけど、本来であれば、これだけのところを長崎県が活用して県産品拡大に取り組んでいるんだという意識を持つためにも、自分たちがそういう意識を持っておかんと周りに伝わっていかないんじゃないですか、お願いしますね。

もう一つ、インセンティブとかいう話もあったので、有楽町には移住サポートセンターもあるんですが、この「日本橋 長崎館」にそういう

情報の発信拠点という役割も出るのかもしれないと思います。

そこで、去年、インセンティブほどになるのかわかんけど、ポイントカードをつくっておりますね。現在、何名ぐらいになっておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 現在、約3,500人ぐらいの人にポイントカードの会員になっていただいております。

【吉村委員】 去年からすると増えているわけですね。これによってリピーターの人が増えてきているのかなと思うんですけど、そういう分析はされておりますか。

【宮本物産ブランド推進課長】 平成30年度に事業者の変更を行った時にポスシステムを導入しておりますので、リピート数の数も押さえてきております。申し訳ございません、今、ちょっと詳細な分析結果は持ってきておりませんが、そういう情報も把握してきております。

【吉村委員】 そういうことを把握されておれば、それをまた活用して次のステップに行けると思うので、今後ともそういった取組をやっていただきたいと思います。

今、クルーズと国際航空路と「日本橋 長崎館」と3つ、質問をさせていただいたんですが、今の答弁をずっと聞いておって、緊張感といいますか、「観光立県長崎県」となるわけですが、その割にはそこら辺が多少少ないような気がするんですが、最後に部長、そこら辺を今後どのように取り組んでいくか、お話を聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

【中崎文化観光国際部長】 答弁の中で緊張感がないんじゃないかというお話でございました。先ほど、観光課長の答弁も、できているということじゃなくて、逆に、これだけの観光資源の

ポテンシャルがあるから、より伸ばす余地があるというような意味での答弁でございます。

私も常々答弁しておりますとおり、長崎県の最大の課題は人口減少でございます。なかなか人口減少が止まってないという、この県の大きな課題に観光行政がどう取り組むかということであれば、やはりまだまだ我々として取り組むべき要素はたくさんあると思っております。

「日本橋 長崎館」につきましても、今、管理委託をしてちょうど4年目になりますので、お客様が増えているということだけではなく、発信ができているのかもしれませんが、これは公的な役割を果たす施設でございますので、どれだけ販路開拓につながったのか、あるいはアンテナショップでございますので、発信だけではなくて受信、いわゆる生産者の皆様にどういった商品が売れる、あるいはどういった値段設定がいい、そういったことをきちんとフィードバックして、また商品改良につなげていただく。そういったことをきちんと検証した上で、引き続き、アンテナショップをやるということであれば、また議会の皆様にご相談しないといけないと思っております。

いずれにしても、いろんな事業が最終的に県民益につながるという意識を持って我々も取り組んでおりますので、ぜひこれからも委員の皆様いろんなご指導をいただきながら、文化観光国際部として精いっぱい取り組んでまいりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

【中島(浩)委員長】ほかに質疑はないでしょうか。

【川崎委員】2巡目ですので手短に伺います。

アジア国際戦略、中国の対応についてお尋ねいたします。

9月27日に知事が福建省に行かれて榮譽公民

を授与されたという報道がありました。37年間の友好県省のつながりの成果だと思います。一方、11月14日は于 偉国（う いこく）福建省書記、省内の最高指導者の役職と伺っておりますが、お越しになられて興福寺創建400年に合わせて、鐘がないということで、その鐘をつくるお手伝いをするというお話で、非常に友好的にお話が進んでいると承知しております。

長崎県は、いろんな海外のゆかりのある地域と交流を深めてあると思いますが、とりわけ福建省との37年間という長い歴史の中において、より一層友好関係を深めていくべきだと思っておりますが、今後の交流のあり方についてどうお考えか、お尋ねいたします。

【永橋国際課長】今の委員のご説明のとおり、福建省とは古くから交流を行ってきております。1982年に友好県省を締結しまして、その後、いろんな交流を進めてきております。知事の福建省の榮譽公民の授与、それと最高責任者であります于 偉国書記のご来県ということで、両地域のトップ同士の交流等含めて、いろんな民間交流も行われてきております。

この友好県省を結んでおりますのは、これまでの長い歴史の中で育まれたもの、それプラスいろんなことができないかということで取り組んできておりますので、これまで長年にわたり蓄積してきました福建省人民政府との関係、それと先人の方々が築き上げてきましたいろいろな人脈等を活用しながら、今後もしっかり交流を行ってまいりたいと思っております。

特に、今、福建省人民政府と話をしておりますのは、若い世代の交流、こういったものに力を入れていこうということで事務的レベルの交渉も行っておりますので、次年度以降の予算におきましても、こういったものを含めてしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【川崎委員】 私も2年前、35周年の時に県議団の一員として交流をさせていただきまして、地域の発展の目ざましさといいますか、さまざまな認識を新たにできて帰ってきたところでありました。

文化の恩人でありまして、歴史も深いところであるんですが、とりわけ経済交流、学術交流、こういった分野もぜひ新たな展開として交流を図っていただきたいなというふうに思うんです。

長崎総領事も、お会いするたびに青少年交流を中国とは積極的にやっていきたいんだと、ぜひ力を合わせてということをお願いしたいとおっしゃっておられますので、ぜひそうしたところからお取組を加速していただければと思います。

次に、その総領事館ですが、来年は開設35年ということでございまして、来年度の重点戦略には記念事業が展開されると説明がっております。具体的にどのような展開がされるのか、お尋ねいたします。

【永橋国際課長】 中国駐長崎総領事館は、1985年に設立されまして、国内で3番目に設置された総領事館でございます。全国で唯一、本県1県のみを管轄区域としている総領事館でございます。これまでもいろいろな交流事業、領事業務だけではなくて、青少年交流でありますとか、県内マスコミの中国招聘、その他地域の方々との交流など、いろいろな交流へのご協力をいただいております。

来年は35周年を迎えるということで、重点戦略の中に載せております。詳細につきましては、今から県内の関係各者の皆様、それと総領事館と検討してまいります。30周年の時にどういったことをやったかということをベースに検討しております。

前回、30周年の時には中国へ訪問団の派遣、これは県だけではなく、議会の皆様、それと経

済界の方々と一緒に中国政府の方にお伺いしまして、中国総領事館の設置についての感謝の意をあらわしたところでございます。それと本県での記念祝賀会の開催、総領事館の見学会等、県民の方々に知っていただくための内容を現在検討しているところでございます。詳細につきましては、2月定例会でご説明させていただきたいと思っております。

いずれにしても、今後、県内の関係各位の皆様と議会の皆様、総領事館、それと中国側の方々と協議をしながら、この事業を成功に導くべく取り組んでまいりたいと思っております。

【川崎委員】 具体的には2月定例会で議論をさせていただければと思います。ぜひ積極的に関係を深めていく取組をお願いしたいと思います。

最後に、平和行政についてお尋ねいたします。

来年、2020年は、被爆75年を長崎は迎えるわけですが、県が取り組む平和事業についてどうお考えか、お尋ねいたします。

【永橋国際課長】 県では、これまでも長崎市や関係団体と連携しながら、さまざまな平和事業に取り組んできております。県として主に取り組んでいるものとしましては、次世代に被爆の事実を語り継ぐ「被爆講和」の開催、それと海外からの留学生に被爆の事実を伝える「長崎平和大学」の開催などを行っております。

委員ご指摘のとおり、来年は75周年、それと5年に一度のNPT運用検討会議開催の節目の年でもあるということで、今、予算を上げさせていただいております。

内容としましては、ローマ教皇のメッセージの発信とともに、県庁ロビーでの県民の方を巻き込んだロビーコンサートの開催などを検討しております。今回のローマ教皇のご来県のご発信とともに、効果的な情報発信ができないのか、長崎市や関係団体と一緒に検討して

まいりたいと考えているところでございます。

詳細については、これも2月定例会でご説明させていただければと考えております。

【川崎委員】 ありがとうございます。ローマ教皇がお見えになられて世界に強いメッセージを発信していただいて、それを受けての来年、節目の75年、長崎県として、もちろん長崎市としっかりと連携しながら、世界恒久平和、核兵器廃絶に向けた取組を何としても力を入れてやっていただきたいと要望して、終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、文化観光国際部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時29分 休憩 —

— 午後 4時29分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、文化観光国際部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、企画振興部の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 4時30分 散会 —

第 3 目 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月12日

自 午前10時 0分
至 午後 5時 5分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委 員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

副 知 事	平田 研 君
企 画 振 興 部 長	柿本 敏晶 君
企画振興部政策監 (離島・半島・過疎対策担当)	前川 謙介 君
企画振興部政策監 (IR推進担当)	吉田 慎一 君
企画振興部次長	坂野花菜子 君
企画振興部参事監 (県庁舎跡地活用担当)	村上 真祥 君
政 策 企 画 課 長	陣野 和弘 君
政策企画課企画監	福田 義道 君

(次期総合計画担当)

IR推進課長	小宮 健志 君
地域づくり推進課長	浦 亮治 君
地域づくり推進課企画監 (離島振興対策担当)	明石 克磨 君
スポーツ振興課長	野口 純弘 君
スポーツ振興課企画監 (スポーツ合宿・ 大会誘致担当)	江口 信 君
市 町 村 課 長	井手美都子 君
土 地 対 策 室 長	原田 一城 君
新幹線・総合交通対策課長	小川 雅純 君
新幹線・総合交通対策課企画監 (航路・バス事業担当)	椿谷 博文 君
県庁舎跡地活用室長	苑田 弘継 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

これより企画振興部関係の審査を行います。

今日は分科会審査並びに委員会審査を受けまして、説明がかなり多いみたいですので、説明を簡略にお願いしたいと思います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

企画振興部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 おはようございます。

企画振興部関係の議案について、ご説明をいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5

号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち企画振興部関係についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で7,958万4,000円の増を計上いたしております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、令和2年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

東京2020オリンピック聖火リレー告知業務委託にかかる令和2年度に要する経費として、534万9,000円を計上いたしております。

続きまして、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち企画振興部関係についてご説明いたします。

補正予算は、歳出予算で、780万9,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)分科会長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、

これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画振興部は、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明及び提出資料に関する説明を受けた後、陳情審査、所管事項についての質問を行います。

企画振興部長より所管事項説明をお願いいたします。

【柿本企画振興部長】 企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項について、ご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」をお開き願います。

まず、議案外の報告事項について、ご説明いたします。

（令和2年度の重点施策について）

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。このうち、企画振興部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和2年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる諸施策を講じていくことで、より着実な計画の推進に努めるとともに、新たな「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、これまで以上にU I タ

ーン施策やしまの人口減少対策の一層の充実と強化に向けて取り組んでまいります。

また、新幹線開業やI R区域整備に向け、分野横断的な連携体制を強化するなど交流人口の創出・拡大に向けた取組を進めるとともに、県庁舎跡地活用の推進等にも取り組んでまいります。

それでは、令和2年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

まず、新幹線開業に向けた県民の気運醸成や受入体制の構築による誘客促進、周遊のための交通対策の取組等に加え、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた地域公共交通の再編を促すとともに、長崎空港24時間化を目指して航空会社への路線誘致を強化してまいります。

I Rの整備については、民間事業者の公募・選定を行い、区域整備計画認定申請に向けた諸準備を着実に実施するとともに、交通アクセス強化のためのインフラ整備等を検討してまいります。

人口減少対策については、地域産業の振興に資する雇用の創出や、U I ターン者による創業等を市町と連携して支援してまいります。

さらに、「ながさき移住サポートセンター」を核として、移住検討段階から地域への定住まで、きめ細かなサポートを実施するとともに、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向け、部局横断的なサポート体制を構築し、市町の集落維持・活性化の取組を支援してまいります。また、関係人口の創出・拡大に向けた取組についても、関係部局や県内市町と連携して推進してまいります。

離島地域の活性化については、有人国境離島法に基づく国の支援策等を活用し、しまの地域資源を活用した産業振興と雇用の確保など、し

まの人口減少対策を強化してまいります。

このほか、スポーツを活かした地域活性化の推進等についても取り組んでまいります。

これらの事業については、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料の1ページをご覧ください。

（和解及び損害賠償の額の決定について）

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計54万1,994円を支払うため、去る11月19日付で専決処分をさせていただいたものであります。

次に、所管事項についてご説明いたします。

（地方創生の推進について）

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、県議会でのご議論や有識者による懇話会などからのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとにK P Iを定め、目標管理を行うこととしております。

次に、施策体系ごとに企画振興部関係の具体的な取組をご説明をいたします。

「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」では、さらなる移住促進を目指し、U I ターン別のターゲットに応じた効果的な情報発信

や相談窓口の充実強化を図るとともに、関係人口の創出・拡大に向けた都市部の人材・企業等との継続的な交流機会の創出などに取り組んでまいります。

「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」では、地域や住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進、I Rの導入や新幹線の開業を見据え、交流人口の拡大やMaaSと連動した新たな交通サービスの導入等の検討による大村湾周辺地域の活性化、Uターン者のしまでの創業・事業承継の支援や若者の地元定着等に資する島内企業の人材確保の促進など、しまの資源を活かした地域の活性化に取り組んでまいります。さらに、都市部からの移住促進や国内外からの観光客の誘客などについて、九州各県等との連携などを推進してまいります。

今後、県議会において、ご議論いただくとともに、外部有識者で構成する懇話会や市町、県民の皆様や関係団体などのご意見をお伺いしながら、来年3月を目途に策定してまいります。

（次期総合計画の策定について）

令和3年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にはわかりやすくお示しするための次期総合計画の策定については、市町との意見交換や県内の地域ごとの意見交換会を通じて、地域の課題や施策の方向性等についてのご意見を伺いながら検討を進めているところであります。

また、次代を担う若者の視点も積極的に取り入れたいと考えており、高校生や大学生との意見交換も実施をしております。

引き続き、さまざまなご意見を参考にさせていただきながら、計画の策定作業を進めてまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）の2ページをご覧ください。

（特定複合観光施設（I R）区域整備の推進について）

I R区域の整備については、本県におけるI R整備の意義・目標、I R事業実施の上で必要となる要件及び民間事業者の選定方法などを定める実施方針を策定しているところであり、その素案について、去る10月1日に公表した九州・長崎I R基本構想（案）とあわせて、今月20日から来年1月17日までの期間にパブリックコメントを実施することとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎I Rの実現を目指してまいります。

総務委員会関係議案説明資料の2ページにお戻りを願います。

（集落維持・活性化対策について）

集落維持・活性化対策については、県の人口減少対策の重点プロジェクトの一つに位置づけ、関係部局や振興局と連携を図りながら、市町の主体的な取組の促進・支援に力を注いでいるところであります。

県内市町とは、県内外の先進事例の共有や意見交換等に取り組んできましたが、今回新たに、県内NPO法人と連携し、9月から10月にかけて、県内5地域で、市町の関係職員のほか、社会福祉協議会職員やまちづくり協議会の方々などを対象に「住民主体による移動サービスのあり方研修会」を開催し、参加者の方々から「移動支援の重要性や仕組みづくりに関して大変有意義だった」とのご意見をいただいているところであります。

今後も、引き続き、人口減少、少子高齢化が

進展する中で、10年先、20年先を見据え、地域住民主体による集落維持対策に向けた機運醸成や具体的な活動につながるよう、県内市町と一体となって取組を推進してまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）の3ページと（追加2）の1ページを、あわせてご覧をお願いいたします。

（V・ファーレン長崎について）

V・ファーレン長崎は、11月のアルビレックス新潟戦をもって2019シーズンが終了し、17勝20敗5分、勝ち点56でJ2リーグ12位となり、1年でのJ1再昇格は叶いませんでした。しかしながら、天皇杯においては、チーム初のベスト4進出を果たしており、来る12月21日には元日の決勝進出をかけてJ1鹿島アントラーズと対戦することとなっております。

また、来シーズンの体制について、平成29年4月の就任以来、チームの再建に尽力された高田 明代表取締役社長が退任され、来年1月2日付で、現V・ファーレン長崎上席執行役員であり、ジャパネットメディアクリエーション代表取締役社長の高田春奈氏が新社長に就任されることが発表されました。

V・ファーレン長崎の活躍は、県民に夢と希望を与えるとともに、地域経済の活性化と全国に向けた本県の情報発信に大きく寄与するものであり、来シーズンこそは新体制でJ1リーグへ昇格していただけるよう、引き続き県民の皆様とともに応援してまいります。

総務委員会関係議案説明資料の4ページと（追加3）の1ページをご覧をお願いいたします。（九州新幹線西九州ルート of 整備促進について）

九州新幹線西九州ルート（新鳥栖～武雄温泉間）の整備のあり方については、本年8月、与

党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」から、フル規格により整備することが適当と判断すること、関係者である国土交通省・佐賀県・長崎県・JR九州の間での協議を深めていくべきことなどの基本方針が示されたところであります。

このような中、10月28日には、国土交通大臣、鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方についての意見が交わされたところであります。

また、12月6日には、中村知事が鉄道局長と面談し、令和2年度予算へ環境影響評価調査費を計上できるよう、政府予算案の決定に向けた佐賀県との協議・調整について要請してまいりました。

さらには、昨日、12月11日、国土交通大臣、鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、今後の協議のあり方について、事務的なレベルで確認していくことで意見が一致したとのことであり、協議に向けた道筋が佐賀県と国土交通省との間で一致したことは、一歩前進したものと受け止めております。

本県としては、今後、国土交通省がどのような形で協議を進めていく考えであるのか、よく確認をした上で、関係者との協議に積極的に参加するなど、議論の進展に向け、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

（JR長崎本線の上下分離について）

JR長崎本線の肥前山口～諫早間については、平成19年の長崎県、佐賀県及びJR九州による「三者基本合意」において、JR九州は肥前山口～諫早間全区間を経営分離せず、上下分離方式により運行することとし、九州新幹線西九州ルートの開業後20年間運行を維持することとされております。また、線路等の鉄道施設につ

いては、長崎、佐賀両県が主体となって所有と維持管理を行うこととしております。

さらに、平成28年には、本県や佐賀県、JR九州を含む関係六者による「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」において、肥前山口～諫早間の取り扱いについては、令和4年度の西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の開業時点で上下分離し、JR九州は開業後23年間運行を維持するとされたところであります。

このため、現在、西九州ルート開業時の上下分離の実施に向けて、施設等の維持管理体制の構築をはじめとするさまざまな課題について、佐賀県及びJR九州と事務レベルでの協議を鋭意行っております。

このような中、平成20年4月に本県と佐賀県が確認した鉄道施設の維持管理費については、当時は年間2.3億円と見込んでおりましたが、労務費や資材価格の上昇に加え、確認時点から新たに発生したJR基準による保守レベルの向上、並びに設備指令業務等により、想定を加えて大幅に増嵩する見通しであり、このように、当初確認されていなかった事項については、佐賀県との間で新たな合意が必要であると考えているところであります。

今後は、令和4年度の上下分離の円滑な実施に向けて、県議会のご意見をいただきながら、引き続き、佐賀県及びJR九州との協議・調整を重ねてまいります。

総務委員会関係議案説明資料の5ページと（追加2）の1ページをあわせてご覧願います。（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、この地の重層的な歴史を活かしながら、賑わい創出や交流人口の拡大につなげるべく、現在、主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基

本構想の策定作業を進めております。

具体的には、委託事業者の持つ専門的知見に基づく意見や、各分野の専門家や民間事業者からの提案などを踏まえ、広場、交流・おもてなしの空間、文化芸術ホール、県警本部跡地の活用など、より効果的な方策や機能について検討するとともに、早期に賑わいを創出するために、活用が可能な石垣下の空間などの先行的な整備方法や、それにあわせて必要となる企画・運営に携わる人材発掘・育成に向けたワークショップの運営手法についても検討を始めたところであります。

一方、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎の解体が終了し、教育委員会において、10月中旬から約3カ月の予定で範囲確認調査が開始されるとともに、出土した遺構等の取り扱いについて、教育委員会と事業所間部局で協議する際にご意見を伺う、国内を代表する埋蔵文化財の専門家を委嘱し、去る12月5日に1回目の意見聴取を実施したところであります。

今後とも、埋蔵文化財調査の状況を踏まえつつ、県議会をはじめ、専門家や関係者の皆様からのご意見などもいただきながら、長崎市とも協議の上、よりよい活用策となるよう検討を進めてまいります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【陣野政策企画課長】 私の方から、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との

協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております企画振興部関係の資料についてご説明いたします。

お手元に配付しております資料をご覧ください。

まず、資料の1ページをご覧ください。

市町等の補助事業者に対し内示を行った補助金につきまして、9月から10月までの実績を記載しておりますが、長崎県集落維持対策推進事業補助金に関し、西海市分の1件となっております。

2ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約案件につきまして、9月から10月までの実績は、記載のとおり3件となっております。そのうち競争入札に付した契約件数は2件、その資料は3ページから5ページにお示ししているところでございます。

7ページをご覧ください。陳情・要望に対する状況でございます。

知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、7ページから18ページまでに記載しております。

長崎県身体障害者福祉協会連合会、長崎県庁跡地遺構を考える会、対馬市・対馬市議会、そして、恐れ入ります11ページの陳情番号50番でありますが、こちらは申しわけございません。名称が、記載が漏れておりますが、養生所を考える会、そして、新上五島町、島原半島幹線道路網建設促進期成会、南島原工区地域高規格道路「島原天草長島連絡道路」建設促進期成会、壱岐市からの要望10件となっております。

最後に、19ページから附属機関等会議結果報告でございます。

9月から10月までの実績は、長崎県まち・ひ

と・しごと創生対策懇話会の1件でございまして、議事概要につきましては、20ページにお示ししております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

【中島(浩)委員長】 次に、政策企画課長より補足説明をお願いします。

【陣野政策企画課長】 引き続きまして私から補足説明といたしまして、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案についてご説明させていただきます。

お手元に配付しておりますA4横の、この「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）の概要について」という資料をご覧ください。

先ほど企画振興部長からも説明させていただきましたように、9月議会に骨子案を示させていただいておりましたが、その後、私どもの方で策定作業を進めまして、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の素案について、今回、資料として提出させていただいております。

1ページをご覧ください。

左側に記載しておりますが、第1期の戦略におきましては、転出超過数の改善、企業誘致等による雇用創出等の基本目標を掲げておりました。

そうした中で、第1期におきましては、企業誘致等による雇用創出や移住者の増など、一部の施策については成果があらわれているものの、全体としては転出超過の改善には至っていないという状況でございます。

このため、1ページの右側でありますが、第1期の戦略から見えてきた課題といたしましては、雇用の創出が人口の減少の改善に結びついていない、県内就職率の低迷、民間や県民の

意識等の共有の不足、女性の転出超過の拡大、合計特殊出生率の伸び悩みなどが課題として見えてきたところでございます。

このため、第2期の総合戦略におきましては、成果が得られている分野につきましては、さらに充実させるとともに、十分成果が得られていない分野については、その要因分析を行った上で、足らざる取組の追加拡充に努めることを基本としながら、しごととひとのマッチングの促進、県内企業の採用力強化、県外転出者へのUターン対策の一層の充実・強化、若者の受け皿となる魅力的な働く場の創出と交流人口の拡大、ふるさとで活躍することの重要性について理解を得るための施策の強化、女性の県内定着促進や、子供を産み、育てやすい環境を整備する取組の充実・強化を見直しの方向としております。

また、新たな視点といたしまして、Society 5.0や2040年問題、関係人口の創出拡大、SDGsの考え方も盛り込むこととしております。

2ページをご覧ください。

2ページにつきまして、上段の部分は、戦略の施策体系につきまして記載させていただいております。ひと・しごと・まちの流れで構築することとしております。

そして、左の下のところ、第2期の総合戦略の基本目標の1番といたしましては、ひとの分野におきまして6年間の転出超過数を33%、人数換算で約1万2,000人を改善するという点、また、合計特殊出生率を1.93まで引き上げると掲げております。

②のしごとの分野につきましては、誘致企業等による雇用計画数を累計で3,600人とする。また、観光消費額を4,137億円に引き上げるとして

また、3番のまちの分野につきましては、持続可能な地域づくりに取り組む地域団体数を250に引き上げる。また、県と地域が連携した地域づくりを推進という形での基本目標を掲げさせていただいております。

その隣に、今後、こういった戦略を進めるに当たりましては、さまざまな主体の幅広い参画や地域間の連携が必要であることから、市町をはじめ大学、産業界、金融機関、民間企業、さらには九州各県との連携を図っていきたいと考えております。

3ページから5ページにかけては、それぞれ、ひと・しごと・まちの体系で施策を展開することとしております。

まず、3ページをご覧ください。

こちらにつきましては、ひとの分野でございますが、それぞれ施策体系に沿って、素案に掲げる主要のKPIを、主な取組を記載させていただいております。

主な取組のうち新たな取組や拡充する取組は、下線で引いております。

まず、3ページのところにつきましては、ひとの分野でございますが、上段から申し上げますと若者の県内就職につきましては、高校生の県内就職率を68%、大学生の県内就職率を50%に引き上げることをKPIと設定し、キャリアサポートスタッフ等による就職支援のきめ細かな対策に加えまして、新たな視点といたしまして、地域の枠を超えた企業説明会の開催、また、賃金・休日等の処遇改善を県内の企業にも働きかけを行ったり、また、県内企業の採用活動を強化するなどの県内企業の採用力強化にも取り組むこととしております。

また、上から3つ目のところでございますが、新たな視点といたしまして、高校卒業時に多く

の方が進学等で県外に転出されていることから、福岡県や首都圏におきまして、県内就職の支援体制を構築することにより、本県出身者のUターン就職を促進していきたいと考えております。

また、その3つ下のところでございます。外国人の労働者数をKPIと掲げまして、各産業分野において人材不足が深刻化する中で、こういった外国人材を安定的に確保するような仕組みを構築したいと考えております。

加えまして、人材活躍支援センター（仮称）を設置しまして、卒業後数年以内の既卒者を含む多様な人材と企業のマッチングを強化するなど、県内企業の人材確保を促進していきたいと考えております。

下から3つ目のところでございます。順調に推移しております移住施策につきましては、今後さらに移住を促進することを掲げまして、UIターン別のターゲットに応じた効果的な情報発信に取り組みますとともに、その1つ下で、新たに将来の移住の裾野を拡大するために、都市部の人材企業等との継続的な交流機会の創出やテレワークなどのしごとづくりを促進するなど、関係人口の創出拡大の取組も進めてまいりたいと考えております。

一番下段のところにつきましては、自然減対策といったしましては、婚活支援事業による成婚数を年間150組とすることをKPIと掲げまして、お見合いシステム、縁結び隊、めぐり逢い事業等、さらに今年度から取り組んでおります企業間交流事業など取り組んでいくことにより、結婚を希望する独身者への出会いの場を創出し、こういった結婚につなげていきたいと考えております。

4ページをご覧ください。4ページは、しごとの分野でございます。

上段のところに記載ございますが、海洋エネルギー関連産業、ロボット・IoT関連産業、航空機関連産業の3分野につきまして、具体的な雇用数等のKPIを掲げまして、造船業に次ぐ新たな基幹産業の創出・育成に努めてまいりたいと考えております。

また、その下にスタートアップ創出のための取組を促進するとともに、後継者人材不足による中小企業者の廃業の防止や生産性の高い産業構造への転換を図るために、事業承継や創業企業の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、若者に魅力のある雇用の場を提供できる安定性、成長性のある企業との誘致を戦略的、効果的にも引き続き推進してまいりたいと考えております。

そのほか、しごとの分野につきましては、観光まちづくりの推進やインバウンドの観光の拡大、さらには県産品の輸出、また、農業、水産業につきましては、スマート化など先端技術を活用した取組を進めるなど、魅力のあるしごとの創出と力強い産業の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

5ページをご覧ください。5ページにつきましては、まちの分野でございます。

こちらにつきましては、将来の人口減少に対応できる持続的な地域をつくるために、地域住民が主体となった集落地域コミュニティの維持・活性化の対策、また、地域の医療・介護等のサービス、地域公共交通の確保などに取り組むほか、地域の特徴や資源を活かし、夢や希望のあるまちをつくるために、九州新幹線西九州ルートの整備促進など、交通ネットワークの構築、また、IRの導入、さらにはしまの資源を活かした地域の活性化などに取り組んでまいりたいと考えております。

6ページ以降は、特に、見直しの方向性に基づきまして主な取組を記載させていただいております。

こちらにつきましては、今のご説明と重複するところもございますので、説明は省略させていただきます。

今後、本定例会におけるご議論、さらには外部有識者で構成する懇話会や市町、関係団体との意見交換、さらにはパブリックコメントによる県民の皆様のご意見を伺いながら、来年3月の策定を目指してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

【中島(浩)委員長】 次に、I R推進課長より補足説明をお願いいたします。

【小宮 I R推進課長】 お手元に配付いたしております「九州・長崎特定複合観光施設設置運営事業実施方針（素案）」、こちらの資料をお手元にご用意をお願いいたします。

この概要版を資料1として配付させていただいております。資料2が、この本編版となりまして、ちょっとボリュームが多くありますので、概要版にてご説明をさせていただきます。

この実施方針は、I R設置運営事業者の公募・選定を行うに当たりまして、I R区域の整備の意義、目標、民間事業者の募集及び選定に関する事項を定めます、いわゆる仕様書、あるいはルールブックのようなものでございます。

今後、県議会や県民の皆様からのご意見も踏まえながら、来年の2月議会に最終案をお示しいたしまして、2020年春ごろの策定・公表を目指してまいります。

それでは、左側の第1の目的から第3のI R区域認定の位置及び規模に関する事項になりますが、こちらは前定例会までの説明と重複をいたしますので、割愛をさせていただきます。

次に、下段の第4でございます。

I R施設、それから宿泊施設につきましては、国から示されております基本方針案、こちらの認定審査の基準におきまして、I R整備法施行令で規定されております施設の規模要件、これを満たしていることが前提条件となってございます。いわゆる要求水準でありまして、足切り要件になっております。

そのほか、魅力増進施設や送客施設、あるいは下から2番目に記載しております、その他観光客の来訪・滞在の促進に寄与する施設。これは、地方自治体ですとか、事業者の創意工夫が求められておりまして、評価基準の対象項目となっております。

下段にありますカジノ施設につきましては、記載のとおり、I R施設全体の床面積の3%以下とされており、有害な影響の排除を適切に行うための必要な措置を講ずることとされております。

次に、右側の第5をお願いいたします。

スケジュールに関しましては、今後の国の基本方針の公表時期によりまして変更となる可能性がございますけれども、現在、想定しております最速のスケジュールといたしましては、2020年の春ごろを目途に、設置運営事業者の選定手続に入ってまいります。

事業者の選定につきましては、有識者で構成いたします審査委員会を設置いたしまして、審査を行い、おおむね秋ごろをめどに事業者を決定いたしまして、区域整備計画の策定に進んでまいります。

国の区域認定が得られましたら、県と事業者とで実施協定等を締結いたすことといたしております。

次に、中ほどの第6でございます。設置運営

事業等の円滑な実施かつ確実な実施の確保に関する事項につきましては、大きく3つの柱で構成をいたしております。

1点目が、前提条件といたしまして、地域経済への振興及び地域社会への貢献の協力。

次に、リスク分担の基本的な考えといたしましては、設置運営事業者等が担うもの等を整理いたしております。

次に、I R事業者の責任履行確保に関する事項につきましては、設置運営事業者の財務状況等について、県においてモニタリングを実施するということをございます。

次に、第7でございます。

I R事業者は、カジノ事業の収益をI R施設の整備、その他本事業の事業内容の向上及びM I C E誘致のための取組や広域周遊観光など、本県が実施いたします施策への協力に充てるよう求めることといたしております。

最後に、第8のカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除に関する事項でございます。

本県及び公安委員会、立地自治体であります佐世保市が実施いたします施策や措置に関する項目を記載しております。

ギャンブル依存症対策をはじめ、治安維持対策、組織犯罪対策及び青少年の健全育成対策につきまして、県、市並びにI R事業者、それぞれが担う役割や連携した取組を実施することで、カジノ施設の設置に伴う懸念事項対策を重点的かつ横断的に実施することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、企画振興部次長より補足説明をお願いします。

【坂野企画振興部次長】 九州新幹線西九州ルー

トに係る最近の主な動きについて、ご説明をいたします。資料につきましては、表題に、「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれた資料をご覧ください。

10月28日、赤羽国土交通大臣と山口知事が会談を行っております。

概要につきまして、4ページをご覧ください。

会談後の取材に対しまして、山口知事からは、「議論を拒むものではないが、フルと決め、それがにじみ出るような形での議論に応じることは難しい」ということ、「これまで合意した3つは受け止める準備はできているが、それ以外の2つについては、時間をかけて、将来に向けて幅広く議論することは断らない」ということをお話しされております。

また、赤羽大臣は、翌日の記者会見におきまして、「直接話し合える機会は大事であり、今後も継続したい」ということ。「高規格のネットワークを張っていくことは、国民の利便増強のために大事であり、佐賀県知事として長期にわたる地元の皆様のことも考えてもらい、お互いにより知恵を出していきたい」というふうにお答えをしております。

また、同日、10月28日、水嶋鉄道局長と山口知事も会談を行っております。概要については、5ページをご覧ください。

山口知事からは、これまで話している内容と同様の話がなされたということです。

水嶋局長からは、「国土交通省としては、与党検討委員会及びプロジェクトチームから、四者で誠実に協議をするのが国の責務であると言われており、非常に重く受け取っている。引き続き佐賀県とコミュニケーションをとっていききたい」ということ。

「与党は、フルという結論を出しており、国

土交通省としては、その結論は重く受け止めているが、国として正式にフルだという意思決定の足を踏んでいるわけではない。佐賀県が、何をもちゼロベースと言っているのか考えを確認した上で、具体的な協議に入れるようお願いしていく」という話がございました。

また、考えなければいけないことということとしたしまして、「今のまま、新鳥栖～武雄温泉の間が在来線に残ってしまった時に、利用者がどのように思うのかということ。乗り換えを余儀なくされる新幹線を、令和の時代に固定化してしまうことを、後の世代がどのように思うのかということを考えなければならない」というふうに挙げ、最後に、「新幹線ネットワークで結ばれることで、地域の交流人口が増える。地域の経済が活性化するといったプラスの面を踏まえて、北部九州の地域を、次の世代にどう引き継いでいくのかを議論しなければいけない」というお話がございました。

資料1ページにお戻りください。

同じく、10月28日に、自民党佐賀県議会の新幹線PTに対しまして、国土交通省がフリーゲージトレイン導入断念の経緯や、貸付料の算定根拠などについて説明を行っております。

また、11月18日にも、佐賀県の財政負担について実質負担の試算根拠などを説明をしております。

次に、11月2日には、水嶋鉄道局長のインタビュー記事が佐賀新聞、朝日新聞に掲載されました。

佐賀新聞のインタビューでは、水嶋局長は、「環境アセス経費の予算計上には、佐賀県のゴーサインが出る必要がある」ということ、「ルートは、アセスルートが説得力のある合理性のあるルートだ」ということ、「鉄道はつながっ

てこそネットワークの意義が発揮できる」ということ、「鉄道の責任者として、知事に許していただけるなら、毎週末でも県庁に通い、話を伺いたい」ということの話がされております。

2ページをお開きください。

朝日新聞のインタビューに対しまして鉄道局長からは、地方負担につきまして、「佐賀県は単年度で約660億円を支払うわけではない」ということや、固定資産税収入に触れ、「こんなお買い得な公共事業はない」ということや、「負担の割に経済効果が大い」ということを話した上で、佐賀県知事の懸念について、「問題の所在を明確にした上で、一緒になって解決する話をしたい」という話がされております。

11月5日には、赤羽国土交通大臣がルートにつきまして、佐賀空港を経由するルート案について地盤の問題もあり難しいのではないかと認識を示しました。

次に、11月11日には、「北部九州の未来をひらく交通インフラを考える」と題しまして、福岡県でシンポジウムが行われ、西九州ルートについても議論がなされました。

資料9ページをお開きください。シンポジウムの概要を記載しております。

まず、基調講演では、森国土交通省顧問から、「新鳥栖～武雄温泉については、九州全体、日本全体の活力向上のため、利便性が高くなるよう進めていきたい。できるだけ早くつなげることが重要である」との話がなされました。

パネルディスカッションにおいても、「九州全体のために一番よい方法をとりたい」といった議論がなされ、九州全体として議論していくことが大事であるとの認識が示されました。

再度2ページにお戻りください。

11月18日、自民党佐賀県連会長が与党PT検

討委員会の山本委員長と会談し、佐賀県内の議論の状況を報告しました。

山本委員長からは、アセス費用の新年度予算への計上に関し、現状では厳しいとの見方を示すとともに、インバウンドや地方創生を考えると、フル規格で進めるべきとの考えを示しております。

また、佐賀県連会長は、フル規格前提の協議に応じられないのは、県連も同じだというふうな考えを示しております。

11月24日には、公明党の佐賀県本部の勉強会に与党PT検討委員会のメンバー、国土交通省鉄道局、JR九州が出席いたしました。

JR九州は、その中で、並行在来線が検討される在来線区間の取り扱いについて、「四者協議の中で、これから真摯に協議する」といった発言をしております、経営分離を前提とせずに協議に応じる姿勢を示しているとのこと。

資料3ページをお開きください。

JR九州は、11月27日にも佐賀新聞主催の懇話会で講演を行い、「JR九州の青柳社長と山口知事の会談や四者協議の場が設定されることを希望している」という話がされております。

12月6日には、中村知事が国土交通鉄道局長を訪問いたしました。中村知事からは、令和2年度政府予算案へ環境影響評価調査費を計上できるよう、佐賀県との協議・調整をお願いし、鉄道局長からは、「政府予算案の決定ぎりぎりまで計上に向けて調整したい」との話をいただいております。

また、最後、資料には記載ございませんが、昨日11日、与党プロジェクトチームが開催されました。

プロジェクトチーム終了後の取材に対しまして岸田座長は、「西九州ルートについて、本日、

佐賀県と国土交通大臣が会談するので、報告を受けることとしている」ということや、「再度、翌週にはPTを開催する」ということなどを話されております。

また、同じく昨日11日、山口知事と国土交通大臣及び鉄道局長と、それぞれ面会が行われました。

面会後の取材において、山口知事からは、「協議のあり方について事務的なレベルで確認をするということで一致した」ということ、「確認したことは、文書で交わす必要がある」ということをおっしゃっております。

また、アセス費用の予算案への盛り込みについては、会談の中で大臣からアセスの話はなく、佐賀県は国が一方的にアセスをやることはあってはいけないとの見解を示しております。

また、取材において山口知事は大臣からの話といたしまして、「佐賀県の考え方にも理解していただいた」ということ、「大臣からは幅広い議論をしてほしいということや、ネットワークでつながることが大事」との話があったとしております。

また、鉄道局長は、面会後の取材におきまして、「協議のあり方について四者協議という言葉にはこだわらず、協議のやり方は、山口知事がやりやすい形で始めたい」という話をしたこと、「協議のやり方を、事務的なレベルで整理することになり、可及的速やかに文書による整理を行いたいというふうに考えているということ」をお話ししました。

また、今回、事務レベルで整理していくということで合意したということは、その先に協議をする準備ができているものと考えており、そういう意味では大きな一歩だというふうに考えていること、また、協議の実施方法につきまし

ては、「必ずしも四者が揃う必要はなく、議題に応じて関係者が参加して、協議できればよい」ということをお話しされております。

また、環境影響評価調査費の令和2年度予算への計上につきましては、「佐賀県の理解なしに計上することはあり得ないと考えており、政府予算案の決定まで、あと数日あるので、佐賀県の理解が得られるか最終的な調整をしていきたい」ということをお話しされております。

今後の動きといたしまして、県としましては、国土交通省が今後どのような形で協議を進めていく考えを持っているのかよく確認をした上で、関係者との協議に参加するなど、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。

以上で九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動きについて説明を終わります。

【中島(浩)委員長】 次に、新幹線・総合交通対策課長より補足説明をお願いいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 JR長崎本線の上下分離について、ご説明いたします。

総務委員会補足説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、これまでの経緯についてご説明いたします。

JR九州が、九州新幹線西九州ルートの並行在来線として経営分離を表明されたJR長崎本線の肥前山口から諫早間の取り扱いについて、平成19年12月に佐賀県、長崎県及びJR九州の三者で合意がなされております。

その内容につきましては、JR九州は、肥前山口から諫早間、全区間を経営分離せず、上下分離方式により運行することとし、開業後20年間、運行を維持する。

JR九州は、これに伴う負担に対処するため、新幹線開業までに肥前山口から諫早間の線路等

の設備の修繕を集中的に行った上で、佐賀県、長崎県に有償で資産譲渡を行う。資産譲渡の対価14億円は、佐賀県、長崎県がJR九州に一括して支払うというものでございます。

結果といたしまして、上下分離により、並行在来線の経営分離にかかる地元の同意という着工条件がなくなったこともございまして、平成20年3月に九州新幹線西九州ルートの武雄温泉から諫早間の工事実施計画が認可をされ、平成20年4月に佐賀県、長崎県の両県におきまして、肥前山口から諫早間の鉄道施設の資産譲渡及び維持管理にかかる負担割合について確認をしております。

当時、両県において確認した事項につきましては、4ページに掲載をしております。

その内容は、佐賀県及び長崎県は、九州新幹線西九州ルート武雄温泉～諫早間の整備に当たり、新幹線開業後において、少なくとも20年間、九州旅客鉄道株式会社による肥前山口から諫早間の並行在来線の運行を維持するための前提である1つといたしまして、JR九州からの資産譲渡の対価14億円、2つ目に、譲渡された鉄道施設にかかる運行開始後20年間の維持管理経費見込額年間2.3億円の負担割合等について、下記のとおり確認すると。

1つ目に、佐賀県及び長崎県の負担割合は、JR九州による肥前山口から諫早間の並行在来線の運行が維持される限りにおいて、佐賀県1に対して長崎県2の割合とする。

1にかかわらず、上記②の費用に関し、災害等により当初の見込み額を超えて費用が増加した場合の費用増加分については、佐賀県及び長崎県が折半して負担する。

新幹線開業後20年間を経過した後の取り扱いについては、改めて協議するものとするとい

うものでございます。

佐賀県との費用負担の問題につきましては、後ほどご説明をさせていただきます。

続いて、資料1ページに戻っていただきます。

平成24年6月に九州新幹線西九州ルート of 武雄温泉～長崎間の工事实施計画が認可され、資料2ページの平成28年3月に九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意、いわゆる六者合意を締結しております。

その内容につきましては、長崎本線肥前山口から諫早間の上下分離時点におきまして、三者基本合意に定められた譲渡価格14億円にかかわらず、JR九州は、佐賀県及び長崎県に鉄道施設を無償で譲渡する。

長崎本線肥前山口から諫早間の取り扱いにつきましては、JR九州は、経営分離せず、平成34年度の開業時点で上下分離し、三者基本合意が定めるところにかかわらず、JR九州は、当該開業時点から3年間は、一定水準の列車運行サービスレベルを維持するとともに、当該開業後23年間運行を維持するというものでございます。

次に、上下分離実施に向けた長崎県、佐賀県及びJR九州との協議状況でございます。

具体的には、平成28年5月に事務担当者による打ち合わせを開始いたしまして、現在は、月に2回程度の頻度で協議を行っているところでございます。

また、事務担当者間で整理した方向性や内容につきまして、三者の部長級職員で構成いたします三者協議会において、協議・確認を行っております。これまで、三者間におきまして、方向性を確認、共有した事項を記載しております。

1つ目は、鉄道施設の維持管理体制でございます。

鉄道施設の維持管理につきましては、上下分離区間が両県にまたがることもございまして、輸送の安全の確保や災害など緊急時に、より迅速で、柔軟な対応ができるよう両県で一つの組織を設立するのが望ましいと考えまして、令和2年度中をめどに、非営利型の一般社団法人を設立することとしております。

その上で、鉄道事業者として、安定輸送の確保に努める上で、鉄道事業にかかる専門知識や経験を有する職員が必要となるため、鉄道事業許可申請の準備を開始する令和2年度から、JR九州より2名の出向者を受け入れる予定としております。

3ページをお願いいたします。

2つ目は、上下分離区間の運営体制でございます。

長崎本線の上下分離におきましては、JR九州が列車を運行し、両県及び一般社団法人が鉄道施設等を所有し、維持管理を行うこととしております。その前提のもと、一般社団法人が鉄道施設の維持管理に必要な費用を負担し、現場業務等はJR九州に委託することとしております。

3つ目は、JR九州から譲渡を受け、所有管理する資産として、レールや枕木などの線路設備、信号や踏切保安設備などの電路設備、そのほか駅舎や鉄道用地などがございしますが、これらの資産を、法人や両県へJR九州から譲渡していただくというものでございます。

最後の項目でございます。佐賀県との維持管理経費等にかかる費用負担について、ご説明をいたします。

現在、佐賀県との間で費用負担の話が報道されておりますが、平成20年4月に両県におきまして費用負担の確認が行われ、その当時は年間

2.3億円と見込まれておりましたが、現在の維持管理の経費の規模としては、大幅に増嵩する見込みとなっております。

5ページをお願いします。

上段の青色部分でございますが、鉄道施設の維持管理にかかる経費につきましては、平成20年4月の佐賀県との費用負担の確認時点におきまして、第三セクターの松浦鉄道を参考に、年間2.3億円と見込まれておりました。しかしながら、JR九州の現時点における試算では、列車を安全に運行するために必要な維持管理の経費は、税抜きで年間約6.9億円との規模感が示されたところでございます。

あくまで、現時点では規模感でございまして、実際には、毎年、当該路線の維持管理経費等に要した額が請求をされるということになります。

長崎県といたしましては、増額の主な要因は、中段の青色の部分でございますが、人件費や資材の高騰もございしますが、それ以上に、平成20年度当時の負担割合の確認時点では想定されていなかった中段の赤色の部分になりますが、JR基準による保守レベルの向上、並びに設備指令業務の発生などによるものが大きくなっていると認識しているところでございます。

保守レベルを高基準にということにつきましては、JR九州が安全に運行できる鉄道施設の保守の基準を基に行う必要がございまして、例えば、第三セクターの鉄道会社に比べて施設の安全確認のための巡回や検査等の保守の基準が高くなるものでございます。

また、設備指令業務といいますのは、列車の安全運行に必要な線路や信号等の鉄道施設の状態を24時間体制で監視することや、災害や事故が発生した場合には、一刻も早く、もとのダイヤに復旧できる体制をとることでございます。

このほかにも、先ほどご説明いたしました中段の黄色い部分でございますが、鉄道施設の維持管理を行うために設立いたします新法人の人件費、事務所管理費、鉄道施設の固定資産税などの費用が、本県独自の試算で税抜き年間約1.6億円程度見込んでいるところでございます。

当時想定されていない事項は、長崎県といたしまして、佐賀県と協議を経て、新たな合意が必要であるものと考えているところでございます。

また、これ以外に右端の緑色の部分になりますが、鉄道施設の鉄道橋やトンネル施設などの設備投資にかかる経費がございします。この経費につきましては、どの程度見込まれているのか、現在、JR九州が試算をしている状況であり、この部分につきましても、佐賀県と協議をし、新たな合意が必要であると考えております。

最後になりますが、長崎本線の上下分離の実施につきましては、令和4年度の九州新幹線西九州ルートと同時に行うことが決まっておりますので、費用負担の問題などさまざまな課題が横たわっておりますが、課題解決に向けた副知事間協議を含め、引き続き、協議の調整を行うこととし、令和4年度の上下分離の円滑な実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明をお願いいたします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 県庁舎跡地活用に関しまして、補足説明をさせていただきます。資料につきましては、「県庁舎跡地活用に関する検討状況」という資料と追加でお配りしておりますカラーの「長崎県庁舎跡地範囲確認調査

状況」という資料をお願いいたします。

まず、A4縦の部分ですが、埋蔵文化財調査関係でございます。

本年10月から来年1月15日までの3カ月の予定で、教育委員会において、遺跡の有無や範囲などを確認するための範囲確認調査を実施しております。

調査状況につきましては、カラーの「長崎県庁舎跡地範囲確認調査状況」のほうでご説明をさせていただきたいと存じます。

まず、最初のページにお付けしておりますのが、今回の調査箇所でございますが、これは上が市役所通り側で、下が出島側となっております。右側にありますT P1というところからT P18までございますけれども、18カ所を学芸文化課において範囲確認調査を実施しております。

このうちの右下のT P1やT P2のあたりで明治期の石垣の一部などが確認され、また、左上にございますT P13の左側の部分ですとか、T P15やT P17において、江戸時代のものと考えられる瓦片などが混じった土が確認されている状況でございます。

カラーの資料をおめくりいただきまして2ページに石垣の検出状況をお付けいたしております。そして、また、3ページと4ページに江戸時代のものと考えられる瓦片やしっくい片が混じった土の状況をお付けさせていただいております。

A4縦の資料にお戻りいただいてよろしいでしょうか。

引き続き、学芸文化課のほうで予断を持つことなく調査を行うことといたしております。その状況につきましては、県のホームページのほうで、随時、お知らせをまいります。

また、一般向けの現地説明会でございますが、11月24日は悪天候のため中止となりましたが、次回を今月の22日に実施する予定といたしております。

続きまして外部専門家の委嘱についてでございますが、9月議会でご説明しておりました埋蔵文化財等の専門家を委嘱しまして、出土した遺構等の重要性や、その保存・活用のあり方等についてご意見を伺うことといたしております。

こうした中、おめくりいただきまして2ページでございますが、冒頭でございますように今月の5日、委嘱した3名のうち2名の専門家に現地をご視察いただき、その後、1回目の意見聴取を行ったところでございます。

主な意見につきましては、中ほどより記載のとおりでございますが、「発掘調査はしっかりと行われており、引き続き、予断を持たず調査を進めてほしい」といったお話がございました。

また、その下でございますが、先ほどご説明しました石垣の調査箇所につきましては、「江戸期の石垣が残っている可能性が高い」、また、西側の江戸時代の瓦片などが混じった土が確認された調査箇所につきましては、「その下に、さらに古い時代の遺物を含む層が残っている可能性があるのではないか」といったご意見もいただき、学芸文化課において、さらに調査を進め、1月中旬を予定しておりますが、次回の意見聴取の際に改めてご意見をいただくことといたしております。意見聴取の結果等については、逐次、お知らせをまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

6月議会では予算をお認めいただきまして作業を進めております基本構想の策定状況について、ご説明いたします。

9月議会以降の委託事業者や各分野の専門家、

民間事業者に、歴史を活かしながら、賑わい創出や交流人口の拡大につなげるための、より効果的な方策や機能について広く意見をお聞きしております。

主な意見は、中ほどより記載をいたしております、総論的な意見としましては、「デザインの重要性」でございますとか、「ハードに加えてARやVRといった最新技術によるソフト的な機能、また、モニュメントなどの象徴的な構造物の設置、カフェなどの飲食機能が有効ではないか」といった意見や提案などをいただいたところでございます。

4ページをお願いいたします。

個別の機能といたしましては、日常的な賑わいをもたらすための空間のあり方でございますとか、長崎ならではの体験ができる「コト消費型」の施設、人が集まりやすい交通結節点の整備、県警本部跡地のさまざまな活用策などについて、ご意見やご提案をいただいたところでございます。

今後も、幅広く意見や提案をお聞きしながら、よりよい活用策となるよう検討を進めてまいります。

また、②といたしまして、こうした効果的な活用策の検討とあわせまして、県庁舎跡地エリアに早期に賑わいを生み出すための石垣の下の空間を活用した先行的な賑わいづくりや、企画運営に携わる人材の発掘・育成に向けたワークショップの運営方法についても検討を始めたところでございます。

今後、県議会や専門家の皆様などからのご意見を踏まえながら、具体的なイメージを整理してまいりたいと存じます。

最後に、長崎市との協議状況についてご説明いたします。

現在、ホールの質の高さ、整備する施設間の連携のあり方、駐車場の整備方法などについて協議を行っております。

それぞれにつきまして、考え方を持ち寄りまして、5ページでございますが、ホールの質の高さにつきましては、今後、市が策定するホールの基本計画の中で、設備や機能等の詳細をどのように確認していくかについて、また、②の施設のデザインや運営につきましては、相乗効果を発揮するための施設間の連携のあり方、統一的なデザイン等による整備のための設計のあり方について協議をいたしております。

また、その下の駐車場につきましては、県は、景観と利用者の利便性を考慮しまして、ホール建物内に一定規模の駐車場を確保し、不足分については、県警本部跡地等で整備するとの考え方、市におきましては、整備費用の面から平置き駐車場を考えておりましたが、景観に対する県の考え方も踏まえ、障害者用や搬入車両用はホール付近に、それ以外は県警本部跡地で整備するとの考えで協議を続けているところでございます。

今後の対応のところでございますように、長崎市としましても、1月15日までの予定の範囲確認調査の動向も注視しながら、ホールの整備場所について判断したいとの意向でございます。

こうした状況にも留意いたしまして、民間事業者などの意見も参考にしながら、県市による協議を続けてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳

情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

【川崎委員】 79番の九州商船から出ている「新上五島町公設民営船に対する船舶修繕費の補助に関する要望書」について、お尋ねします。

まず、県の認識をお尋ねしたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 今回、新聞報道にもございましたけれども、新上五島町におきましては、「びっぐあーす」の点検費用を町で負担をするといったところで取組が進められております。

この新上五島町におきましては、五島産業汽船株式会社に「びっぐあーす」の指定管理者をお願いした際には、同社から提出をされた事業計画に基づき、町及び町議会におきまして検証いたしまして、同社は鯛ノ浦～長崎航路の安定運航が行える事業者として指定されたと伺っております。

あわせて、この際には、「びっぐあーす」の点検費用等については、新上五島町と五島産業汽船株式会社との間において、航路事業者が負担する旨の裸傭船契約が締結されておりますので、指定管理を結ぶ中で、この航路につきまして、新上五島町は責任を持って五島産業汽船株式会社にお願いをするといったところで取組が進められたと思っております。

しかしながら、新上五島町、それから九州商船にもいろいろなご意見をお伺いする中で、特に新上五島町におきましては、現状を見た時に、五島産業汽船株式会社においては、旧会社よりも定員が少ない船舶で運航していること。旧会社においては、「びっぐあーす」と「びっぐあーす2号」ということで、300名定員の2隻体制

で運航しておりましたけれども、これが、実際のところ、79人体制の「ありかわ8号」と「びっぐあーす」、これは300人体制になりますけれども、定員規模が少ない船舶で運航しているということもありまして、運航開始から1年たちますけれども、実績としましては、約8万1,000人、前年と比べて、同航路では約7割程度という状況になっていること。

また、会社全体の収支状況を見る中で、「びっぐあーす」の点検費用等を五島産業汽船株式会社が負担することは難しいという判断も一定されたという中で、公設民営船舶が運航します鯛ノ浦～長崎航路の安定化のためには、「びっぐあーす」の点検費用等を町において負担するといったことが適当であるということで、町及び町議会においては判断をされたということ伺っております。

しかしながら、県としましては、今回の取組は、確かに、町が独自に行う航路対策事業ということはございますけれども、航路対策事業として、町からは鯛ノ浦～長崎航路を守り、町有船の資産価値保全に対する町の責任として、また、離島航路を守るための実施ということでお伺いしております。また、五島産業汽船株式会社の運転資金に対する支援ではないといったお考えも聞いておりますけれども、この鯛ノ浦～長崎航路におきましては、競合する航路、つまり九州商船が運航する有川～長崎航路がございますので、そういった前提はありながらも、関係事業者に対するしっかりとした説明は、当然ながら必要と考えておりまして、新上五島町においては、関係者に対して十分な説明をするように、今現在求めているところでございます。

【川崎委員】 そうすると、公設民営の船であり、維持のために取り組むことについては、町民、

利用者の立場に立てばそうなのかも知れませんが、一方では、関係者というところが競合路線というところで、丁寧な説明を求めているというところで県はとどまっている。そこから踏み込んだ動きは、県としては行わないということでしょうか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】現状では、鯛ノ浦～長崎航路におきましては、有川～長崎航路とあわせまして、指定区間ということで、離島住民が日常生活等営むために必要な航路という認定がなされております。

その中で、サービス基準といたしまして、この航路であれば、毎日2往復、40人規模の船舶で運航するといったところが、まず、利用者の利便性を考えた中で定められたルールということになっております。

現状におきましては、離島航路の確保・維持の観点という面で言えば、このサービス基準が満たされているという状況にあります。今後、そうは言いながらも競合航路である以上は、一方では、こういった九州商船からのご意見も出てきていますので、相互の理解、それから、今後、離島航路を守るために、新上五島町としてしっかりとした説明をしていただきたいというふうに、県では思っているところでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 今、話があっているところの、九州商船から、「新上五島町の公設民営船に対する船舶修繕費の補助に関する要望書」と、この内容を読ませていただきましたが、率直に言って、かなり辛辣な内容になっていると。これまでいろいろとお互い競合する会社が、お互いをいろいろ指摘しあったりとか、そんなことは、正直言ってなかったと思うんです。

ところが、現時点において、九州商船という

のはよく知らないけれども、離島航路とか、長い経営をしっかりとやりになって、島民の足をきちんと確保されてきた立派な会社だと、こういうふうに思っているわけであります。また、経営者の方も、それなりの識見のあらわれる方と、こういうふうに聞いておりますので、そんな一方的な、間違っような内容等を、我々のこの県議会という権威あるこの場所に持ってくるということはないと思います。

そういう視点から考えてみても、この内容というものが、読ませていただいて、実に極めて、ちょっと理解ができがたいという、この九州商船におけるところの、いわゆる辛辣な内容というのが、一体県の行政とか、あるいは町の行政とか、離島航路を確保するために、本当に公平かつ正確にやっていただいているかどうかと、この適正さが疑われると思うわけです。

そこで、お尋ねしますが、まず、これは当然のことながら、指定管理を受けるということで、五島産業汽船と新上五島町で契約は交わされていると思うんです。その契約が交わされているところの中において、こういういろいろ修理とか点検とか、当然のことが出てまいります。ここについては、契約の中においてはどのような位置づけになっているか、まずお尋ねをします。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 新上五島町と五島産業汽船株式会社の間においては、船舶の貸し付けの際に、裸傭船契約というものが結ばれております。この中におきまして、修繕・検査及び諸費用につきましては、傭船者は、本契約期間中における本船の定期検査、中間検査及び臨時検査、修繕・運航及び船員に関する諸費用、その他本船仕様並びに保守・保全に必要な一切の経費を負担しなければならないといった定めが設けられております。

【小林委員】 今、契約書の内容を読んでもらったと思うんだけど、私もこの契約書を手に入れました。裸備船契約書となって、新上五島町と五島産業汽船の会社と町で契約を交わしていると。その中身に、確かに言われるように、修繕・検査及び諸費用については、いわゆる備船者、つまり会社側ですべて一切の費用を負担しなければならないと、こういうようなことになっている。

そういう契約を交わされておりながら、なぜ今回、法定検査費用というのか、それが大体幾らなのかと。それをなぜ公金をそうやって充てなければならないと、こういうふうなことになっているのか、その辺の経過は一体どうなっていますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、旧五島産業汽船が経営破綻をいたしまして、昨年10月2日から、運航するすべての航路を運休いたしました。その時点から、新上五島町におきましては、当然ながら離島航路の安定化に向けてさまざまなお考えのもと、取組を進められてこられまして、特に、今考えていらっしゃるのは、欠損補助を受けている航路につきましては補助はございますので、安定維持はできるけれども、欠損補助を受けていない航路、鯛ノ浦～長崎、有川～長崎航路、この航路については欠損補助を受けていない、いわゆる競合航路となっている中で、今後、離島航路の安定化を図るためにはさまざまな手はずをしていかなければいけないといったところのお考えがございました。

その中で、離島航路の安定化のための欠損補助を新たに設けるといった取組というのは、当然ながら制度を変える動きでもございますので、時間がかかってくると。そういった中で、まず

町としては、こういった取組ができるのかといったところの検討もされる中で、町有船である「びっぐあーす」、「びっぐあーす2号」については、指定管理航路ということで投入していることもございますので、そこにかかる経費については負担をするというお考えも生まれてきたということで伺っております。

しかしながら、今回につきましては、先ほどご説明をいたしましたように、まずきっかけとなりましたのは、「びっぐあーす」の1億7,000万円程度の点検費用でございますけれども、この負担を現状の五島産業汽船株式会社の収支の状況を見る中では非常に厳しいという判断を町及び町議会においてはなされたものといったところで、今回の動きになっているところでございます。

【小林委員】 今の話で、1億7,000万円もの法定検査費用がかかると。本来ならば、契約どおりでいくなれば、当然これは五島産業汽船が、やっぱり会社でやってもらわなければいかんと、こういうようなことになっているところを、改めてこういうような背景になったのは一体何なのかと。

つまり、新会社が設立されて1年間ぐらい経過をしたけれども、そこにおけるところの会社の経営が一体どういうふうになっているのか。赤字なのか、黒字なのか、この1億7,000万円を負担するという契約をしながら、それを履行できないということは一体どういうことなのかと。これをまた町が受け持つということは一体どうなのかと、こういうことを聞いているんですよ。

まず、経営はどうなんですか。

【中島(浩)委員長】 暫時休憩いたします。

— 午前11時18分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 新会社の経営状況の把握につきましては、五島産業汽船、旧会社のほうが経営破綻して以来、生活航路を運航する航路事業者に対しましては、随時、国と連携を図りながらヒアリング等実施しているところでございます。

新会社の経営につきましては、これもまた随時、燃料費や運賃収入、こういったところの航路の収支、それから利用実績の聞き取りを行いながら、現時点では安定しているとお聞きをしているところでございます。

しかしながら、新聞報道もございますけれども、町のほうからは、ドック費用の負担までではある程度ではないと、収支のほうは安定はしていないといったところもお聞きしておりますし、また、会社設立から1年たちまして、先月末に株主総会も開かれたというふうにお聞きしておりますので、今後、国とも連携を図りながら、会社全体の経営状況についてヒアリングを行うことを検討しておりますし、その中で、また状況を把握していきたいと思っております。

【小林委員】 これは陳情だから、要望書だから、あまりこの時間帯でやるのが適正ではないと。また、議案外等々においてこの問題は質疑を交わしたいと、こうなっているんだけど、企画監かな、何かあまりしゃべり過ぎて、反対に私がよくそうやって言われるんだけど、焦点が全然わからんたい。なんば言いよるかわからんたい、べらべらしゃべって。

だから、今聞きたいことは、いわゆる経営がどうなっているかと、こう聞いているだけなんだよ。そこだけを言えはいいことで、新聞記事

がどうだとか、何のかんのといって話を煙に巻くようなことはやめろ、そうやって。聞いていることだけ答えろ。

まず一つは、経営がどうなのかということを知っていて、当然決算書とか、9月に決算を出さなくちゃいかんわけだから、県のほうにも過去にきた経過があっているわけだから、そうやって経営内容が、決算書を見てもわかるように、ちゃんと送ってきているんじゃないかと思うし、そこはどうなのかと、こう聞いているんです。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 五島産業汽船株式会社につきましては、県のほうで補助事業とかのかかわりはございませんので、国のほうについては、航路収支というのは報告する義務はございますけれども、県のほうには決算関係の書類はまいっております。

しかしながら、先ほども申しましたように、今回の航路安定化問題につきましては、五島産業汽船株式会社にも十分ご説明をいたしましてご協力いただくということになっておりますので、株主総会が終わったということでございますので、今後、決算関係書類であったり、関係事業書類の確認をヒアリングという形でお願いしたいというふうに思っているところでございます。

【小林委員】 黒字なのか、赤字なのか、1億7,000万円を出せるような状態ではないみたいなことを言っているわけだけれども、なんでそんなことがわかるのか。

黒字なのか、赤字なのか、そうやって1億7,000万円の法定の検査費用を出しきらない状態であるとか、そんなことを何か言っていて、全然つじつまが合わんじゃないか。内容はわからんのに、あなたはどこの人間か。そういうおかしいことを言うな。明快に答えろ。

決算書、これは国のほうに上げているかもしれないが、県には来てないと。県には来てないということも、実際的に旧会社を引き継いだ新たな会社の経過からみれば、あれだけ大きな迷惑をかけているし、県が中心となって国につなぎ、17億3,000万円というような大きな公金を、いわゆる旧五島産業汽船のほうには拠出しているわけだよ。それが、ああいう形になったわけだから、当然、県としても離島航路を守るという観点から、その内容についてははっきりわかっておかなきゃいかん。

だから、一体内容がどうなのか、ここのところをしっかりと明らかにしてもらわないといかんけれども、黒字なのか、赤字なのか、1億7,000万円を拠出できないということは一体どういうことなのか、ここのところをきちんと答えてください。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、「びっぐあーす」の点検費用を拠出できないという状況につきましては、町のほうにつきましては、指定管理で備船を五島産業汽船株式会社に行っておりますので、町は決算書類を確認していると思っております。その内容を踏まえて、町では今回のような判断をされたといったことになります。

県のほうにつきましては、先ほど申しましたように、燃料費や運賃収入、こういったものの航路の収支を見た中では、いわゆる安定している、赤字ではないというふうに認識をしておりますけれども、会社全体の経営状況ということになりますと、現在は決算時期がきておりますので、今後、収支状況をしっかり確認することによって、今検討、準備をしているところでございます。

【小林委員】 決算というのは、大体9月に行う

んだよ。今や12月だよ。大分月日がたっている。しかもね、今日、新聞は見えてないけれども、新上五島町では、そういう決算をもとに、いろいろと審議もあったんじゃないかと推測されるわけだよ。

当然こちらから新上五島町に、9月決算はどうだったかと、重大関心事であらなければいかんし、そういうものは、こちらからも求めなければならぬんじゃないかと。だけど、今のあなたの話では、赤字ではないということだけを明らかにされた。このことは、またしっかり、それを前提として、また今後において議論したいと思いますが、最後に、市町村課長、過疎債か何か、そんなものを1億7,000万円、法定検査費用をというようなことだけれども、そんな話が新上五島町から具体的に、正式にお願いがきておるのかどうか、そこだけをお尋ねしておきたいと思います。

【井手市町村課長】 現段階で正式にきているわけではございません。

ただ、過疎債におきましては、所要額調査というものが11月に総務省からまいります。枠がございます関係があるものですから、所要額調査というものがございまして、その中に金額としては上がってきている状態でございます。

ただ、正式に起債計画書といったものが提出されているものではございません。

【小林委員】 そうすると、新上五島町は、県を経過せずに、国に対して1億7,000万円の「びっぐあーす号」の法定検査費用を過疎債でお願いしたいということは、もう県を飛び越えて先に話がいつているということになりますか、確認をいたします。

【井手市町村課長】 すみません。私の説明が若干言葉足らずでございました。

所要額調査というのは、総務省から県にお尋ねがまいますして、県から各市町にお尋ねをして上げます。それを県のほうからお答えするという状態ですので、直接町から国に対していつてしまっているということではございません。

【小林委員】最初の答弁と、新上五島町から正式にそういう過疎債云々の話はないと、あなたはさっき言うたろう、そういうことを。正式にはないと言ったじゃないか、さっき。だから、それを言ったのにもかかわらず、今度は、さもあったかのような話になって、何か話をすり替える。

だから、いずれにしても、後で話をしますけれども、何かうさんくさいような話は困るんだよ。今までの経過があればあるだけに、我々としては、九州商船というそれなりの会社がここまでいきり立っているということは尋常じゃない。そこに大きな問題があるんじゃないかと、こういうことなんです。

ですから、後でこのところはしっかり議論を、また他の委員の方もあられると思いますので、させていただきたいと思いますが、とりあえず私は、こういう競合路線の九州商船が、一方において競合しておって、それから、もう一つしているわけです。

九州商船は、当然「びっぐあーす2号」を指定管理として受けているわけだね。その法定検査、同じような法定検査、そういうものがあつたと思うんだけど、ここはどうだ、どこから金が出ているのか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】「びっぐあーす2号」につきましては、佐世保～有川航路に就航しておりまして、この区間につきましては、欠損補助区間ということになっておりますので、公費のほうで負担をされることにな

ります。

【小林委員】 だけど、これも指定管理を受けた船なんだろう。それから、どのような形で、当然、この契約に基づいて、その「びっぐあーす2号」の法定費用については、ちゃんと九州商船が自前で調達してそれを払っていると。今回みたいに、そういう公金を流用するような手続とか、そういうお願いはないということだけは明確にしてもらいたいと思うんだけど、そういうことでいいんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 私の説明がまずかったかと思いますので、改めてご説明いたします。

佐世保～有川航路につきましては、欠損補助区間ということで、「びっぐあーす2号」については国費、県費のほうで賄われると。

それから、競合航路の鯛ノ浦～長崎、有川～長崎について、長崎～有川の九州商船の検査費用につきましては、九州商船が賄っているといった形になっております。

【小林委員】 よくわからん。とにかく後でやるけれども、九州商船も、当然「びっぐあーす2号」は町から無償貸与されている、このところのいわゆる法定検査費用は自前で調達をしているということで、何もそうやって公金を流用しているというような動きもなければ、そういうところで何かお願いするとかというようなこともなかったと、自前でやっていると、こういうことでいいんですね。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 「びっぐあーす2号」につきましては欠損補助でございますので、九州商船からの持ち出しはございません。

【小林委員】 はい、わかりました。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はございません

か。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 次に、議案外所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

【川崎委員】 8ページの一般社団法人長崎県身体障害者福祉協会連合会から出されている、「県議会議員選挙公報について」という陳情に関する書類ですが、「何らかの対応ができるかどうか調査・研究をし」、よくわからないんですが、何らかの対応ができるかどうか調査・研究をしていきたいと考えているというのは、選挙公報というのは、候補者が作成をしていって、皆様にお知らせをする内容でありまして、それを、例えば視覚がなかなか厳しい方にお伝えをするということに関しては、これは提出する側にもかかわってくることなので、どういったことが、今お考えになられているのか、お尋ねをいたします。

【井手市町村課長】 選挙公報の視覚障害者の方に対して選挙のお知らせという形で点字、それから音声、拡大文字という3種類の方法が、今ございます。

今現在は、参議院選挙ですとか衆議院選挙、それから知事選挙においては、この選挙のお知らせということで、視覚障害者に対しての、先ほど申しました点字、音声、拡大文字というものを作成している状況でございます。

県議会議員の選挙におきましては、現在のところ作成をしておりません。これは、私どもも作成をしたいという思いがございますけれども、ほかの選挙と比べまして候補者の数が多い、それから、選挙の運動期間が9日間ということに

なっておりまして、現在、例えば参議で作成をしておりますのが1種類であって、これを作成するのに6日程度かかっているところがございます。これを県議選挙になると16選挙区ございますので、16で、仮に先ほどの3つとも作成すると48になるんですけれども、この期間は6日間以上かかるだろう、選挙期間が9日と考えますと、なかなか作成が厳しいというところで、今現在はつくっていないという状況がございます。

しかしながら、こういったご要望も受けており、我々としましても、候補者の皆様の公約というのをお知らせして選挙にご理解をいただくというのは重要だと思っておりますので、今のところ、九州各県の状況等確認をしたり、どういった形で視覚障害者の方に対して選挙のお知らせを提供できるかという形の調査・研究をさせていただいているという状況でございます。

【川崎委員】 議員発議の条例で、平成26年に施行しました「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」、今議会の最初のほうに、我々も街頭に立って啓発の取組を行わせていただきました。5年経過をして、浸透ということについてはまだまだであると、あと、連合会の会長様からのご指摘のもとに、議長が先頭に立って取り組んだ行事だったんですね。

そういったことから、我々も少しでも皆様にお応えをしていきたいと思っております。そういった中において、点字版、音声版、拡大文字版、確かに、限られた時間の中ですべてをということは難しいかもわかりません。しかしながら、やれるところから取り組んでいくという姿勢は見せてほしいと思いますし、当然それは我々もやらなければいけないことになるわけですから、これは、例えば始まる直前に、こうですよというようなことを決められると、これは

また準備も大変でありますし、早急に方針を決めて、次回はこういうところは取り組んでいきましょうよというところは、ぜひ、具体的に一歩前進の新たな施策を講じていただきたいというふうに思っておりますので、最後にご答弁を。

【井手市町村課長】 今、委員からご指摘もございましたとおり、「障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例」というのは、我々も十分承知しているところでございます。

今、委員からお話いただきましたように、できるところからということで、我々もぜひ取り組んでまいりたいと思っております。どうすればできるか、どういう点を改善したり、ご協力をいただいたりすることで対応できるかといったところをぜひ考えまして、取り組んでまいりたいと思っております。

【浅田委員】 資料請求だけでお願いしたいんですけども、今、いろんな、3種類のやり方があると。ここではおわかりにならないと思うんですけども、長崎県内でどれぐらいの方が、どの方式を求められているかというのをまとめて、後で構いませんので、教えてください。後ほどでもいいです。

【井手市町村課長】 求められているかという点だと、正直ちょっと厳しいところがあるんですけども、例えば前回の参議の選挙におきましては、点字版の作成を、選挙区171、比例171という数で作成をしております。それぞれ市町の選管ですとか、長崎県視覚障害者情報センターですとか、社会福祉協議会といったようなご希望があるところと申しますか、視覚障害者の方がお立ち寄りになられるであろうところに配布をさせていただいているという状況でございます。

それは、点字版、音声版、音声もカセットと

CDとございますけれども、拡大文字版と、それぞれちょっと作成数が異なっておりますので、後ほど配付をさせていただければと考えております。

【中島(浩)委員長】 ほかにございますか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまです。第2回長崎県まち・ひと・しごと創生対策懇話会の会議結果の報告書に関してでございます。

議事概要の中で、2番、①K P Iがおおむね達成されている中で、人口減少、若者の県外就職に歯止めがかかっていない状況に対し、問題意識を持つべきというご指摘をいただいております。会議の場で、この問いに対してどう回答をされたのか、よろしくお願いします。

【陣野政策企画課長】 まち・ひと・しごと創生対策懇話会の議事概要でございます。

今ご指摘がありましたように、K P Iがおおむね達成しているところ、特に雇用の場の創出、移住が順調に推移していく中で人口減少、特に若者の県外就職に歯止めがかかっていない。雇用の場、移住は順調なんですけれども、やはり県内就職のところがなかなか進んでいないというところについて問題意識を持つべきというご指摘でございます。

これは、私どもも非常に重要なお指摘と考えておりまして、雇用の場は創出しておりますけれども、若者の県内就職が低迷しているという中で、私どももこういった要因があるのか、さらには、県内においても雇用の場があるにもかかわらず、若者が外に出ていくという中で、一定そういった中で、我々も分析する中で、やはり賃金の問題であったりとか、休日の問題と、そういったところはまだまだ県外の企業の方が条件がいいという問題もありますし、そういったところを若者が意識をして就職をしていると

いう状況もアンケート等でも把握をしましたので、改めてそういった点を強化していきたいという形でのご答弁を差し上げて、次の戦略の中においても、企業にもそういった賃金、休日等処遇等の改善の働きかけを行っていききたいというのを、次期戦略の柱として考えていききたいということをご答弁させていただいたところでございます。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

このご指摘はすごく的を射ているというか、客観的に見た時に、こういうふうに見えてしまうと。KPIを設定いただいていることは非常に素晴らしいことで、KPIも設定していない自治体も当然あられる中で、こういった批判を受けてしまうのは仕方がないと思いながらも、すごく有意義な議論をされているんだと感じております。

こういうご指摘をいただいてKPIを見直すであるとか、そういったことが恐らく必要であると思いますので、そういう視点で捉えていただければと思います。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はございませんか。

【吉村委員】 先ほど九州・長崎IR運営事業実施方針という説明を受けたところですが、長崎県、佐世保市あわせて九州IRという形で着々と進められておるといふふうに感じておるわけですが、先月末、北海道知事が「IR誘致は断念する」と、そのような報道をお聞きしているわけですが、全国の状況といったものがどういふふうになっているのかなというのが疑問になるんですが、その進捗状況ということについて

ご説明をいただければ、ありがたいと思います。

【小宮IR推進課長】 今、委員からご質問がありました全国の状況でございます。

さきに国土交通省観光庁が都道府県及び政令指定都市にアンケート調査を行いました結果、北海道を含む8の地域が申請、または検討しているという回答をしておるところですけれども、ご承知のとおり、大阪府・市が手続が先行しておりまして、本年4月から10月までRFC、事業者からコンセプトを募集するRFCを実施いたしておりまして、この12月から来年6月までをめどにRFP、事業者の公募・選定の手続に入るという情報を得ております。

次に、和歌山県でございます。和歌山県は、今現在、土地を確保できたという報道がなされておりますけれども、おおむね来年の春から事業者の公募・選定手続に入りまして、秋ごろをめどに事業者を決定したいという報道の情報を得ております。

次に、横浜市ですけれども、横浜市は、8月末に市長が誘致を表明いたしまして、9月議会で補正予算等々が可決になりまして、今現在、本県並びに、先ほどの和歌山県と同じようなスケジュールで、来年春から事業者の公募手続に入るという状況でございます。

このほか、東京都ですけれども、小池知事は定例記者会見で、「IR誘致のメリット、デメリット双方あるので慎重に検討していく」ということで、従来の姿勢を崩しておられません。ちょっと判断を先送りしている状況かと思われます。

次に、千葉市でございますけれども、千葉市は、本年10月から、IR関連企業から情報収集を行いますRFI、インフォメーションのほうです。RFIを実施いたしまして、8事業者か

ら提案を受けておるということで、千葉市は引き続き I R 誘致についての検討を続けているという状況でございます。

それから、先ほど北海道のお話ございましたけれども、北海道は、今回、さまざまな要件があって、先月末、知事が、今回の3カ所への誘致には間に合わないというご判断から、誘致を断念されるという報道は得ております。

それから、最後に、名古屋市でございますけれども、市長が I R 誘致を表明されているということで、その後、特段の動きはないというところで把握をいたしております。

【吉村委員】今の説明ですね、大阪はかなり進んでいるのかなと思います。あと、和歌山、横浜、千葉と、そういったところが挙がっているということが確認されるわけですが、大体国が今言っておられるのが、上限3カ所という区域認定になるわけですが、今の話を聞くと、この長崎を含めて大体4地域、4カ所ぐらいで争う形になるのかなと思うわけですが、I R 誘致に向けた大阪、和歌山、横浜、この組織体制というか、今の聞いた状況で、取り組み姿勢としての予算規模あたりはどのようになっているのか、ご存じであれば、お知らせをいただきたいと思います。

【小宮 I R 推進課長】今、委員から大阪府・市、和歌山、横浜の組織体制と予算のご質問がありまして、私どもで把握できている範囲での答弁になりますけれども、大阪府・市は I R 推進局を共同設置いたしております、今現在、確認できる範囲で43名の体制で、今年度の当初予算で約3億3,000万円と把握しております。

次に、和歌山県ですけれども、和歌山県も I R 推進室を専門部署として設置しております、今現在、14名の体制と伺っております。予算規

模は、今年度当初予算で約2億3,200万円という把握をしております。

横浜市ですけれども、先ほど9月補正予算で可決されたということで、先に予算額を申し上げますと、2億6,000万円が計上されております。このほか、当初予算で調査費が数千万円ございましたので、2億6,000万円をちょっと上るかと思います。体制につきましては、11月1日付で25名体制というところでございます。

【吉村委員】今、和歌山、横浜、大阪府・市の3地域での体制というのがわかったわけですが、ちなみに、ちょっと聞くのを忘れたんですけれども、長崎県の体制もお知らせいただけませんか。

【小宮 I R 推進課長】本県におきましては、平成29年10月に I R 推進室を設置いたしまして、この4月に I R 推進課で、今現在15名の体制で業務を遂行しております。予算額としましては、県と市におきまして推進協議会を設置しております、合わせまして約2億2,800万円の予算で、今現在取り組んでいるところでございます。

【吉村委員】予算の規模的には長崎県も頑張っているというようなことが、ある程度わかってくるわけですが、12月10日の新聞にも載ったんですが、長崎空港に新しいポンツーンをつくと、それから、ターミナル用地を整備すると、空港はかれこれで、事業費約53億円をかけて整備をしていくんだと。空港の機能充実だけならそれでよかったんですが、ここに「I R 誘致を見据え整備をしていく」というふうに書いてあるわけですね、県が。そういうことで、佐世保市も既にハウステンボスの I R 用地として205億円、そういうことを担保して準備をしてあると。そういうことで、推進体制は見てとれるわけですが、この企画振興部で扱う I R 事

業ということもわかるんですが、こうやって空港の整備とかいろんな道路、西九州自動車道はもとより東彼杵道路、それから、新幹線のフル規格、先ほどからも説明がありましたが、それと長崎空港の機能の拡張とか、そういうことがあらゆる要素を複合的に重ね合わせてその効果を上げていくということになるんだろうと思うわけですね。

そのように考えると、県の部局、幾つかまたがってくると。そういった意味で、企画振興部長に聞いたかったんですが、企画振興部長だけでは答えることがなかなか難しいのかなと思うわけで、そういうことを所管する、いわゆる企画振興部、それから、県で言えば土木部、そういうところを所管するところはどこだろうかと思うわけですが、そこで、委員長にお伺いしたいんですが、平田副知事がそういう所管をしながら副知事をされているわけですが、本日この委員会に出席をしていただいて、もう少し掘り下げたところでの議論を交わせないかと思うんですが、この委員会に副知事の出席についてお諮りをいただければありがたいと思います。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

— 午前11時50分 休憩 —

— 午前11時50分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

吉村委員より本県の重要課題ということで、IRについて、部署間も横断しての施策ということで、平田副知事を本委員会に出席を要請したいということでございますので、急な話ですので、副知事のほうに出席を求めたいと思うんですが、スケジュール等の確認をさせていただいて、午後から皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 では、しばらく休憩いたしまして、再開を午後1時30分といたします。

— 午前11時51分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

本県の重要課題でありますIRについて、平田副知事に出席を求めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、そのように進めることといたします。

休憩します。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時31分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

次に、午前中に引き続き、議案外所管事務一般について質問を行います。

質問はございませんか。

【吉村委員】 午前中、最後にお尋ねしていて、実現してよかったと思います。

それ以外のことで質問させていただきたいと思います。

午前中も陳情審査のところで五島産業汽船、長崎～鯛ノ浦航路の問題が出ていたわけですが、陳情というわけじゃなくて、新聞にも掲載されていたから、これを見て思ったんですが、新上五島町が法定検費用1億7,000万円を出して、五島産業汽船の「びっぐあーす」に補助すると。これが、先ほども小林委員のほうからも出ていましたが、過疎債を適用されるという話なんです。そこら辺については、過疎債を活用するということをはっきりしているのかどうかを改

めて確認させていただきたいんですけれども。

【井手市町村課長】過疎債のソフト分を活用されるということで承っております。

午前中申し上げました、書類として申請書が出ている状態というわけではございません。

【吉村委員】これはずっと、まだ我々は、新会社以前の株式会社五島産業汽船の流れ、それから、経営破綻に至るまでというところの検証作業をまだ引き続きやっているところです。そういう中にあって新会社が設立されて、まだ2年はたっていないんですかね。そういう中で、もうこういう計画がずれてくるということは、やはりこの航路に問題があるんじゃないだろうかというふうに思ってしまうわけですが、国土交通省のいわゆる地域公共交通確保・維持、この補助メニューは、要件が、唯一かつ赤字の航路、こういうことになっているわけですね。長崎～鯛ノ浦～有川というところは、いわゆる競合路線になっているわけで、競合しなければ補助対象になるわけです。わざわざ過疎債を適用して補助をするということが必要ではないわけです。

そこで、市町村課長にお尋ねしたいんですが、これはどちらも法律ですよ。過疎債は、ざっくり言うと過疎対策特別措置法、そして、そのソフト事業、過疎地域自立促進特別事業という名称になるかと思いますが、それについては、いわゆる地方自治法がその裏側に担保されているのかなと思うんですけど、国土交通省のほうでは、この離島地域公共交通を確保するということについては適用できない。でも、地方自治法では適用できるという法律の相反する矛盾があるんじゃないだろうか、どちらが優先するのかなと、昼休みの間に考えたんですけれども、なかなかわからないんですよ。そこら辺、何かご見解があったら、お知らせいただきたいん

ですけれど。

【井手市町村課長】地方債につきましては、地方債同意等基準、あるいは地方財政法がもとの法律でございますけれども、その地方財政法、それから、地方債同意等基準、その要綱等がございまして、そこに定められた要件に合致すれば申請ができ、それは過疎債にかかわらずほかの起債もございますけれども、基準に照らして該当する内容に起債をすることができる、お金を借りることができるという制度になっているかと思います。

国土交通省の補助航路のほうにつきましては、私は詳細に把握はしておりませんが、そもそもの成り立ちと申しますか、起債をするというのは、補助というよりもお金を借りる行為ですので、ちょっと内容が異なると申しますか、町がお金を借りることができるのかというのが起債のほうの考え方、もう一つ、国土交通省のほうで航路に対する補助を入れられている分については、補助基準等が別途定められているものかと考えております。

【吉村委員】これはなかなか難しい、どっちの法律が優先するのかなとか考えたりするわけです。一方でだめと言いながら、一方ではいいとなったりすると、もう少しそこら辺、今後、研究をしてみただけないかなと思うんです。

補助と借り入れとなるんですが、借り入れも、結局、過疎債でしょう。それを後もって交付税で措置しますとか、結局補助と変わらないようなシステムになっているわけですが、そういうところを全般的に見た時に、何か矛盾するようなどころを感じるんですが、研究をしてみただければと思います。

それから、この新聞記事を読んでいるんですが、経営破綻した同名旧会社は、同航路で、年

間最大約10万人の利用者があったというふうに記載があります。新会社発足後の昨年10月から今年9月の1年間ですね、利用者は約8万人と、ここに2万人差があるわけですが、新会社になってからは、船は1隻ですよ。先ほどの説明で、旧会社は2隻を運航しておったということになるわけですが、ここで10万人と8万人と2万人しか差がないわけですね。普通考えると、1隻減ったんだから、半減するのかなと思うんですが、もう一つの九州商船と、2つの航路があるわけですね。1社の場合は競合路線にならないので、わざわざこういう過疎債を適用させて補助をするというようなことをせんでもいいんだと思うんですけれども、例えば、年間の上五島から長崎に来る乗客数というのが、全体で幾らなのか把握されておれば、お聞きをしたい。

もし、これが1社になった場合、新上五島町～長崎間の乗客を全員運べるのかなという2つの疑問が出てくるんですが、その点については、わかるところがあれば、お知らせをいただきたいと思うんですが、いかがですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 昨年、平成30年10月から今年の9月までの1年間で、新上五島町から本土間の利用実績といったものを集計しました結果では、航路としましては、福江～青方～博多航路、それから、佐世保～上五島航路、長崎～五島航路、主要なところではそういったところも入っております。合計しまして、37万1,000人ほどの利用実績がっております。

それから、2点目のお尋ねでございましたが、新上五島町に、今、鯛ノ浦～長崎、有川～長崎の2つの航路があると。それを1つの会社で運ぶことが可能かどうかということでお尋ねがござ

いましたけれども、実績で、数字ベースで持っておりますけれども、1年間のうち、天候であったり、あと、ドックの関係とかがございまして、単純に船舶の定員だけでは、乗せられるかどうかといったところが、この数字だけではわかりませんものですから、改めて、昨年度の運航状況も踏まえたところで整理をしまして、ご説明させていただければと思います。

【吉村委員】 37万人という数字が出てきたけれども、年間の運航実績というのは、再度調べてみないとわからないということですから、それは、今後、調査をしていただきたいと思うわけです。

それで、これは、私個人的には旧会社からの検証がまだ済んでいないと思うわけですが、そういう中にあって、また、新会社もこのような状況になるということについて、どうしても残るものがあるわけですが、委員長にお願いをしたいんですが、この件につきましては、こういう新会社でもこのような、いわゆる経営状況がよろしくないというような結果が出てきているわけですが、そもそもこういうことになったきっかけとか、そういうのをまだ引き続き調査をしていく必要があると思うんですが、この総務委員会は今回で終わるわけですね。ですから、委員長の引き継ぎとして、今まだ調査をして調べないといかんということも答弁で出てきておりますので、引き続き、次の委員会に申し送りをしていただくようにお願いをしたいんですが、いかがでしょうか。

【中島(浩)委員長】 申し送りたいということですね。

委員長としてですけど、今日でこの委員会の審査というのは終わりますので、委員会として、そしてまた、委員長として、次の委員長に

なられる方に、口頭になりますけれども、その旨をお伝えすることでよろしいですかね。

【吉村委員】口頭でもいいですから、きちんと引き継ぎをやっていただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【小林委員】今、吉村委員のほうから、これは、また次の委員会等において、ぜひともいろいろと審議をしなければならない問題点がたくさんあるというような、今の経過がありますので、その辺のところはその辺のところとして、次回の総務委員会で、また具体的な審議がなされるものと思いますが、やっぱりこういうふうに要望書という形でできておりますけれども、午前中も言いましたけれども、かなり中身が、我々が聞きおくというような形でこれを通り過ぎるわけにはいかないと、これまでの経過があるだけにですね。そのところはひとつご理解をいただきながら、改めてご質問いたしたいと思います。

契約書の内容がどうなのかということを、午前中に担当企画監にお話をしたところであります。私もその契約書を手に入れましたよという形で、午前中は時間がなかったので途中までにしておりましたが、これは裸傭船契約書ということで、これを見ておりますと、修繕・検査及び諸費用というところの第8条があります。いわゆる船を借りる者は、「本契約期間中における本船の定期検査、中間検査及び臨時検査（以下、法定検査と言う）、修繕・運航及び船員に関する諸費用、その他本船仕様並びに保守・保全に必要な一切の費用を負担しなければならない」、こういうきちんと修繕・検査及び諸費用と、こういう法定検査についても、同じく借り

主側の会社で一切費用は負担しなければならないと、ここまできちんとこの契約書ができているわけです。

ですから、通常で言えば、船を無償で貸与されて、そして、当然のことながらいろいろ修理とか、修繕とか、あるいはそうやって、今言う法定の検査が、当然5年に一回ぐらいやってくるんでしょう。そういうようなお金については、きちんと会社側でやるんだよと、こういうことになっていると。

これだけの契約をきちんとつくっておきながら、今、改めて、こうやって吉村委員からも指摘があったように、なんで公金をそこに求めなければならないのか。求めるということもおかしいし、それを受け付けるということについても、率直に言っていかがなものかと。

大変言葉はきついようではありますが、あえて言わせていただくと、いわゆる五島島民の離島の皆様方の足を守ると、足を確保するというこういう美名のもとに、いわゆる国民の税金で公金をこんなに垂れ流していいのかどうかと。

指摘のあるとおり、旧会社においても、何度も言う、17億3,000万円という、これだけのとうとい公金が投入されているわけです。あくまでも路線維持を求めてしっかりやってほしいと、県も、また新上五島町も一緒になって頑張ったんですよ。しかしながら、残念ながら、事実上経営破綻してしまったじゃありませんか。

そういう流れになっているわけだから、なんで今新たな新会社が、しかも、県に対して、県は何もない、何もないと、県は何度そういうよかれとする立場が、新上五島町にしても、あるいは新会社にしても、あまり県を大事にしないとか、県に重きを置いてないようだけれども、必要な時だけ、こういう過疎債等々の話

をしてくるぐらいのことなんだけれども、しかし、我々は忘れてはならないことは、その旧会社が持っておった「びっぐあーす1号」とか「びっぐあーす2号」とか、そういうものを新会社に譲り渡して、それで事業をやってもらうということに対しては、知事の認可というか、知事が印鑑を押して、使ってもいいという県の姿勢を、県のとるべき道をきちんとしているわけですよ。

だから、そういうことからいけば、当然、決算書はどういうふうになっている、9月の決算はどういうことでありましたとか、そんなようなことは県に、当然報告すべきことじゃないかと思うし、また県も、きちんとそれは出していたかなければ困るというような、そういう求めをしなければならんじゃないかと、こう思っているわけですよ。なんで契約を、こうやって勝手にできている契約を守らないのか。これは、事実上の契約違反じゃないのか。こんなのは契約違反と言うわけだよ。

と同時に、今言うような形で、そうやって赤字なのか、黒字なのか、9月決算のそういうものが全然県に届いてない。これは一体どういうことなのか、この2つについて、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 まず、船舶の裸傭船契約については、現状では、定期検査費用等については新会社のほうで負担をするということで、当初、指定管理の契約が結ばれたといったところでございます。（「今もそうだろう」と呼ぶ者あり）当初、それを結んだということでございます。今もそうでございます。

その上で、新上五島町と町議会のほうでは、今現在の五島産業汽船株式会社の経営状況を見

て、検査費用の負担が難しいという判断をされた上で、この裸傭船契約についても、所定の覚書を交わした上で変更するといったところで考えられているということでお聞きしております。

それから、決算関係の書類につきましては、先ほども申し上げましたけれども、11月28日に株主総会がありまして、そこで決算が固まったというふうに認識をしております。

ただ、県のほうではその以前から、新会社に対しては、航路の収支状況であったり、利用人数については求めておりまして、こちらのほうから、会社の決算がまとまった後はヒアリングをさせていただいて、会社の経営状況を確認させていただきたいといったところをお願いをしております。新会社のほうからも了解をいただいております。

その上で、今後、国とも連携を図りながら、会社全体の経営状況について、県として把握をしていくということで考えておりますので、今まさにその準備を進めているところでございます。

【小林委員】 県が何か準備を進めるのか。何の準備をしているのか。余計なことはいろいろ言うな、そうやって。君は新上五島町の人間か。何を言っているか。もうちょっと落ち着け、俺も落ち着くから。

そこで、例えば今の話だけれども、旧五島産業汽船が、いわゆる指定管理を受けて、じゃ、今までの「びっぐあーす」とか、そういう指定管理を受けた船を、ずっとそうやっていろいろと点検とか、ドックにつないでおかなければならないような、そんな状況の一切の費用は誰が出したんですか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 県のほうで、残っている資料で確認できる範囲では、

備船契約を受けた航路事業者のほうで出しているものと認識をしております。

【小林委員】 つまり、航路事業者、指定管理を受けた五島産業汽船が25億円という大きな赤字を抱えながらも、全部それを自前で出しとったということを、今あなたははっきり認めているし、そういう状態だったわけよ。

だから、今回あなたが言う論理が非常におかしいというのは、経営が、そうやって新上五島町から伝えられたことをオウム返しで言っているのか、あなたのいわゆる個人的な見解もそこに入れて言っているのかよくわかりませんが、要するに、経営が1億7,000万円の法定の検査の費用を出しきらないと。だから、こうやって契約にきちんと書かれたもの以外の形で、過疎債とかいうような形の中で応じなければ仕方がないと、こんなような非常に短絡的なことを言っているわけです。

だけど、過疎債の原資も国民のとうとい税金ではありませんか。ここのところをやっぱり我々はしっかり受け止めなければいかんと思いますよ。

船はただで借りる、すべての検査、かかる費用、みんなそうやって公金をもって流用できる。こんなぼろい商売がありますか。誰だってやりたいよ。そういうことから考えてみた時に、これは事実上の、まさに契約を逸脱する契約違反だというのは、こういうことですよ。

それと同時に、やっぱり長崎～鯛ノ浦、有川～長崎、この航路は、まさに競合していますよ。競合しているところで、片や五島産業汽船のものだけは1億7,000万円のかかる費用をそうやって過疎債みたいな形でこれを出してあげる。じゃ、九州商船の船については、おまえたち、自分でやれと。こういう話は、やっぱり公

平な立場からしてみても、公金を投入する条件としてはいかなものかと思うわけで、そういうことの内容がここに書かれているわけですよ。

だから、九州商船だって、この航路については赤字ですか、黒字ですか、これを知っていますか。

【椿谷新幹線・総合交通対策課企画監】 有川～長崎航路につきましては、県のほうで補助金等を支出しておりませんので、航路の収支については承知をしておりません。

【小林委員】 九州商船の中身を私がすべて知っているわけじゃないが、少なくともこの競合路線については、かなりの重たいマイナスが出ているというようなことが漏れ伝わってきております。

ですから、この赤字路線というのは、何も五島産業汽船のみの赤字ではなくして、九州商船も、この競合路線においては、いわゆる補助金がないわけでありますから、かなり苦戦されているということも聞いております。

そういう状況の中で、公金を利用するならば、それぞれの会社の船があって、そこを長崎～有川、長崎～鯛ノ浦と2つの会社がやっているわけですよ。一つだけをそうやって公金で面倒を見て、もう一つの会社を面倒見ないということについては、誰が考えても、やっぱり理屈が通らんと。こういうところで、公金の適正な支出と、こういうことを今回のこの要望の中でうたわれてきているわけですよ、公金の適正な支出、公平・平等な競争関係の確保のためにと。

こういうような形と同時に、やっぱり今回の検査の費用も出しきらないということも考え合わせると、「今後においても税金の垂れ流し、繰り返されることは明白であります」と、ここまで言い切っとるわけだよ。

だから、そういうようなことを考えていけば、このことは、私はどんな名目をつけても、これは補助金なんです。これは、九州商船が書いているとおりだよ。補助金支出に公益性が必要とされておりまして、これはやっぱり地方自治法の232条の2に反しますということに、つまり、全くの公益性が認められないと、こういうことで地方自治法第232条の2に反している。

同僚議員から聞いたところによると、九州商船の社長は弁護士でおられるそうだよ。だから、率直に言って、法律の全くわけのわからん人ではないわけだよ。

だから、ここまで辛辣にやるということは、社長が弁護士だからということのみならず、先ほども言っているように、あまりにも公平さが欠けていると、こういうようなことを県としてまかり通らせていいのかと。過疎債というのは、県の役割は何もないんだと、ただ、県のほうは素通りするだけだと、事務的なまとめをするだけだと、こんなようなことを言っているけれども、果たしてそれでいいのかどうかと。私はそのこのところを、最後に、市町村課長、あなたをいろいろ責めようと思ってないんだよ。ゆっくり、そのこのところはどう思われるか。

こういう経過もずっとこの中で、吉村委員や私やその他の委員の方々からいろいろとご意見があったから、聞かれていると思いますけれども、こういう17億3,000万円のリフレッシュ、あるいはリプレイス、こういうお金をここに投入しております。そして、何かいつのまにか破綻してしまって、何かしらんけれども、失礼だけれども、計画倒産の疑いまで出てくるような、そんな形の中で新会社で、そして、今日にきているということ。そういう経過を見た時に、あまりにも片手落ちだし、地方自治法第232条の2

に反しているという、公益性が全く認められないと、このこのところを担当課長としてどのように受け止めておられるか、そこだけ聞いて終わりたいと思います。

【井手市町村課長】 今、小林委員がおっしゃいました232条の2という点に関しましては、公益上必要がある時には、地方自治体は補助等できるというような条文かと思いますけれども、この公益上必要があるかどうかという点については、自治法の逐条解説等によりますと、その自治体の長、それからその自治体の議会のほうで議論して判断すべき内容であるというふうな条文になっております。

それと、地方債につきましては、先ほど過疎債というふうなお話が出ておりますが、過疎債に限らず地方債につきましては、地方自治法の245条の2という条文がございまして、関与という形で協議という起債の申請がなされて、我々は同意をするというやりとりをするところになりますけれども、そこは地方自治法に基づいて実施をしているところなんです、それは法令等に基づいて行わなければならないとなっております。我々としましては、地方債に関しては地方財政法、あるいは地方債同意等基準等の法令等に基づいて判断をするという状況になります。

そうなりますと、地方債を活用したいという申請が出てまいりました時に、町議会等で議論がされて、町として公金の支出をするという判断をなされたものが、我々のところに申請が上がってきますれば、それは、起債の内容等は、当然ながら、先ほど申しました地方債同意等基準でしっかり確認をいたしまして、そこに合致している内容であれば同意をするということになろうかと考えております。

【小林委員】 ただ一つ、これは部長も、我々も認識しておかなきゃいかんのは、九州商船の今回のこの要望書、この社長は弁護士をやってらっしゃるというようなことを聞いております。私は確認はしていませんが。

そこで、もし今回の1億7,000万円等のお金を、いわゆる公金を支出するということになれば、もし町が実行されるとすれば、住民訴訟及び国家賠償訴訟を提起する予定でもあると、こういうような形。それから、これらの訴訟においては、特定の民間の利害が町の行政を左右している事実が明らかにされます。要するに、裏のぐちゃぐちゃしていることが、今回こういうような形の中で全部明らかにされる。私も九州商船の社長に面会を求めて、こういうようなことが県議会の中でまともに通ってきたということ自体が、我々は大きく反省をせんといかんことだし、県の行政がこういうやり方で、果たしているのかと。

リフレッシュ、リプレイス、引き継いだ時に5億4,000万円か6,000万円ぐらいを地元に戻さなければいかんと、いわゆる運賃を安くせんといかんと、こういうところの金額が、引き継いだ時は5億6,000万円ぐらい。その5億6,000万円ぐらいの金額に対して、今どれくらい還元しているかということ、半年で3,000万円、1年で大体6,000万円と、担当からお話を聞いています。

いずれにしても、いろいろとこれから、もう一度言うけれども、離島の足をきちんと確保しなければいけないというこの美名のもとにおいて、このような支出がまかり通るような、そんなやり方で果たしているのかどうかということ。今回、当然のことながら、もうこれをやろうとされておりますから、住民訴訟及び国家賠償訴訟を提起された時に、県も全然関与してない、

何も知らないというわけにはいかないと思うんです。十分その辺のことも考えながら、やっぱり市町村課長とか、企画振興部としては、十分な丁寧なやり方をやっていかなければいけない。最低でも九州商船の了解を、競合航路の片やの会社のオーケーを、それぐらいの努力はせんといかんのじゃないかと、こういうようなことを考えますので、この辺のところもお願いして終わりたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【松本委員】 それでは、議案説明資料の4ページのJR長崎本線の上下分離について質問をいたします。

午前中も、課長からも説明がございました。順を追って、もう一回事実関係を確認させていただきたいと思います。

3年後の九州新幹線西九州ルートの開業に合わせて、現在、特急列車「かもめ」が運行されている在来線区間、諫早から肥前山口間についてであります。この区間については、平成19年に長崎、佐賀、JRによって、JR九州は経営分離をせず、上物の車両はJRが運営し、鉄道施設の維持管理費などは長崎県と佐賀県で運営するという、先ほどから出ている上下分離方式を三者基本合意をしたという経緯がございます。そして、下の部分のところをどう負担するかについては、翌年の平成20年に、鉄道施設の維持管理の費用負担について、長崎県と佐賀県で協議をしたということです。

その負担割合については、まず、どのような積算で、どのような負担割合で合意に至ったのか、お尋ねをいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 まず、平成20年度の確認の状況でございますが、鉄道施設の維持管理経費の金額につきましては、JR九

州からの資産譲渡の対価である14億円と、譲渡された鉄道施設にかかる運行開始後20年間の維持管理経費ということで、これは年間でございますが、2.3億円ということで整理をされております。20年間で46億円と、施設の有償譲渡14億円、合計60億円が、当時、鉄道施設の維持管理に必要な経費として両県で確認をされている金額でございます。この60億円について、佐賀県1に対して長崎県2の負担割合で確認をしたものでございます。

また、当時、鉄道施設の維持管理経費の見込額でございます、年間2.3億円と申しますのは、第三セクター鉄道会社である松浦鉄道並みの保守管理体制を前提に積算をした金額でございます、それを長崎県、佐賀県で確認をしたというところでございます。

【松本委員】 先ほど答弁でありましたとおり、新幹線開業時には、条件として、在来線区間については上下分離方式で、車両はJR、鉄道維持管理費用は長崎と佐賀で、20年間で60億円を2対1で、積算基準としては、これは当時、第三セクターで松浦鉄道並みの運営ということで2.3億円を積算したと。そして、それで長崎と佐賀で維持費で合意をしたということの経緯が平成20年。

それが、10年後、今になって、しかも開業3年前の今になって、先ほど説明があるように大幅に、3倍に増額になったその理由について、お尋ねをいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 先ほど申しましたように、鉄道施設の維持管理経費につきましては、当時、第三セクターの鉄道会社である松浦鉄道並みの基準で試算した金額でありましたが、確認当時と比べて人件費や資材単価が上昇しただけでなく、それ以上に、平成20年の

負担割合の確認時点では想定されていなかった、いわゆるJR基準による保守レベルの向上、並びに設備指令業務の発生などにより、大幅に今回増額となっており、年間、今、6.9億円の見込みとなっているところでございます。

【松本委員】 その部分がいま一つ納得ができない。結局、今まで10年間あった中で、JRさんとも佐賀とも、ずうっと実務者で打ち合わせをしている。そして、10年前は松浦鉄道並みの維持管理と、長崎と佐賀が合意しているのに、今回、JR側から提示されたのは、いや、JR並みの保守の条件。だから、10年間何もなかったのに、突然、3年後の開業を見据えてそういった話が出てくことに非常にやはり、これは長崎、佐賀が合意したことは、じゃ、何だったんだというところに、非常に不可解に感じます。

確かに、安全の確保を第一にするために維持管理を行うことは認識をしておりますが、平成20年の三者合意というのが、本当にしっかりと通っているのかというところに非常に違和感を感じております。

やはりこういう増額を突然3年前に、しかも3倍になりますと、40億円だったものが約170億円近くになるという多大な負担になります。そういったものを考えた時に、やはりJRに対して、もちろん国にも相談しながらコスト縮減に向けて、これは長崎だけの問題ではなくて、区間が長崎と佐賀にかかっていますから、やはり長崎と佐賀で力を合わせて、JRや国に対して、やはりコスト縮減の働きかけをしていく、もしくは長期的に持続可能な支払いができるようなことは、JRにも考える責任がある。だって、上下分離って、上と下は一緒にあるわけですから、そこをやはり、今後進めていくべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 これまでも長崎県、佐賀県、ＪＲ九州の三者協議におきまして、企画振興部長のほうからＪＲ九州へ、コスト縮減に努めてほしいということは繰り返し申しておりますし、委員ご指摘のように、私どもとしても、佐賀県とともにＪＲ九州に対しまして、維持管理費の縮減等について、今後も一緒になって求めてまいりたいと思っております。

【松本委員】 やはり今までの経過を考えましても、そもそも今回の新幹線の一番の発端は、やはり国においてフリーゲージトレインを国策として進めていたにもかかわらず開発が失敗したということがもともとの発端でありますし、また、対面乗換をするという対応をした後も、新幹線の追加工事もございました。材料費の高騰とか追加工事、この部分も、もちろん国もそうですが、長崎も佐賀も負担を負うような形になってきております。

在来線区間に関しては、先ほども申しましたとおり、諫早が起点で佐賀までつながっておりますので、これはやはり長崎、佐賀の本当に今後の死活問題になります。23年間の約束で、やはり地域の方々が不便にならないように維持していくためには、しかも、結局、3年後の開業の時には、もう特急の「かもめ」はなくなるわけですね。在来線が始まる、スタートするわけですから、ここをやはり、ＪＲ側との協議が進まない、下手したらそこが動かなくなる可能性もある。それは、やはりＪＲ側にしても、長崎、佐賀にとっても不幸な、もちろん地域にとって最も不幸なことでございますので、どうやったらこれができるのか。

これは長崎、佐賀が、割合とかいろいろな問題よりも、まずは、佐賀と一緒にＪＲ側に、今おっしゃったように事務レベルでの協議

をしっかり固めていっていただきたいということ要望して、次の質問に移ります。

次は、また交通なんですけれども、ＩＣカード導入についてでございます。

まち・ひと・しごと創生懇話会という部分の資料において、20ページに、地方創生の懇話会の意見の中で、県内全域をカバーできる共通の交通ＩＣカードが必要という意見がございました。そういう中で、事務事業評価の14ページに、県内の交通事業者が進める、全国で相互利用が可能なＩＣカード「nimoca」の導入を支援する事業が記載をされております。ＩＣカード導入支援事業費が本年実施され、本年度で終了となりましたが、まず、その概要についてお尋ねいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 全国相互利用カードの導入事業にかかる補助の関係でございますが、今年度、県内の交通事業者でございます県交通局、県営バス、西肥自動車、佐世保バス、松浦鉄道、長崎電気軌道の6事業者において、全国相互利用が可能なnimocaの導入を今現在進めております。

その事業費に対しまして、県として、松浦鉄道を除く5事業者には12分の1の補助をしておりまして、松浦鉄道につきましては、第三セクターということで、少し補助率を上げた形で支援をするようにしております。

現在お聞きしているところによりますと、来年の春ごろの供用開始を目指して、今、準備が進んでいるというところでございます。

また、一方で、長崎バスやさいかい交通におきましては、独自のＩＣカードであります「エヌタスＴカード」を今年9月に導入済みでございます。これにつきましても、片利用ということで、全国相互利用カードが使える機能を有す

るということでございますので、全国相互利用カードであれば、県内のバス、もしくは電気軌道、松浦鉄道には乗車ができるということになりますし、県内のＪＲの区間でございますが、ＩＣカードの機能が備わっている駅間の利用にもそれが利用できるというような状況になっております。

【松本委員】 現在は、本県においては「ＳＵＧＯＣＡ」というＩＣカードが導入されています。先ほど答弁にありましたように、今後はnimocaという全国利用できるカードに移行し、ＪＲだけではなく、県営バス、佐世保バス、松浦鉄道、島原鉄道、路面電車など相互間で利用ができるようになるということでもあります。

その中で、やはりちょっと気になることがあります。県内で、じゃ、そのＩＣカードが使える状況というのを確認しました。私は大村市で竹松駅から、実はもう今日、初めて乗ってきました、これを買ってですね。乗った時に、この地図の灰色の部分、今、ＳＵＧＯＣＡが使えるところなんです。ここの灰色の部分しかＩＣカードが使えないから、結局、オレンジの部分ですね。だから、ここから言えば、竹松までは使えるけれども、松原から佐世保までの区間、それと、諫早までは使えるけど、そこから、さっき話があった在来線の部分、佐賀の区間も含めてオレンジのところは、同じＪＲでもカードが使えないと。

したがって、例えば大村や長崎のほうから佐世保に行こうとした時、もしくはハウステンボスに行こうとした時、nimocaでタッチをしても、払えないという状況が発生するということですね。

これは、なぜ中途半端というか、途中までで終わらせてしまったのか。長崎本線は佐世保ま

でがゴールになっていますから、半分までしかカードが使えないということは、せっかく導入したものが、稼働率が半分に減ってしまう。このことというのは、特に佐世保方面の方にとってはすごく不便だと思いますし、特にハウステンボスは、九州県内からもさまざまなお客様が来られます。関東・関西、県外の方も「Suica」を持っていらっしゃるから、それが使えないという苦情を直接いただいたわけですが、このような状況、もしＩＲが進んだ時に、九州県内で人を呼ぶ時にも非常に足かせとなってくると思いますが、こちらに対しては、今後どのようにお考えでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘のように、県内のＪＲ路線の駅の数でいきますと、ＪＲ九州が独自に、このＳＵＧＯＣＡが利用できる機器を整備しているのが19駅でございます。長崎から竹松までというところでございます。

その他の部分につきましては、ＪＲは、今、独自の導入を考えている駅ではないというお話をお聞きしておりますので、私どもとしても、バスとか路面電車等々含めて、ＩＣカードが利用できる環境が整っていくということになりますので、今後のインバウンド対応等々も含めて、ＪＲ九州のほうとも、今後意見交換をしてまいりたいと考えております。

1点だけ、修正でございますが、先ほど委員のほうからご発言がありました全国相互利用カードの部分で島原鉄道ということでありましたが、島原鉄道は、今回入っておりませんので、そこだけご理解いただければと思います。

【松本委員】 昨日の質疑でも、やはり観光に対して本県としてはかなり力を入れております。

I Rもそうですけれども、そういったところに、やはりI Cカードの導入というのは、結局、J Rだけじゃなくて、今お話があったとおり、ローカルな第三セクターの鉄道や、またバスも使えるということで、この利便性の向上というのは、結局、県内周遊の後押しになると思うんですね。このカード1枚で県内どこでも行けるんだと。そういうふうなことだけではなく、やはり県外からの鉄道における、バスにおける誘客にもつながっていくと。

これは、もちろんJ Rさんが、民間でやるべきことではありますが、今回、補助事業というのも単年度でやってらっしゃいます。やはり利用性向上のために、ぜひ、J R九州とまず協議をしていただきまして、県内すべてに導入できるようにご検討いただくことを要望して、質問を終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【川崎委員】 同じ公共交通について、お尋ねいたします。

来年度の重点戦略の資料をちょうだいいたしました。その中から2点ほど。

持続可能な公共交通ネットワークの確保に向け、地域の日常生活の移動を支える地域公共交通の再編を促すための支援を実施、来年度取り組もうとされている重点戦略を確認いたしました。

特別委員会も、随分、地域の皆様の足の確保ということで、コミュニティバスも含めて検討する中、持続可能な、つまり、利用者にしてみれば、日常の買い物、病院、通学、生活そのものに移動する手段をしっかりと確保していただきたい。それに向けて取り組んでいきますよという県の姿勢だというふうに思います。

予算は300万円計上されていますが、来年度

どういった事業に取り組んで、どういった成果を出そうとされているのか、お尋ねいたします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 まず、今回の事業の目的でございますが、委員のご指摘のように、今後、持続可能な地域公共交通網をきちんと各自治体に検討していただくというのが非常に重要ではないかということで、地域公共交通網の形成計画等の策定、もしくは、これに準じた計画をつくっていただく。もしくは、既につくっているところにつきましては、そういう見直し等も含めて行った自治体に対しまして、その計画に基づくコミュニティ交通の運行を行う場合に要する経費の支援を行うというものでございます。

また、その事業を実施する際にアドバイスをを行うことで、公共交通網の再編を促して、先ほど言いましたような持続的な地域公共交通の確保・維持を図っていきたいというものでございまして、まず来年度、この300万円という格好で上がっている部分につきましては、当然計画の策定、もしくは現在の計画の見直しというのが必要でございますので、実施できたにしても、やはり計画の見直し等々考えると、期間としては半年程度かなということで、約3自治体への補助を前提とした形での予算の枠組みで要望させていただいているところでございます。

【川崎委員】 3自治体に対する支援ということでした。公共交通網形成計画、あるいはそれに準じた計画、こういったものがないと前に進まないというところは、前々から指摘をしているところでございます。これだけ予算も計上して取り組もうとする姿勢は評価いたしますが、しっかりと実りある取組をぜひお願いしていきたい。

人口減少が進んでいく中に路線維持で、なか

なか賄えないから、撤退というか減便、それを含めて動きがあっているのも事実でありますので、一方では、地域において生活をしていこう、人口減少を止めていこうという動きがあるわけですから、それに資する支援ということになるかと思っておりますので、しっかりと取り組みいただきたいと思います。

同じく重点戦略で、新幹線開業やＩＲの誘致を見据えて、ＭａａＳ（マース）等の新たなモビリティサービスの構築を推進と、1,000万円の計上を行って取り組もうとする重点戦略がございます。これについて、詳しく説明をいただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】 今、委員からご指摘がありましたように、ＭａａＳ等の新たなモビリティサービスの構築を推進ということで、重点戦略の35ページにも記載しておりますけれども、ＩＲの整備、さらには新幹線開業といった形で、今後、新たな人の流れが生まれようとしております。

そういった中で、新幹線の駅やＩＲを起点といたしまして、本県に訪れる方を各地域に円滑に周遊させるということを考えるために、ＭａａＳ、モビリティ・アズ・ア・サービスの略称でございまして、実際に旅行する時に、出発地から目的地までどういった手段で、どういった交通機関を使って、料金がどうかという検索、さらに予約、そして決済と、こういった複数のサービス等を一元的に提供するものの概念としてＭａａＳというものがございまして。こういった形のところを、ぜひ本県がどういった形で導入できるかというのを検討したいということで、来年度1,000万円の事業につきましては、今申し上げましたように、さまざまな交通のサービスがございまして。ＪＲ、鉄道、バス、さらにはタ

クシー、レンタカーといったさまざまな交通サービス、そういう交通事業者、さらには、観光関係の皆様等、いろんな方々の連携が不可欠となつてまいりますので、そういった方々と一緒になって、どういった形でＭａａＳを本県に導入したほうがいいのか、まずは、そういう導入に関する関係者の皆様との協議、並びに調査経費を計上しているところでございます。

【川崎委員】 ＭａａＳ、最近によく耳にする言葉でありましたが、まだまだなじみが少ないところでして、一つの形として検索、予約、決済、そういったものを含めた、どっちかというシステム、いわゆるアプリのようなものが成果物として、最終的に求めるというふうに認識をいたしました。都市部に行けば、ＪＲ、地下鉄など、よく検索をして、大変便利なシステムについては、日常感じているところでありますが、地方においては、おのおのの事業者の分はあったとしても、それを本当に出発地から目的地までストレスなくきちんと誘導してあげるといったものについては、確かになかったなというように思いますので、これが確立して、日常、とりわけ観光のお客様、目指すところがＩＲ、新幹線開業を見据えてということですので、ぜひ仕上げていただきたいと思いますと思うんです。

これは、青天井というわけにはいきませんが、予算をつけて開発をしてデータがそろえば、恐らく実現はするんだと思います。技術的な話なのでやれると思われます。問題は、現実的なものがサービスとして受けられるかということになろうかと思うんですね。

特別委員会で雲仙に行かせていただいて、雲仙の旅館組合関係の方と意見交換をやらせていただきました。空港から直行便がないんですという話でした。前々からの課題なんですね。例

えば、この MaaS で検索をしました。直行便がないからどういったことが検索として出てくるのかななんて想像するんですけど、検索して、タクシーで1時間半、1万数千円と出てきた時に、果たしてこれが本当にサービスなのかと。結果的には、検索をしてそう出てくるんだろうけれども、それが本当に真にあるべきサービスかなと考えると、これはもうはてなマークしか出ないわけで、やはり一定のきちんとした観光地を、主要な入り口のところ、空港なり駅なり、入り口のところから主要な観光地を結んでいて、さらにそこから枝葉でコミュニティーバス等結びつけていて、初めてそれが現実的なものになるんだというふうに思います。

申し上げますように、技術的なことについては、絶対これは確立できます。絶対できますよ。しかし、それが新にサービスとして提供されるかどうかは、また、それは本当に、今、物理的にきちんとそれをお届けするだけの公共交通網、あるいはタクシー、レンタカー、最近はライドシェアもあるようですが、そういったものも含めて総合的に整備された上で成り立つサービスだというふうに思います。

並行して公共交通の整備、先ほどの地域公共交通網形成計画等の支援に資する事業を来年度支援するということと、ぜひセットで取り組んでいて、サービスを提供していただきたいなというふうに思うんです。一度ご見解を賜ります。

【陣野政策企画課長】川崎委員ご指摘のように、アプリというシステムになるのか、また、ウェブの活用になるのか、そこはまた、そういったシステムの面もございますけれども、今お話がありましたように、私どものそもそもの目的は I R、新幹線開業でいらっしゃるインバウンド

観光客を含めた多くの観光客の皆様をいかに円滑に周遊させるか。それは、当然交通体系もそうですし、また、周遊については、当然観光の方とも、どういった手段で観光客をうまく周遊させるかといういろんな場面が出てくると思いますので、そういった面につきましては、交通の部門、並びに観光の部門ともしっかり連携しながら進めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 I R が出ましたので、 I R のお客様は、決してそこだけにとどめることなく、少なくとも九州を周遊させるというような、そういったものが目的であったと思います。

そう考えますと、長崎県だけのサービスにとどまらず、もっと広域で連携するというような、そういった可能性のアプリ、アプリを例にとれば、そういったものが求められるんだろうというふうに思います。そういうところを目指して、今後、検討していただきたい。

一方では、何度も言いますが、公共交通そのものの自体をもう少し充足させていただきたい、そのように考えています。

そこで、これは皆様方に申し上げることではないのかもわかりませんが、これは一回つくったらやめられないというか、やめてほしくないし、ずっとやっていく必要があると思うんです。そうすると、中身というか、ダイヤは変わる、路線は変わる、毎日のようにいろんなものが変わっていくということを考えると、システムが構築された後もデータベースのメンテナンスというのは非常に大事ななことかと思います。検索してみて行ってみたら、もうそのダイヤはないよとか、そんなことがあってはいけないわけで、そうすると、日常的なメンテナンスということが非常に大事な分野になってこようかと思っています。

そうすると、ぜひそういったものが日常的に情報として入手できるような維持、メンテナンスという表現がいいのかな、そういったところを考えると、ぜひ地元の企業で開発しながら、ずっと面倒見ていく、地元の企業を成長させていっていただく、そういった観点からもぜひお取り組みいただきたいなと思うんです。それはちょっと違う分野なのかもわかりませんが、ぜひそこについては、ご見解があれば、賜りたいと思います。

【陣野政策企画課長】 この M a a S のシステムにつきましては、今も複数民間事業者が実証として取り組んでおられますし、福岡でも少し始まっているところでございます。

そうした中で、一定開発につきましては、そういった専門な分野の業者に、まず見解等を聞きしながらと思いますけれども、委員からお話がありましたように、県内の事業者にもどういった形で参画できるかという点も含めて、あわせて検討してまいりたいと考えております。

【川崎委員】 何とか地元の企業の皆さんで受けていただいて、そして、地元企業が力をつけて、また次の分野で活躍できるようなところ、ぜひ心を砕いていただきたいなというふうに思います。ぜひ、この完成を願っておりますので、頑張ってくださいと思います。

次に、新幹線のことでお尋ねします。

今、松本委員から、並行在来線のことについても話がありまして、私も1点確認ですが、物価上昇、人件費、資材の高騰、その説明ということについてはわからないでもありません。一方では、維持・メンテナンスについて、当初はMR並みだったのが、JR並みに安全基準が高まるよというようなところ。そして、新法人に運営をする、そういったことが当初想定をされ

なかったというようなことだったんですけれども、10年前でしょうが、それはJRの路線をそのまま走っていくわけでしょうから、安全基準がなんでMRというふうに置き換わっていったのか。安全基準はJRであってしかなるべきだったんじゃないんでしょうか。そもそも想定がおかしいんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 平成20年の確認時点におきまして、全国で、新幹線開業に伴い、いわゆる在来線を上下分離をしていた事例というのが、青森県の青い森鉄道が1事例のみございます。この青い森鉄道は、平成14年から一部供用開始を始めておりまして、その時点では、上の運行については青い森鉄道がやっておられまして、下のいわゆる施設の維持管理については、青森県が直営で行っていたという状況でございます。

それを受けまして、平成20年度時点では、両県では直営で維持管理を想定しまして、運行はJRが行うなり、ほかの三セクが行うなりといろんな議論はあったと思いますが、上下分離ということでJRが行うということで、松浦鉄道並みで整理をしておったというところでございます。

この青い森鉄道につきましても、平成22年に全線が供用開始をされておりますが、その時点で、いわゆる運行者も保守管理業務の実施者、いわゆる施設の維持管理をする者についても、国の安全対策等による助言により、上も下も青い森鉄道が実施をします。いわゆる下の所有者は青森県だけれども、その施設の維持管理を受けるのは青い森鉄道が受けたという形に形が変更されております。

そういうものも受けまして、平成28年に、長

崎、佐賀両県で国土交通省のほうに、その施設の維持管理の受ける相手方というものについて確認をさせていただきましたら、運行事業者が保守管理業務を実施するのが原則であるという回答も得たというところでございまして、その時点でJR九州へ委託をするという必要性が生じたというところでございます。

【川崎委員】 運行するところが、維持管理についてはレベルを維持しなきゃいけないということだと思うんですが、そもそもわかっていたことじゃないかなというふうに思うんですけれども、そうすると、例えば、仮の話ですけれども、運営事業者がかわれば、また維持メンテナンスの基準は変わっていくということですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘のように、例えば上のいわゆる運行事業者が三セク等々になるとしますと、そのレベルに合わせた維持管理という形になろうかと思っております。

【川崎委員】 それは仮の話でしたので、それ以上のことについては控えますけれども、そういった経緯があったということですね。

新法人という話ですけど、両県をまたぐ路線のところの運営を担っていこうとする中において、新法人が、そもそもそういったことを最初に議論しておかなきゃいけなかった話じゃないんですかね。単独の県だけでやれるというところじゃないはずだと思うんですが、いま一度、平成20年に新法人という考え方がなかったことについての説明をお願いします。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 先ほどの答弁でも一部ご説明しておりますが、平成20年当時の確認時点では、下の施設の鉄道施設関係の維持については、青森県の例に倣って直営でやることを想定をしながら合意をしているもので

すから、その後、上下分離の区間がやはり両県にまたがるということもありますし、また、輸送の安全の確保とか、あと、災害等緊急時により迅速な対応等が可能であるということを考えれば、新法人を設立したほうがより迅速な対応ができるんだらうということで、平成31年4月に、佐賀県、JR九州と本県との間で、鉄道施設の維持管理を行う組織として一般社団法人を設立するという方向性を確認をしたというところでございます。

【川崎委員】 そうしますと、1対2の負担割合の話ですが、今後、協議をするということですし、私も長崎県の県議会議員でありますので、県の財政については何とか守っていききたいという立場ではありますが、新法人の運営ということに関しては、何とも意見は申し述べにくいんですが、この保守レベルがJR基準になったということについては、これはどうなんですか、負担割合ということについて、今現在のお考えがあれば伺いたいんですが。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 私どもとしては、保守レベルがJR基準に上がったこと、それと、設備指令関係が新たに発生している部分、ここにつきましては、費用負担が何対何という話じゃなくて、まずは佐賀県とその当時想定されていなかった部分でございまして、状況が大きく変化しているということもございまして、まずは十分に協議をさせていただいて、お互い合意をしていくということが非常に大事であろうと思っておりますので、今後、実務担当者レベルの協議だけではなくて、部長間協議もやっておりますし、また、副知事間協議も含めてレベルを上げた協議もやっていきたいということで考えております。（「関連」と呼ぶ者あり）

【小林委員】新幹線の上下の分離のあり方について、今意見が出ています。私は長く県政において、新幹線に、当然誰でも同じですが、関心を持って、こういう並行在来線の取り扱いにどれだけ当時の関係の方々がご苦労されたかということ、私は肌身で知っているわけです。

そういう上下分離なんていうのが、何か当たり前みたいな話に聞こえてくるけれども、とんでもないことなんだよ。どれだけ苦労して経営分離をここまで持っていったかということ。鹿島市の反対、江北町の反対、まあ、とにかく並行在来線、あの間の12の駅の皆さん方の同意、そういうことを、やっぱり新幹線を走らせるために経営分離をしなければいかんと、こういう暗礁に乗り上げるような状態を、この上下分離という、青森で一つの事例があったかもしれないが、どれだけ苦労に苦労を重ね、折衝に折衝を重ねてここまで持っていったかという経過は、もっとよく知らせていただかないと、何かもう最初からわかってしまったことだろうと、こんなふうなことで、2.3億円が、いつの間にかこうして6.9億円に、そういうような形の短絡的な話じゃないんだよ。

まず、そのところだよ。次長でも、課長でもいいけれども、どうか。そんな上下の分離で、今回みたいなことで簡単に決まったぐらい思っているか、あなた方は。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘のように、この新幹線事業計画というのは、長年にわたりいろんな紆余曲折を経てきた事業だと思っています。実際に事業実施計画の認可を受ける前に、JR九州のほうで、いわゆる並行在来線としての表明をされた際に、いろんな形で地元同意という部分でいろんなご苦労があったという部分については、私どももお聞きし

ておりますし、また、その当時の資料もいろんな形で見させていただいております。

それをいろんな方々のご苦労の中で、この在来線を並行在来線とせずに、上下分離という形をとることによって、その後の新幹線の事業計画の実施認可だったり、もしくはその後の着工だったりというところに結びついてきたというのは、やはり本県のみならず佐賀県の方々のご理解もいただいていると思いますし、本県の関係者については、非常に大きな汗をかきながらやってこられたものだと、私どももそこは痛感しながら、この事業の重要性というものについて十分認識をして進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 だから、今回の2.3億円が約7億円ぐらいになっているとかというその経過をいろいろ言う人もおるけれども、やっぱり山口知事もそのころはいないわけで、失礼だけれども、あまりよくご存じないと思うんです。

今言うように、この新幹線を長崎ルートで持ってくるということの経過は、経営分離をしなければいかん、並行在来線の問題、とても頭の痛い問題であって、これは、要するに同意をいただかなければ新幹線は着工することができないということの中から、苦肉のいろんな策の中で、こういう上下分離方式がもたらされて、いいアイデアを出してもらって、これが経営分離にならんということにしたわけだよ。並大抵のことではないわけだよ。

だから、山口知事はそういうことについてはご存じないし、佐賀県の方々でもどこまで知っているんだろうか。佐世保の皆さん方には大変お叱りを受けたけれども、当初は佐世保乗り入れだった。これを佐賀県の井本知事案ということで、井本知事で短絡ルートといったらおんと

やって、武雄温泉から真っ直ぐ嬉野を通して大村に持ってくると、こういう状況の短絡ルートができたわけだよ。これとて大変なことだったわけだよ。

そういうような経過の中で、この上下分離の、当時、20年4月25日に2.3億円というような形の中で、他のことが想定できなかったということについては、率直に言って新しいやり方であって、なかなか今日のような諸行政を、当時、十数年前、こういうようなことを判断することはできなかったんじゃないかと思うんだ。私はそう思うんだけど、そういう考え方に立って、今日新たな試算をいろいろしてみると、あれもこれもという形の中で、こうやって6.9億円ぐらの状況になってきている。

この6.9億円が、またさらに、黄色いところがありますね。この黄色いところが幾らぐらいかかるのか、また右側に、これはブルーと言うのか緑というのか、何か色がついているけれども、これもまた新たにかかる。6.9億円にプラスして、あと幾らぐらい、大体全体の維持管理費の高騰になっていくのか、この辺はいかがですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 まず、新法人の管理費でございますが、今、委員ご指摘の黄色い部分でございます。この部分につきましては、新法人の人件費、もしくは事務所管理費、鉄道施設の固定資産税等々の公租公課、そういうものを合わせまして、私どもは、今、長崎県の独自試算でございますが、年間約1億6,000万円ほど必要になるかと思っております。

外側の緑色の部分でございますが、この部分が、今後の投資的経費と申しまして、諫早一肥前山口間の、例えば鉄道橋とかトンネル、そういう部分が、当然大規模な修繕とかそういうものが出てきますと、この経費が新たに必要にな

ると。この経費については、現在、JR九州のほうで施設の整備計画というのを検討されておりますので、それが出てきますと、ある程度その数字についても見えてくるという状況でございます。

【小林委員】 新たに1.6億円、6.9億円プラス1.6億円、JR側から提案される、この数字。そうこうなっていくと、これはやっぱり10億円ぐらい、あるいはそれを超えるかもしれない、こういうような認識で、私は今の話を受け止めたが、じゃ、これに対して、佐賀県側ですよ。いろんな協議の中で2.3億円で、つまり3分の2と3分の1、2対1の割合でやっていくんだと、こういう経過の中から、これだけの予想外の、想定外の維持管理に水準が高まっていると。それが、いわゆる経費にはね返っていると、こんなことだろうけれども、仮に、例えば約10億円とした場合に、結局、佐賀県側の言い分は、その高くなったということに対して、2対1ですっと継続して、幾らになろうが、2対1でやってくれと、こういうことを真摯に約束を守れと、議会で山口知事が発言されていることなのか。

山口さんのわからない言葉が一つあるのは、誰もわからんやろう。これは新聞です。中村知事が議会で答弁をした状況を受けて、「新しい合意というのは、新しい分野でやること、今までの合意はどうなるのか、意味がわからないと批判した」と。「新しい合意というのは、新しい分野でやること」、この「新しい分野でやること、今までの合意はどうなっているのか、意味がわからない」と、こう山口さんは言っているけれども、山口知事が、この新しい分野でやることだと言う新しい分野というのは何かと。この山口知事のおっしゃる、「意味がわからん」というのが、全くこっちも意味がわからんわけ

です。しっかりのしつけて返したいと思うんだけれども、どうだ。今までの合意はどうなっているのかと、新しい分野でやることと、新しい分野とは何ですか。新しい分野というのは、経費が高くかかるようになりましたよと、だから、もう一度見直しをお互いに協議をしませんかと、こういうことが新しい分野ではないかと思っっているんだけれども、何か、山口さんが言う新しい分野というのは何の意味なのか、わかりますか。聞いたことはありますか、山口さんから。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 佐賀県知事のほうのこの問題に対するご意見というのは、私どもは直接伺ってはおりません。今、委員がご指摘をされた内容につきましては、私どもとしては、当時想定をしていなかった部分については、新しい合意が必要だということで協議をしていきたいと思いますというお話をさせていただいているつもりですが、多分、トータルの部分についても合意ができているという認識で、その認識の差が出たものではないかと思いますが、直接お話をお聞きしておりませんので、詳細は定かではございません。

【小林委員】時間がないそうですから、最後に、長崎県としては、仮に10億円となったとする。そうすると、これに対して今までの2対1の割合ではだめなんだと、2対1を、負担をもうちょっとお互いにきちんと整理せんといかんという、負担の基本的な見直しを求めているのかどうか、そこはどうですか。

【柿本企画振興部長】この上下分離の負担の問題については、私どもとしては、まずはこういった全体的な姿をはっきりとさせるということが大事だと思っております、この経費の増加した内訳でありますとか、それから、新たにこういった想定されてなかったのが出てきている

か、そういったことをまずは明確にした上で、そういった全体像について、やはり新たに生じてきた部分についてはしっかりと関係者、JR九州も含めてですけれども、協議をして、そして、それぞれがそれについてしっかりと合意をした上でこれを決めていく必要があるということで考えているということでございまして、まずはその全体像をしっかりと共有した上で、そして、その協議をしっかりと進めていくということで、我々は取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【下条委員】 皆様、お疲れさまでございます。

私の方からは、2つほど質問を用意しております、企画振興部だけのお話ですので、IR推進についてと、あとSDGsの取組について、ご質問させていただきたいと思っております。

それでは、まず、IR推進の方からご質問させていただきます。

午前中でも、吉村委員がご発言されましたが、11月29日に、「北海道IR誘致の見送り」というような報道がされました。現在、長崎では九州・長崎IRということで、さらに山口県も含めて一丸になって、IR誘致に向けて頑張られているというふうに思っております。

私の質問は、まず、このIRのGGRについてお聞きしたいと思います。グロス・ゲーミング・リベニュー、全体の収益の協議についてというところですが、いただきました資料でも、長崎県・佐世保市IR推進協議会実施方針の素案の24ページ、第7項の1の(2)に書いてありますが、この使用について、県としてのお考えをお聞きしたいと思います。

私の認識では、収益の約30%が県と国に入るということで、その割合が国に15%、県に15%

と思っていますが、このあたりも含めてお聞きしたいと思っております。

【小宮IR推進課長】 今、下条委員から質問がありました。先ほど私が補足説明で説明いたしました資料2、本編でございます。24ページに第7といたしまして、カジノの収益の活用等の記載がございます。その中ほどにございます1の（1）、（2）の納付金についてのご質問でございます。

まず、認定都道府県納付金といたしましては、委員ご質問がございましたように、カジノのゲーミングのほうですね。カジノのお客様がかけた金額から払い戻した金額を差し引いた額、これを粗収益と申しまして、GGRと通称呼んでおります。このGGRにつきましては、一旦、30%を国のほうに納めるというルールでございます。その30%のうち15%が本県に交付されるということでございます。

もう一点、使途についてのお尋ねがございました。こちらはIR整備法に明記をされております。1点が、観光振興、それから地域経済振興、あと社会福祉増進、このほかに文化芸術の振興に資する、こういった県の施策、市の施策に充当できるという規定でございます。

【下条委員】 ありがとうございます。そういったご説明の中で、最近、私が非常に心配をしていることが一つありまして、先週ですね、番組名は申し上げませんが、朝の番組で、有名な落語家さんがコメンテーターで出ている番組なんですけれども、かなり批判的といいますか、これは、ちょっと放送内容を簡単に言うと、横浜のIR誘致について、アメリカの、今、横浜が、選定事業という形で手を挙げている事業者をベースに、また、韓国のカンウォンランドも含めて、かなりバランスをとった内容になっていた

んですけれども、実際、それがコメンテーターさんに移りますと、このIRというのはカジノじゃないか、ギャンブルじゃないかということで、そのコメンテーターさんが全員不必要というような、何というんですかね、必要か、不必要かというのができるんですけれども、不必要ということで、見た感覚が、すごく悪い感覚を受けました。テレビでしかこういった話題に触れない方は、IR、リゾート・統合施設というのはなかなかわかりにくいところがあると思うんです。

私も、IR・観光振興対策特別委員会で仁川のパラダイスシティを視察させていただきました。当然、カジノが、ギャンブルが中心ではありますが、その中に劇場であったり、ホテル、また、さまざまな遊園地等、国際会議場もありましたけれども、わくわくするような、家族連れで行っても本当に楽しめるような施設がありますし、もしそういったものが長崎県に誘致されると、私は議員としてではなくて、個人としても非常に楽しみだなというふうに思っております。こういったことを、県としてもどんどんPRをしていただきたいというふうに思っております。

その中で、一つ、GGR、今、粗収益の中の15%というふうにありましたが、私が一番注目しているのは、これは特別委員会でも発言させてもらいましたけれども、社会福祉の増進というところにこの費用が使っていただけるというふうになっております。

これは、例えばなんですけれども、子育て支援、今回の知事の本会議の冒頭説明でも十分盛り込んでおられましたけれども、子育て支援センターのようなものがあります。地域でさまざま活動されておりますが、実際に視察に行ってみますと、かなり手弁当、いわゆるボランティア

アで、さまざまな地域の方々が子育てを支援しているという状況を目の当たりにします。そこで私も話をしましたら、「何とかちょっと、県としても少し支援してもらえないですかね」というような切実な声を聞いております。こういったことも勘案して、私はぜひ長崎県として取り組んでいただきたいんですけども、ご見解はいかがでしょうか。

【小宮IR推進課長】 今、下条委員からご説明がございましたとおりで、私どもも反省しております。なかなか県民の皆様にもIRというものを正しくご理解いただけてないというのは、私どもの周知・広報のあり方も反省すべき点があるかと思えます。

今後、カジノに限らず、そういったエンターテインメント施設、お子様からご高齢のご家族皆さんで楽しめる統合型のリゾート施設ということをやはり積極的にPRしていく必要があるかと思えます。

また、認定都道府県納付金の活用につきましては、社会福祉の増進というのは、県の中でも人口減少対策をはじめ子育て支援、若者の県内定着促進まで含めていろいろな使途は、今後、検討していかなければならないと考えておりますので、今、委員からご指摘がありました子育て支援のほうにも重点的に議論が及ぶように、今後、検討してまいりたいと考えております。

【下条委員】 ありがとうございます。そのような形で、ネガティブなものも発信するのも重要だと思います。リスクであつたりとかですね。ただし、ネガティブだけでは、そういったイメージになりますので、前向きなPRも行っていたきたいと思います。

この項目の最後になりますが、12月11日にメディアリリースされましたが、厚生労働省がギ

ャンブル依存症対策について、治療費の保険適用の方針を固めたとなされました。

やはり皆さん、ギャンブルというのは依存症の対策ですね、非常に心配されておりますので、こういったところも含めて、長崎県として前向きなPRを発信していただきたいというふうに思っております。

【小宮IR推進課長】 今、委員からご指摘がありましたように、懸念される事項も含めて、IRが持つ経済波及効果、雇用創出効果、いい面、悪い面、どちらも県として責任を持って発信していきたいと思えます。

また、こういった機会でございますので、委員各位におかれましても、こういった情報発信力、各委員お持ちかと思えますので、積極的にご協力いただければと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【下条委員】 そうですね、ありがとうございます。この雇用創出というのが本当に見込まれる事業ですので、ともに推進を頑張っていきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

それでは、続きまして、SDGsの取組についてご質問をしたいと思います。

これも今日、陣野課長からも第2期「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に盛り込んでいくということがありましたし、本会議の冒頭、知事説明においても、「持続可能で、誰一人取り残さない」社会の実現というSDGsの理念を盛り込むと、力強く書いていただいております。

このSDGs、17項目がありまして、私たちが企業として取り組んで、個人として取り組んで、何項目に当たるよというような形で推進をして、よりよい社会を目指すというふうに思っ

ておりますが、中身を調べていきますと、こういったものにどう取り組んでいくのかと。具体的にに取り組んでいくのが、やはりいろいろなお考えとか、知恵を絞りながら進めていかないといけないなというふうに思っております。

まず、県の皆様にお聞きしたいのが、このSDGsにどのように取り組んでおられるのかということをお聞きしたいと思います。

私が、11月26日に長崎市内で、民間事業ですが、SDGsに取り組んでいるということで、実際に企業を視察してきましたので、まずはお聞きをしまして、その後、その内容についてお話をしたいと思います。

【陣野政策企画課長】SDGsにつきましては、今議会、また9月定例会でも浅田委員からもご質問がありましたように、SDGsの考えは大変重要な取組であるということから、まず、県といたしましては、今回、提出しております総合戦略、また、次の総合計画をはじめとして、県のさまざまな計画の中でSDGsの理念を反映した施策を盛り込んでいくという形で取り組んでおります。

現在、総合戦略、今回、素案も提出させていただいた中でも、そういったSDGsの視点を踏まえて施策を練っていくとともに、各個別の計画にも、今後も盛り込んでいくという形で考えております。

また、SDGsの普及啓発につきましても、現在、民間の企業で積極的に取り組んでいる団体の皆様にそれぞれご意見をお伺いしながら、こういった形で連携することによって、県内のさまざまな分野においても普及できるかということ、今、検討しているところでございます。

【下条委員】ありがとうございます。そのような民間事業者とコミュニケーションをとって、

ご意見をいただきながらということでしたので、具体的にお話を聞いたものを、もうそのままお伝えをしたいと思います。なかなか辛辣な内容がありましたので。

この民間企業は、原口電気さんという方で、社長は原口さんなんですけれども、JC、青年会議所で、このSDGsの取組を推奨しているということで、名刺にも盛り込んで、また、全国的にもネットワークがありますので、全国的にSDGsを先進的に取り組んでいる方の会社の視察をしたりとかして、かなりいろんな勉強をされていました。

その中で、この原口社長が取り組んでいるのは、女性の社員さんが妊娠・出産をしたというところで、カンガルーワークと、これはもともとあるのか、原口社長さんがつくったのかわかりませんが、抱っこしながら働くという理念で、出産しても退職せずに育児を継続しながら働くスタイルということ、まず、ご提案をされています、女性スタッフに。

そして、この女性スタッフがどう思ったかといいますと、自分を必要としてくれているんだと強く思って、企業、社長とこの社員さんの関係も非常によくなったし、社長が言うには、「重要な仕事というのは、責任ある仕事というのは、簡単には育たない。お任せする方はなかなか育たないので、企業としてもすごく役立っている」というようなことがありました。これは、SDGsの取組の一番典型的ないいお話かなというふうに思っております。

辛辣なところはこれからなんですけれども、じゃ、これはすごくいいことなので、このお話は、メンバーは、私と、それから県のほうも政策企画課からお二人来ていただきまして、長崎大学のアントレプレナーシップセンター、セン

ター長の山下教授、また、ほかに民間の方も来られていますが、その中で、じゃ、こういう取組をどうやって広げていくかということになりますと、ISOのように点数制にして、これを取得失たら少し補助がもらえるとかできないんだらうとか、もっとこういったものを点数化して、点数が高かったら県の入札の時にプラスで加算されないだらうとか、そういったお話がされました。当然、こういうのはかなり難しいですよということを言っていたんですけども、一つ、私が、こういった意見交換をされていて本当に思ったのが、この活動自体をどんどん発信していったらいいんじゃないかと思ったんです。

ちょっと話が変わりますけれども、8月5日に日経グローバルで、県議会の活力度というランキングがなされております。この中で、1位は三重なんですけれども、長崎県は第7位なんです。これ結構高いです。去年がどうだったのか、前回がどうだったのかというのは、すみません、まだ私にも資料が届いてないんですけれども、7位です。

この中で、採点の基準は、情報公開であったり、議会の運営等、かなり細かくあるんですけれども、住民参加というのがあります。長崎は、この住民参加が非常に評価されていまして、全国で2位です。その住民参加がどうやって2位になったのかといいますと、住民からの請願、陳情、こういったものを積極的に委員会で取り上げたり、本会議場に來ていただいたりというようなことが評価されたというふうにあります。いろいろ取材をしてみると、ベースとしては、やはり新しくなったこの県庁に來てみたいと。そして議会のほうに行ったり、こういった委員会を見てみたいというふうに思われている市民、

県民の皆さんが多くおられると。これが非常に評価をされている、ベースになっているというふうにお聞きをしました。

こういったものをあわせて、今日はスポーツ課の野口課長もおられますけれども、V・ファレンのパブリックビューイングに400人ぐらい来ていましたし、県産品のPRなんかも本当にたくさん、にぎわっております。こういったものを県庁のロビーでも、可能なところで結構なんです。県としてSDGsをバックアップしているよ、そして、こういった取組をどんどん発信させてもらえたらすごくいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

【陣野政策企画課長】SDGsの取組につきまして、先ほどご答弁させていただきましたように、民間の企業の皆様、例えば先ほど委員からお話がありました長崎青年会議所、熱心に取り組んでいらっしゃる青年会議所とか、さまざまな企業様のご意見を聞く中では、やはりほかの企業に横展開していくためにも、いい取り組みのところの紹介をしてはどうだという話とか、セミナー等を開催することによっていろいろ普及できるんじゃないかという話がございます。

また、委員からお話がありましたように、県庁のエントランスホールではさまざまなイベントを行っておりますし、今年の8月には長崎SDGsクラブという民間の団体の皆様のSDGsに関するほうの、こちらにつきましてはエントランスホールではなくて県庁の1階の大会議室で開催しましたが、そのときにも会議室を使用させていただいておりますので、こういった形で普及していくのかという点につきましては、改めて検討させていただきたいと考えております。

【下条委員】最後になりますけれども、私も時

間が合う場合は、できる限りいろんなイベントに顔を出しております。そのときに職員の皆さんにお話を聞きますけれども、全員が、本当にこんなにたくさん来ていただいてうれしいと、土日のことも多いんですけれども、頑張っているという本当にうれしいお言葉をたくさんいただいております。

SDGsのこういった取組は、人口減少、スタッフがいらない、人材不足だということにも、人材を大切に、継続をして、その企業の資産である人材を守っていく、こういったものにつながる本当にいい例だと思いますので、県庁のこういったイベントと掛け合わせて、これからも推進していただきたいというふうに思います。ありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 ここで、しばらく休憩をとります。

再開を15時30分といたします。

— 午後 3時12分 休憩 —

— 午後 3時28分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

平田副知事におかれましては、急な連絡で、本当にお忙しい中に当委員会に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

IRに特化して企画振興部を、また、ほかの部局も含めた形での横軸を通しての話ということですので、ぜひ、今日のご協力をお願いしたいと思います。

それでは、質疑のある方。

【小林委員】 副知事には、大変忙しい中にご出席をいただきまして、吉村委員の提案のもとに、この委員会で副知事にぜひご出席を願いたいと、こういうことでお時間をいただいたわけであります。

何せ30分ということですので、あまり前段をいろいろしゃべっておりますと、あなたがしゃべる時間がなくなるということで、大変なことですので、問題点は短めに、そして、内容をしっかり副知事から受け止めることができればと思います。

副知事に質問する前に、企画振興部長、IRを取り巻く環境がいろいろありますけれども、端的に言えば、何て言いますか、北海道が手を挙げなかったというようなことで、地方創生という立場のIR、このことを考えていけば、かなり地方創生枠の中で北海道か長崎かと、こんな話があっただけに、今回の動きは真新しく受け止めなければいかんと思います。

しかしながら、これはいかに地方創生といえども、いわゆる陸・海・空におけるところの、IRを迎えるための交通アクセスが果たしてどうなっているのかと。今の交通アクセスの状態の中で、たとえ地方創生と言いながらも、九州が一つでまとまったけれども、なかなか環境は厳しいのではないかと、そんな受け止め方をしておりますが、このIRを迎え入れるための、陸・海・空におけるところの交通アクセスの改善について、今どういうふうに受け止めておられるか、お尋ねをしたいと思います。

【柿本企画振興部長】 IRについての交通アクセスの改善でございますけれども、国が現在示しております基本方針の案におきましても、IR整備を見据えた交通環境の改善の取り組みということを重要な評価基準の一つと位置づけられておりまして、県としては、区域整備計画の策定に向け、最優先で取り組んでいるところでございます。

まず、国内外からの集客のゲートウェイとなります長崎空港の受け入れ対策につきましては、

東アジアや東南アジアなどからの国際定期航空路線の誘致・増便に加えまして、空港の24時間化やC I Qの機能強化策について検討を進めますとともに、空港から I R 候補地への輸送手段としての海上輸送の強化に必要な港湾施設整備の検討や船舶の大型化、高速化に向けた航路事業者との意見交換、こういったことを進めております。

また、陸路に関しましても、I R 候補地周辺の道路の拡幅でありますとか、交差点改良などの道路整備に加えまして、西九州自動車道の佐世保大塔インターチェンジから武雄南インターチェンジの4車線化でありますとか、東彼杵道路の早期事業化を国に働きかけますとともに、J R やバスといった公共交通機関の充実をはじめとするソフト対策についても、交通事業者と具体的な検討を進めているところでございます。

今後とも、国や交通事業者とも情報共有を密に図りながら、陸・海・空それぞれの交通アクセスの改善に向けた検討を進め、区域整備計画にしっかりと反映できるように取り組んでいきたいと考えているところでございます。

【小林委員】大体これまで語ってこられたような型どおりのお話ではないかと思います。もちろん、そういう必要性をしっかりと受け止めていただいていると、こういうことにつきましては、よく理解をしているところであります。

さて、そこで副知事、今日はやっぱりどうしても、長崎県庁の、まさに I R を誘致するための、いわゆる県庁の縦横の組織の中のいわゆる本部長として、その任にあられるわけであります。まさにあなたの一挙手一投足が、今回どういう結果がもたらされるかというようなことでありますし、私は、現副知事の任期がどれくらいまでかわからないけれども、ぜひ見届けて

帰っていただくような、そんな状況まで、ひとつ盛り上げていただくことをお願いしたいわけであります。

今、副知事にお尋ねする前に、まず、どういう陸・海・空の、まさに I R を誘致するための生命線、いわゆる交通アクセスの改善をどのように県は今行っているのかとか、あるいは考えているのかとか、そんなことをちょっとお尋ねして、部長の答弁をいただいたところでございます。

そこで、副知事、やっぱり今の話の中で、何といっても東彼杵の道路の整備促進、それから、西九州自動車道の4車線化、この辺のところはもう必須ですよ。

それと同時に、海は海で、例えば仮に大村空港から I R の区域までわずか短い時間で、海を使えばと。例えば、通常1時間かかるところが、船で行けば、高速船で行くならば30分で I R の区域に到着をすると、これは大きな一つの魅力ではないかと思うし、かなり交通アクセスの改善につながることはないかと思います。

そういう段取りの上において、今一番必要なのが、この長崎大村空港が、今のままで果たして I R 誘致に資するかというようなことをやっぱり考えなければならないと思うわけであります。

3,000メートルの滑走路で、何といってもアジアに近い。そして同時に、これから国の政策は、そういう外国の観光客数は、もう4,000万人とか、6,000万人とか、もう10兆円以上とか、そういう消費金額まで横並びしながらその対策を講じているわけでありまして、まさに時期的なことが、そういう今回の I R の構想ときちんと合致していると思うんです。だから、このチャンスをいかにして生かすかということではないかと

思います。

私は、空港の今の状況の中で、機能拡張しなければ、なかなかI R誘致につながらないのではないかと。やっぱりこの空港が、今、国際空港として6万6,000人ぐらいとか、あの佐賀でもですよ、滑走路がわずか2,000メートルしかないのに、もう12万人以上来ているとか、こういうところを考えると、やっぱり空港の機能拡張は、これはもう絶対に避けて通ることができないと、こういうような考え方の中でおるわけですが、じゃ、機能を拡張するためにどうするのかと。

例えば、今、あそこは3,000メートルの滑走路がある。横は60メートルと、すごい就航率の高い、そして海上空港ですから、騒音が少ないところだと、こんなことを言われているわけけれども、やっぱりあと1本ぐらい、I Rを誘致するために、この3,000メートルの滑走路をあと1本ぐらいつくるぞというような、そういうI R誘致のための考え方を天下に明らかにしていく必要があるのではないかと。

では、機能拡張に伴うところの滑走路を仮に整備すると、こうした場合において、県ができるか、市ができるか、国ができるかと、こうなるとまいますと、やっぱり言われるように、民間の力をおかりする必要があるそこに出てくるのではないかと。

では、民間からそうやって必要性があるとするならば、どうしてもいろんな課題、問題が横並びしていることもわかっているけれども、これを民営化ということで、ある一定の期間を、いわゆる運営権を渡すというコンセッション方式でやるような取組を、もうこれから天下の内外に明らかにしながら、難しい課題を一つひとつ解決していく必要があるのではないかと思います。

ますが、まずその辺について、平田副知事のご見解を承りたいと思います。

【平田副知事】 お答えを申し上げます。

今、委員ご指摘のとおり、I Rの誘致が実現するとなりますと、非常に多くのお客様が航空路を使っておいでになるということで、その利用者数、現在は平成30年度で327万人という数字でありますけれども、今後、I R誘致が実現するとなると、その数は飛躍的に増加するのではないかというふうに考えております。

そのため、I Rを誘致した場合の来場者数なども想定しながら、じゃ、長崎空港としてどれぐらいの方が利用され、また、空港としてどういった受け入れ規模、また、どういった施設が必要になるのか、また、さまざまな国際規格なども考えて、どういった機能を確保していかなければいけないのか、この検討がまず必要ではないかなというふうに思っております。

当然、そうしたことを検討する中では、そういった検討とあわせて、空港の運営のあり方についても検討していく必要があると思っております。

空港運営のあり方ということについて申しますと、昨年度、民営化の可能性も含めた調査というのを実施しております。その中では、県内の離島航空路線の維持など本県特有の課題もあるといったことも明らかになっておりまして、引き続き、そういった空港の運営のあり方については、いろんな調査もしながら検討していきたいと思っております。

いずれにしても、I Rを誘致ということになった時に、交通アクセスの改善というのが、国の、今、基本方針で示されている評価基準として挙げられているものの中でも、交通アクセスの改善というものは含まれておりますので、

当然そこについて、私どもも評価をいただけるような整備計画を今後つくっていかねばいけないということでありまして、今後、IR区域の整備計画の策定を進めていく中で、空港運営のあり方についても、当然、機能を高めていくということにはいろんなやり方もあると思いますので、民営化も含めて検討を進めてまいりたいと考えております。

【小林委員】 今、平田副知事も誠心誠意ご答弁いただいていると思います。

ただ、我々サイドから見た時に、「検討、検討」と、「計画、計画」と、こういうような、やっぱり石橋たたいた答弁をされなければいかんかもしれないし、あるいは、それだけ非常に緊張感走るような内容ではないかと思っておりますから、一定の理解は当然しておるわけです。

しかし、ただ、これを事務的とか、あるいは行政手法で果たしていいのかというところを言っているわけです。もうここで必要なのは、ある意味では誠意ではないかと。やっぱり足して二で割るとか、そういうような形で、やっぱり優先順位を決めながら、長崎県の百年の大計ということを考えた時に、このIRがどれだけの大きな代物かということ、どれだけ人口減少に本当に悩んでいる、どんな打てども対策は効き目がないと。こんなような状況からして、何かやっぱりここで国策につながるような、世界を相手にできるような、そんな状況をやっぱりもたらさんといかんではないかと。そういうダイナミックな現実、そして、一つひとつの問題があることも事実。それをある意味で、私は優先順位というものをつけながら、そういう課題を乗り越えていくぐらいの、それぐらいの大胆な発想のもとに検討が、もう具体的にこう進んでいくんだというような一つの方針を、きちん

と私は打ち出していただきたいと。

だから、申しわけないが、さっきも言うように、副知事がここに来ていただいて、これだけのご答弁をされるということは大変なことであるけれども、なかなかそこで、「はい、わかりました」と、残念ながら言えないわけです。これは、もし仮に副知事じゃなかったとしても、中村知事でも、「そんな考え方でいかがなものですか」と、あえて言わざるを得ないような、そういう今の置かれた状況ではないかと思うんです。

副知事、ご存じのように、これは私のまとめが本当か、もう一回、間違いがなければ、間違ったと教えてもらいたいけれども。

まず、いわゆるカジノの事業者の選定も2020年の秋ごろと、来年の秋ごろにやるということ、これは間違いありません。

そうすると、区域認定の申請提出、これが2021年の1月4日から7月30日ぐらいまでと、そういうことで、そして、2021年の秋ごろかいつごろか、そのいっぱいまでにか、3カ所の区域認定と。こういうことで、2025年か2026年ごろに、いわゆる開業というような形になってくるんだと、こういうようなことでスケジュールを聞いているところであります。間違いがなければ、そういう前提の中でお話を進めていきたいと思っております。

では、この2021年、つまり業者を決定して、いわゆる区域認定の申請を提出するのが、2021年の1月4日から7月30日までのこの間の申請書の中に、いわゆる交通アクセスの改善の中で、いろいろありましようけれども、空港の民営化を行うと。IR誘致を引っ張ってくるために、空港の民営化を十分行くと、この空港民営化について内容に触れなければ、これはなかなか交

通アクセスの改善につながらないのではないかと。いわゆる長崎県の姿勢として消極的ではないとか、あるいは、限界をやっぱり感じるとか、そういうような受け止め方の中で、このところが果たしてどうなるものかと思っているんです。

だから、この申請の中に「民営化」という言葉をしっかり具体的に書くことができるかどうか、その辺のところについてはいかがでございしますか。

【平田副知事】 お答えいたします。

申請をする際に、当然のことながら交通アクセスの改善について記載をすることになるわけでありまして。その中で長崎空港の利活用といいますか、長崎空港でどれぐらいのお客様をお引き受けして、そこからＩＲの用地まで運ぶかといったような一連の流れについて記載をすることになると思っています。

その際に、長崎空港がどういった機能を果たしていくのかということについては、記載事項の中で説得力ある形でちゃんと書いていく必要があると思っていますけれども、一方で、国の基本方針を見ております限りは、現時点では、交通アクセスの改善については記載事項、あるいは評価事項として求めているということは理解しておりますけれども、結局、それは空港を経由してどういった人の流れになるのかという観点だと思っています。必ずしもそこが空港の運営方法を現在のＩＲの基本方針が問うているわけではないのではないかというように思っております。

ただ、いずれにしても、長崎空港が、ＩＲを誘致するとした場合に、どういった規模でどういった役割を果たしていくのか、どういう機能を持たせていくのかということは非常に重要な

ポイントですので、それが説得力のある形で外に対して言えるかどうか、そういったことの中で考えていくべきものだと思っております。

【小林委員】 だから、その辺のところが、今言えることと、言えないことがあるんだろうと思います。

ただ、一般論として言わせていただくと、これだけの取り巻く環境が、こういう言い方が正しいかどうかは別として、好転をしてくている。長崎県の置かれている立場、「九州は一つ」ということで、九州の全面的なバックアップを受けている。長崎は、そういう事務的にもしっかりできる得る、関係の皆さん方が努力をいただいている。あとは交通アクセスの問題だけなんだと、こういうような形なんですよ。

だから、そういう交通アクセスに対して、大胆に、さあ、東彼杵の道路も、西九州自動車道についても、いろいろと今、取り組んでいただいているもろもろのことについてもしっかりと盛り込むことはできるとしても、やっぱり空港を何としてもどうするかと。麻生財務大臣なんかも、陳情すると、空港の機能拡張だと、空港の機能拡張以外はないぞと、こんなようなことを新聞記事でも読んだこともあるし、はっきりおっしゃっているわけですよ。

それに対して、民営化の検討まではいっているけれども、問題や課題が列記されただけであって、やれる環境の中にもあるけれども、しかし、問題点もあるよと、こういうようなことで、みずほの、いわゆるコンサルの内容はそこで終わっているわけですよ。

だから、そこから一步踏み込んで、ＩＲを勝ち取るために、誘致をするためには、万難を排して長崎県はやっていくんだと。こういうような仕組みの中で、考え方の中で、空港の機能拡

張のためには、もう民間の力を導入する以外にはないんだと、好むと好まざるとにかかわらず、問題を一つひとつ、課題解決をしっかりとやりながら、この民営化をやっていくんだと、こういうことでなければいかんと思います。

これは、副知事、I Rが決定してから民営化を打ち出しても間に合いますか。交通アクセスに対して長崎県が真剣に取り組んでいるという一つのあかしのために、空港に対する民営化も大きな手段だと私は思っているんですよ。

だから、I Rはあと2年後ぐらいに区域認定の中に、仮に長崎県を入れ込んでいただいたとした時に、これからI Rをひとつ我々は検討し、それをやりますというような段階で、2025年から2026年ぐらいにもう開業するという時間がせっぱ詰まってきた時に、空港をこれから整備していかなければいかん、という時間的な問題もあるじゃありませんか。そういうときに、一体間に合うのかどうか。決定後に民営化の話を打ち出しても遅くないぞと、ここのところはいかがですか。

【平田副知事】スケジュール感をどう持つかということでもありますけれども、I Rの開業時期とも大きく関係をしてこようかと思います。

ご案内のとおり、先ほど再三ご指摘ありますとおり、2021年に整備計画をつくって、それから認定の手続に入るということでもありますけれども、どういった事業者と組むのかということをもまず決めて、どういった事業者がやってきて、その事業者が開業時期をどのように考えるのかと、スケジュール感のところについては、恐らく今後、整備計画作成に向けていろんな手続の中で検討していくことになると思います。

なので、結局、開業スケジュールを横目で見た時に、空港機能の強化を図っていこうとした

時にどういったやり方ができるのか、できないのかということについては、もうしばらく、もうしばらくと言うとちょっと語弊がありますがけれども、結局、開業時期をどのように設定するかとか、そういった事業者との検討も一方では行わなければいけないということもありますので、現時点でスケジュールとかについて確定的なことは申し上げられませんが、ただ一つ言えるのは、開業時期を見据えながら、そのときまでには、私どもとしても整備計画に盛り込んだ空港機能の拡充・確保ということについて、それを説得力のある形で実現できるかどうかということについては、ある程度説明をしていかなければいけないということになりますので、その中で、いつ、どのような判断をしていくのがいいのかということについて、さらに議論を深めていかなければいけないかなと思っています。

【小林委員】 答弁がしにくい状況の中で、ちょっと、当然、議論をせんといかんから聞いているんですけども、その申請の中に、申請というのは来年のことなんですね、もうね。そういう状況の中に、民営化というような、そういう空港の機能拡張に伴うところ、このことを盛り込んでいいんですかということ。決定してから民営化のことを打ち出してもまだ間に合うんですかとか、そういうようなことを言っているわけですけども、民営化を最初にきちんと打ち出しをしなければ、I Rの誘致につながらないのではないかと、漏れてしまうのではないかと、こういう心配をいたしているんですが、その感触はいかがですかということです。

【平田副知事】 今のお尋ねの点で申し上げますと、あくまでも今の基本方針とかを読む限りは、求められているのは交通アクセスの改善という

ものの内容でございまして、それはまさに量的な話、それから手段がちゃんと確保できるのかという話でありますので、空港の運営主体について明確に書き込まなければ整備計画として体をなさないというようなことではないと理解しております。

【小林委員】 そうしたら、例えば、今、3つの事業者で、誰が選ばれるかわからないけれども、この3つの事業者の中で、例えば選ばれた人が、民営化を自分たちでやりたいと、こうなってきた時に、どうしますか。

【平田副知事】 空港の民営化については、これは言うまでもないことですが、長崎空港の場合は国管理空港ということですので、民営化を仮にやるとなった場合には、国のプロセスとなっていくわけであります。

その際に、IRと空港の管理というものは、事柄としては別の話でございまして、恐らく、仮にIRの事業者が空港の民営化ということの話をするにしても、それは事柄としては違うものという整理がなされると思います。

【中島(浩)委員長】 休憩します。

— 午後 3時53分 休憩 —

— 午後 3時53分 再開 —

【中島(浩)委員長】 再開します。

【小林委員】 国交省出身のあなただから、一番よくわかりだと思えますけれども、いわゆる上下が分離された経営主体を、やっぱり上下一本でやっていきたいということは、国の基本的な方針じゃないかと思うんです。もう、九州の中でも福岡がスタートし、熊本もこれからどうなっていくのか、それから長崎だと、こう言われて久しいわけですよ。

だから、民営化については、国は、あえて言

葉を言えば、手ぐすね引いて待っていると、こんな状況もあっていくんじゃないかと。そういうところについて、やっぱり離島航空の問題とか、ORCの問題とか、あるいは全日空との関係とか、こういう横たわる課題があることは現実だけれども、それを乗り越えて課題も解決しながら民営化の方向の中にやっぱりかじ取りを始めるというぐらいなことをしっかり打ち出していたかないと、やはり長崎県の姿勢が問われると、そう思っているんですよ。

だけど、そういうところについては、どうも副知事の言を聞いておりますと、そんなに慌てなくてもいいぞと、決定してからでもいいぞと。しかし、決定する要因が空港の民営化ではないかこちらは思っているんだけれども、今の話では、空港の民営化を打ち出さなくても、決定する時は決定するんだと、こういうような感覚でいいのかと。では、一つの、我々に、申請する側のほうに交通アクセスの改善は絶対に必須だと言っているわけでしょう。その中に、こちらは、やっぱり世界初の海上空港で騒音が少ないんだと、就着率が高いんだと、こんなことを打ち出ししながらアピールしていきたいわけだけれども、そういう点はあまり関係がないんですか。そこはどうですか。

【平田副知事】 IRの誘致に関して申しますと、現在の政府から出ている基本方針などを読む限り、求められているのは、あくまでも交通アクセスの改善の内容でございまして、いかに充実した内容を記載できるようにしていくのか。また、そのことがいかに根拠を持って語れるようにしていくのか、これがポイントかなと思っています。

【小林委員】 だからですよ。改善の内容を根拠あるものにすることが求められているわ

けだから、空港の機能拡張というものは、もう待ったなしの必須科目ですよ。だから、そういうものを、空港をどうするということの中で、民営化という形で打ち出していかなければいけないのではないのかと、こう言っているんですけども、何かさっきの話からいくと、あまりそういうような話じゃないかのような話をしながら、今はやっぱりこういう根拠のある改善策を打ち出さなくちゃいかんとおっしゃっているわけで、ちょっと話がかみ合わないような感じも、申しわけないが、するんですが、いかがでございますか。

【平田副知事】 空港機能の高度化を図る上で、幾つか手段はあり得ると思っております、私どもも必ずしも、別に民営化を排除しているわけでは全くありませんで、当然、それも選択肢の中の一つとして検討していくということになると思いますが、いずれにしても、空港機能をどのように確保していくのか、その内容をしっかり詰めていくということに尽きるかと思っております。

【小林委員】 時間ですから、最後に、じゃ、来年、業者が決定をします。その業者の方が、いわゆる自分たちの手で民営化をやりたいとか、あるいは離島航空についても、自分たちの手で問題解決をやりたいと。つまり、長崎県が民営化するための課題、これを自分たちの手によってやることできればというような積極的な姿勢を持たれて、そして課題が解決できるというようなこととか、民営化についても、大事業でありますけれども、このくらいの取り組む決意を持って我々は手を挙げ、選ばれたんだと、だから、やるよと。こういうような形の中で、そういう頼もしい方にぜひやってもらいたいと思っているんですよ。

それで、時間がないから、最後に、今日、副知事に来ていただいて、今までの一貫した答弁と、今日、副知事がわざわざ来ていただいて、何か真新しいことがあったんだろうかと。今まではこのくらいまでしか発言できなかったけれども、今日はここに来て、吉村委員が呼び出したから、おれはこれだけのことを言っているぞと、こういうような、何か今までにないような、長崎県はI Rに対して全力で取り組んでいるんだと、これだけ一生懸命やっているよと、こういうことを内外にきちんと知らしめるようなことができるような、今までにないようなそういう取組、何か言い残しがあつたらいかんと思いますので、最後にどうですか、この辺のところも含めて。我々はその新しい感覚を聞きたいと思って、今日わざわざ来ていただいているわけです。どうぞ。

【平田副知事】 私が今日、お答えをすることで、どこが新しいのかということはなかなか申し上げづらい面もありますけれども、いずれにしても言えるのは、今後、整備計画をしっかり作り込んでいかなければいけない。そのためには、根拠のある形でちゃんと、特に評価項目の中でも重要だと言われている交通アクセスの改善について取り組んでいかなければいけないということ。それを開業スケジュールですとか、あるいはI R誘致の場合に想定している人数、それから空港の持つべき規模、機能、そういったことをしっかり検討していかなければいけないということを改めて申し上げた次第でございしますが、この点については、いずれにしても、先ほど、例えば委員のほうからも、頼もしい事業者にもやってもらったほうがいいんじゃないかというようなご指摘もありまして、今後の各事業者とのいろんなやりとりの中で整備計画の作

成を進めていく中でしかできないことも多々ございますので、今後、いずれにしてもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 時間となりましたので、平田副知事に対する質疑は終了いたします。

平田副知事におかれましては、退席いただいて結構でございます。

ありがとうございました。

しばらく休憩いたします。

— 午後 4時 0分 休憩 —

— 午後 4時 1分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

引き続き、議案外の審査を行います。

質疑はございませんか。

【浅田委員】 お疲れさまです。I R、新幹線、いろいろ聞きたいことはあるんですが、皆さんからたくさん質問が出たので、全く聞かれてない県庁の跡地活用について、お伺いしたいと思います。

これも重要項目であるかと思うんですが、別紙でお配りいただいている中で、「長崎市との協議状況」というのがございます。今、長崎市議会の中でもいろいろ議論がなされているようではございますが、この跡地の現状、跡地の発掘状況によっては今後どうなるんだろうというような声も一方で聞かれているというふうに聞いているんですけれども、市との協議状況、もう少し詳しくお伝えいただけますでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 補足説明を差し上げましたように、長崎市との協議状況としましては、埋蔵文化財以外につきましては、ホールの質の高さの考え方や施設間の連携のあり方、そして、駐車場の整備方法といった部分について協議を続けさせていただいております。

これとあわせまして、埋蔵文化財調査が、現在、1月15日までの予定で実施されておりますので、そういった状況を見極めながら、ホールの整備場所についても判断したいといった意向を長崎市からもお伺いしているところでございます。

こうした形で、埋蔵文化財調査の状況にも留意いたしますとともに、それ以外の、現在協議を続けております課題につきましても、引き続き長崎市ともやりとりをしながら、継続してまいりたいと考えている状況でございます。

【浅田委員】 若干所管が違ふんだろうと思うんですが、実際、埋蔵文化財をしている流れの中で、第3別館付近等々に関しても、まだ古い時代の遺構が残っている層があるのではないかな。そういうことを踏まえて、専門家の方からも、1月中旬にも聞き取りをするということがなされております。

一応、1月15日までとなっておりますが、先ほども若干おっしゃっていたかと思いますが、ここは、例えば、今後のホールの用途がある一定決まっているから、何が何でもそこに合わせて、後ろを合わせてということではなく、ここは揺るぎなくしっかりと調査はやるということでお変わりはない。仮に、もしも埋蔵文化財調査が延びた場合においては、市からは、そこでまた協議をするという声が上がっているという認識でよろしいのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】 お話がありましたように、この埋蔵文化財調査につきましては、ホールの整備のスケジュールがあるからというのではなくて、いわゆる予断を持つことなく、学芸文化課のほうでも、調査の基準等に基づいて適切な期間を設定し、専門家等にもご意見をいただきながら、調査箇所も設定の上、実施を

しております。

そういった中で、お話がありましたように、さらに調査を進めた上で、1月の中旬に専門家のほうに、改めて意見をお伺いすることとしているところでございます。

その調査が長引いた場合に協議をするかといったところにつきましては、現在の手続の進め方といたしまして、専門家に意見を聞くのと並行して協議を行うという形をとらせていただいておりますので、次回またご意見を伺いますけれども、ご意見を踏まえた上で、県・市で話をしていくと、そういったようなプロセスになるところでございます。

【浅田委員】繰り返さないなくていいので、質問だけ答えていただければと思うんですが、仮に、この日程が延びた場合に、市が、過去にありましたよね。一度長崎市役所の跡地でつくるといったようなことを、呼び戻したことがあったと思います。

このホールというものは、今の基本構想においては、県庁跡地、市役所跡地、どちらでもいいように、そもそもがなっていたかと思うんですが、それを踏まえて、もし市のほうから、もう県を待っていたら進まないの、市の跡地でつくりますといった場合において、県は、それでもまだホールをつくるという認識は変わらないのでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】長崎市におかれましても、先般の市議会のほうでも、「このホールの整備のスケジュールにつきましては、県庁舎跡地で整備するほうが、現時点におきましても、市庁舎跡地よりも早期に完成できると見込んでいる」といったような答弁がなされているところでございます。

こうしたことから、県としましても、現時点

では、そういった仮定の話について考えを申し上げるとするのは適切ではないのではないかと考えておまして、引き続き埋蔵文化財調査の動向にも注意いたしまして、長崎市との協議を継続してまいりたいと考えているところでございます。

【浅田委員】仮定のことなので言いづらいというところは理解するところでございますが、市議会の中において、まだ県庁跡地のほうが早く建てられるからということが言われていると。しかし、しっかりとまだ古いものが残っているというふうな、そういう専門家の意見もある中で、きちんとした調査を本当にやっていただきたい。それは、確かにここの所管は県庁舎跡地活用室かもしれませんが、それをなくして、市のほうがホールをとというようなところに引っ張られることなく、きちんとしたことをやっていただきたい。

そして、市民、県民の声はいま一度しっかりと聞くというふうにおっしゃっていましたがけれども、そのあたりも、まだ私が前の9月に聞いた後に、どのような形で市民、県民の声を聞いているのか、ホールは必要じゃないという地元の方もいらっしゃいます。そういう声も多々、多々ある中で、もっとしっかりと聞いていただいた声を上げていただければと思います。

【苑田県庁舎跡地活用室長】先ほども申し上げさせていただきましたけれども、調査につきましては、予断を持つことなくしっかりと調査を進めてまいりますし、そういう中で、外部の専門家にも委嘱をいたしまして、意見をお伺いすることをいたしておりますので、その部分は適切に、今後とも対応させていただきたいと存じます。

また、もう一点ございました、県民、市民の

皆様の声をしっかり聞いた上でといった部分でございしますが、このあたりも補足説明でも申し上げましたように、現在、専門家ですとか、民間事業者にもさまざまな意見や提案というのを聞かせていただいているところでございます。

この基本構想策定の中で、こういったご意見も踏まえまして、改めて整理をさせていただきました。段階、段階で県議会にもお示しし、また、県民、市民の皆様にもご意見をちょうだいしながら整備を進めてまいりたいと考えております。

【浅田委員】 繰り返しになりますけれども、この部分は、まだまだ県民、市民の中には、果たして平成26年に要望が出された、あれから次代も移り変わっている中で、本当にこの3つの基本構想でいいのかというような声も実際あります。そういったところもしっかり聞いて、未来に負を残さないような形をとっていただければと思います。

時間がないので、ほかの質問に移らせていただきます。

先ほどSDGsの質問を下条委員のほうからもしていただき、多くの味方が増えてきたということはありがたいなと思っています。2年半ぐらい前に質問した時には、本当に何度も言うようですが、県の方もなかなかご理解をいただけなかった。それが、今回、総合戦略に前々から私も要望しておりましたとおり、アイコンとかが入って、目に見えるような形にはなっていると。しかし、目には見えるけど、そこからの具体策がなかなかわかりづらいというのを、私も下条委員がおっしゃっているところと同じです。

それに関しては、過去に何度も、これもまた質問しているんですけれども、民間の方との連

携をとる、民間の方々に推進をしていく中で、よく県がいろんな事業においてやられている認証制度だったりとか、登録制度だったり、そういうことをSDGsでやるのが、民間の人たちや市民、県民にも広がりを見せるのではないかと。それをやれば、下のロビーを使ってそういう表彰式など、ほかの事業と同じで、やったりすることによって相乗効果も生まれるというふうに思っているんですが、過去の質問の中で、そういったところも検討していただくということは、部長からの答弁もございましたが、現状いかがでしょうか。

【陣野政策企画課長】 浅田委員からお話がありました認証制度につきましても、9月の定例会の一般質問でもご質問いただきまして、今、取組状況といたしましては、まさに認証制度も含めて、民間の取り組んでいらっしゃる団体の皆様にも、そういったことも含めてさまざまな意見交換をさせていただいている状況でございます。

また、認証制度につきましては、国のほうでも少しそういったことを検討しているという情報も入っておりますので、そういった情報は改めてしっかり見極めた上で、再度検討してまいりたいと考えております。

【浅田委員】 国のほうでもいろいろ自治体を含めて、民間を含めてアワードとかをもう何年前からやっておられますよね。そういったことも含めて、自治体にしても、企業の人々が自分たちがやっていることを公にできるような形をとっていただけないか。

それと、9月と、その前にも、多分質問したと思うんですけれども、ファシリテーターの養成講座、防災士の資格みたいな感じで、県とかの補助だったり、県独自でそういうのを取らせ

たりするようなこともお考えいただきたいという質問も過去にもしております。私自身も、自分の主催で、SDGsカードゲームのイベントだったり、シンポジウムだったりをしている中で、やっぱり経験していただくことによってすごくご理解をいただけることがあると思うんですが、そのあたりのご検討はいかがでしょうか。

【陣野政策企画課長】ファシリテーターの養成につきましても、さまざまなご意見、今、民間の団体から伺っているところでございます。

また、県職員につきましても、SDGsについてしっかり認識した上で取り組んでもらわないといけないと考えておりますので、まずは私も企画振興部の職員にも、SDGsの取組等も含めて、また、カードゲームの話もございましたが、そういったものを実際に体験してもらうという取組も今検討しているところでございます。

あわせて、庁内の職員に対しても、職員研修等で、SDGsの取組も、再度研修の内容にも少し盛り込んでいきたいということを、今検討しているところでございます。

あわせて、そういった形でのさまざまな取組につきましても、民間の団体の意見も聞きながら、再度検討してまいりたいと考えております。

【浅田委員】いろんな自治体においてカードゲームのファシリテーターの養成をなさっていたり、実際そこの部署の方が取られていたりとか、もっともっと積極的に、やっぱりスピード重視というところはあると思います。

これもまた、前にも申し上げましたが、できれば、なかなか全庁的にどういう事業をやっている、どうすれば長崎県が掲げている、長崎県が先に目指している世界観をつくるために、長崎でやっている事業をカードゲームに落とし込む、オリジナルのカードゲームをつくって

もらいたいかどうかということも私は申し上げているんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。

それをやると、いろんな方々から、「横軸で」とかいろいろな話もありますけれども、おのずとそれが横軸で出てくるし、それをオリジナルカードゲームを、SDGsのカードゲームをつくることによって、長崎県がやろうとしている事業、そして、長崎県の未来像を多くの方に知っていただけることになると思うので、これはぜひとも強くやっていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

【陣野政策企画課長】まず、SDGsにつきましても、当然、こういった取組で普及していくのかというのが重要だと考えております。そういった中で、カードゲームにつきましても、一つのツールだと考えております。

そういった中で、まず、私どもの職員も、カードゲームがこういったものかというところをしっかりと体験してもらうことも大事かと思っていますので、まずは、先ほど申し上げました企画振興部の職員研修の中でも、少しそういったカードゲーム、具体的には、先進的に取り組んでいらっしゃる大学のところのカードゲームも少し参考とさせていただきながら取り組むことによって、委員のご提案のあったカードゲームにつきましても、こういった形がいいのかも含めて、検討してまいりたいと考えております。

【浅田委員】県庁のロビーでも幾つかの団体がカードゲームをやられて人を集めたりとか、ワークショップをやったりとか、もう既に何度もここでもやられております。そういうところに参加していただいたりとか、スピードを持って、ずっと検討したりとか、いつかはやりたいとかでは進みませんので、それこそそれが、今度予

算にかかわってきますので、来年度の予算の中で、本当にオリジナルカードゲームをつくるとなると、もっともっと深くやっていただく必要性もあると思いますので、一步も二歩も踏み込んだ形で県民に広く知れ渡る施策をとっていただければと思います。よろしくお願いします。

そして、もう一点だけ質問させていただきたいと思います。

I Rの中にもかかわることであるんですが、最近すごく学生とか、部活とかでも増えておりますeスポーツについて、長崎県としての今後の取り組み、そして、現状などをお伺いできますでしょうか。

【野口スポーツ振興課長】 eスポーツの取組でございますが、今年、茨城国体の文化プログラムでeスポーツが取り上げられたということで、その長崎県予選を7月28日に県庁1階ロビーで実施いたしました。

その理由としましては、茨城国体の文化プログラム種目の県予選として行われたということと、それから、主催が茨城国体の実行委員会等で、県のサッカー協会がかかわっていること。つまり、サッカー競技の普及にもつながるようなイベントであったということと、大会参加者から参加費を徴収せずに賞金も出さず、射幸性もないということで、本種目開催については会場提供の協力を行ったところでございます。

現在の私どもスポーツ振興課のスタンスとしては、果たしてeゲームがスポーツかということから問題はございますけれども、eスポーツ自体は、身体に障害を持つ人でもスポーツを疑似体験ができる。そういったこととか、先ほど言った、スポーツに関心がない人たちにスポーツに対する興味関心を抱かせるきっかけづくりとなると。それから、最近では福岡市で2月に1万

3,000人ぐらいのイベントをやったというふう聞いておりますし、富山県では9月に5G、次世代通信規格をにらんだ大会を開催するなど、いろんな自治体で積極的な取組が始まっているということは当然認識しておりまして、世界的な市場規模、それから、我が国においても、今後の発展可能性から見まして、地域活性化において大変効果的な分野であるということは認識しております。

ただ、先ほどのスポーツの定義としてどうかということと、さらに、ゲーム依存症の対策というのが非常に問題点としても課題がございますので、当課としましては、今後はスポーツ庁の方針、それから、他の自治体の状況も参考にさせていただいて、さらには、県庁内と言うと文化とか産業の部分、それから福祉関係も関わってくると思いますので、県としてどのように関わっていくかというのを、関係課を含めて検討してまいりたいと考えているところであります。

【浅田委員】 長崎の協会も、日本のeスポーツ連合のほうに正式にしっかりと入ることができましたし、これからもっともっと進んでくる状況だと思うんですね。

確かに、今、県の中での所管の問題等々がまだまだあるというところで、それ自体がちょっと遅れているというか、もっと取組をやっていたきたいなと。2018年のアジア競技大会のほうでもeスポーツは出ておりますし、東京は間に関わなくても、その次のパリとかではというような話も出ております。

そんな中で、先ほど依存症の問題とかもありましたが、あわせて、すべてを一緒のように、そういったことも踏まえながら、どうやって依存症をなくす、増やさないか、かつ、eスポーツ

を発展させるかというのをやるということにおいて、もっと来年度とかも、しっかりとそういったところもやっていただくと、今は所管は違いますが、福祉の分野でこのeスポーツを取り入れたりとか、高齢者の方々が、海外においてはeスポーツのチームをつくって、今後の長寿命化を目指してやられていたりとか、ひきこもりの子どもを公の場所に出すことによって、大会に出すことによって違った角度があったり、おっしゃっていたように、身体的なスポーツではないかもしれないけれども、ある意味の戦うところであり、長崎も、実際サッカー協会が絡んでこれ自体をやっておりますので、そういったところをもっと積極的にやっていただくと、この長崎の場合は、特にIRも目指しておりますし、IRの事業の中にもこういったところも入っているところも多々、多々ありますので、もっともっとこの部分も積極的に取り組んでいただければと思っております。

【野口スポーツ振興課長】ちょうど昨日のことでございますけれども、10年以上前に、長崎市に立地いただいている某企業様と、同企業の社会貢献活動と私どものスポーツ行政と、何か連携した取組ができないかなというような協議の場がございました。その協議の中で、eスポーツに関するお話がございました。

この会社は、今月から、eスポーツのコーチとプレイヤーをマッチングするサイトを立ち上げたり、登録者を増やすために、長崎で何かイベントを開催したいというようなお話でございました。このサイトには、eスポーツにおいて非常に先進的な取組をしておる、Jリーグの湘南ベルマーレの選手が2名参加していたり、障害者のプロスポーツプレイヤーも参加されたりというふうなことでございますので、こういう具体

的な案件をきちんと受け止めて、それをどう対応していくかということからスタートしていければなというふうに思っております。

【浅田委員】もう時間なのでやめますが、実際、今年も佐世保のきらきらフェスタとか、大村でもポップダンとかというイベントだったり、松浦のこども博とかでも、このeスポーツを取り入れたブースがあったりとか、いろんな世代で広がっていますし、小学生の「ぷよぷよ」というゲームのところでは長崎の子が優勝していますし、3日前にも、タイであった国際大会でも、長崎出身の人が優勝しています。そういう意味において、実は長崎は競技者は注目をされている部分もありますので、そういったところも見えていただいて、ぜひお願いしたいと思います。

これはまた、改めて質問します。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はございませんか。

【深堀委員】持続可能な公共交通ネットワークの構築に関して、先ほども少し質疑はあったんですけれども、その件に関して質問したいと思います。

本県においては、人口減少が著しくて、人口密度も低下していく中で、いかにして公共交通ネットワークを守っていくかというのは、将来に課せられた大きな課題であるというふうに認識をしているわけですが、その中で、先般、ある記事を見ました。それは、政府の未来投資会議なるもので、地方バスの路線の独禁法適用除外、特例法案というものを今考えているというような記事が出ています。

これはどういうことかということ、例えば長崎市域で言っても、例えば同じ地域に複数のバス会社があって、その中で、それぞれがいろんな許認可をとって運営しているんだけど、そ

れについて、例えば両者で話し合って、路線であったり、時刻であったり、そういったものを協議できるかという、それは独禁法に引っかかる問題で、そういったことが今できない状況。

ただし、今、この未来投資会議で議論された内容は、疲弊する、人口が減ってくる地域の中で、そういったこと、今のままの法の縛りでいけばもたないよと、そういう意味合いからそういったものを検討するというのが記事であって、見た時に、本県にとって、ものすごく影響がある話ではないのかというふうに私は感じたものですから、あえてこの問題を取り上げて聞こうと思っているんですけれども、この中身について、どういうふうな理解、そして、県としてどういった準備をされているのかというのをお尋ねしたいと思います。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘の部分でございますが、今そういう議論がされているということは、私どもは十分承知をしております。

そういうものの今後の進展を見ていかないと、私どもが先にいろんな形で動くというのは、なかなか難しいのかなと思っているんですが、確かに、言われるように、過疎地域等々含めて、どういう形で、今、非常に問題になっております高齢者等々の通院とか、お買い物とかという部分を含めて確保していくのかというのは、私どもとしても非常に大事な課題だと思っております。

そういう意味で、今回、先ほどもご説明いたしました、地域公共交通網の形成計画等々を含めた、地域の公共交通に関する議論というのを各自治体で進めていただきたいと、その背中を押したいというのもありまして、例えばバスの役割、タクシーの役割、十分役割分担をし

ながら、いろんな広範囲のそういうネットワークがつかれるとか、そういう部分について、今後進めていただきたいということで、今回の事業についても出しているところでございますので、今、委員ご指摘の部分については、未来投資会議等々の状況を踏まえて、国の動きを十分に見据えた上で、私どもとしても対応してまいりたいと思っております。

【深堀委員】 状況はわかりました。ただ、中身は、恐らくこういった長崎県という地方にとって、ものすごく大きな影響がある話であって、確かに交通網の計画は、今の枠組みの中で、それはしっかりやることは当たり前のことなんですけど、先ほども M a a S の話も少し議論がありましたね。当然、それにはつながる。

ここで記事を紹介すると、やっぱり地域で競合する事業者が運行回数や路線を事前協議して調整し、収入を分け合う運賃プール制の導入も容認。結局、タクシー、電車、バスを含めてプール制のことも、そこに道筋を開くような、これは、当然、10年限定の特例法になりそうな状況なんですけれども、やっぱりもう少し国の審議状況を見極めるということは、そのとおりだとは思いますが、いち早くそういった情報収集しながら、地方都市として、県としてはこういったことを求めたいと、逆に政府施策要望の中に早くこういった内容に取り組んでほしいということを、私は挙げるべきだというふうに思うんですよ。単に待っていただくじゃなくて。そういったお考えも少し聞かせてほしかったんですけれども、どうですか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 委員ご指摘のように、本県において非常に大きなものであると思っておりますので、私自身も国のほうに Outreach しているいろんな情報を取りながら、本県とし

でどういう対応ができていくのか、また、それに沿った形で、国のほうにそういう要請等々もできるのか、十分に検討してまいりたいと思っております。

【深堀委員】 ぜひお願いしておきます。

次に、もう一点だけ。部長の説明資料の中にもありましたけれども、移住の対策についてあります。これは、先般の委員会の時にもお尋ねしたことではあるんですけども、今回もチャレンジ2020の数値目標の進捗状況でも、本県への移住数というのが掲載されておって、その中身についても、前回の委員会の時も、各市町別の移住の実績というのをお聞かせいただきました。

当然同じことを、少し繰り返しになるんですけども、平成30年度移住者数というのが1,121名で、目標値に対して211%、非常にいい傾向にあるというふうには理解をします。

離島地域への移住者も増加しているということなんですけれども、その中で、要は、地区別とIターン、Uターン別の評価、そして、さらに確認をしたいのは、特にIターンで、年々移住者数は増えてきているんですけども、本当にそれが定着に結びついているのかどうか、そのあたりを確かに、細かい数字を把握するのは難しいと思うんですけども、つかんでいる情報があれば、定住ですね、移住してきた数は増えてきているけれども、本当にそれが、何年もたって調査をした時に、例えばIターン者のほとんどがまた戻ってしまっているとかということがないのか、そういった後追いの調査の状況等について、少しお知らせいただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】 移住に関するお尋ねであります。

平成30年度の移住者の実績が1,121人ということで、まず、地区別、U I ターン別の評価という点でございますけれども、平成30年度実績が大きく伸びた要因として、まず私どもが考えているのは、国境離島関係5市町の移住者が、県全体の伸びを上回って伸びているということで、これは平成29年度に施行した有人国境離島法の関係施策の効果として、雇用の場が多く生まれているということを受けての背景だというふうに認識しております。

また、U I ターン別で見えますと、ここ数年間で、I ターンよりもUターンが伸びてきている状況であります。これは、本県から最も多くの方が転出している福岡県からの移住者が増えているという状況もありまして、これを受けまして、特に福岡県からのUターンで見ますと、県全体の約3割を占める311人が、現在、福岡県からのU I ターンの実績になっており、前年度比で140人の増、81%の増加ということで、先ほど申し上げました、U I ターン別の状況につながっているというふうに考えております。

もう一点、定着の質問でございます。

移住された方々の地域への定着率というのを過去に調査をしたことがございます。少し説明しますと、平成23年度から平成27年度の5年間で移住された方に対して、平成28年11月に調査を行っております。その地域に引き続き在住しているかどうかというところでございますけれども、この結果としましては、これはU I ターン合計でございますけれども、88.1%の定着率となっております。

なお、参考に、同じような調査で、ちょうど5年前、平成18年度から平成22年度までの移住者を対象に調査をしたことがございました。これは平成23年に調査をしているんですが、こ

らの定着率としては79.7%ということですので、少し定着率は増加しているのかなと、そういうふうに評価をしております。

【深堀委員】 今、報告があったとおり、定着率は、平成18年から平成22年度分の移住者の分と、平成23年度から平成27年度分の定着率を翌年度に調査しているんですね。79%が88%に上昇しているということで、この調査をするのは、ものすごく労力がかかると思うんですね。Uターン別にわかれば、数値としては一番生かせる数字になるのかなというふうに思うんですけれども、ここで、そこまでは求めるつもりはないんですけど、特にUターンは、出身者が帰ってくるわけですから、ある意味定着はしやすいことは、もう一般論としてわかるんですね。

Iターンですね。縁もゆかりもない人が長崎県内に来てくれた時の定着がどうなのか。そこが全数調査をする、そこまでの労力をかけるよりも、各基礎自治体、特に今、離島部においては、そういった移住者の方が増えているということですし、当然、説明の中に移住サポートセンターの活用とかもあるわけで、感覚的な部分でもいいと思うんですよ。各離島の窓口となる行政のほうに、どんな定着の状況なのか、そんなところを、一度お聞き取りでもしてみても、私が離島部の方からお聞きしたのは、移住者の方が来てくれる、それはありがたいんだけど、その移住者の方々が、どうしても地元の方となじめずに、移住者ばかりで群れてしまう。地元で溶け込むことが難しい場合があるんですよということを五島の方から聞いたことがあって、そのことが私はずっと気になっていて、移住サポートセンターがせっかくある以上、そういったところとしっかり連携をしながら、地元の方としっかり地元で根づくようなことになれ

ばいいのかなと。そういった聞き取りであったり、そういう課題であったりということをしっかり把握をする場面をつくっていただいて市町と連携してほしいなというふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】 ただいま深堀委員からUターン別の分析についてのお尋ねでありましたけれども、ご指摘のとおり、先ほど申し上げた調査におきましては、Uターン別の把握はできておりません。

一方で、調査の際に、長崎を離れた方に理由を幾つか聞いているようなケースもございまして、例えば、今まさに委員がおっしゃったように、「地域社会に溶け込めなかったので長崎を離れた」、あるいは、「思っていた生活環境とは異なっていたので長崎から離れた」、こういった理由が見られます。ですから、傾向としては、やはり今お話があったように、Iターンで移住に来られた方のほうが長崎から離れていく傾向が、どちらかという、やはり高いだろうというふうに考えております。

離れる理由というのは、恐らくUターンで来られた方とIターンで来られた方と、当然異なるだろうと思っています。移住者の定着を進めるためには、こうしたUターン、Iターン別に異なる理由に対して、しっかりそれぞれに応じた対策というのを取り組む必要があるというふうに考えておりまして、そういった意味からしますと、Uターン別の離れた理由をしっかり確認していくということは、今後、移住者の拡大を増やす上で非常に有効な考え方だと思っております。

したがって、次回の調査は、また数年後ということになるんですけれども、ぜひ、県内の市町にも協力をいただきまして、今申し上げ

ましたように、UIターン別の長崎を離れた理由についての分析が十分できるように、今後しっかり努めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】 ぜひそのようにお願いします。

いろいろ資料を出される時に、我々見る側としても、移住者というひとくくりではなくて、UIターンでどれくらいなのかというような、そういう見せ方をしていただければ、非常に助かりますので、以後、よろしくお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【中村(泰)委員】 お疲れさまでございます。恐縮ですが、質問の数が多いので、できれば端的に、よろしくお願いいたします。

まずは、新幹線に関する話です。

昨日、山口知事と国交省の水嶋鉄道局長が談話をされました。まず、こちらで、鉄道局長のコメントの中に、私が見ておる資料は、新幹線の特別委員会の資料になりますが、環境アセスに関して触れられております。長崎の関係者が、予算要求のところで心配をしていると。要は、令和2年度の予算に盛り込まなければならないといったことを長崎が心配をしているというところでコメントがありました。そこについて、さらに水嶋局長はコメントをされておりまして、「しかしながら、佐賀県のご了承なしには令和2年度の予算に環境アセスの予算を計上することは、今後のこの問題を進めていくに当たっていい影響はない」と、はっきり言われております。つまり、「佐賀県の実情を踏まえない限り、12月の政府案にアセス予算を盛り込むことは困難」という明確な発言がございました。

一方で、山口知事のほうから、またこの環境アセスについて、「佐賀県としても、この件についてはあってはいけない」というように断言

をされています。また、「佐賀県の中でアセスというのは、国のほうが一方的にやるのはあり得ない」と言われています。

こういった会話をされて、最終的に水嶋局長も、記者から「何か策があるのか」と言われた時に、「秘策がないんだ」ということを、本音を吐露されておりました。

また、同日、PTのほうで議論がなされまして、こちらでもアセスについてコメントがございました。委員の方からの発言の中に、「アセス費用については、今から佐賀県知事に会うので、最後まで頑張らせてください。予算の結果次第で、その次どうするか考える」といった趣旨のコメントがございました。

私としては、なかなか硬直状態であるといった中で、PTの中で、まだ佐賀県を説得するということを諦めていないということがございましたが、しかしながら、「その結果次第でその次を考える」といったところで、その次の話も出ているんだと。しかしながら、その次が、恐らく現状、見えないということが、またわかったわけでございます。

そういった中で、次ですね、大変厳しい状況にあるんですけれども、県としてどういうふうに進んでいくのか、ご回答をお願いいたします。

【坂野企画振興部次長】 今、新幹線のアセス予算の関係について、お尋ねがありました。

先日、中村知事が上京した際にも、中村知事のほうから鉄道局長に、「ぎりぎりまで政府予算案に盛り込めるよう調整をお願いしたい」というふうをお願いをしております。鉄道局長も、「最後まで努力したい」というふうに言っただいておりますし、昨日の取材の中でも、「まだ数日時間があるので、引き続き佐賀県の理解

が得られるよう、最終的な調整をしたい」というようなご発言をされておりますので、県としては、引き続き調整のほうをお願いしたいというふうに考えております。

その次の話が出ているというところでございますが、今、国交省のほうも調整中ということではございますが、その後のことにつきましては、どういった対応がとれるのかということ国交省や関係者ともよく相談していきたいというふうに県としては考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

大変厳しい状況で、誰もが、どうしたらいいのかがわからないというところでございます。県としてできることは限られてはおりますが、引き続き国としっかりと連携をしながら、次、どうするのかということを決めて、何とか連携をとっていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、また新幹線の件です。こちらは要望だけでお願いをいたしますが、先日、水嶋鉄道局長のほうから、「660億円佐賀県が負担をするところで施設ができれば、固定資産税も県内、市町に入る。こんなお買い得な公共事業はない」といったコメントがございました。なかなか、ここですぐに数字を出すというのは難しいんですけれども、鹿児島ルートなどの例に倣いながら、どれぐらい佐賀県が、長崎もそうなんですけれども、固定資産税によって市町にどれだけお金が入るのか、わかり次第、ご連絡いただければと思います。

続きまして、これも関連になります。JR本線の鉄道施設の維持管理費用が上がったというところでございまして、私は前職でJRにいました。そこで、設備指令業務費用が一番引かなかったんですけれども、JRは、私は以前、

新幹線車掌、そして指令という仕事をしました。実際、指令業務というのが、特に分離されているわけじゃなくて、なぜこれがもともとの時点で分けられていたかが理解が全くできないと。松浦鉄道を何か参考になさると、ベースになったというところなんですけれども、正直、すみません、これは失言というのか、このあれを見た時に、すごくなめられているという思いにちょっとなりまして、（発言する者あり）というのは、各委員の皆様からも、最初からわかっていただろうということがあったんですけれども、本当に、これは最初からわかっていた話であって、数年たってこれがわかったといったことも理解もしがたいものでございます。もう少しこのあたりをご教示いただけますでしょうか。

【小川新幹線・総合交通対策課長】 これは、先ほどもご答弁申し上げましたが、この確認時点という部分においては、青森県の青い森鉄道が、下の鉄道施設の関係については、いわゆる直営でやっているという事例が、上下分離については唯一、平成20年度時点ではあったと。それを参考に、当然、今回の部分についても直営でできるのではないのかということが前提にあったので、そういう指令関係の設備とかという部分が入らなくて、いわゆる第三セクターの松浦鉄道並みの経費ということでの整理になっているというところでございます。

【中村(泰)委員】 しかしながら、平成28年に再度国に確認をしたら、実際それではだめだというお話があったと。これがなぜ8年後に確認をしたのかといったところは、ちょっと理解がしがたいところでございまして、確認をしたということは、恐らく、多分、ここがずっと懸念材料としてあったんじゃないかと。コストの計算をする時に、リスクで済むはずなんです。そ

のリスクの中に、これが多分あったんだろうなと。逆にそれがないということは、コストをはじく能力というのか、本気でコストをはじいてないんじゃないかなというような懸念をちょっと持ってしまうんですけども、こうなってしまうところは、もうどうしようもできないので、正直我々も、これはもっと上がるんじゃないかというような心配がございます。一層厳しく、コストについては見ていただきますように、重ねてお願いを申し上げます。

続いて、総務委員会の関係議案の説明資料8ページでございます。「しまは日本の宝」戦略の推進というところで、これは離島の社会減について触れられているようでございます。

先日も、五島の社会減が非常に軽減されて、かなり改善をしていっているというお話をちょっとお伺いしました。昨日、文化観光国際部の審議の中でいただいた資料、県内の地域ごとの宿泊客の推移があったんですけども、五島がひとり勝ちをしています。

要は、宿泊客でもひとり勝ちをして、社会減においても、要は、ひとり勝ちというのは、過去からの改善というところでひとり勝ちをしているというところで、県としても、恐らく、今、五島の動きにかなり注目をしていると。

一方で、これは五島市の取組がすぐれているといったこともお伺いしておりますが、その展開がうまくできていないんじゃないかなといったところも、また気になっておりまして、そのあたりについてご教示願います。

【明石地域づくり推進課企画監】五島の先進的な取組が他の地域に広げられていないんじゃないかというご質問かと思います。

実は、3月まで五島振興局に勤務をしておりまして、出身も五島なんですけれども、実際、

五島市の観光客の増加については、世界遺産の登録といったものが大きな要因でございますけれども、国境離島による滞在型観光の取組で、さまざまなコンテンツをつくっていったというのも実情でございます。

実際、世界遺産登録になって、個人観光客も増加してくるであろうといったことを見据えて、「ギリシタン物語」というような着地型の旅行商品を、登録前から実は準備をして、ガイドの養成もして、実際登録になって、五島の場合には久賀島と奈留島に構成資産がありまして、公共交通、船とかを使うと非常に回りにくいというような実情がありましたので、定期船と海上タクシー、島内はジャンボタクシーですね、こういったものを組み合わせて、昼食と体験も含めた着地型旅行商品というものを整備しました。これは、振興局が事務局を務める協議会が中心となって、市町、観光協会を構成メンバーとする協議会なんですけれども、ここで事前に準備をしっかりとできたというのが一つ大きなポイントではないかと思っております。

同時に、世界遺産登録ということで、かなりメディアに露出をしたというのも観光客が増加した要因ではないかというふうに考えております。

また、国境離島の取組で、宿泊施設の整備でありますとか、あるいはSUP（サップ）などの観光コンテンツを運営するような方々、あるいは民間の旅行会社が雇用機会拡充事業等を使って参入をしているというところで、非常に五島の観光の魅力が高まったと言えるかと思います。

また、社会増減につきましても、実は11月末までの状況でプラス23名といったような劇的な改善が見られております。これは、国境離島

交付金による雇用の創出に加え、五島市の移住の施策が充実をしているということと、移住相談員というものの体制を整備しておりまして、非常にきめ細やかな対応をされているというのが、我々も振興局から見ていて非常にわかるような状況でございました。

また、UターンとかIターンされてきた方々のネットワークをもって、移住者が移住者を呼び込むといったような好循環の流れができているというのも非常に特徴ある部分ではないかなというふうに考えております。

こういった五島の取組を、他の離島地域にも、ぜひ我々も展開をしていきたいというふうに考えておりまして、定期的に各市町の方々とともにテレビ会議でありますとか、あるいは直接、我々も訪問して、先進事例の紹介を含めた意見交換をさせていただいております。

今後、そういった取組をしっかりとしながら、場合によっては、それぞれの島の実情をしっかりと議論しながら、我が町にも展開していくんだというような前向きな取組を促していきたいというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。真新しいところとして、民間がかなり入ってきたところと、移住者が移住者を呼ぶと、なるほどなと思いました。

五島市が、結局、パイの取り合いになってしまふところもあるので、出し惜しみじゃないですけれども、本当に大事なところを出しかねないところもあると思いますので、そこはしっかり県の方で展開いただけるように、よろしくお願いをいたします。

続いて、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）」の3ページで、先ほどU I ターンの話が出ておりますが、もう端的に

U I ターですね。こちらは、人口減少の中でもすごく重要な施策とされておりますが、今後、頭打ちにならないのか、どうでしょうか。

【浦地域づくり推進課長】 今、委員からお尋ねの頭打ちにならないのかというところではありますけれども、移住者数につきましては、このまち・ひと・しごとの次期総合戦略の中で、人口減少に歯止めをかける上では、やはり移住者を増やしていく必要があるんだということで、別途、K P I を設定させていただいております。そのK P I としては、3,200人を最終目標とさせていただいております。

これまで伸びてきた実績のトレンドとしては、伸び率の傾向が地域によって少し異なるということ、これは先ほど深堀委員からも話がありました。それと、また、地域間競争が激しくなる中で、今、中村(泰)委員のほうから少し話がありましたけど、伸び率が年々低下しているというトレンドが事実あると思います。

こうしたトレンドを踏まえた上で、伸びは鈍化しつつも、やはり年々わずかでも増加を目指していくことが非常に大事だというふうに思っております。今回、平成30年度の実績をベースに、そうしたトレンドを踏まえまして、数値の算出結果が、先ほど申し上げました最終目標という数値にしております。この目標達成につきましては、決して容易ではないというふうに承知しております。

ただ、一方では、移住者の増加が実現できなければ、社会減少に歯止めをかけることができずに、総合戦略そのものの基本目標の達成も実現しないというふうな強い意思を持ちながら、人口減少対策の重点プロジェクトの一つとして、統括監P Tにも加わっておりますので、関係部局間の連携強化に努めるとともに、県内21市町

とも力を合わせて、目標達成に向けて全力で取り組んでいく必要があるものというふうに考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。私も、多分、これは頭打ちするのかなという危惧をしております。もちろん目標は高く持つべきなんですけど、一定の現実的なところでやらないと、本当に社会減というか、社会均衡を2040年に保つというところが、これに頼ってしまったら失敗するので、そこは現実的に考えていかなければならないと思います。

続いて、その同4ページにございます、こちらが男性と女性の転出超過の数字を示されております。要は、女性のほうが出ていっているということを、これは示しております。

ずうっとこういう状況が続いており、先日、私が髪を切っている時に、女性の方だったんですけれども、美容師の学校が長崎にないと、なので福岡に行きますということを言われていました。というように、女性が出ていっているのがわかりながらも、なかなか施策が打てない、このことについてどういう取組をしているのか、お願いします。

【陣野政策企画課長】 委員ご指摘のとおり、近年、特に女性の転出超過が拡大している傾向にございます。

一つの要因としましては、特に、大学進学時、女性の進学率が年々上昇している。そして、県外の大学に進学しているという状況がございます。加えまして、進学後に戻ってくる方が少ないと。女性は、特に20歳から24歳のところ、転入が男性よりも少ないという傾向がございます。

こうした傾向もございますので、今は、特に、総合戦略の素案の概要の説明の時に申し上げましたけれども、改めて、出ていった方を呼び戻

すという政策を少し考えていきたいと思っています。

こうした中で、福岡を特に中心といたしまして、県外大学に進学した方の呼び戻し、Uターン就職という形、特に、女性の場合につきましても、女性に特化した相談会をしたいと。

また、委員からお話がありましたように、特に、看護とか保育、介護、美容等につきましても、一旦、福岡に出られているという方もございますので、そういった方々が、出られた方に対しても、Uターン就職という形で部局と連携した取組を行っていききたいと思っております。

そういった形で、さまざまな、一旦、出ていかれた方を呼び戻すという政策、または、県内就職につきましても、先ほど申し上げました女性に特化した就職説明会であったりとか、県内の企業につきましても、女性が働きやすい環境づくりといった形の働きかけを行っていききたいと考えております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。この数字は転出を示しているもので、戻ってくる方のケアも大事なんですけれども、出ていく方が、明確に、男性以上に女性のほうがそういう傾向が強いということなので、もっとその声を聞かなければならないと思いますので、そういった取組を進めていただければと、お願いします。

最後の質問にさせていただきます。

I Rについてでございますが、ちょっと水を差すようなところではあるんですけれども、先日、福岡に行った時に、福岡の議員なんですけれども、「福岡も、中には自分たちのところ」といった声が経済界の中からある」という声を聞きました。「土地も、実際ここならできるんですよ」みたいな、聞きまして、正直ちょっと恐ろしいなと、もしかしたら、敵が内にあると

いう懸念をいたしました。

福岡であれば、本当にアクセスとか、我々が改善すべきところを本当に見事に改善できるような土地であり、環境ですので、いかにして福岡をもっともっと味方につけることがすごく大事になってくるんじゃないかなと感じました。いかがでしょうか。

【吉田企画振興部政策監】福岡の方から、I Rについてのお話をお聞きされたということでございますが、実は、9月30日に福岡の青年会議所様、JCのほうで、「福岡にI Rを」というシンポジウムがございました。その結果をもって、I Rというのは都道府県と政令指定都市が手を挙げるができるんですが、福岡市の高島市長のところに、福岡でもI Rをやったかどうかということで提言に行かれたと伺っております。

そのときに福岡市長は、今回の3つに手を挙げる、この段階においては、福岡市はその準備が全くできてないので、今回は、そういう気は全くないと否定をされております。

ですから、先ほどお話がありましたように、九州が一体となった取組というのは、今回の3つを選ぶスケジュールにおいて、ほかに間に合うところが九州で、長崎しかないので、長崎を九州一丸となって応援しようということでございます。

第1回目の区域認定から7年後に、また見直しがございますので、そのときには、また改めてそういった、九州でどうするかという協議になると思いますが、少なくとも現時点においては、長崎を押すということで、一体として、まとまって取り組んでいるところでございます。

【中村(泰)委員】ありがとうございます。福岡も、恐らく、その次にトライする可能性が高い

ということも、同時に聞きました。つまり、今回取れなければ、次、福岡が取りにくると。長崎と福岡がかぶった時にどうなるのかというのは、もうすぐわかる話ですので、何とかもう絶対取るんだと、福岡も一緒になって取るといった流れが、最後重要になってくるんだろうと。関東、関西、九州なんだといったところでやっていただきますよう、よろしくお願いします。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかにございませんか。

【川崎委員】一点だけ、I Rについてお尋ねします。

交通の問題については、何人かの委員からご質問がありましたが、来年度の重点戦略でI R誘致のための交通インフラ計画推進事業8,900万円を予定しておられます。具体的には、どういう取組になるのか、お尋ねいたします。

【小宮I R推進課長】来年度の重点戦略に記載をしております、I R誘致のための交通インフラの整備、今、現在8,900万円要求をさせていただいております。

具体的には、I R整備に伴いまして、ハウステンボス周辺の国道、県道、そういったところが観光客の増加が見込まれますので、交通量がどのくらい増加するのか、そういったものを見据えまして、既存道路の拡幅ですとか、交差点の改良、そういったところを調査したいということで、ハード、ソフト両面からの対策案を検討するための予算を要求させていただいているところでございます。

【川崎委員】確認ですが、今のところそういう調査にとどめ、具体的にどういった、拡幅にとどまらず、例えば東彼杵道路のことも土木部では検討に上がっていると思いますが、そういったところを具体的に云々というところにまでは

いかないということでの理解でいいですか。

【小宮IR推進課長】 今回の要求は、IRの候補地の周辺道路の調査・検討に要する経費でございますので、今、ご指摘がございました東彼杵道路ですとか、区域外の道路、交通網については、別途、土木部の方で予算要求をさせていただいておりますので、そちらの方で検討がなされるものと認識をいたしております。

【中島(浩)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質問がないようですので、企画振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 5時 3分 休憩 —

— 午後 5時 4分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画振興部関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにとどめ、明日は、午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 5時 5分 散会 —

第 4 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和元年12月13日

自 午前10時 0分
至 午後 3時53分
於 委員会室 1

広報課長	田中紀久美 君
人事課長	大安 哲也 君
新行政推進室長	大瀬良 潤 君
職員厚生課長	山下 明 君
財政課長	早稲田智仁 君
財政課企画監	園田 貴子 君
管財課長	松田 武文 君
管財課企画監	太田 昌徳 君
税務課長	原 清二 君
情報政策課長	山崎 敏朗 君
総務事務センター長	松村 重喜 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中島 浩介 君
副委員長(副会長)	山下 博史 君
委員	小林 克敏 君
〃	中島 廣義 君
〃	浅田ますみ 君
〃	川崎 祥司 君
〃	深堀ひろし 君
〃	松本 洋介 君
〃	吉村 洋 君
〃	下条 博文 君
〃	中村 泰輔 君

企画振興部長 柿本 敏晶 君

文化観光国際部次長 岩田 正嗣 君

会計管理者 野嶋 克哉 君

監査事務局長 下田 芳之 君

人事委員会事務局長
(労働委員会事務局長併任) 大崎 義郎 君

議会事務局長 木下 忠 君

警務部長 伊藤 健一 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監	荒木 秀 君
危機管理課長	近藤 和彦 君
消防保安室長	宮崎 良一 君

総務部長	平田 修三 君
総務文書課長 (参事監)	荒田 忠幸 君
県民センター長	鳥谷 寿彦 君
秘書課長	伊達 良弘 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前10時 0分 開議 —

【中島(浩)委員長】 おはようございます。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

【中島(浩)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

危機管理監より、予算議案説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】 おはようございます。

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の危機管理監の1ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち危機管理監関係について、ご説明いたします。

歳出予算は、防災費746万7,000円の増を計上いたしております。

これは、危機管理監職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち危機管理監関係について、ご説明いたします。

歳出予算は、防災費102万9,000円の増を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 次に、総務部長より、予算議案説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 おはようございます。

総務部関係の議案について、ご説明をいたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、合計で12億1,575万9,000円の増、歳出予算は、合計で2億7,296万7,000円の増を計上いたしております。

この歳出予算の内容は、総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費及び今年度確定した法人関係税等の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要する経費の計上によるものであります。

次に、繰越明許費について、ご説明いたします。

今回、繰越明許費として、総務管理費1億5,042万7,000円を計上いたしております。

これは、旧長崎振興局税務部庁舎の解体工事等にあたり、工法の検討などに不測の日数を要し、工事着手が遅れたため、予定していた工事の年度内完了が困難であることから、繰り越しを行うものであります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分について、ご説明いたします。

歳入予算は、合計で5億9,315万9,000円の増、歳出予算は、合計で1,348万6,000円の増を計上いたしております。

これは、総務部所管の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了いたしましたので、採決を行います。

第119号議案のうち関係部分及び第123号議案のうち関係部分は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

【中島(浩)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

総務部長より総括説明をお願いいたします。

【平田総務部長】 総務部関係の議案についてご説明をいたします。

用います資料は、総務委員会関係議案説明資料及びその（追加1）、（追加2）、（追加3）

がございますので、ご用意をお願いいたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分、第132号議案「当せん金付証票の発売」についてであります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部分。

この条例は、10月9日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取り扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係条例を改正しようとするものであります。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第132号議案「当せん金付証票の発売」について。

この議案は、当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和2年度の宝くじの発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたします項目といたしましては、産業廃棄物税について、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況について、事務事業評価の実施について、地方創生の推進について、「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標の進捗状況について、令和2年度の重点施策、「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性について、綱紀の保持についてであります。このうち主な部分について概要を説明いたします。

まず、産業廃棄物税についてであります。産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑

制及びリサイクルの促進などを図り、循環型社会の形成に資することを目的として、平成17年度から九州各県で導入されております。

本県の産業廃棄物税条例においては、九州各県と同様に5年を目途として、その施行状況等を勘案し、必要な措置を講ずるものとされており、5年目となる本年、産業廃棄物の処理量の推移、排出事業者の意識調査の結果など、制度の検証を行ってきたところです。

その結果、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進など、産業廃棄物税の効果が認められることから、九州各県と同様に継続することとし、また、循環型社会のさらなる推進を図るため、課税免除の特例制度の見直しを行うこととしております。

今後とも、産業廃棄物税制度を有効に活用して、循環型社会の形成に向けた取組を積極的に進めてまいります。

次に、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況について。

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、総務部関係については、お配りしている資料のとおりであります。

次に、事務事業評価の実施についてであります。

これについては、本年度県全体として、1. 令和元年度事務事業の評価821件、指定管理者制度導入施設の評価49件、令和2年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価71件を実施し、公表いたしました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

続きまして、地方創生の推進について。

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を、今定例会にお示ししております。

総務部関係部分の具体的取組をご説明いたしますと、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」におきまして、ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化に取り組んでまいります。

続きまして、説明資料の（追加1）の総務部をお開き願います。

（令和2年度の重点施策）

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。

総務部の予算編成における主な基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

「長崎県行財政改革推進プラン」を着実に推進し、「事業・業務プロセスの見直し」「より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成」「県政の将来に向けて持続可能かつ安定的な行財政運営の具体化」に向けて取り組みます。

また、財政面においては、県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の解消に努めるとともに、基金の取り崩しに頼らない財政運営への転換を目指し、財政構造改革のための総点検などにより、歳入・歳出両面からの収支改善を進め、財源不足の圧縮に努めます。

続きまして、説明資料の（追加2）をお願いいたします。

「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性についてであります。

平成20年3月に策定いたしました「長崎県地

方機関再編の基本方針」において、県は本土地区を県北と県南の2地区に区分し、それぞれに総合地方機関を設置することとしております。

県北地区につきましては、方針に沿った再編を平成21年度に実施したところですが、県南地区の再編については、庁舎確保の課題もあり、途中段階という状況にあります。

また、県南地区の再編の対象である長崎・県央・島原の各振興局の庁舎は、いずれも築50年以上が経過して、老朽化が進んでいる状況もあるため、今後、地方機関の再編と庁舎の確保を一体的に推進していきたいと考えております。

新たな庁舎の建設場所は諫早市として、再編後の体制と機能については、地方機関再編の基本方針の考え方を基本としながら、それぞれの地域に必要な機能を配置することとし、県議会や各市町等のご意見をお聞きしながら、振興局のあり方について、さらに検討した上で、来年度中を目途に、再編の実施案を策定してまいります。

その後、庁舎の設計・建設に着手し、令和7年度ごろの再編実施を目指してまいります。

恐れ入ります説明資料の（追加3）をお願いいたします。

最後に、綱紀の保持についてであります。

去る8月29日、長崎振興局の職員が、病気休職中に飲酒運転を行い、ガードレール等への接触事故を2回引き起こしたことから、12月12日付で関係職員に対し、懲戒免職等の厳正な処分を行いました。

また、平成31年1月から令和元年9月までの期間に、偽造した決裁文書をもとに公印の押印や支出処理等を行った職員に対し、同じく12月12日付で減給4月の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまで

も再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転については、県を挙げて根絶に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、まことに遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、人事課長より補足説明をお願いいたします。

【大安人事課長】 今回、ご審議をお願いしております第126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について、補足してご説明させていただきます。

お手元の「令和元年11月定例県議会総務委員会説明資料」の1ページをお開きください。

この条例は、10月9日に行われました長崎県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国家公務員の給与の取り扱いの状況等を踏まえ、本年度及び次年度以降の給与改定を行うため、関係条例を改正しようとするものであります。

はじめに、2の「（1）職員の給与に関する条例の一部改正」については、給料表と諸手当の改定がありますが、いずれも、県の人事委員会勧告に基づき、国家公務員に準じて改定するものであります。

給料表につきましては、各給料表の水準を国家公務員の俸給表の改定に準じ、平均0.12%引

き上げるものであります。

次に、住居手当についてですが、手当の支給対象となります家賃額の下限である基礎控除額を1万2,000円から1万6,000円に、また、手当の最高支給限度額を2万7,000円から2万8,000円に引き上げるものであります。

また、この住居手当の改定に伴いまして、手当額が最大4,000円減額となることを考慮しまして、手当の月額が1,000円を超えて減額となる職員につきましては、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間、減額を1,000円とする経過措置を設けるものであります。

2ページをお開きください。

期末勤勉手当につきましては、年間の支給月数を引き上げるもので、それぞれ内容は記載のとおりとなります。

一般職員と部長級である特定幹部職員について、勤勉手当につきまして0.05月分引き上げ、現行、年間4.45月から年間4.5月とするものであります。

次に、「（2）一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正」につきましては、高度の専門的な知識・経験を有する者で、任期を定めて採用される職員である特定任期付職員について、給料表を引き上げるとともに、職員の期末手当の支給月数を0.05月分引き上げるものであります。

3ページをご覧ください。

「（3）知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改正及び常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正」につきましては、知事、副知事及び常勤の監査委員の期末手当の支給月数について、国の指定職俸給表適用者の改定に準じ0.05月分引き上げるものであります。

最後に、これらの給与改定の実施時期になりますが、給料表の改定につきましては、平成31年4月1日から実施したいと考えております。また、住居手当の改定につきましては、令和2年4月1日から実施したいと考えております。

期末・勤勉手当の改定につきましては、令和元年6月期分は既に支給されていることから、本年度の引き上げにつきましては、令和元年12月期に反映することとし、令和元年12月1日から実施、また、令和2年度以降の分につきましては、令和2年4月1日から実施したいというふうに考えております。

以上で、第126号議案の内容について補足説明を終わります。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 次に、危機管理監より所管事項説明をお願いいたします。

【荒木危機管理監】 危機管理監の所管事項についてご説明いたします。

お手元に配付しております、総務委員会関係議案説明資料及び総務委員会関係議案説明資料（追加1）の危機管理監の部分をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、防災推進員養成講座の開催について、消防団活動の充実強化について、原子力安全連絡会の開催についてのほか5件でございます。

説明資料、危機管理監の1ページをご覧ください。

まず、地域防災力の向上を図る取組としまして、県では、毎年、防災推進員養成講座を開催しており、これまでに22カ所で実施、1,317名の方が講座を修了されております。

今年度は、佐世保市、長崎市及び五島市で開催し、約180名の方が受講されております。ま

た、養成講座を修了された方には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受験資格を与えられ、これまでに1,069名の方が合格をされております。

今後とも、地域や職場における防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

続きまして、消防団活動の充実強化についてでございますが、自然災害の被害が激甚化する中、消防団員の確保とともに、消防団活動の円滑な推進が必要であり、中でも、自主防災組織との連携を進めることが重要であることから、去る11月1日、島原市消防団と島原市安中地区の自主防災組織を対象にした、消防団と自主防災組織の連携に係る研修会を開催いたしました。

研修会では、山口大学の瀧本浩一准教授指導のもと、消防団員と自主防災組織のリーダーが一緒になって、消防団と自主防災組織のかかわりなどについて、グループで熱心な意見交換を行っていただきました。

県では、このような研修会を初めて開催しましたが、今後も市町で取り組みやすいよう、さらに工夫し、他の地域においても実施に努めてまいります。

また、11月19日には、長崎県立大学佐世保校において、同大学との共催で、大学生を対象にした地域防災セミナーを開催いたしました。

県では、こうした機会が大学生が在学中、そして社会人になった後の消防団加入などのきっかけになるよう、このセミナーでいただいた意見などを参考に、引き続き取り組んでまいります。

次に、説明資料危機管理監の2ページをご覧ください。原子力安全連絡会の開催についてでございます。

九州電力玄海原子力発電所から30キロメートル圏内にエリアを有する松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市において、玄海原子力発電所における安全対策等の情報の共有化と意見交換を行うため、長崎県原子力安全連絡会を開催いたしました。

当日は、各分野の代表者を対象に、県からは令和元年度の原子力防災訓練等の説明を行ったほか、関係市、九州電力からも各対策について説明を行っております。

参加した皆様からは、原子力災害時の避難に対する住民の理解を深める訓練を求める意見等をいただきました。

いただいたご意見につきましては、今後の原子力防災対策に活かしてまいります。

次に、長崎県国民保護訓練についてでございますが、去る11月8日、長崎県庁及び西海市において、令和元年度長崎県国民保護訓練を実施いたしました。

今回の訓練では、国際テログループによる爆破テロ事案を想定し、負傷者の救護や海路と空路による搬送に加え、住民避難の手順を確認するなど、対処能力の向上を図ったところであります。

今後とも、関係機関との連携を密にし、県民の安全・安心を守るため、国民保護計画に基づく体制の充実・強化に努めてまいります。

次に、説明資料危機管理監の3ページをご覧ください。

原子力防災訓練の実施についてでございますが、去る11月30日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した原子力防災訓練を実施いたしました。

訓練には、松浦市、佐世保市、平戸市及び壱岐市の住民約700人を含む83機関、約1,700人が

参加し、避難訓練を行い、情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練及び原子力災害医療訓練などを関係機関と連携し、実施いたしました。

今回は、松浦市において、広報手段の多様化を目的に、初めてエリアメールを活用した広報訓練を行うとともに、避難手段の多重化を促すため、松浦鉄道を活用した避難訓練を行いました。

また、広域避難訓練のほか、情報伝達共有を行うためのテレビ会議等も実施いたしました。

今後、訓練内容等を十分に検証し、その結果を原子力防災対策に反映させてまいります。

次に、「長崎県総合計画チャレンジ2020」の数値目標の進捗状況についてでございます。

「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

危機管理監関係分の数値目標6項目の平成30年度の進捗状況は、目標を達成したものが5項目、目標を達成できず、進捗状況に遅れが見られるものが1項目となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

次に、説明資料危機管理監の4ページをご覧ください。政策評価の結果等についてでございます。

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事務事業評価を実施し、危機管理監関係部分については、お配りしている資料のとおりでございます。

危機管理監におきましては、「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、途中評価を実施いたしましたが、その概要については、資料としてお配りしていると

りでございます。

このうち、主な成果としましては、各種訓練の実施に取り組んだ結果、防災関係機関相互の緊密なる連携を確保しつつ、防災体制の充実・強化が図られたところであります。

また、今後の主な対応方針としましては、引き続き人材育成、消防団への確保などに取り組み、地域防災力の向上を促進することにより、防災対策の推進を図ってまいります。

事務事業評価につきましては、関係の事業群評価調書により11件の事業を評価いたしましたが、そのうち6件の事業について、令和2年度に向けて改善の見直しを検討しており、結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表をいたしております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

最後に、説明資料（追加1）の危機管理監部分の1ページをご覧ください。

令和2年度の重点施策についてですが、予算編成に向けて、「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。

これは、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策についてお示したものであります。

このうち危機管理監の予算編成における基本方針及び主要事業について、ご説明いたします。

危機管理監においては、総合計画に掲げる「安心快適な暮らし広がる長崎県」の実現のため、県民の命を守るための必要な取組を重点的に実施いたします。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、あわせて公表を行ったとこ

ろであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、これより議案に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

【深堀委員】 126号議案「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、お尋ねをいたします。

この中での住居手当の改定の部分です。改定の内容が、基礎控除額の引き上げと最高支給限度額の引き上げ、これは住宅手当をもらう側にとってみれば、最高支給限度額の引き上げというのは上がるという要素であり、基礎控除額の引き上げというのは、今度は、受け取る側の住居手当の額が減じられるということになるわけですが、今回のこの住居手当の改定によって、プラス・マイナスですね、全体の何%ぐらいが上がって、全体の何%ぐらいが下がるのか、そういった見通しは多分あると思うんですが、そのあたりを教えてもらえませんか。

【大安人事課長】 今回の住居手当の見直しに伴いましての手当をもらう側の増減でございますが、手当の受給の増と見込まれる方が、全体のもらわれている方のうちの約41%でございます。これによって減る方が約57%というようなことになっております。

【深堀委員】 わかりました。そういう中身にな

っているということですね。

経過措置も今回設けてあって、手当が最大4,000円減額になる場合を考慮して、1,000円を超える減額については、1年間の経過措置みたいなものがあると。

これは、今回、要旨の中で、県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告や国家公務員の取り扱いの状況等を踏まえてということなんですけれども、この経過措置というのは、全国でもやっているような話なんですかね。

【大安人事課長】 今回の改定に伴いますこの経過措置でございますが、他県の状況におかれましても、それぞれの中で経過措置は設けられている状況でございます。

特に、今回の中で、例えば国の取り扱いでいきますと、経過措置の減を一定2,000円までというようなことが行われておりました。本県の場合に、状況を見た時に、減額となる方の割合が国と比べて大きいと、多くいるというような状況、また、特に若年層の方が減額になるところが多いと、そういった状況も踏まえまして、今回、このような措置を講じているところでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第126号議案のうち関係部分及び第132号議

案は、原案のとおり、それぞれ可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、各議案は、原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【近藤危機管理課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出いたしました危機管理監関係の本年9月から10月までの実績に関する資料について、ご説明いたします。

まず、県が箇所づけを行って実施する個別事業に関し、市町並びに直接・間接の補助事業所に対し内示を行った補助金につきましては、該当ございません。

次に、1,000万円以上の契約案件につきましては、資料1ページから2ページに記載のとおり、長崎県防災ヘリコプター航空機保険契約及び長崎県防災ヘリコプター2,400時間点検整備の2件となっております。

決議意見書に対する処理状況については、該当ありません。

続きまして、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、本年9月から10月に県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものにつきましては、壱岐市からの要望が1件となっており、それに対する県の取り扱いは、資料3ページに記載のとおりでございます。

附属機関等会議結果報告については、該当ございません。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を

終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【荒田総務文書課長】 「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に提出しております総務部関係の資料について、ご説明いたします。

1ページをお開きください。

1,000万円以上の契約状況一覧でございます。

令和元年9月から10月までの実績は、計4件であり、1ページに、各契約の内容を一覧でお示ししております。

その内容といたしましては、番号3に記載しております情報政策課で運用している約70の電子県庁システム、各課で運用している約70の中小規模の業務システムを集約して、4カ年度にわたる36カ月間の維持管理運用支援を行う電子県庁システム及び中小業務システム維持管理運用支援業務委託が1件などとなっております。

また、2ページから5ページにつきましては、入札結果一覧を添付いたしております。

6ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長等に対する陳情・要望のうち、9月から10月までに県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものは、一般社団法人身体障害者福祉協会連合会からの身体障害者福祉の充実に関する要望書の1件となっております。

具体的な要望項目としては、資料の6ページに県の対応をお示ししております。

7ページをご覧ください。

最後に、附属機関等会議結果報告でございますが、令和元年9月から10月までの実績は、長崎県公益認定等審議会が1件、長崎県行政不服

審査会が1件、長崎県情報公開審査会が2件、長崎県個人情報保護審査会が2件、長崎県政策評価委員会が3件、長崎県広報外部評価委員会が1件の計10件となっております。

また、それぞれの会議の結果につきましては、8ページから18ページにお示しをしております。

以上で、資料の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 次に、新行政推進室長より補足説明をお願いいたします。

【大瀬良新行政推進室長】 「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性について、補足してご説明させていただきます。

お手元のほうに資料をお配りしております。こういった資料をお配りしております。その1枚の資料の「『長崎県地方機関再編の基本方針』に基づく振興局見直しの方向性について」をご覧ください。

現在の振興局の状況といたしまして、大きく2つの課題がございます。

1つ目は、長崎、県央、島原の各振興局のほうが築50年以上を経過をしており、かなり老朽化している状況と。

また、一方で、県では、平成20年3月に長崎県地方機関再編の基本方針を策定し、その中におきまして、本土地区においては、県北地区と県南地区の2地区に区分し、それぞれに総合地方機関を設置する方針をお示ししております。この方針に基づきまして、県北地区は平成21年度に再編を実施しておりますが、県南地区につきましては、新たな庁舎の建設が課題となっておりまして、再編というのは途中段階になっております。

このため、県といたしまして県南地区の再編と庁舎の確保、これを一体的に進めることについて検討し、現段階での県の考え方ということを取りまとめたところでございますが、この再編につきましては、地域での行政サービスに与える影響も考えられますので、今後、県議会や各市町等のご意見もお聞きしながら、さらに検討を深めてまいりたいと考えております。

具体的にご説明申し上げますが、「1. 庁舎の位置」の部分をご覧ください。

課題となっております庁舎の建設場所につきましては、地理的な利便性などを踏まえまして、諫早市内の、諫早駅の北側に建設したいというふうに考えております。

続きまして、「2. 今後の進め方」の部分をご覧ください。

今後は、再編後の体制と機能等につきましては、平成20年3月にお示ししています基本方針の考え方を基本としながら、今回お示ししています方向性につきまして、県議会や各市町等のご意見をお聞きしながら、さらに振興局のあり方等について検討を深めまして、令和2年度末、来年度末を目途に再編の実施案を策定したいと考えております。その後、庁舎建設に着手しまして、令和7年度中の県南地区の再編実施を目指してまいりたいと考えております。

続きまして、下段の「3. 再編後の機能・体制」の部分をご覧ください。

再編後の機能・体制につきましては、現時点での県の考え方といたしまして、長崎、県央、島原、この3つの各振興局の組織につきましては、（仮称）県南地域事務所の庁舎に集約してまいります。県民サービスを維持していくために、長崎地区、島原地区に必要な機能を配置したいと考えております。

まず、長崎地区につきましては、税務の窓口機能、保健所、水産業普及指導センター、建設部門のうち土木維持管理の機能、長崎港湾漁港事務所及び大規模プロジェクトを実施・推進する事務所を配置いたします。

島原地区につきましては、おおむね長崎地区と同様の機能を配置してまいります。特に島原地区につきましては、本県を代表いたします農業地帯でもございますので、現在、配置しております農業普及の機能及び家畜保健衛生所も存置したいと考えております。

さらに、雲仙・普賢岳の防災・減災機能につきましては、今後も、県としても、しっかりとした対応をしていくために必要な機能と体制を現地に配置いたします。

このほかの長崎地区及び島原地区の機能につきましては、諫早に配置します（仮称）県南地域事務所に集約してまいります。具体的には、最下段に記載のとおりでございます。

以上で、振興局見直しの方向性について補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【中島(浩)委員長】 ありがとうございます。

以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

陳情書について、何かご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、次に、所管事務一般についてご質問はございませんか。

【川崎委員】 おはようございます。

地方機関の再編について、お尋ねをいたします。

6月の議会で、平成20年3月で基本方針は定まっている、平成21年4月には、当面の再編ということで進んでいると、これから10年間、ほとんど具体的に形として動いてないということは、事業評価を内部でやられた、「順調」ということには値しないと、厳しい指摘をさせていただいておりました。

前回の議会から、諫早地域における集約という一般質問の議論、そして今回、今説明があったようなところを伺わせていただいて、大きく前進をしているということについては評価をしたいと思います。

施設の老朽化、長崎振興局、そして県央の振興局は耐震性もないと、非常に危険な状態の中で業務をやっている。防災機能としても果たせるわけがないというところから、早期に進めていく、そのようなお考え、加えて、やはり厳しい、もう一つの資料の「あり方を検討する上で考慮すべき要素、厳しさを増す財政状況」ということで、いわゆる合理化を図って財政を見直していくというところがあったかというふうに思います。

こういった大きなテーマのもとに再編を進められるということは、この資料では、令和7年

に実施をしたいということは記載されていますが、少しでも早く前倒しで進めていくべきだということに思っているところでございます。

まず、お尋ねは、この合理化によって、いわゆる財政をどう改善させていくものか。さらに、あわせてお尋ねをいたしますが、やはりさまざまな合併というのは、非常に神経質なところもあって、本当に住民サービスが担保されるのかと、そういった不安なところもありますので、こういったところを丁寧にご説明をいただきたいと思います。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま川崎委員のほうから2点ご質問がございました。

まず、1点目のコストの削減効果はどうなるのかというご趣旨かと思います。

これにつきまして、コストの削減ということで考えていきます際に、人件費、それから庁舎の建設費等の観点から考えていく必要があるんだろうと考えております。

その際に、あくまでも現段階での県の考え方に基づいたところでやっていった場合ということでご説明をさせていただきますが、まず、人件費につきましてでございますが、今回の県南3つの再編につきまして、全体として職員の削減は、確かに見込んでおります。その際、あくまで現時点での再編した場合の試算ということになりますけれども、総務経理等の内部管理業務集約などで、人数にいたしまして、約30名程度の削減になろうかと試算をしております。

そこで、この30名というのを削減した場合、共済費等を含めた人件費ということで考えていきますと、おおむね平年ベースで、年間約2億4,000万円の削減効果があるというふうに試算をしております。

ただ、先ほど申し上げましたが、組織体制の

詳細検討につきましてはこれからということでございます。さまざまな事業量の増減もありますので、最終的な削減数は、再編の実施直前に確定するということになります。人件費は、以上でございます。

それから、庁舎の建設等にかかる経費のコスト削減ということで考えてまいりますが、再編を実施するに当たりまして、諫早に新庁舎を建設するというふうに考えておりますが、仮に、再編を逆に実施しないという場合には、長崎、県央、島原の各振興局庁舎はいずれも老朽化していますので、再編しなければ、それぞれ個別に建て替えるということになってまいります。

では、その建設費につきまして、概算で試算したところで見ますと、再編を実施する場合、今回の我々の案等でございますが、新庁舎の建設費、その他もろもろの経費で約60億円の経費がかかろうかと思っています。これを再編せずに3つの庁舎の建設費等を考えますと、70億円程度かかるものと考えております。

したがって、この比較を考えますと、再編を行うことによりまして、10億円の削減効果があるものと見込んでおります。

それから、庁舎建設後の維持管理費等の関係も一定ございますけれども、現在の3庁舎の維持管理費というものが約6,000万円程度となっております。

では、新庁舎、新しくつくっていく庁舎の維持管理経費につきましては、今後の新庁舎の庁舎規模とか機能、それによって変動するため、試算は困難でありますけれども、いずれにしても、できるだけ縮減してコスト削減の効果を出せるようにしてまいりたいと考えております。

それから、2点目でございます。行政サービ

スの低下の観点でございます。

今回、我々が再編をさせていただくということになりますと、事務所を集約することによって、例えば職員が現場に行く場合、それから、逆に県民の皆様が庁舎に行く場合には、一定、例えば時間が長くなるということもございます。ただ、道路事情等、さまざまな道路の改善状況等を踏まえますと、一定時間等は改善は少しでもできるころはあろうかと思います。

さらに、現在、先ほどお示しをさせていただきましたけれども、県民の皆様が来庁して行政サービスを県の行政機関で受ける場合のサービスとしまして、そういうサービスを受けることが多い業務、例えば税務の窓口であったり、土木の維持関係の窓口、こういったことにつきましては、行政サービスが低下することがないよう、我々としましても地域に配慮いたしまして、一定の機能を配置するということでしておりますので、これにつきまして、我々としましては、県民サービスが大きく低下するということにならないよう、できるだけ配慮をしたところでございます。

ただし、これにつきましては、今後も県議会、各市町等のご意見も聞きながら、今後、またさらに、検討は深めてまいりたいと考えております。

【川崎委員】 合理化のことでは数字を、現段階ということではありますが、年間2億4,000万円、これはランニングですよ、毎年2億4,000万円。庁舎の整備については、イニシャルで約10億円の差、そして、維持管理費ということで、3庁舎では6,000万円程度であります。再編後は、ちょっとクエスチョン、まだよくわからないとはいえ、一つに集約されるんですから、それはもっと削減されることはわかっているわけです。

そうすると、人件費の2億4,000万円は毎年のこと、維持管理費のことについても毎年のこと、大きく削減ができるということであれば、本当に前に進めていく。これは1年でも前倒しできれば、その分財政が改善できるわけですから、速やかに進めるべきなんだろうと考えます。

一方では、繰り返しになりますが、住民サービスの低下ということについては、ぜひ心を砕いていただいて、市町の意見、また、議会で今からいろいろと議論があるかと思いますが、真摯に検討いただいて、しっかりと前に進めていただきたいというふうに思います。

先走った話ではありますが、この再編が進めば、これまで何度も質問させていただいておりますけれど、長崎振興局は非常に立地がよくて、寄りつきもいいし、隣には長崎大学という国立の大学があって、何か雇用に資する活用をぜひ進めていきたいということを思うんです。今の段階で結構ですが、何かお答えができるものがあれば、お尋ねしたいと思います。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま長崎振興局庁舎、いわゆる大橋庁舎のことで、以前からご質問等もいただいておりますが、現段階におきまして、この大橋庁舎の活用等につきましては、まだ具体的に決まっておりません。これは、ほかの配置する機能等も含めまして、今後さらに検討を深めまして、一定我々なりの検討案というか、考え方がまとまりましたら、その折には、また県議会のほうにもいろいろご相談しながら、最終的な案というのをつくっていきたいと考えております。

【川崎委員】 人口減少が最大の課題の本県において、企業誘致ということについては大きなテーマだというふうに思います。クレインハーバービルもほぼ入居者が固まってきたと、じゃ、

次、どうするんだというところは課題になって
こようかと思えますので、しっかりとその辺を
踏まえながら、検討を進めていただきた
いと思います。よろしくお願いします。

次に、危機管理監にお尋ねをいたします。

ドローンのことなんですが、さまざまな分野
で、このドローンというのが活用されています。
非常にたけた機器だなと思って、いろんな角度
から見ているんですが、ぜひ災害の場面におい
ても、既にいろんなところで現場を確認したり
とか、外で活躍しているところは見受けられま
す。

あるいは、長崎県の自治体において、こうい
った災害におけるドローンの活用、いろんな事
業所もあられると思いますが、そういった皆様
との連携、活用、どういった状況か、お尋ねを
いたします。

【近藤危機管理課長】防災分野の部分でのド
ローンの活用でございますけれども、県内市町に
おきまして、現在6市において、そして今後、1
市が協定を結ぶという形で、合計7市において
県内の企業、もしくは個人経営の会社等と防災
協定を締結しまして、ドローンを活用している
というような状況でございます。内容につきま
しては、災害情報の収集というような状況でご
ざいます。

一方、県におきましては、昨年5月の防災協
定という中で、損害保険ジャパン日本興亜株式
会社様と防災協定を結びまして、災害時におけ
るドローンの情報収集ほか、防災知識の普及啓
発という内容の協定を締結している状況ござ
います。

【川崎委員】県においても一定の災害協定、そ
して、県の自治体も7つの市が防災協定という
ことで、災害情報の収集に取り組んでおるとい

うことです。

やっぱり災害が起これば情報収集をして、そ
こから次の動きがあるんだろうと。そう考えま
すと、やはり人がなかなか入り込めないところ
にも行って収集ができるということであれば、
もっと全域、協定を結んで、そしてその威力と
いうか、それを発揮していただいて、速やかに
次の対策が打てるように、ぜひ促していただき
たいなというふうに思います。

それから、次のステップ、また、今度はいろ
んな活用というか、情報収集から次の展開もい
ろいろあっているようでございますので、ご活
用を進めていただきたいと思います。

次に、電源の確保について、お尋ねをいたし
ます。

9月9日の未明、台風15号、千葉県に大変な被
害をもたらしました。全域約90万戸が停電をし
て、長いところは2週間ほど電源が来なかった
と。大変な災害というか、本当にお気の毒に思
っているところです。理由は、東京とかそうい
ったところと比べて、電線のネットワークが緻
密じゃないというところから、1カ所が分断さ
れると、なかなか電気が行かなかったりとか、
あとは、倒木によって、いわゆる電線・電柱に
被害があって電気が通らないと、そういったこ
とから長期化をしたというところがありました。

我々の文化的生活を維持するのに、電気はも
うなくてはならない、そういったところにあっ
て、まさに生活のインフラの中の第一番手にな
っているんじゃないかなというふうに思います。

そういった中において、この電源をどう確保
していくのかと、もちろん電力会社さんは復旧
に向けて頑張っていただいているんですが、す
ぐにでも電源が欲しいという方はたくさんあら
れると思うんですね。例えば福祉の施設、医療

機関も最たるもの。福祉の施設でも、例えば人工呼吸だったり、たんの吸引だったりとか、そういった皆様方にとっては、この電源というのは非常に大事な、命を守るインフラになっているわけであります。

そういったところから、長期間に及ぶような災害があった時に、やはり長く電源を確保できるといったものを備えておく必要があるのではないかと思うんです。いわゆる自家発電のことなんですが、そういったところが、今、この長崎県内がどういった状況にあるのか、非常時の電源確保にどう備えているのか、お尋ねをいたします。

【近藤危機管理課長】 委員ご指摘のとおり、自家発電の備えというのは、確かに重要で大事だというふうに認識をしております。

まず、避難所につきましては、調査しましたところ、県内16市町におきまして、避難所に非常用電源を整備しております。ただ、これは、必ずしも避難所すべてに配置しているというわけではなく、持ち運びができる備蓄品という形で整備をしております、必要な施設にそれを持っていったって使用するというような対応をしているところでございます。

次に、病院施設でございますけれども、県の医療政策課が、昨年8月時点で調査をしておりますが、県内149病院のうち、病院で自家発電の整備をしているところが116病院と回答がっております。

なお、災害拠点病院が、県内13病院ございますけれども、ここにつきましては、設置の条件として、非常用電源とか、非常用の発電燃料の整備・備蓄というものが定められているものでございますので、そこは全て整備をされております。

また、福祉施設につきましては、なかなか全体像が把握はできておりませんが、先ほどのようなご指摘の人工呼吸器、もしくはたんの吸引を必要とする方だとか、要配慮が必要な施設につきましては、すべて整備をされていると聞いているところでございます。

また、生活インフラのような事業所につきましては、災害対策基本法上、指定公共機関という形で位置づけられておりまして、そういう事業所は、災害時にサービスを早急に復旧することが使命でございますので、そういう非常用電源というのは、各所で整備をされていると理解をしているところでございます。

【川崎委員】 災害拠点病院についてはすべて、病院についても自家発電はおおむねそろえてはいますが、でも、100%じゃないと。福祉施設については、必要なところについては整備されているということは、おおむね自主防衛といえますか、されているということは確認をいたしました。

最近はいろいろ、たけた機種もあるようです。長時間・長期間発電もできるような、過度な設備投資じゃなくて、そういったところもあって、いろんな新しい機器の発展とともに、いろいろ効率的に、安価に整備をできるように、情報提供もしていただきたいなというふうに思います。

これは、佐世保市の支所に視察に行かせていただいて、14支所があるんですが、いわゆるBCPの観点から、非常用電源を導入されました。3日間。私は、燃料というのは油関係だけかと思ったら、プロパンガスで発電をするという機種でした。ガソリンを使う分については、やはりメンテナンスが大変みたいで、詰まりがあったりといったことで、いざかけようと思っ

たらかからないとか、非常用電源が全く非常時に稼働しないと、何なんだというところもありましたが、そういった意味でいくと、プロパンというのは、メンテナンスが非常に簡単であるというところから採用なさっておられました。

そう大きな容量じゃなかったのも、ごくごく限られた、例えば窓口業務をそれに充てるということではなく、本当に基幹的なサーバー、そういったところを運用させて、最低限のところは維持するというお考えでありました。大野支所というところでしたけど、すぐ2階には避難所と指定されていましたが、そこにはまだ、そういったものは備えてないと、今後検討ということでありました。

行政のそういった機能を維持していくためにも必要なところということで、いわゆる認識というか、意識も改革がされているような状況でございますので、ぜひそういった観点からも、電源確保に向けてはいろいろとご検討を進めていただきたいなというふうに思います。

避難所については、恐らく市町の公民館あたりというのは、なかなか自分のところでそういった非常用電源を持っているところはないと思いますよ。そういったことであれば、県じゃないかもわかりませんが、市町に呼びかけて、そういった公民館においても数日間何とか命をつなげられるだけの容量を持ったものを整備するようなさまざまな支援とか、検討いただければなというふうに思っております。

最後、ご所見があれば、伺いたいと思います。

【近藤危機管理課長】 ご指摘のとおり、BCPの観点から、それぞれの市町におきましても、非常用発電の電源の整備が課題だと認識はしております。

県におきましても、県自体が貸し出し用の非

常電源というようなものは持っていない状況ではございますけれども、災害協定の中で、長崎県空調衛生設備協会と締結をしておりまして、そこで応急対策として、市町の指定避難所に発電機の提供を要請できるというようなこともやっておりますので、その中で対応してまいりたいと思います。

また、今後につきましても、公民館等にそういう発電の必要性というようなものをご説明し、LPガス等のほかの技術、最近では、電気自動車等もそういったことも考えられるというふうに思いますので、そういったものも含めて研究し、ご紹介をしてみたいと思います。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【松本委員】 まず、川崎委員が先ほど質問された振興局の再編についてでございます。

私の地元の大村も県央振興局の所管になっておりまして、しかし、諫早市にあるということで、大村の人も諫早に行っているわけです。やっぱり自分たちの住んでいる市に振興局がないという場合は、広域化になると。

それが、さらに、今度は県央振興局が広がって、長崎、島原も範囲に、広がるというところに関して、地域の方々も県政に対して、やはり距離があるだけじゃなくて、市町との連携とかそういった意味でも、いかがなものかという声が上がっておるのを地元で聞きました。

確かに、コスト削減というのは、もう十分わかります。今の財政状況でわかりますけれども、ただ、コストの削減、合理化という理由だけで、やっぱり安易に統合してしまうと、それによって本来の、一番大事な納税者である県民の方々の利便性が欠けてしまうということに、非常に不安を感じるわけでございます。

特に、昨今におきましては、事務事業等が県

から市に移管されている部分もございます。そういった中で市の負担も増えていると。やはり県と市がしっかり連携できることも大事と思いますが、そもそものところで、もともとは土木事務所であったものが、振興局という名前に変えましたよね。振興局の役割というものはどういうものでありますか、お尋ねいたします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま松本委員のほうから、振興局の役割というものはどういったことであるかと、市町との連携の観点からということでございます。

まず、県としまして、再編の話を今回出させていただいておりますが、平成20年3月の基本方針の中でも、一定考え方は示させていただいているところでございます。

そういった中におきまして、特に振興局の役割といたしましては、より現場に近いような業務をやっていった住民サービスを進めていくということが大きな機能であると思います。

その際に、もっと大きな考え方を申し上げますと、平成19年当時でございますと、市町村合併というのかなり進んでまいっておりました。そういった中におきまして、やはり市町の中でより住民に近いところでの基礎自治体での行政サービスというものは拡大していくものというふうに考えておりました。

では、その際に、県の行政体としましては、やはりより広域的なところでの調整、政策の企画立案等というのを進めていくべきだろうという考え方の中で、こういった基本方針というのをつくってまいったところでございます。

いずれにしても、今後、2040年問題等々ございますので、さらに市町とも連携の仕方、それから、県の役割というのいろいろな議論をしていきたいと思っております。

【松本委員】今、ご答弁がありましたよね。市町土木事務所を振興局に変えた背景としては、より現場に近い業務を実施したいと。市町村合併で市町自体も減っていく中で、県としては、住民に近い行政サービスを拡大するという名目で振興局を設立した。しかし、結果的には、それが統合によって振興局が減るということは、それが後退することに、状況だけを見ればとられかねないというところになります。

そこで、やはり説明の中にもありましたけれども、仮に長崎、島原を統合したとしても、今おっしゃった住民に近い行政サービスなど、例えば農業であったり、また、建設業などで発注業務もしております。そういったものがやはりおろそかにならないように、一部残していくということも大事だと思います。そして、市町や住民の方と連携するためにも、やはりそういった部分はどのように残すかということを県が一方的に決めて、こうなりましたと言うのではなくて、地域の方々や、そういったかかわる方に、6年間ありますから、しっかり説明をし、また、意見を聞くことが大事だと思いますが、そちらのご認識をお尋ねいたします。

【大瀬良新行政推進室長】ただいま松本委員から、やっぱり地元の声等もしっかり聞くべきであろうというご指摘でございます。我々もまさしくそういう観点の中で、今回、あくまで現時点での県の考え方というものをお示ししたというところで、この機能、残す機能というか、配置する機能等を含めまして、今後、さらに各市町、県議会は当然でございますけれども、そういったところで声を聞きながら、今の現段階におきましては、来年度にかけてもご意見等を聞いて、できることがどういったことがあるかという観点、そういったものを踏まえまして、最

終的な案というのを確定してまいりたいと考えております。

それから、振興局のあり方を含めまして、先ほども答弁申し上げましたけれども、今後の地方自治体としての行政サービス、いろんな観点で検討すべきことはあるかと思います。ICTの活用であったり、そういったものも含めまして、行政サービスが落ちていかないように、我々としてもいろんなことを検討してまいりたいと考えております。

【松本委員】ぜひとも地域の声を聞いて、市町の声を聞いていただいて、本来の目的である、やはり住民に近い行政サービスがおろそかにならないように配慮をしていただき、どういう声を聞いたかも、また議会で今後、来年度以降報告をしていただきながら、配慮して進めていただきたいと思います。

続きまして、消防団についてでございます。

事務事業の評価結果の4ページに、消防団活動充実強化事業という項目があって、「改善」というふうになっております。実際に、今、人口減少で過疎化が進んでおります。昨年の火災も、平成30年で537件発生をしております。そういった火災や、また大雨による風水害にとりまして、消防団の役割は、これから大変大きくなるものと思いますし、団員の減少が、やはり負担の増大につながります。

そういった中で、やはり消防団の活動充実強化事業は重要だと思いますが、今年1年間やってみて改善をするということですが、何が課題で、何を改善しようと思っているのか、お尋ねをいたします。

【宮崎消防保安室長】消防団の活動の充実強化を図っていくために、県といたしましては、現在、団員さん、それから、団員に今後なってい

ただきたい方が働いておられる事業所の連携でございまして、女性や大学生などへの働きかけ、そして、消防団が円滑に活動できるように、自主防災組織との連携強化、こういったことを柱として、この1年間、取り組んでいたところでございます。

この取組を踏まえまして、今後見直しをする点といたしまして、例えば事業所の連携につきましては、平成29年に県商工会連合会にきかけをつくっていただいて協定が進んだわけでございますけれど、こうした連携をさらに拡大させていくということが一つ。

それと、事業所が協力をしていただくためには、やはり何らかのインセンティブが必要ではないかというようなこともございまして、今後、それもあわせて検討していく必要があると考えております。

また、市町、商工会をはじめとするいろんな事業所団体の皆さんに、連携のいろんな具体的なメニュー、アイデアを今後お示しして連携を進めていくということも必要ではないかと考えております。

また、大学生の加入促進につきましても、説明の中に書いておりますけれども、啓発のための講演、パネルディスカッション等行ったわけでございますけど、やはりできるだけ多くの学生に今後も参加していただけるように、大学との連携を推進する県庁内の他の部局とも相談しながら、今後進めてまいりたいと考えております。

【松本委員】前回は申し上げました、消防団が、結局、私の町内でも300世帯の中で3人しかいないということで、結果的に、自分が10月に消防団に入ってみて、わずか2カ月なんですけど、驚いたのは、思った以上に消防団の負担というのは大きいなど。2カ月でも火災が1件あって出

動したり、点検活動に2回行って、そして、ポンプ操法大会があって、そして、救急救命講習があってと、2カ月間でもう6回ぐらい経験をさせていただきました。

その中で団員の方々も、仕事をしながら、家庭もありながら一生懸命、もちろん準公務員という立場であります。頑張っている姿を見ただ中で、やはり団員が足りない。そして、やっぱり高齢化しておりまして、若い団員が入ってこないというところで、今も地域で呼びかけをしているところでございます。

今月も年末警戒で、消防団員の方々が、火災がないように年末警戒をされますし、来月は出初め式があります。そのときは、やはり平日にあるんですね。そうすると、会社を休まなきゃいけない。会社を休むということに対して、会社側の理解と協力がないと、会社に出てくれと言われたら、それにも参加できないということで、いろいろ書類もつくって、会社に理解と協力を求めるんですが、町内の方、地域の方々も応援はしているんですけども、やはりサラリーマンの団員の方が増えているというのが、昨今の傾向であります。ですから、今答弁であったように、大学生とか、公務員の方々とかにも、やはり関心を持っていただいて、消防団活動に理解と協力を求める。

そして、自主防災組織もこれから必要になってきますので、そういったところとも連携をして、少しでも来年度事業で改善をして、それで、市町でそれぞれの取組があると思います。そのいい部分は、県が旗を振って情報を共有化して、成功事例は、ほかの市町でも使っていただけるように、その調整を県のほうでしていただきたいと思います。

3つ目に、一般質問でいろんなハラスメントのことが取り上げられておりました。さまざま

なハラスメントがある、いろんな職場でいろんなのがありますが、県の知事部局は、今、4,000人の職員がいると伺っています。それで、実際、精神的なストレスで病気休職をしている方がどれだけいるのかという確認をいたしました。

病気休暇が94名いて、そのうち精神疾患が59名、これは給与は全額支給をされるが、90日までと。そして、さらに休職、3年間を限度に、これは地方公務員法に基づいてになりますが、ここは2年間までは8割支給される。この方が、精神疾患の方が30名いらっしゃるということで、やはりさまざまな職場内で、家庭の事情もあるでしょうが、精神疾患をされる。

しかし、給料は発生するわけでございまして、そういった方々は、実にもったいないというか、やる気があって県職員になられたのに、働くことができなくなったというこの状態、しかし、これは精神的なものですから、やはりいろいろな取組をして職場に復帰していただくように努めていかなければ、家庭やその方の人生にとっても大きいと思いますが、職場復帰に向けての取組をお尋ねいたします。

【山下職員厚生課長】職場復帰に向けた支援について、ご説明いたします。

円滑な職場復帰を図ることを目的に、職場復帰をする前に、職場の配慮事項、業務内容等を共有するため産業医、所属、本人等をメンバーとした職場復帰支援会議を開催することとしております。

また、職場復帰者全員に産業医の面談を行った後、復職支援計画を作成しております。個別、具体的に職場の配慮事項、例えば事務量、業務量の量を調整してほしいとか、残業、出張あるいは宿泊の制限をしてほしいとか、そういう内容でございまして、そういうような計画を定め、本人及び職場、所属と共有することとしており

ます。

職場復帰後でございますが、産業医及び県が雇用しておりますカウンセラー、保健師による定期的な面談を実施いたしまして、必要な場合は、産業医から職場への配慮事項等を通知することとしており、その再発防止に努めているところでございます。

また、加えて、復職した職員を対象に、集まって話し合いをするというような復職者ミーティングというものを開催しておるところでございます。

【松本委員】しっかりとそういった取組をしていながら、職場に、今、休職されている方、精神疾患の方、病気休暇の方59名、病気休職の方30名いらっしゃるということでございますので、取り組んでいただきたいと思います、そもそもそうなる前に未然に、精神的なストレスがある場合は、やはり職場内で解決できるような配慮というものも必要だと思っております。

例えば過重な残業でストレスとか、いろいろな関係がある時に、しっかり職場内でコミュニケーションをとっていただいて、上司の方が部下の方々に声をかけるとか、また、職場内でそういったことのコミュニケーションをとっておれば、問題がある時には、その中で解決できることもあると思いますし、今回議案で不祥事が出ておりましたけれども、こういった不祥事も起きないように呼びかける、やはり注意喚起をすることも必要だと思います。

4,000人もいるわけですから、それは人事課とかそれぞれの部署だけで全部を、4,000人を見ることはできませんから、やはり各部署に対してしっかりとしたそういう配慮をするような呼びかけをしていただいて、そういったことがないように取り組んでいただくことを要望します。

最後に、広報についてでございます。

追加議案説明資料の追加1のところに、「長崎県広報戦略」に基づき、各種広報媒体の特性を活かし、ターゲットに即した情報発信を行いますというふうに書いてあります。この「ターゲットに即した情報発信」ということについて、具体的にお尋ねいたします。

【田中広報課長】長崎県の重点施策の中に、「長崎県広報戦略」に基づき、各種広報媒体の特性を活かし、ターゲットに即した情報発信を行いますということで記載をしておりますけれども、この「長崎県広報戦略」と申しますのは、長崎県の県民の皆様と協働によって、よりよい行政運営を行うということを目指し、元気な長崎県をつくるということを方針に掲げまして、そのためには、県民の皆様と県民の施策をご理解いただく、それから、県民の皆様から信頼を得る、そして、県民の皆様に県政へ参画していただく意識を抱いていただくということを目指し、そういったものを実現するために、誰に、何を、どうやって発信を行うかというふうなことをしっかり戦略のもとにお届けするというところで策定をしているものでございます。

県の事業はさまざまな事業を行っておりますけれども、お届けする事業の内容によって、やはりどなたにお届けしたらいいのか、それを一番的確にお伝えするにはどの媒体を使ったらいいのか、そういったものを戦略的にやることによって、届けたい方にしっかり届けるということを目指しております。

毎年の事業の中におきましても、そういった考えのもと事業を推進しております、これは広報課が実施をいたします広報も、それぞれの事業課と調整をとりながら、どなたにお届けするのか、どの媒体を使うのかということを中心に協議をしながら実施をしておりますし、そういったことを各部局の方々にも認識を持って

いただきまして情報を発信していただくということで実施をしているものでございます。

【松本委員】県の行政というのも多岐にわたって、情報量もかなり膨大でございます。県民140万人の方々、皆様にそれを全部お伝えするというのは、やっぱり限界があると思うんです。「つたえる県ながさき」や「にこり」というのは本当によくできていて、ピンポイントには伝えていますけれども、先ほどターゲットの部分で答弁でおっしゃったように、こういう情報が欲しいという方にピンポイントにお伝えするのが、一番ニーズに合っているわけございまして、そのところをそれぞれの分野、各部署、広報が県全部の広報をするというのは限界がありますので、それぞれの部署の方々に、例えば福祉の部署は福祉、教育は教育、医療福祉だけではなくて産業の部分でも、かかわっている業界の方々にどういう情報が欲しいのかというのを、まずその部署が把握をして、その部署ごとに、やはり広報活動をするという自主的な広報戦略というのは、私は大変意味があると思っております。

140万人一斉に伝えなければいけない情報もあるけれども、情報が欲しいという方に、県の施策が本当に伝わっているのかと。やっぱり市町が住民の方にとっては身近で、市議会でも、町議会でも、結構身近で見られます。ただ、県になると範囲が広い。そして、自分に直接関係がないよという声もいただきます。新聞やテレビ報道で取り上げていただくことが、一番皆さん関心があるんですけれども、やはり県自身から直接的に伝えるという意識を持って、新たにこういうことをやります、こういうことを活用してくださいというのを発信しないと、パブリックコメントでもほとんど意見が出ないという状況は、私たちがやっぱり直接情報を伝えない

から、だから、関心も持っていただけない。

しかし、140万人、納税者の方々にとっては、知る権利というのもございますので、そこをやはり各部署にしっかりと伝えて、ターゲットに即した広報戦略に努めていただくことを要望して、質問を終わります。

【中島(浩)委員長】ほかにありませんか。

【下条委員】皆様、お疲れさまでございます。私からは3項目、危機管理、それと情報政策、ただいま松本委員からもありました広報について、お尋ねをしたいと思います。

まずは、危機管理ですが、これも先ほど川崎委員のほうから言っていた内容にかなり近いことになりますが、私もこの千葉県の台風被害というものは、本当に長期にわたって、特にライフラインである電力がダウンした状況で、暑い時期に起きたということで、これはかなり厳しい被害が出たなと思っておりますし、こういった規模の災害がいつ長崎県にきてもいいように、平時から準備しておかないといけないと強く思っております。

そこで、今回、私が注目しておりますのは、避難所です。特に、避難所の整備についてお尋ねをしたいと思います。

細かい数字は、今回は、ここでは申し上げませんが、長崎県においても、例えば今年であれば、大雨の時に避難勧告等の情報が出た場合に、あまり思わしくないような県民の皆さんの避難行動ということが見受けられた。ストレートに言いますと、避難勧告がなされても、すぐに避難をしていただけなかったというような実態をお聞きしております。

さまざまな理由があると思うんですけれども、避難所が本当にいろんな意味で整備をされると、自宅にいるよりも当然安全ですし、整備

されたところに避難をしようと思うんじゃないかなというふうに思っているんですけども、その中でも、今回、暑い中で、大雨、台風の被害というのはやはり夏の暑い時期に起きることが多いですので、特に避難所の二次被害を、熱中症なんかの二次被害を避けるという意味で、エアコンといった設備ですね、こういったものが、今現状どうなっているかということ、まずはお聞きしたいと思います。

【近藤危機管理課長】避難所におけるエアコンの設置状況でございますけれども、一応、私どもとしまして、現状が今どうなっているかというのは、正直把握できていないところでございます。

なお、先般、LPガス協会の方が県議会にもそうですけれども、私どものほうにも来られました時にお聞きした範囲では、体育館に2箇所設置はされているのみで、ほとんどは設置されていないという状況でございました。

【下条委員】ありがとうございます。私も、その会に同席をしております、確かにそのようなことだったと思います。

避難所については、各市町の小中学校の体育館が主に使われており、また、場所によっては公民館が利用されているというふうに認識をしております。

その中で、プロパンガスを電力源としたエアコンの設置について、私もそのときに、学校の体育館の空調について設置してはどうかというご意見をいただきました。

これを少し調べてみましたら、電力に依存していないということで、電力がダウンしても、先ほど川崎委員も言われましたが、非常用に近いような形で独立して電力を保てるということがあって、非常に適しているのではないかと思います。

ふうに思っております。どう思われますか、いかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】LPガスのエアコンの優位性でございますけれども、停電であった場合でも、起動する時には発電が必要ですので、そのときには内蔵された非常用発電、小さなもので結構なんだそうですけれども、それで一旦起動ができれば、後はガスでずっと循環することができますので、空調が停電であったとしてもずっと続けられるとのことなんです。

また、燃料につきましてはガスボンベだということですので、ガスボンベを運べば時間制限もなく有用だと聞いております。

【下条委員】わかりました。かなり有効なんじゃないかというようなお話ですが、ここで大きく問題になりますのが、やはり設置をするコスト、また、ランニングコストというふうになると思います。

そこで、その財源であったり、支援のほうを少し調べたんですけども、補助金及び事業債というものが活用されるものがあるというふうにお聞きしました。

一つ目が、経済産業省が、ちょっと長いんですけども、災害時に備えた社会的重要インフラへの自営的な燃料備蓄の推進事業費補助金というものがある。これは経費の2分の1であったり、状況によっては3分の2が充当されるというふうにお聞きしております。もう一つ、総務省の緊急防災・減災事業債というものが適用される可能性があるというふうにお聞きしております。

このような形で、国のほうもさまざまな災害時におけるこういう電力であったり、避難所等のインフラの整備というものには支援をするというふうな状況ですので、ぜひとも、県としま

しても、危機管理監としまして、このようなことを考えていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【近藤危機管理課長】今おっしゃられました補助金、そして起債等を活用すれば、かなりインシヤル部分の軽減にはなろうかと思っております。

まずは、学校の体育館につきましては、避難所として指定をされますと、エアコンは二次被害を軽減するために必要であろうかと思っておりますので、私どもとしまして、所管の教育庁をはじめ市町にも、この必要性は働きかけてまいりたいと考えているところであります。お聞きしている範囲では、その設置費用、補助があったとしても多少かかる。そしてプラス、ランニングコストもかかるというところで、少し二の足を踏んでいると聞いておりますが、環境整備のために、できるだけ働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

【下条委員】今、私がお伝えしたのはインシヤルコストの補助なんですけれども、ランニングコストについてもやはり足かせといいますか、なかなか行動のほうに移らないというようなことだったんですけれども、まだ試算の段階ですので、やってみないとなかなかわからない部分は多くありますが、今、手元にある私の試算でも、電力やその他の電力設備と比べた場合も、かなりランニングコストは安くなるような指標が手元にも届いております。

例えば、電気と比べると、15年間を使用した場合に、およそ1,000万円程度削減が見込めるといような試算も手元にあります。ランニングコストも、ガスを使った場合、少し削減が見込めるんじゃないかと思っておりますので、このあたりもぜひ研究していただいて、協議させて

いただきたいというふうに思っております。

万が一、電力がダウンした時に、自宅にいれば熱中症になるかもしれないと。避難所が、エアコンも含めてさまざまな整備、ある程度快適な環境になれば、避難勧告があった時に、これは避難しようと、自分はここにいるよりいいんじゃないかというようなことで行動に移っていただくということは、生命を守るというもので、ものすごく重要ではないかというふうに思っております。全国の被害で、避難勧告があっても、自宅にいて大丈夫だろうということで逃げ遅れて大切な命が失われたという事例もたくさん聞いておりますので、ぜひとも前向きに検討していただきたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次ですけれども、情報政策についてご質問したいと思います。

情報政策の質問の前に、12月3日、県立大学において、情報セキュリティ学科とIT企業が共同で運営をする研究センターが設立されたというのが、メディアのほうで報道されました。また、この共同センター設立に伴い、情報セキュリティ学科の定員も40名から倍の80名に増えたというふうにお聞きしております。

今年の夏に県立大学の百岳事務局長にお会いをしまして、私も情報セキュリティの研究員をしておりますので、これは、今、県が抱えるICTを活用した長崎県情報化推進計画にも非常に類似するような、後押しをするようなすばらしい事業ですので、ぜひとも定員の増員をしていただきたいというふうに私もお伝えをしておりました。そういったところが、ものすごいスピード感を持って、12月にこういったことになったのは、恐らくは、県の皆様が本当に力強く県立大学を支援していただいた結果ではないか

なというふうに思っております。改めてお礼を申し上げて、ともにこれからも頑張っていきたいというふうに思っております。

それでは質問に入らせていただきますが、今回、この情報政策の中で行政の作業効率化について、ご質問をしたいと思っております。

ながさきICT戦略の事業評価であったり、さまざまな資料をいただいておりますが、「第2期長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の数値目標、KPIについてお尋ねをしたいと思います。

資料の4ページ、デジタル行政の推進、指標名が「作成ロボット利用所属数」とありますが、こちらについて、このKPIを含めて内容をお尋ねいたします。

【山崎情報政策課長】 指標名の「作成ロボット利用所属数」ですが、これは、RPAツールを利用した作成ロボットの利用所属数でございます。変更が、まだ間に合っておりませんでした。

基準年度の令和元年度、今年度ですけれども、今、ロボット自体の調達をかけておるところでございまして、来月中旬ぐらいから利用開始になる予定でございます。今年度は5所属、そして、その後、ここの表に記載してある形で進めていこうと思っております。

対象としております全所属数は、本庁の所属数を約110としておりまして、最終的には職員でロボットを作成し、運用・維持管理を目標としているため、目標全体の半分程度の50所属を令和7年度の目標としております。

また、導入ロボットのライセンスの有効活用を図るために、製品の利用状況に合わせて導入していくように、その都度、増やしていくようにスモールスタートを考えるところでございします。

【下条委員】 これは、もう本当、広域といいますか、平たく言いますと、皆さんの作業をいかに力をかけずに効率よくやっていくということが目的で間違いないですかね。そうだと私は認識しております。

ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）のほうも、恐らく取りかかられていると思いますけれども、私、委員にさせていただいて、皆様とさまざまなデータのやりとりをしまして、ちょっと疑問に思うことがありました。

それは何かといいますと、皆さんが使われているワードやエクセル、また、パワーポイント、PDF、こういったものの統一といいますか、全部署を統一しようという話ではないんですけれども、こういった種類のデータはこういったフォーマットがある、エディターと言うんですけれども、エディターは後で説明をしますが、エディターを使うというような何か基本的なルールがあるのかどうか。まず、そのところを、なかったらなかったでいいんですけれども、お聞きしたいと思います。

【山崎情報政策課長】 例えばワードとか、エクセルとか、そういったものの利用のやり方ということになるかと思いますが、それについて、特段、今のところ、どれを使いなさいというものはございませんで、やはりその機能に一番適した、例えば表計算であればエクセルでありますとか、文章関係であればワードとか、プレゼンテーション関係であればパワーポイントとか、その用途、用途に合わせて、それぞれ職員が使っているものと思っております。

【下条委員】 ありがとうございます。多分、私もそうじゃないかなと思ったんですね。恐らくはルールといいますか、こういった種類のデー

タはワードでつくりましょう、こういった種類のデータはエクセルにしましょう等の決まり事はないのかなというふうに思っておりました。

実は、なぜここに私が疑問といいますか、注目をしているかといいますと、私は長く民間事業に勤めていた際にプログラミングという仕事に携わっておりました。その中でエディターというのは、電子入力をするフォーマットになるんですが、例えば一つの事業体、すごく大きな部門、たくさんの部署を抱えているような大きな企業体でも、システムをつくる時に、私たちプログラマーは、このエディターが好きだからAというエディターを使います、私はBが慣れているからBというエディターを使いますという話は、まず、あり得ません。絶対に同じエディターを使って統一をしていきます。これは、インターネットやプログラムの世界ではもう当たり前のお話でありまして、ウェブ標準とか、規格統一というような言葉で使われまして、かなり常識的なお話であります。

今、聞きました行政サービスの効率化を目的としまして、さまざまなRPAであったりとか、今ご説明いただいたようなデジタル行政の推進ということをされていますが、その以前に、皆様が使われているデータの種類、こういったものの協議をしたほうがいいんじゃないか。すべてを統一してしたほうがいいんですけども、なかなか難しい部分もあると思いますが、今のままでは、多分、本当に職員の皆さんがしやすいもの、使いやすいものでつくっている。それを頑張って、今、印刷をしたり、ある程度まとめてデータ化をしているという状況になりまして、これはなかなか情動的資産の蓄積につながらないんじゃないかなと。また、こういったものをビッグデータであったりとか、さまざまな

利用、活用する時に大きな弊害になるんじゃないかなというふう思っているんですけども、ご見解はいかがでしょうか。

【山崎情報政策課長】データの標準化という点では、幾つか進めているものがございます、例えば、全職員が使う基幹システム関係であれば、もうフォーマットが決まって、その中にデータを入れ込むことによってアウトプットができるというようなものもございます。

そういったものではなくて、通常の職員の業務の関係の中で言えば、例えば、先ほどRPAの関係で、昨年、実証実験をやった中で、地方機関の占有許可業務がRPAに適しているかどうかをやったことがあったんですが、よく調べてみると、各地方機関ごとにそのやり方が違う。エクセルで入れたり、手書きで入れたり、また、別のシステムで入れたり、そういったものはRPAにいく前に何か一つのシステムで、例えばウェブ、アプリケーションとかでやれば、皆さんと一緒に同じフォーマットで作業ができる。結果的には、集計もかなり楽になりますので、そういったRPAを今後推し進めていくことになりますけれど、そこを具体的にやっていく中で、こういった業務なのかというのも踏まえながら、BPRといいますか、業務の標準化、まずは、そういったことに力を注ぎながら、その中でどんな個々の業務の文書の標準化ができるかというのは検討していきたいと思っております。

【下条委員】私が本当に要点をかいつまんでお伝えをしたいのが、私たちプログラマーは、すごく華やかな世界でやっているように見えますが、実は、ものすごく地味なことをしております。AIも5G整備が国家戦略だということが、12月12日にメディアでも発表されましたけれ

ども、AIや5Gというような、本当にとてつもない規格のこういったプログラミングの世界がもう間もなくきます。

AIは何かというと、すべてを可能にするシステムではないんですよ。私の直感ですが、AIは子供みたいなものです。幼稚です。幼稚といえますか、ちゃんと食べて消化するまでに、こちらで材料をきれいに整えてあげないと、すぐおなかをこわしますし、食べてくれませんし、私が今お話をしているのは、AIに食べていただくものなんです。材料なんですよ。

これがばらばらであれば、例えば、ながさきICT戦略で会議をされております。県内のメンバーを見させていただきましたが、すばらしい方ですよ。この方たちが皆さんで時間を使って協議しても、すばらしいものができたとしても、そのデータとなる、もとの材料となるものが統一化されてないと、これをものすごい時間をかけて統一化をしていくということになっていくのではないかというふうに危惧しております。

逆を言うと、我々プログラマーは、散乱しているものを常に整理をして、整頓をして、標準化をしていくという仕事に、実は7割ぐらいの力を使っております。すごく地味な作業をしております。この地味な作業、ここに民間のエキスパートであったり、知見を持っている方を登用していただきたいんです。その上の、この素材を使った戦略というものはさまざまな活動をされていると思います、いろんなものを拝見しまして。

私が注視しているのは、その前の材料、皆さんのデータの段階で、どういうエディターを使うのか。エクセルなのか、ワードなのか、いやいや、何か普通の文書のエディターなのか、そ

ういったものを皆さんで考えることも重要ですが、やはり第三者の基幹システムの設計図を書けるような知識のある方に入っていて、そこを整理整頓していただくと、私は、このデータが、横浜市が先進的に取り組まれておりますが、皆さんの行政データをオープンデータ、もしくはビッグデータという形で産業の活用であったりとか、さまざまな利用ができるんじゃないかと思っております。

すごく難しい話をしていますが、皆さんもアップルのパソコンとウィンドウズのパソコンと2つ持たれている時に、2つの規格があったら大変でしょう。文書が行かないじゃないですか。こういうお話です。これを1つにしたほうがいいんじゃないか、もしくは、部署間では1つにしたほうがいいんじゃないかというお話をさせていただきました。

ぜひ、これからもこういったものを、まず念頭に置いて、いろんな形で協力して進めていただきたいというふうに思っております。最後に、ご見解をお聞きしたいと思います。

【山崎情報政策課長】行政文書をビッグデータ化してAIに分析させると。そういった際には、やっぱりAIが効率よく学習をするためには、標準化された文字列というのがどうしても有効なんだろうという思いはしております。

ただ、そういった技術については、まだ私も情報収集が不十分でして、現在、ながさきICT戦略推進研究会、産学官20団体ぐらいございますけれども、その中でやっているのは、例えばハウス内の温度とか、CO₂とかの環境ビッグデータとか、赤潮発生の原因となる有害プランクトンの画像分析だったり、Wi-Fiアクセスポイントのログのビッグデータ分析によって観光客の周遊動向の可視化など、そういったも

のにAIを活用しているんですけども、まだそういった行政文書につきましては具体的にビッグデータ化、さらにAIを使って、それを行うことによってどんな分析ができて、どの程度のアウトプットといいますか、提言をいただけるのかとか、AIの解析レベルでありますとか、また、どんなデータ形式がよいのかとか、例えばクラウド利用の場合には、ネットワーク環境との間のセキュリティをどうすべきなのかとか、あと導入とか、維持コストとか、そういったものを情報収集していかないといけないなと思っております。ながさきICT戦略推進研究会やAI系の誘致企業の方もいらっしゃいますので、そういった方々の知見を活用しながら情報収集に努めていきたいと思っております。

【下条委員】ありがとうございます。時間が迫ってきましたので、最後にしますけれども、こういったオープンデータ、AIのほうをまず見越してデータをさまざまな、どのようなエディターでつくっていくのかというのを協議することは、恐らくは、この作業自体が皆さんの日ごろ行っている作業の効率化であったりとか、まだまだ判明されていないような共通部分であったりとか、行政のデジタルの推進というような形につながっていくのではないかなと思っておりますので、これから一緒にいろんなものを協議させていただきたいというふうに思っております。

最後に、ちょっと短く、松本委員からもありました。広報についてお尋ねをしたいと思えます。

私も松本委員と全く同じ意見を持っております。やはりこの広報の部分は、県の施策であったり、住民参加ということでは大切だと思っております。その中で、新聞や紙媒体というのは本当に大切なんですけども、やはりたくさ

んの方に見てもらおうということで、テレビの広報2課がなされております。

前回、私も消防団の募集について、広報2課で取り上げていただいたらどうかというようなご要望も言わせていただいております。このような形で、この広報2課について充実を図っていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

【田中広報課長】 広報2課の充実をということでのご意見でございますけれども、毎年、部の方から重点的な広報テーマを挙げていただきまして、重点広報というのを決めさせていただきます。

その中で、例えば先ほどおっしゃっていただいた広報誌の「つたえる県ながさき」で特集という形で取り上げるものを中心に、各月の広報2課の番組も、クロスメディアという形で実施をさせていただくということで、まずは重点的なものを配置します。

ほかの週につきましては、その年、その時々で、やはり県民の方にお伝えをしなければいけないものがございますので、そういったものを各部局のほうと話し合いをしながら選定をさせていただいているということでございます。

前回、ご意見をいただいております消防団につきましても、所管課と話をいたしまして、来年2月に広報2課のほうで取り上げさせていただくことで今調整をしておりますので、皆様方の意見をいただきながら、テレビで放送する内容というものも、逐次、見直しを行いながら実施をさせていただくことにしております。

【下条委員】ありがとうございます。最後になりますが、この広報2課に対する、私なりに考えたご提案が一つあります。

その発端になったのが、まず、この広報2課

は、結構県民の皆さんに評判がいいです。それは何かといいますと、やはり少しくだけていますよね。内容がおもしろ、おかしくやっているというところで、どうしてもかたくなってしまうような県の施策についても柔軟にご理解をいただいているというのと、もう一つは、本当に広報2課が県庁の中にあるんじゃないかというようなお声も聞いております。これはすごくいいことだと私は思います。

こういったものを勘案して私が考えたのは、これはあくまでご提案ですよ。県の職員の皆さんに、その広報2課に出ていただけないかなど。また、理事者の皆さんにですね。これは効果がありまして、まず、皆さんが本当に広報2課があるんじゃないかと思っているのが、これが本物になっていくんじゃないかと思っております。

それと、もう一つは、出ることによって、「ああ、なんか出とったね」とか、県庁内でそういった話題になって、「見てよ」とかですね、「私出るけん、見てよ」とかですね、そういうことで、どんどん口コミであったりとか、いろんな相乗効果が出てくるんじゃないかと思っております。

私も、行政の注目度であったり、お伝えしないといけないこと、やはり注目をしていただかないといけない、見ていただかないといけないと強く思っております。その中で、この広報、また、広報2課は大変大きな力になると思いますので、さまざまなご提案等をお聞きしていただきながら進めていければというふうに思っております。ありがとうございます。

【中島(浩)委員長】 しばらく休憩します。

再開は、午後1時30分とします。

— 午前11時54分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

質疑はありませんか。

【深堀委員】 2点ほどお尋ねしたいと思います。

午前中も質疑があった、長崎県地方機関再編の基本方針の件でお尋ねをしたいと思います。

午前中の質疑の中で、効果なりいろんな状況なりの答弁がありましたけれども、その中で、まずお尋ねをしたいのは、効果があるこういった見直しであるんですけれども、平成20年3月に策定されたこの基本方針に基づいているわけですけれども、10年ちょっと経過をし、この10年の中でいろんな社会環境も変化をしてきています。これから先の10年、20年を見据えた時にもいろんな変化が、当然想定をされるわけですが、そういった中で、今回こうやって提示をされたわけですが、平成20年3月の策定の分から、今、この時点でこういったものを出してきた時に、ここの10年間の変化というのを見据えて、何か修正をしたりした点がなかったのかどうか。

また、平成21年には、佐世保地区では県北振興局が機能をまた集中化したわけで、その成果といいますか、その効果も踏まえて、今回出されているのかどうか、そのあたりを教えてください。

【大瀬良新行政推進室長】 ただいま深堀委員のほうから、平成20年3月と今回の案の中で違っているところはどこか、県北地域の再編とあわせたところでお答えをということでございます。

大きく申し上げます。まず、時代の流れの中で、ICTの進化というのは大きくきているものと思っております。それから、道路整備網につきましても、この間、高速道路の拡大とか延長とかというのもあっております。そういう変化がまずあった上で、そういったところも勘案

しながら、今回の案を取りまとめたところでございます。

変わったところといたしまして、平成20年3月時点で想定していましたのは、例えば土木関係は基本的に集約をしていこうと、全般というふうなところもございましたけれども、やはりこの間の災害等の状況を踏まえながら、一つは維持機能をやっぱり置いていかないといかんだろうと、改めてここは認識して、県北のほうでもそこはやってきたところでございますが、まずそれは変えてなくて、さらにしないといけないと思ったところです。

さらに、土木関係の話で申し上げますと、大型のプロジェクト、例えば島原道路でありますとか、西彼杵道路でございますとか、こういった大型プロジェクトというのも進んでまいりましたので、こういったところについては、県としても、県の全体的な振興という観点から、しっかり進めていかないといけないということで、そういったところに対する事務所というのは現地に残していかないといかんといったところを大きく変えているところでございます。

県北で、実際、平成21年、当面の再編というのはまず先行して実施したわけでございますけれども、この間、先ほど申し上げたようなところも踏まえましてやった結果として、今回、県南地域についても再編をして、さらに行政の効率化を進めながらも住民サービスを落とさないようにというところでございます。それで、例えば雲仙の機能というのを、改めてしっかり残していこうとか、災害の観点等も加えているところでございます。

【深堀委員】 わかりました。平成20年3月に策定した部分でこの10年を見返しながら、やはり残すべきところは残すというふうに、若干修正を加えてきた結果であるという話でした。

先ほど松本委員の質疑の中でも少し出しましたが、集中化される、例えば島原とか長崎とかというところの残された地域の話には少しなるんですけれども、いろんな新聞報道等でもあったんですけれども、平成の大合併以降、合併した地域の人口減少が著しいんだというような、合併しなかったところよりもしたところのほうが人口減少が著しいという日弁連の調査結果の報道が先般あったんですけれども、そういったことを考えた時に、ちょっと逆行するんですけれども、いろんな県の仕事の効率化という意味では、もちろんいいんですけれども、今度は、片一方で、集中化されるところの自治体の疲弊というのをどう捉えるかということになるんですけれども、その点の考えは、何か含まれていますか。

【大瀬良新行政推進室長】 市町村合併との関係でございますけれども、確かに市町村合併で、報道等の中でも、例えば合併したところで旧役場等の周辺等が地域活力が落ちていっているんじゃないかというようなお声があるというのは、私も承知をしております。

そういった中で、県の財政が厳しい中にあって、さらに、じゃ、我々は人口減少対策というものも県全体として全力で取り組んでいるところでございますけれども、そういった中でも、やっぱり財政等々考えていくと、先ほどご答弁申し上げましたが、ICT等で一定効率化ができるような部分もあるというところを踏まえた時に、組織の運営の中で、より効率化を進めた上で、例えば、先ほどコスト削減が幾らぐらいかというご質問がございましたけれども、そういった財源も活用しながら、人口減少対策で使っていけるような事業施策等もあるのではないかと考えております。

したがいまして、そういった観点もにらみな

がら、我々としても行政の効率化も進めつつ、かといって、住民サービスにもできるだけ資する、施策としても一生懸命やっていかないといかんという、バランスをとりながらということで、今回、そういう意味では、できるだけ早くやっていったほうがいいだろうということで、ご提案を申し上げた次第でございます。

【深堀委員】 この点は、令和2年度にまた協議といえますか、検討していくということなので、そこでもいろいろ意見は申し上げていかなければいけないのかなというふうに思っているんですけども、細かい話を少し聞かせてください。

まず、今の資料の中で、建設コストの話もさっき議論がありました。資料の中では建設費用が40億円から50億円程度、先ほどの答弁の中では60億円程度というお話があったわけですけども、この財源ですよ。例えば県庁舎でいけば、特別な基金云々であったわけですけども、今回、振興局の建設に関する費用というものをどういった財源で行おうというふうに考えているのか、もしわかれば、教えてください。

【早稲田財政課長】 都道府県における行政庁舎の財源については、通常、一般単独ということで、費用を平準化しました起債を講じることになります。

一般単独事業債ですので、交付税措置などはありませんで、ここは、例えば20年償還などによって平準化して元利償還をするというのが基本でございます。

また、あわせて、例えば防災などについては、県庁舎のところでも防災・減災にかかるようなものは地方債の適用というものがございしますので、その場合は、例えば100%起債を措置した場合は、70%は交付税措置というような防災の起債もありますので、通常は一般単独ですので、交付税措置がない地方債を適用して建設すると

というのが一般的な考えでございます。

【大瀬良新行政推進室長】 先ほどの数字で、この資料の6ページと7ページのところで建設費用が40億円から50億円かかっているところで、先ほど答弁の中で60億円というふうな数字を申し上げたところのの違いでございますが、資料の7ページに、先ほどの40～50億円程度と書いているところの下に※印で書かせていただいておりますけれども、この40～50億円というのは、庁舎の箱としての建設費用で、概算で考えているところです。

そこに、さらに触れておりますけれども、中には各種の設備等がございまして、監視をしていく設備等が。そういったものの移転費用等を加えますと、現段階でこれにプラス、加えていくと60億円程度ではないかということで、そこが違いでございます。

【深堀委員】 わかりました。財源については、一般財源の起債をするということで、やはりかなりの高額な費用になるわけですから、できるだけここを圧縮していくという作業も、当然のことながら必要になってくるのかなというふうに思います。

資料の中でもあるように、再編する中身、そして、残すべき機能というのも当然記載があるわけですけども、こういった再編を進める中でも、長崎地区、そして島原地区に残す土木維持管理機能であったり、大型プロジェクトを実施する推進事務所等々というふうに記載がされているわけですよ。ということは、今ある長崎、そして島原振興局、老朽化しているということだけでも、その機能を、人を残すわけですから、その庁舎というのは必要になってくるわけですよ。そのあたりは、今の計画ではどういうふうに考えているんですか。

【大瀬良新行政推進室長】 今後の配置等の問題

にかかわるお話でございますけれども、端的に申し上げますと、具体で、今どの機能をどの庁舎、もしくは、例えば新しく庁舎を建て替えるのか、確保するのかというところは、現段階では持ち合わせていません。

ただ、例えば島原振興局でいきますと、老朽化している中でも、なお、耐震化等も進んでまして、まだ十数年程度使えますし、実際島原振興局の中から県央のほうに集約する分でスペースが出てきたりしますので、そういったところの中で活用できる部分もあるかと思います。

ただ、いずれにしましても、これも、今後、あわせて検討をしていきたいと考えております。

【深堀委員】じゃ、長崎、島原の振興局の再編しようとしている計画の中で、残る長崎と島原の振興局の庁舎の活用については、今、検討しているということなんですね。

先ほどの川崎委員の質疑の中では、再編しなければ70億円かかる、再編したら60億円なんだということで、10億円のメリットがあるんだということと言われたわけだけれども、旧長崎と島原の庁舎の活用が見えない中では、なかなかこの数字というのは、あまり表に出せるような数字ではないんじゃないですかね。

例えば、これをもう完全に廃止して、そこを更地にしてどこかに活用するとなれば、こういった数字は出てくるのかもしれないけれども、その庁舎をどうするかというのが決まっていないう中で、そういう数字は出るんですか。

【大瀬良新行政推進室長】先ほど、この数字につきましては、いずれにしても機能を3振興局残すとするとか、老朽化している中で、おのずとずっと使えるわけではないということでございます。

したがって、仮にこれを建て替えていく必要があるとするとということでございますと、

先ほど申し上げた70億円かかると。片や、今度集約したところで60億円程度ということで差が出てまいりますけれども、先ほど申し上げました既存の施設の活用、それから、今後いろいろ検討を進める中においては、例えば借り上げをしていくとかということとか、いずれにしても、経費が安くなるような方法というのは、今後もさらに検討を進めてまいりたいと考えております。

【深堀委員】まだ検討中の話なので、あまり突っ込んで言えないんでしょうけれども、できる限りコスト削減といいますか、そして、今使っている部分の有効活用というか、そういったこと、厳しい財政状況なわけですから、そこをいかに効率化していくかというのは非常に重要なテーマだと思うので、ぜひ今からの令和2年度の検討期間の中でも十分議論していただきたい。

この問題、最後にしますけれども、環境の変化という話を冒頭していますが、答弁の中で、見直した分があるというふうにも説明を受けたわけですが、直近の話題で言うならば、2040年研究会が報告書を10月に発表して、これは今度のまち・ひと・しごと創生総合戦略や今後のいろんな計画に反映をさせていくということで、これはもう共通認識だというふうに思います。

その報告書の中に、地方の振興局に関する点も提言があっているわけですね。そこに少し関連する部分を読みますけれども、「県の業務を職員を含めて基礎自治体である市町へ移管し、二重行政や類似した業務を解消していく必要があるのではないか。県の本庁と振興局の役割について見直す必要があるのではないか」、こういった幾つかの2040年研究会での提言が実際にあるわけですが、当然、今回建て

替えを、令和7年ですから、そこから少なくとも50年近く存続するような建物を建てようとする計画の中で、じゃ、2040年という時代がどういうふうに変わってきているのか。そのことを見据えた時に、本当に今のこの考えている計画が適切なのかどうか、このあたりというのは、せっかく研究会で議論されているんなことが想定される中で出てきている中で、ぜひこの提言も踏まえて、どうあるべきかというのは、ぜひそこを検討の材料に加えてほしいんですけれどもね。

I C T等の進展、先ほども下条委員はいろいろなことを言われていましたけれども、劇的に変わるはずですよ。今、450人から550名規模と書いていますけど、2040年に、これは半分になっているかもしれないわけですよ。

そういうことを考えた時に、今の計画が本当に正しいのかというのを、ものすごく吟味しなければいけないと思うんですけれども、そういう感覚の話を聞かせてください。

【大瀬良新行政推進室長】まさしく深堀委員が言われた観点、今後、特に庁舎を建てて何十年と使っていく中で、まさに、さらに今後、時代が変わっていくと、我々も考えております。

そこで、午前中の答弁の中でも、若干2040年問題に触れさせていただいたところですが、例えば、今、お手元にお配りしています資料の5ページの一番下のほうになります。2の集約前に整理すべき事項ということの（2）に、新庁舎の適正規模ということで、最後の3行目ぐらいに触れさせていただいているんですけれども、「人口減少が進む中でも必要なサービスを維持向上させていくために、県と市町の役割分担のあり方まで踏み込んだ広域的な体制を検討するなど、長期的な課題も十分に検討する必要がある」ということで、まさしく我々もそこを見据

えながら検討を進めていく必要があると思っています。

その中で、前回の議会で、若干、市町村課のmatterでございますが、触れさせていただいたんですけれども、2040年問題につきましては、市町村、それから県とは別の今後の自治体のあり方とか、市町がどういうことが困難になっていくか、人材確保の問題とかというのも議論のテーマにさせていただくので、そういった中でもご意見も聞きながら、県がさらに先々を見据えた時に、どういった市町に対する支援のあり方、例えば職員を派遣してほしいという声も出てくるかもしれませんし、そういうようなものを、今後議論を深めていきたいと考えております。

【深堀委員】ぜひいろんな、今の振興局の業務のあり方、そして、市町との業務の移管の問題、そういったところも、将来的なこともしっかり見据えて、ぜひ議論をお願いしたいというふうに思います。

もう一点だけ。まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、これは県民生活部の指標なんですけれども、女性が活躍できる場の拡大と男女がともに働きやすい環境づくりという項目があって、その中にK P Iで、事業所における管理職、係長以上に占める女性の割合というのが目標として掲げてあります。平成30年度が27.3%、これを令和7年に30%という目標、これは県民生活部の長崎県全体の目標なんですけれども、県庁という職場の中で女性の管理職の目標であったり、比率であったり、そういったところが今どういうふうになっているのかだけ、教えてください。

【大安人事課長】女性の管理職の関係、県庁の部分でございますけれども、県におきましては、女性の活躍促進ということの中で、特定事業主

行動計画の中で、課長級以上の管理職の目標値の設定をいたしております。令和2年度目標値14%ということで取組を進めているところでございます。

計画をつくる以前の平成27年4月の時点で、管理職は5.0%の状況でございました。本年4月においては9.3%という状況になっております。十分行き届かないところはありますけれども、今後、女性の登用拡大、重要な課題であるというふうに認識いたしております。積極的に取り組みを進めていきたいと思っております。

【深堀委員】 今、目標を14%以上というふうにおっしゃいましたね。細かいことを言うようで恐縮なんですけれども、この14%というのは、全管理職に占める割合を言われているんでしょうか。

【大安人事課長】 課長級以上の管理職の中での女性の割合ということでございます。

【深堀委員】 なぜこういう細かいことを言っているかという、この指標を見ながら思っていたことなんですけど、いろんな職場、職場で男女の構成比というのは違うわけですよね。女性が多い職場もあれば、女性が少ない職場もある。県庁は、先ほど確認したら、職場全体で女性が22.7%の割合というのを事前に聞いているんですけれども、そうすると、全体の割合が違う中で、管理職に占める割合をぼんと決めることが本当に適切なのか、母数が違うのにパーセンテージを決めるのは、ちょっと乱暴ではないのかなという気がしたものですから、聞いたんですけれども、今の県庁の職員の比率から考えれば、今言われた、課長がおっしゃられた課長級14%というのは、ある意味適正に近いところなのかなというふうに評価をしたんですが、そういった母数といいますか、男女の構成比もしっかり着眼した上で目標を立てているというふうに理

解をされていてよろしいですか。

【大安人事課長】 この14%の目標の設定でございすけれども、これにつきましては、実は国の第4次男女共同参画基本計画の中に、地方公務員におけるの登用目標というのが一定示されている部分がございます。それを踏まえた形で設定ということでございます。

また別に、男女の構成等々については、採用の捉え方であったり、そういったところの中も、特定事業主行動計画の中で考えているところでございます。

いずれにしても、目標値については、そういう考え方の中で設定をさせていただいたということでございます。

【中島(浩)委員長】 ほかにございませんか。

【小林委員】 災害対策をこれから県の行政の中、市町の行政の中でしっかりやっていたいただかなければいけないことだと思いますけれども、今、新聞記事を見ておりますと、「県内自治体策定事情」というような大きな見出しで、国土強靱化地域計画が全く策定されてないと、こういうことが報道されておるわけであります。

もう一度重ねますけれども、これだけ自然災害が大きく報道され、被害が甚大になっていると、こういうことから考えてまいりますと、それぞれの県下21市町で、そういう国土強靱化の地域策定が全くできてないというのは、ちょっと正直言って、この記事には驚いているわけあります。

そういう意味から、まずお尋ねをいたしますが、県下21市町があるわけでありすけれども、県内自治体策定ゼロというのはどういう状況にあるのか。つまり、策定中だとか、あるいはまだ検討中だとかいろいろ、21市町であろうかと思ひますけれども、その21市町の現状が策定ゼロと言われているのが、11月13日の新聞なんで

すけれども、実際どういうふうになっているのか、把握をされておりますか。まず、お尋ねをします。

【近藤危機管理課長】国土強靱化地域計画の策定状況でございますけれども、現時点で策定中の市町が14市町でございます。策定予定、検討中というところが7市町というふうになっております。

【小林委員】今言うような、国土強靱化の地域計画というのが、今、策定済みとかというのはゼロだということで、策定中が14市町と、そして、策定予定というのが7市町ということでありますね。こういう状態のご報告を今いただきましたけれども、いつまでにこれを策定しなければいけないのか。

策定がゼロだということについて、実際的に取り組んでいただいているところもあるし、まだ策定中と、策定予定というところもあるわけですね。まだ足並みがそろってないけれども、実際的に策定のばらつき、これを考えてみた時に、いつまでにこれを策定しなければならないのか、その辺からお尋ねをします。

【近藤危機管理課長】策定の期限というようなものは、規定上何も設けられていないというところではございますが、ただ、この策定する目的というのが、令和3年度以降の国土強靱化にかかる国の予算を確保するために、その申請にあたっては、その裏づけとなる根拠が必要だと。その根拠というのが、国土強靱化地域計画となっておりますので、いわゆる国土強靱化地域計画の策定がなければ、国の予算確保はできないというような形になっております。

令和3年度以降の予算の申請というのは、令和2年の夏場ぐらい、実質6月ぐらいから実際動きが始まると思っておりますので、来年の6月までには、地域計画の策定はしていただきたい

と各市町にはお願いをしているところでございます。

【小林委員】 来年の6月ぐらいまでに策定はやっていただかないと、令和3年度からの防災対策とか、あるいは減災の対策を幾ら要望しても、いわゆる予算が全くゼロになってしまう。そういう状態を、策定をすることによって避けたいと、こういうことではないかと思うんです。

そういう状態でございますから、まず、今策定中だとかいうこと、まだ7市町が遅れているような感じがしますけれども、これがもしできてなければ、県としても、何をやっているかということになっていくと思います。

そういうことから考えていくと、これの策定が遅れているということ、今、まだゼロだとは、つまり、それだけ大変な作業があるのではないかと考えておりますけれども、そういう遅れている理由というのは、一体どのような受け止め方をされているか、お答えをいただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】国土強靱化地域計画というのは、防災・減災にかかるそのリスクを評価して、ハード面、ソフト面からの施策を取りまとめるというようなものでございまして、県で申し上げれば、総合計画に準じたような、そういう全庁的な計画というふうになっております。その国土強靱化といいますか、防災・減災の対策の部分というようなものでございます。

ですので、一つの防災対策課だけでは、到底策定は難しくそれを企画面全般、そして、実際施工等を行う土木、農林、そして教育部門とか、さまざまな関係各課が関わってできるものであり、非常にマンパワーが要するというような作業、そして、その地域の合意形成のための作業も踏まえると、やっぱり時間がかかる計画となる

のではないかと考えております。

【小林委員】時間がかかるということについて、今、そういう経過を聞いたんでありますけれども、これだけ、冒頭申し上げたように、長崎県においても大雨の特別警報と、50年に一回とか、50年ぶりとかいうような、そんな報道がなされておりました。たしか、今年は2回ぐらいそういう警報が出されたような感じがいたしております。

実際、これだけ大変な仕事だというようなことをおっしゃいますけれども、これが大変な仕事であるけれども、じゃ、つくらなくていいのかと、策定しなくていいのかといえ、そうではないと。やっぱり策定はしっかりしていただかなければいかんと。来年の6月までだと、大体それぐらいまでにはやってほしいと、こう言っているんだけど、大変な人手とかマンパワーが要求される。そしてまた、ある程度専門的な人材が要求されると。

それを満たしていないような市町が、現実にあるのかと。だから、そういうところに対して、策定をするために、これを完成させるために、県が何か支援をするような、そんな記事もあっているけれども、そういうことについて、何か支援をする用意があるわけですか。

【近藤危機管理課長】市町に対しましては、県のほうから、十分その必要性を説明するとともに、実際、市町にも訪問をしまして、策定を依頼しているところでございます。

県の支援を申し上げますと、県が既に平成27年12月に策定をしております、その県の計画を盛り込んだ、策定ツールとしまして、国から提供がありました様式等に、県のリスクシナリオだとか、県が定めたKPI、そして、脆弱性の評価などの数値を盛り込んだ、そういったシートを市町のほうに配布しまして、それに市

町の状況を盛り込むことで、ある程度比較的容易に策定ができるような作業のツールを、提供しております。それについて、また説明をしながら、策定作業について助言等を行ってまいりたいと考えているところでございます。

【小林委員】今の話を聞いてみると、県が作成した書式があるとか、様式があると。そういうような形で、それを一つの参考にしながらつくってもらおうと、そういうことを支援という形でやっておられるということだけれども、その、今お話があったリスクシナリオというのが非常に大事になってくると思うんですね。これは自然の甚大な被害ということを前提としてつくるシナリオと、あってはならない、起きてはならないということを最悪の事態を考えてつくるリスクシナリオというふうに聞かせてもらっているんだけど、そこを、県がつくったもの、それは21市町の実情に応じたものになっているのか。やはり市町でしっかりその辺のところは、自分たちの地域は自分たちで備える、守る、やっぱり減災とか防災とか、そういう対策を練ってもらわなくちゃいかなわけだから、その支援の仕方というのは、ただ、そうやって書式をつくって、こういうふうに書くんだよとか、こういうふうにつくるんだよというような、手取り足取りみたいな形のものでいこうとされているような、そんな受け止め方をするんだけど、果たしてそれでいいのかどうかと。やっぱり自分たちの市とか町は自分たちが守るんだという、実際の町とか市の強い責任感と、そこに住む人たちの暮らしをしっかりと守ることから考えていけば、もうちょっとしっかりしてもらわなければいけないんじゃないかと。

だから、令和3年度から、今まではこういう災害とか、そういう甚大な被害があった場合においては、予算は非常につきやすかったけれど

も、これからはそういう計画が策定されていないところ、また、策定の中にしっかりとした防災対策がそこに盛り込まれてなかったら、国の予算は勝ち取ることはできないと、そういう、ある意味では当たり前の正論で今いこうとしているわけだから、こういう策定ゼロとかいうようなことが見出しに出てまいりますと、非常に県民の皆様方は、何をやっているのかと、こういうような形になると思うんです。

だから、もうちょっと市町にしっかり責任持ってやらせるというような、そんな考え方の中に立ってもらいたいと思うんだけど、これから県の支援のあり方についても、それぞれ地域の実情に応じたということを大事にしてもらうためには、やっぱり市町の担当者にしっかりわかっていただかなければいけないと思いますが、その点いかがですか。

【近藤危機管理課長】 全く委員のおっしゃるとおりだと思っております。

災害というのは、地域、地域でそれぞれ違った起こり方というのが考えられますので、そこら辺に応じた取組というか、リスク評価をすべきところではあるかと思っておりますけれども、県の場合は、国の基本計画に沿ったリスクシナリオを基本として、過去に起こった、例えば長崎大水害や雲仙普賢岳の噴火災害等、そして、あとは地震に関しましては、長崎県地震等防災アセスメント調査というのを平成18年に行っておりまして、それに基づく地震・津波の予測等を評価して、それをリスクシナリオとしてつくっております。

それは、県として起こり得る最大級のリスクというようなものを踏まえてつくっておりますので、市町におきましては、まず、現段階で急いでつくるという状況にあっては、県と同じリスクを見ていただいて、そこに地域、地域のそ

れぞれの独自のものを加味してつくっていただければと考えているところでございます。

【小林委員】 そういう豪雨とか土砂災害とか、ある程度そういうことを前提としてやっているんだろけれども、一番大事なことは、なかなか予測困難な地震対策ですね。この地震というところについてのリスクシナリオというのが、過去の前例を持っていろいろやっているようだけれども、これはどこで起きるかわからないわけでしょうけれども、そういう面から、例えば活断層とか、あるいは断層とかという地震にとって非常に怪しげな状態がいろいろ言われているわけだけれども、断層と、地震につながるような活断層、ここの違いというのは、皆さん方が非常に心配しているわけだけれども、そこはどうですか。

【近藤危機管理課長】 断層と活断層の違いというものでございますけれども、断層と申しますのは、地下の地層や地盤に力が加わって割れて食い違いが生じたもので、実際は至るところにあると聞いております。

一方、活断層というのは、その断層のうちに繰り返し過去から地震を発生させてきたということがわかってきておりますので、将来も地震を発生させるおそれがある断層のことを活断層と呼んでおります。

ちなみに、防災のアセスメント調査におきましては、県下で注意すべき活断層というのは、雲仙断層群、島原沖断層群、橘湾西部断層帯、大村・諫早北西付近断層帯というような形が、今後注意をして地震を想定したことを評価すべきだと言われているものでございます。

【中島(浩)委員長】 委員長を交代します。

【山下副委員長】 委員長を交代しました。

【小林委員】 そうしたら、地震は活断層のそのところだけを心配しておけばいいのか、通常

の断層という状態では地震の関連というのがどうなっていくのか。

もう一度言いますが、地震対策の中に活断層が横たわっているところ、そこだけを心配すればいいのか、通常の断層というのは、長崎県の地域の中にどこだって横たわっているというようなことなのかと。だから、活断層のところだけを我々は心配すればいいのか、そこはどうですか。

【近藤危機管理課長】いろいろお聞きしますと、やはり委員も先ほどおっしゃいましたように、断層というのは至るところにあるということなんですけれども、実際、今私どもが注意すべき、地震を起こす断層というのは活断層として評価されていますので、その活断層を見ないといけないということでございます。

ただ、今申し上げた以外の活断層も、実はまだあるかもしれないというようなところもありますので、そういったところも踏まえて、注意すべきところでありますけれども、今現在、本県でリスク的に注意しなければいけないのは、今の活断層が揺れるとといいますか、地震になることによって、県内どこでも震度5弱から6強ぐらいの地震が起こり得るところを、常日頃から注意を払って、それに対する備え、耐震策というのをとる必要があらうかというふうに考えているところでございます。

【小林委員】最後に、重ねてお願いをしておきますけれども、やっぱり先ほどから言っているように、こうして新聞で、県内自治体の国土強靱化地域計画が策定がゼロだというような形の中で、策定済みが全くないということ、ここは非常に大きく取り上げるべきだと思います。

今、策定中のところが14と、検討中というのが7ということで、検討中なんていうのは、7つの市町の自治体が、果たして6月までにそれが

できるかどうか。よっぽど県の支援が必要になってくるのではないかと、こういうことですね。

だけど、この策定は、どんなことがあってもしっかりとした、いわゆる市町の実情に応じた、地域の実情に応じた内容でなければいけないと、そういうようなことを考えて、ここのところにはもう少し重きを置いた指導が必要ではないかと。だから、支援のあり方と指導のあり方、この辺をしっかりと受け止めてやっていただけるように、これは重ねて要望しておきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

答弁はありますか。

【近藤危機管理課長】市町の計画ではございますけれども、それが強いては防災・減災の対策につながるということでありますので、県としましても、必ず市町につくっていただくように強く支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

【山下副委員長】ほかに質問ございませんか。

【中村(泰)委員】お疲れさまでございます。

私のほうからは情報政策、公文書管理、あとは防災広報で話をさせていただきます。

まずは、情報政策に関してでございます。

「長崎県総合計画チャレンジ2020 平成30年度の数値目標の進捗状況」、こちらで総務部の2ページになります。戦略10、「ながさきICT戦略」進捗状況でございます。

進捗状況の分析の中に、ビッグデータなどの先端技術を活用した地域の課題解決や地域活性化などに取り組む必要があると、これがまさにICTをやる目的だと感じております。ながさきICT戦略が来年度までということで、つまり、来年度にその次の次期ながさきICT戦略を立案していくということが述べられております。

そこで、先日、先ほどからも話がございました

が、長崎新聞のほうで、5G整備が国家戦略であるといった記事がございます。これは、つまりどういうことかということ、5Gを整備するに当たって、国が全面的に、特に補助金などを用意しながら整備を進めると。つまり、国として、半ばやりなさいと。これを使って地域なり、国なり、そういった問題を解決するようにという明確な意思が表明されております。

そこで、来年度から取りかかる、次期ながさきICT戦略におきまして、今、県がどういう状況にあるのか。また、この5G整備、5Gを利用してどのような構想を描こうとしているのか、まずご教示願います。

【山下副委員長】 委員長を交代します。

【中島(浩)委員長】 委員長を交代しました。

【山崎情報政策課長】 まず、5Gの現状のところなんですが、今年度4月に総務省が、事業者4者に電波割り当てを行いました。それをもとに、審査基準の中で、今年度から2年後まで、2020年までにすべての都道府県において5Gの高度特定基地局の運用を開始しなければならない。また、2023年までに、面積割りですけれども、全国で50%以上の高度特定基地局を開設しなければならないというところがございます。

この高度特定基地局というのは、いわゆる親局でございまして、5Gは、今の携帯で使っている通信の4Gというのがありますけれども、これは半径数キロから数百メートルの到達距離がございますけれども、5Gになりますと、その約10分の1ぐらい、電波の到達する距離が短くなります。ですので、この特定基地局だけでは、当然5Gは使えませんで、それをつなぐ子局といいますか、基地局の追加が必要になってまいります。今現在は親局の部分で、今言った年度で整備を図ってください。国としては、さらにそれを加速させるようなことを行うために、

さらに、税制優遇措置だったと思いますけれども、一定の援助をしましょうと、そういった流れになっております。

【中村(泰)委員】 意図としては、5Gの状況というより、県が5Gを用いてどういう県をつかっていくのかといったところをお伺いしており、特にICT戦略においてそれをどう使うのかをお伺いしました。お願いします。

【山崎情報政策課長】 失礼しました。

今度の次期戦略の中におきましては、5Gについては整備を進めていくという形にしております。新しい技術である5Gについて、通信事業者による整備が行われることになっておりますけれども、なかなかその整備自身が、実際に使える環境になるまで結構時間がかかろうかと思っておりますので、今度の戦略の中では、事業者や市町と連携しながら整備促進を図っていききたい。その整備促進という中で、具体的に利活用があれば、さらにその地域は整備が先に進むのではないかという思いで、今回は整備促進という位置づけで戦略の中にはうたわせていただいております。

【中村(泰)委員】 整備を促進することはぜひともお願いをしたいんですが、私の本意を申し上げますと、次期ICT戦略は、恐らく令和3年度から向こう5年間です。要は、5Gが2023年からそこに入るわけですね。次期ICT戦略にこの5Gをどうするのかを明確にうたわない限り、要は、長崎県は5Gを整備したところで使えない状況に陥るリスクがあると思うんですが、いかがですか。

【山崎情報政策課長】 5Gの具体的な利活用については、ある通信事業者のパートナーシップとかに入って、情報を受けながら、具体的にその情報を各部各課に流して利活用の促進を促してはおります。

ただ、この次期戦略の中では、まだ、それは並行してやりますけれども、いかんせん、まずは通信基盤、5Gが使える環境になるということが大切ですので、そこのところをまず促進していくと。その中で並行しながら、利活用も進めていくと、そういった形で書かせていただいています。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。

利活用について、今すぐに答えてくださいということを決して申し上げているつもりは全くございません。次のICT戦略において、この5Gを用いてどうするのかをこれからしっかり議論してほしいというのが私の思いでございます。

先日、いわゆるキャリアの専門家とこの状況について話をいたしました。正直、5Gの戦略がしっかりできている自治体、もしくは企業というのはほとんどいないと。しかしながら、2023年から基地局が整備されて、恐らくそこで世界が変わっていくだろうと、今言われています。

ただ、キャリアとしては、整備をすることで、本来の主角というのは我々ユーザーなんです。要は、いわゆるドコモであるとかソフトバンク、au、楽天が何を我々に対して期待をしているのかということは、各企業、自治体が自分たちの課題、そして課題に基づいてどういったことをしたいのか、何ができるのかを考えてほしいと言われています。

つまり、私としては、長崎の課題は人口減少、そして離島です。長崎こそ、こういった5Gによっていろんな社会問題、情報政策課のほうでビッグデータ何とかかんとか、地域の課題を解決するんだとここに書かれております。これがまさに目的であって、それを解決する手段が5Gであろうと私は思っております。

なので、ぜひ、次期ICT戦略で5G整備によって何をするのかを明確にうたっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

【山崎情報政策課長】 5Gの特性としまして、超高速の通信、それと遅延がないとか、そういった形で、例えば4K、8Kとかのよりきれいな画像が送れますとか、あるいは遠隔医療のために、離れたところから医療ができますと、そういったものができますということで説明がっております。

具体的に、こんなことができるけれどもどうかということで、各部のほうへも、県庁のポータルサイトとかで情報提供をしているんですけども、医療分野ではご相談があったりとかは確かにしておりますが、まだ具体的にそれが戦略に書くまでのものではないので、特定の分野で何をするというところまで、今の段階では、まだ整備自身も並行してやっていますので、実証実験レベルではやれるのかもしれませんが、なかなかまだ、具体的に書くのは難しいと。もう1年たって、その次の次期ICT戦略のほうになってくれば、また少し状況は変わるかもしれませんが、今の段階では、まだ整備促進を図るという形でしか書けないと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。今すぐに書いてくださいということではなくて、次期においてそれはお願いをしたいと。

そもそも今のICT戦略が、私も拝見させていただいたんですけど、申しわけないんですが、なかなか長崎らしさというものを感ずることができなくて、よその自治体にもあるような記載のように見受けられると。

そこで、先ほど下条委員のほうからも、共通化が重要であるというお話がございました。私もまさに同感でありまして、それは、浅田委員からもよく話がございまして、外部の人

材をどれだけ入れてやっていくのか。例えばいろんなコンサルであるとか、特に総務省の皆様は、こういったところにすごく強い方がおられるので、恐らく総務省としても、ICTを推進するために、人材であるとか費用を惜しみなく出そうとしているはずなので、次期ICT戦略において積極的に総務省、もしくは外部のコンサルを入れてぜひともやっていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【山崎情報政策課長】先ほどの発言で訂正があります。私は、次期総合戦略の話と次期ICT戦略とごちゃごちゃしてお話ししましたけれども、次期ICT戦略についてお話をさせていただきます。

その策定に向けましては、例えば総務省との連携という中では、例えば総務省の一つの事業の中で、ICTの知見を有する地域情報化アドバイザー制度がありまして、それを利用して、本県も昨年10月に、ICT・IoTを活用した施策づくりというワークショップセミナーを開催したところです。あと、総務省との連携におきましては、個別な案件については、九州総合通信局と協議をするなど行っておりまして、今後とも状況に応じて、連携しながら進めていこうと思っております。

あと、外部人材の活用については、一つは、既存のながさきICT戦略推進研究会、産学官で20団体ぐらいあるんですけども、地場IT企業とか大学、銀行、シンクタンクとかで構成されております。そこの知見を含めて、あと、先端技術の導入の促進のためには、それに加えて民間人材の活用でありますとか、誘致企業の中でAI系の企業もございますので、そちらのほうともうまく連携がとれるような、そんな体制を今検討しているところでございます。

【中村(泰)委員】わかりました。今言っていた

だいたような方々、総務省、また民間の方というお話が出ましたので、しっかりとそこは連携をとっていただきながら、本当に時代が変わると。ここについていかなければ、本当に長崎が沈むというぐらいの覚悟を持って、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。

では、続いて、公文書の管理に関して話をさせていただきます。

先日、11月6日に長崎県郷土資料センターに関する質問状という形で、長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会の皆さんから質問状が県に届いたかと思えます。こちらのもとめる会のメンバーは、長崎大学の核兵器廃絶研究センター（RECNA）の先生方が中心となって、こういった会を立ち上げられました。

この会としては、被爆体験の伝承において公文書管理が重要だと主張をされております。後から説明をしますが、被爆体験だけじゃなくて、県の行政の意思決定について、後から確認が必要になった時に公文書管理が重要であるとおっしゃっておられます。今、すごく長崎県内で活動されて、地元新聞であるとか、地元メディアの皆様から非常に取り上げられている皆さんであります。

私も被爆三世で長崎の政治家でございますので、被爆体験の伝承、被爆を経験した方々の数が減っているので、どうやってこれを伝承していくのかというのが、私の責務だと感じております。

そこで、会のほうから回答を今求められていると思いますが、どういうスタンスというか、形で、今回答しようとしているのか、ご教示ただけますでしょうか。

【荒田総務文書課長】先ほど長崎の近現代資料の保存・公開をもとめる会から、長崎県の郷土資料センターに関する公開質問状ということで、

教育庁の生涯学習課、新県立図書館準備室と総務部総務文書課宛てに質問状をいただいております。

今度、12月25日にお会いする機会をいただけるということでございましたので、そこで、現時点での対応について、ご説明をしたいと思っております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。早速12月25日に話し合いの場を持っていただけるということで、安心をいたしました。

私も、近現代資料の保存・公開をもとめる会の皆さんと連携をとらせていただきまして、私なりに公文書についていろいろ調査をさせていただきましたので、少し話をさせていただきます。

まず、もとめる会の目的、なんでこういった形でやっているのかといったところですが、まずは、郷土資料センターの開設において、こちらで公文書管理にかかわる、また、ほかの機能を有することができるんじゃないかというふうに考えておられまして、せっかく郷土資料センターがこれからできるということで、まだ時間はあるので、その体制づくりのために、ぜひとも有識者、市民等で話し合いの場を持ちたいと思っておられます。

そして、長期的な思いとしては、公文書を扱う各機関、長崎で言うと県と市町の連携ですね、こちらを進めてほしいという思いです。また、先々、できれば公文書管理の条例ですね、都道府県で条例を制定しているところもございますが、そういった取組を進めていきたいと考えておられます。

そこで、冒頭、被爆体験という形で話をさせていただきましたが、広島市と長崎市の公文書管理の状況について調べましたので話をさせていただきます。

実は、広島のほうが公文書管理はるかに進んでいるということがわかりました。まず、公文書がどれだけ今寄贈されているのかといった数字なんですけれども、広島市が2015年と2016年で大体800件から700件ございます。一方、長崎市のほうは、2015年～2016年で見ると、180件、100件というように、ちょっと数が違うという状況でございます。

学芸員の数も、広島は常勤が5名、嘱託3名、長崎は常勤1名、嘱託1名というように、数においては長崎と広島を比べると、やはり力のかけ方が違うということがわかりました。

広島がどういう歴史を踏まえて管理を経てきたかということ、広島も原爆によって、公文書をはじめとする資料が消失したと。しかしながら、その後、広域合併により合併した町村において、多くの公文書が保存されていることがわかったと。そういった流れの中で、要は、文書が散逸するのを防ぎたいという思いから、町史・市史の編纂の過程において、体系的な保存活用を図るために、昭和52年に公文書館が設置をされております。

その後、この公文書館には、ほかのいろんな機能も付随するようになって、今は個人情報の窓口業務であったり、そういった多岐にわたる機能まで持たせることができるようになったようです。

一方、長崎は、なかなか組織立っていないと、RECNAの先生方、専門家の方は言われております。公文書館の機能ガイドブックというのがあるんですけれども、その巻末においても、九州は長崎だけが公文書館やそれに準ずる施設の記載がないという状況であります。RECNAの関係者も、こういった状況の中で、広島、長崎を比べて、ちょっと長崎が劣っているんじゃないかと、研究するにおいても困ることがよ

くあるというようなことで、今こういった動きをされていると。

この状況が続くと、今後、被爆資料が、例えば、実際に被爆に関係した資料だけじゃなくて、被爆者の声を集めた会報であったり、さまざまな資料について、その会が解散した場合に、引受先がないということで、紛失するんじゃないかというような懸念を持たれております。

公文書というのは、当然、長崎において被爆資料だけではなくて、要は、施策の意思決定にかかわるような資料もございます。例えば式見漁港の造成について、ある研究者の方が調べようとした時に、それにかかわる資料がなかったと。なぜ式見に漁港が造成されたのかが、結局わからなかったといった事例があったそうです。

今、まさに九州新幹線西九州ルートであったり、県庁跡地、そしてIRなど、今、極めて重要な施策が決められようとしている中で、こういった意思決定がどう、例えば50年後、その先に、研究者であったり、我々のような議員であったり、そういった関係者が、どういう意思決定で決められたのかを確認するためには、今の状況では厳しいと、研究者は嘆いております。

長くなって申しわけないんですが、長崎市の話をしているんですけれども、やはり市町村合併とかいうこともあって、今後どういう形になっていくかわからないと。専門家としては、やはりここは県がリーダーシップをとってすれば、市町村がいろいろ合併なり吸収なりをしていったとしても、そこを防げるんじゃないかということで考えております。

私の思いといたしましても、やはり歴史文化の香りが溢れる長崎において、まさにそこが弱いという状況はなかなか許容できないというか、ぜひともこれは改善をしてほしいなという思いで、私のほうから話をさせていただきました。

ちょっと話は長くなったんですけれども、踏まえて、今後の県の公文書管理に対する思いを教えていただければありがたいです。

【荒田総務文書課長】 公文書が非常に大切であると、つまり、しっかり管理をしているところなんですけれども、歴史的文書として、次代の県民の方々がアクセスしたい時にそれが無いという状況が出ている、それは防ぐようにということの趣旨だと思います。

まさしく私たちも、公文書の保存期間をそれぞれ、30年、10年、5年、3年、1年ということで定めております。その期間はきっちり管理をしていきます。

しかし、いつまでも持っているわけにはいきません。スペースの関係ですとかありますので、管理もしっかりできないものですから、期限がきたらそれを廃棄することにしております。しかしながら、次代の方々の検証に必要なものについて、歴史的、文化的に価値の高い公文書については、歴史的文書ということでそれは残していったって、県民の方々が気軽にアクセスしやすいような状況をつくっていくというのが我々の使命かなと思っておりまして、そういうことで、今回新しくできます郷土資料センターの中に、公文書コーナーを設置して、利用しやすい体制をつくっていかうとしております。

【中村(泰)委員】 ありがとうございます。思いはいただきました。ただ、現状、郷土資料センターに公文書コーナーを設置するということは私も存じておりまして、しかしながら、よくよく話を伺うと、それは公文書管理、もしくは収集という機能ではなくて、どちらかというと、言ってしまうと、本棚というか、保存するための場所というぐらいの機能しか、どうもなさそうですので、12月25日以降、こちらの会の皆さんと話をすることで、ぜひともそういった機能を

入れていただきたいと思います。

当然、ある限りの資料は保存はしたいという思いは、必ず皆さんにもあるはずです。しかしながら、費用との兼ね合いといったところがあるかと思いますが、県庁のOB、OGの皆さんとか、今までの歴史において誇りを持っておられる皆さんに手伝っていただくとか、いろいろ助けていただける方は恐らく多いはずですので、ぜひとも県がリーダーシップをとっていただいて、こういった活動をぜひとも進めていただきたく、よろしくお願いします。

以上です。

【中島(浩)委員長】 ここで、しばらく休憩をとります。

再開を2時55分にします。

— 午後 2時43分 休憩 —

— 午後 2時55分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開します。

質疑はありませんか。

【浅田委員】 お疲れさまです。短めに質問しますが、先ほどから話が出ているICT戦略について、まずお伺いをさせていただきたいと思います。

私も一般質問等々で、何度もこの件に関しては質問をさせていただいておまして、離島・半島を抱える我が県こそ、しっかりここはやるべきではないかという思いで、これは総務部長も同じであるということもご答弁をいただいているわけですが、ICT戦略研究会というものがあって、しっかりそこで議論をしているということが、先ほどもご答弁があったんですけども、そもそも平成27年からやっているICT戦略推進研究会というのが、大体年に2回ぐらいしか行われていないと。このスピードの時代の中で、年に2回で、果たして本当にし

っかりとした議論ができているのかというのが、私にとっての大きな疑問なんですけど、いかがでしょうか。

【山崎情報政策課長】 開催回数の関係ですけれども、今までは特に議論といいますか、知見をいただいたのは、産学官で共同でつくる「官民協働クラウド」、その運用体制、そちらのほうを中心に議論をさせていただきまして、その中でより先駆的なICT、IoTを活用した実証事業、そういったものをどんどん進めていこうと、そういった意味合いでの内容になっておりまして、回数的には、おっしゃるように、スピード感に対応した回数なのかと言われると、ちょっと、回数だけではないのかもしれないんですけども、回数的には、そういったことを議論するための開催でございました。

【浅田委員】 そういったことを議論する、あまり私の中では、すみません、私の理解力がないのか、官民協働クラウドについての議論をなさってきいたというふうにはわかるんですけども、これから、重点戦略の中にも入っている5Gも含めて、IoTかAIか、いろんな事々をやっていく形の中で、やっぱり情報政策課の方というのは、非常に重要なポジションだと思うわけです。

この間、一般質問の時にもお伺いしましたが、情報政策課の方も、実のところは、実際そういうことの専門家ではないと。もちろん、皆さん優秀な方々ばかりがお集まりいただいて、ネットとか、先進県の事例を使いながら長崎県に適しているのは何なのかということ、この情報政策課の中では考えているということだったんですが、やっぱりこれだけの技術がどんどん、今、どうなるかわからない5Gについて、いきなり提案型というのは、今の段階ではできないにしても、それを捉えてどういうふうに発

信していくかというのは、やっぱり今からやっていかなければいけない、本当に喫緊の課題だと思うんですね。

私は、民間の方でもいいので、CDOを入れるべきではないかと。一応、長崎県においては、その立場には上田副知事がなられていますけれども、上田副知事も、この情報戦略に対しての専門家では決していないという状況だと思うんですね。副知事がお二人いて、どちらかが何かをという中の部署かなというふうに、やっぱりその専門的な方が、本当にしっかりとこれからの離島・半島を抱えて、よそよりはやっぱり遅れをとるわけにはいかない。うちとして、だからこそやるべきことをもっともっと、前のめりでやっていただくには、もう少し考えていただけないかと。

この間も、10回目のICT戦略会議が行われている中で、「推進にかかる体制強化及び民間連携について」というのがテーマの一つに挙がっていたというふうに聞いているんですが、この民間連携というのは、例えば私がずっと県庁の中においてCDOをしっかりとした確立をしてほしいというようなことなのか、今までと同じような形での研究会の中での提案なのか、提携なのか、強化体制というのはどのぐらいの重さに置いての体制なのか、そこを教えてください。

【山崎情報政策課長】そのテーマの中のICT戦略の推進にかかる強化体制、ここの中で、いろんな外部の方々を入れるというような提案もあるんだけど、どうだろうかというようなお話、そして、その後の民間連携というのは、研究会でありますとか、いろんな民間の方々との知見の共有と、そういった意味合いで提案をさせていただきまして、いろんな外部から人を入れるというのはどうなんだろうということでは

いろいろお聞きをしたところ、例えばITコーディネーターでありますとか、あるいは、民間の包括連携協定を使って、その中で一緒に実証実験をやろうというような方法もありますよというようなこともありましたし、あとは、具体的な強化をやる際に、もっと課題をはっきりさせてほしいとか、大事なものは何をしたいか、どう変わりたいか、どうしなければいけないか、そういったことをやる上で、ITがどう使えるかということを経験しなければいけないよというような体制の考え方ですけども、そういったお話がここの中では出てきました。

【浅田委員】どうしなければならないのかというのを、今ここの会議で議論をなさっているとしたら、やっぱりちょっと問題なのかなという気がするわけですよ。

部長は、この間の議会の答弁の中でも、やっぱりそのあたりも含めてしっかりやっていただけるといような今後の検討課題であると。その質問をして、そのご答弁をいただいた後のこの研究会でありますよね。このICT戦略推進研究会というのが、県の中ではこれからのこの分野を担っているかのようなご答弁をいただくんですけども、そこがあまりにもちょっと弱い、遅いでは、やっぱりどんなに重点項目の中に入っていて、これからひと・まち・しごとの新しい総合計画に入っても、なかなか歩みが遅い感じがしています。やっぱりこの分野をしっかりと引っ張ってこられる人に上に来ていただく。そういう人を、人材を配置するという必要性を私は非常に感じるんですけども、いかがですか。

【平田総務部長】まず、ご指摘の点については、率直に受け止めさせていただきたいと思っております。

この検討については、これまでの委員からいただいた問題意識、あるいは、私自身も述べ

た問題意識を踏まえて、担当課とも話し、担当課長からも話がありましたように、研究会の中でも、将来に向けたあり方についての議論をするということにはなっているんですけれども、委員がおっしゃられますように、いかにも歩みが遅いというのは、ご指摘のとおりだと思っています。

その検討体制としてどういう形をとるかということについては、情報政策課長も申し上げましたように、民間からの力をどのようにして取り入れていくのかということも含めて、今検討をしているところでございます。

それは、次のICT戦略の進め方も含めて、どういう形で取り組んでいくのかというのは、現在検討しているところでございまして、まだ、こうしますというお答えができる段階ではございませんけれども、何かしらの力強い推進ができる形をとりたいと思っています。

その際、必ずしも委員と同じではないかもしれないのは、CDOという形で民間の人材をトップに据える、あるいは指令塔として据える形がいいのか、先ほど、実は図らずも下条委員からもありましたけれども、ある程度技術的なところをわかっていらっしゃるところで、私たちの行政の内部のところを実際に引っ張っていくためのアドバイスをもらうような形がいいのか、あるいは、そういうようなことも含めて、いろいろ検討させていただいているというところでございます。

【浅田委員】もちろん、トップだけではなくて、そこでしっかりつくり上げていく技術を持っている方たちを登用するということも急務であろうと思います。

この研究会の流れで言うと、あと3～4カ月後に次が、11回目が行われるのかなと考え、もう予算とかそういう時期になってしまいます

ので、本当にこの部分はしっかりと予算をかけてでもやっていただきたいというふうに思います。

一つ、これは議会側の私とかも含めて反省しなければと思うんですけれども、例えば、このICTを使って働き方改革とかのいろいろ着手をしたり、そういう実証実験をやったりというのにも、過去あったと思うんですよね。そんな中で、議会とかもいつも一般質問の前とか、委員会の前とか、たくさんの県の職員さんたちが、ずうっと廊下に並んでいます。これは、私は初めて議員になった12年前にもびっくりして、それは無駄ではないですかというような質問も当時もしたんですけれども、12年間たってもやっぱり変わらなくて、これは私たち議員側も意識を変えなければいけないところだと思うんですが、この間民間の方が会派に来て、あれだけ立っていますけど、県の職員さんって時給結構しますよねと。ここにいる50人掛けるの時給で考えると、自分が来て帰までの30分間、同じ人がかなり立っていたと、すごい額になりますよねと。やっぱり民間企業の会社の社長とかは、すぐぱっと、その辺が当然あるわけで、私たち自身も並ばないようにとかと思うわけですが、働き方改革の実証実験とかをやっているんだったら、さもこういうのって難しいICT化だと思うわけですよね。勤怠出勤のあり方をどうやってやるのか、それが残業を減らすことにも、行財政改革にもつながりますし、目先のところの難しいところとかももっともっと目を向けていただくには、やっぱり当たり前に県庁の中でだったりとか、政治家の私たちも、ああやって並んでいただいているのが、もう当たり前の風景になっていますけれども、決してそうじゃないんだと、そこには無駄があるんだという視点を持って、こういうこと

もししっかりと、便利なICT化が進んで実証実験もやってらっしゃるというのであれば、そのあたりもきっちり目に見えるような形でやっていただければなというふうに思います。

こういうことも、IoT、いろんなものを入れるということの体制の中で、一つ議論の中になっている部分が過去にもありましたので、そういった目先のことも含めて、もっともっと便宜が図られるところに、どう先端技術をテクノロジー化していくのかということを踏まえていただければありがたいなと思います。

次の質問に移ります。

今日、午前中に川崎委員から話が出ていました、災害時のことについてなんですけれども、災害の時のドローンですけれども、今本当にいろんなところで活用されていて、先ほど県内7市町がそういう協定を結んでいると。だけれども、県は大手の損保会社と結んでいるということが非常に気になったんですけれども、その大手の方と結んでいて、実際災害が起きた時に、そういうふうなドローンとかの実態としての体制が整えられるのかどうなのか、その辺の詳しい提携はどうなっているんでしょうか。

【近藤危機管理課長】大手の損害保険会社の損保ジャパン日本興亜さんと協定を結んでおります。この会社は、熊本地震とか、九州北部豪雨でも実績がある会社でございます。ただ、ドローンを扱える、本当に専門的なプロの方は東京にいと聞いておりますので、すぐお願いしなすと言ったとしても、少し時間がかかるということは十分考慮しないといけないと思っております。

ですので、ドローンにつきましては、いろんな活用分野もあるかと思っておりますし、農業、それ以外の分野でもいろいろありますが、特に防災の分野だとすると、今までの被災状況の把

握だとか、一方、スピーカーを設置することによって避難誘導にもつなげられるというようなやり方、そのほか、搜索活動にも活用できますし、今後の話であるとする、物資の輸送にもドローンを使えるということで、今、いろんなところからお話がありますので、そういったところを踏まえて、今後の対応というのは十分検討したいと考えているところでございます。

【浅田委員】今おっしゃったように、実際提携を、連携を結んでいても、それがどうなのかわからない状況では、やっぱり命にかかわったりとか、地域が道路の問題とか壊れた時とかに、早急なる対応が求められる時に、それは果たして来てくれるかどうかかわからないという状況では、結んでいるのか、結んでないのかかわらないに等しいのではないかなというのが今の私の率直な感想だったんですが、県内の中にも、いろんな民間のドローン業者の方々がいらっしゃいますよね。そういった身近な、すぐに対応できる方、おっしゃっていたように物資とか、今、物資を運ぶとか、海外とかでもすごく進んでいますし、ああいったものを、離島・半島を抱えておりますし、この間、松浦の災害時に行った時にも、ドローンで撮影をしているような状況を見させていただいたりとかを考えると、地元にあるたくさんの民間企業と県も結ぶということをお考えにはならないものなんでしょうか。

【近藤危機管理課長】委員ご指摘のとおり、そこが課題だと思っております。

今、さまざまな方から、少しそういうお話も受けておりますけれども、いろいろお聞きしますと、個人的といいますか、個人の会社とか、個人さんのスクールとか、私どもとして、一体、それぞれ個々で結ぶ必要があるのか、それよりも、一つ協会みたいなものをつくっていただけ

れば、その協会にお願いすれば、一斉にそこでもいろいろなところをお願いできるというようなところもありますので、来ていただいた方に、少し大きな協会としての活動をお願いしております。ドローンの形態は、県全体ではなくてもいいんですけども、ある程度まとまった形で協会というようなものが、現状は難しいと聞いております。個人と結ぶ場合、誰と結べばいいのかというようなところも非常に難しいところがあり、そこを今研究していますし、そういう組合的なものがないかというお願いもしているところでございます。しばらく研究をさせていただければと思います。

【浅田委員】県のほうからもお願いをしているということですね。

実は、私はドローンをやっている方々、何名かとお会いをして話をさせていただいた時に、すごい横の連携はとれているというお話を聞いたものですから、だったら、組合とかをしっかりとつくったらどうなんですかというお話も、こちら側からも提案をさせていただいたところだったんです。なので、そういうのができれば、しっかり県内でも結ぶということができるといえることですね。それがわかったなら、大丈夫です。ありがとうございます。

もう一点だけ。これは、前回質問した時に、女性消防団員の状況についてお尋ねをしていたら、その資料を持ってきていただいたんですけども、女性団員というのが、ここ数年すごく増えているのかなと思ったのが、今全体で392名いる中で、5年未満の方が223名ということは、ここ最近がすごく女性の方々も消防団の中においての活動というものをご理解いただいているんじゃないかなという気がしています。

そんな中で、細かく女性団員の活動内容を見ると、長崎市と長与においては、男性と全く同

じ活動であると、結構厳しい状況なのかなという気もするんですが、ほかの市とか町によると、イベントのみとか、広報活動を中心とか、いろいろな方々が活躍できるような形の仕事というのがあるということなので、もっともっと人数を増やすためには、こういう細分化されているところの詳しい現状というものの広報をしっかりとやっていただくことによって、もっともっと女性団員、先ほど松本委員も、自分ならざるを得なくなったというような話も出ているぐらいなので、女性とかでもできることとかしっかりあるんですよということをより告知をしていただければなという気がしましたが、いかがでしょうか。

【宮崎消防保安室長】基本的に21市町の中で、現在、時津町を除きます20市町のほうに女性消防団員が在籍しているわけでございますけれど、各市町におきまして、女性消防団員にお願いしている仕事というのは、分野が違っております。長崎市のように、男性団員と同じようにお願いしているところもあれば、今、委員おっしゃいましたように、広報活動、救助、後方支援、そうした活動への従事だけというところもあるわけでございます。

こうした市町の取組というのは、最終的には市町で判断して決めていただくわけでございますけれども、やはりこの市町でどういう仕事を女性消防団員がやっているというような情報というのは、やはり住民の方にはなかなかわかりづらいところがございまして、先だって県立大学で行いました学生セミナーにおきましても、対馬市の女性消防団員の人にパネラーとして来ていただきましてお話をさせていただいたところ、学生の中から、女性消防団員がいろんな活動をしていることを初めて知ったというようなアンケートの回答もたくさんございまして、やはり

こういう市町でこういう活動をやっているというように今後PRして、それならば自分でもできそうだという形で入団を決断していただくということもあるかと思いますので、そうしたことをまずはPRしていきたいと。

あわせて、各市町のこうした状況を各市町それぞれ、また共有していただきまして、自分の市町の仕事の任せ方がどうなのかというようなことも、また見直していただきたいというふうに考えております。

【浅田委員】 ありがとうございます。やっぱり大学でやられたというのは非常にいいなと思ったものですから、今後も、どんどん高齢化をしている長崎の中においては、どこにいてもそういうふうな思いを持てるということを広報することも大事だと思うので、さまざまな大学、高校とか、いろんなところでの広報活動というものもしっかりやっていただければと思います。

以上で終わります。

【中島(浩)委員長】 ほかにご質疑はありませんか。

【吉村委員】 関連と確認とちょっとさせていただきたいんですが、先ほどの中村委員の公文書の話ですが、聞いって私もなるほどと思って、被爆の話とか、そういうのが出てきたんで、この長崎市域の話だったのかなと思って聞いておるんですが、被爆はしておらんわけですが、我々は平成の大合併を経験したわけでございます。

合併で吸収されたところは、昔は79市町村あったわけですが、今は21市町となって、50以上の自治体がなくなっておるわけですね。自治体であった時には、それなりの公文書の保管とか、歴史を語り継ぐ、そういう資料の保管とかというのがある程度できておったと思うんですが、合併後、そういうのが散逸してしまって、昔を語る資料がわからなくなっているというような

ことも、多少、私なりに感じとっておったところなんですけど、先ほどの話で、県が主体となってやってほしいんだと、お願いしますというような言葉だったんですが、特に、もう合併してしまったところは自治体ではないわけですよ。

それを合併した、例えば、私のところの町は佐世保市になっているわけですが、そうしたら佐世保市が、周辺の町と合併をしているわけですが、その町のそういう資料をきちんと保存してくれているかというのは、はっきり確認したことはないんですが、なかなかそこまで至ってないというのが現実だろうと思わけます。

そういった時に、やはり長崎県全体のそういう資料を県が主体となって保存をしていく、残していくという作業をしていただければありがたいなと思うんですが、そこについて、改めて総務文書課長、お考えをいただきたいと思います。

【荒田総務文書課長】 総務文書課が所管をしております公文書コーナーにつきましては、県の公文書のみを、現在、対象にしております。

委員がおっしゃっている市町の歴史文化を残すための、後から検証するための資料につきましては、第一義的には、やはりその市町の行政、あるいは図書館がしっかりそれは管理していくべきものだと思っております。

特に郷土史を、町史を各市町必ずつくっていらっしゃると思うんですけども、その時に、どうも町史が完成した後は、その関係の参照した資料を本来残しておけば、また、次の町史にもつながっていくわけですが、つくってやめたら、その保管が曖昧になっているところもあるかと思えます。そういうものについて、県がどういうふうな対応をしていくかについて

は、郷土資料センターとも話をして、検討をしていきたいと思っております。

【吉村委員】昨日、企画振興部の折に、新上五島町が過疎債を適用させて船会社に助成を行うという話があったわけですが、その時に、いろいろやり取りをする中で、やはり自治体の独立性というのがあるわけですね。県が新上五島町にいろいろと指図できないといいますか、新上五島町という自治体が決めたことは、そこに自治体の独立性を持って担保されると。県がだめだということはできないんだというふうな話になって、いわゆる過疎債適用を止めることができなかったわけですが、それと一緒に、今、総務文書課長が言われるように、基本的には、その自治体によるものだろうと思います、その作業をすることがですね。でも、それがなかなか厳しいと。

それで、参考の一つ例を出すと、今、地籍調査事業がずっと全国で行われておりますが、これは国費を投入してやられておるんで、ずっと継続されているわけですが、これもそういう国費が出ないとすれば、自治体でなかなかできない事業なんですよ、地籍調査それ自体が。費用はかかっても、利益につながるものでもないからですね。でも、そういうことが必要だから国も金を出して、地籍調査をきちんとやってくれというふうにやっておるわけで、いわゆる後世に、その資料を残していくという、歴史を残すという作業もやはりやらないといかんのじゃなかろうかと。自治体の独立性はあるんですが、そこが県と自治体と話し合いをしながら、どうにかした共同の形で残せないのかなと。

この11月に出た新聞の記事も読んでいたんですが、この平成の合併で、やはり市町村が合併をして小さな町がなくなって、役場がなくなっ

て、その周辺が全部廃れていくわけですよ。これを人口減少対策が、長崎県の1丁目1番地と言いながらも、なかなかその効果が見てとれないというのは、こういうところに原因があるから、どうにもならないところがあるわけですよ。

それで、長崎の小値賀町の議長の言葉も載っておるんですが、「合併の実態は、押しつけそのものだった。財政が弱い自治体は全部もう続かんとですよと言われて、無理やり合併をさせられるというような、そういう状況にあった。小値賀は、それを断って合併しなかったから今がある」と。

小値賀の人口減少率は21.7%だそうですよ。合併した隣の宇久は32.5%だそうです。10%以上高い、人口減少率がですね。それで、自治体でもなくなったから、なおさら、そういう文書の保管というのが佐世保市に委ねられるんでしょうけれども、佐世保市も、そこまでの思いが果たしてあるかというのが疑問になってくるわけですね、合併のあり方からして。

だから、そこは21の市町と一緒にになって県も連携しながら、そういう文書の保存、そして、先ほどスペースの話も出りましたが、それはもうやっぱりPDFとかにデータ化して、データベースでずっと残していって、その建物自体は長崎市に建つとすると、長崎県下全域から見ようとするれば、紙ベースならぽんといかんわけですね。それをネット上で閲覧できれば、それはここ1カ所でもいいわけですから、そういった形で残すということも考えていってほしいなと思うんですけど、いかがでしょうか。

【荒田総務文書課長】先ほど申し上げましたけれども、その地域の文書は、やっぱりその地域で本来残して、その住民の方が気軽に手に取って見られるような状況をとるとというのが望ま

しい姿だと思っております。

ただ、委員がおっしゃるように、地域の自治体でということがなかなか追いついていないということであれば、地元の方がやっぱりそういうことを望んでいますよということを、市町の方に私どものほうからも働きかける必要があると思っております。

また、公文書コーナーでは、県の公文書のほうのみを現在考えておりますけれども、郷土資料センターは、長崎県のさまざまなそういう文書を歴史的な、あるいは文化的な資料として収集をする機能もあるというふうに伺っておりますので、そういうような自治体の文書について、どのような対応の仕方があるのかについて、生涯学習課のほうにもお話をして検討していきたいと思っております。

【吉村委員】先ほどの質疑のやり取りを聞いてって個人的に思ったものですから、なかなか完成された質問になっておらんとですけれども、そこら辺は各自治体にも、私自身もいろんなアプローチをしたいと思っておりますけれども、そういう思いを持って、県としても検討していったらえればありがたいと思うんです。

ここにですね、合併ばかり言いますけど、「平成の大合併で、これを進めた国だけでなく、その合併の功罪は自治体も総括する必要がある」というふうに、これは日弁連の話ですが、書いてあるわけです。そういうことにも、県としてもかかわっていくべきではないかなと感じたところですよ。

そういった意味で、今後、そういう検討を進めるということについて、最後に総務部長、いかがですか、その考え方として。

【平田総務部長】ただいまの質問、大変難しい、お答えが難しいところになります。

私どもの所管といたしましては、あくまでも県の公文書についての取り扱いという範疇を出ませんものですから、県全体の市町の文書も含めた取り扱いについてどうするかということについては、私の口からお答えすることはできないということは、ご理解をいただきたいと思えます。先ほども総務文書課長が申し上げましたように、教育委員会の方とも情報を共有しながら、あるいは市町村課とも情報共有しながら、そういう問題意識があられるということについては、情報を共有していきたいと思えます。

【吉村委員】 よろしく願いいたします。

あと一点ですね、これは確認をしておきたいんですが、財政課長、「平成31年度の地方財政の見通し」ということで、これは総務省から、多分、各都道府県の商工担当課宛てに通知が来ておるんです、中小企業庁からですね。多分、産業労働部に来ておるんじゃないかなと思います。所管するところは、この通知の相手先は産業労働部なんですけど、これは商工行政費のいわゆる単位費用の話でして、これが平成30年から31年にかけて、小規模事業者の支援法の改正に伴ったいろんな事務事業とか作業、そういうのがかなり増加してきているんです。そういうことを国が考えて、30円単価を上げるという通知が来ておるんですよ。

それで、商工会の連合会としてはよかったかと、少しでもそれが人件費に充てられるなど。これが、いわゆる基準財政需要額の中で出てくるので、交付税措置なんですよ。そこにちょっと引っかかるわけですかね。30円掛ける人口なんですよ。だから、全部で約4,000万円ちょっとくるようになっておるわけですね。それが普通交付税でくるんで、財政に入ってくるんだらうなと思って、それをどのように取り扱いをさ

れるのかなということを、まず、お聞きをしておきたいと思って質問をしたわけですが、どうぞお願いします。

【早稲田財政課長】地方交付税の単位費用の取り扱いでありますけれども、委員ご指摘のとおり、商工行政費ということで、単位費用が平成30年度1,910円、令和元年度におきましては1,940円ということで30円のアップになりまして、本県の基準財政需要額で見ますと4,340万7,000円の需要額の増となっております。

総務省のほうからも、平成31年度の地方財政対策については、商工行政費にかかわらず防災対策費ですとか、教育関係費においてさまざまな改正などが行われており、また、令和2年度においても、委員ご指摘のとおり、商工行政費を含め改正があるかと思っておりますけれども、そのような情報につきまして、産業労働部だけではなくて、総務省から財政課のほうとしても情報をしっかりと聞き取って、改正の趣旨に踏まえた対応、予算編成というものに心がけて、各部局とも連携をとりながら、どのような予算要求、それから予算措置というのができるのかというのをしっかりと検討して、対応してまいりたいと考えております。

【吉村委員】そのような答弁を忘れないように、私も覚えておきたいと思えます。

連合会もですね、商工会は県下全域あります、組織が。それで、そこの指導員をずっと減らしてきたわけですね。これはもう何年前からかですね、大分前からですけど、ようやく来年ぐらいに、その目標を達成するということになります。

しかし、やはり、さっきの合併と一緒に、商工会も合併をしているんですよ。そして人員を減らして、集まることで効率化を図っていける

じゃないのという話でやっておるんですが、やはりそこは、現場はもうきつきつで人が足りない、手が足りないと。こういうことで国が増やしてくれたら、これで多少は、何人か人件費が出るんじゃないかというふうに思っておったんですが、いやいや、県でも、これが増えた中でも全額が商工会にいくんじゃないで、県の費用の中にも含まれていくんですよというみたいなのが伝わってきたものですから、なるべくそういうことがないようにと。

やっぱり先ほどの合併にもかかわりますけれども、役場がなくなって、そういう人もおらなくなって、町が廃れていくわけですね。そこで、それを今どうにか少しでもとどめようとしているところは、もう商工会という組織ぐらいしかないんですよ。そういうところで頑張ってやりよるという現状を捉えていただいて、極力、これが商工会のために使われるように、関係部署と調整を図っていただくようお願いをします。

以上です。

【中島(浩)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】次に、意見書の審査を行います。

しばらく休憩します。

— 午後 3時33分 休憩 —

— 午後 3時34分 再開 —

【中島(浩)委員長】委員会を再開いたします。

今回、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から「国土強靱化対策の継続拡充を求める意見書(案)」提出の提案がっております。

それでは、松本委員より意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【松本委員】今、配付しております「国土強靱

化対策の継続・拡充を求める意見書（案）」について説明をさせていただきます。

本意見書は、国において、平成29年度から令和2年度までに、国と自治体を合わせた事業費7兆円の事業規模で実施をしております「防災・減災・国土強靱化のための3カ年緊急対策」について、令和3年度以降の継続と予算補助対象の拡充等を国へ求めるものであります。

この国土強靱化緊急対策は、土砂災害防止や治水対策等、防災のための重要インフラの機能維持に加え、電力や上下水道等のライフラインの確保など、経済生活を支えるインフラ対策を行っているものでありますが、本県でも、これまで3度の「大雨特別警報」が発表され、道路ののり面崩壊や碁盤の崩壊、農地、林地等農林施設などの被害が発生しております。

防災・減災のハード対策は、県市町を含め計画的に整備改良を図っていく必要があるものと考えております。

全国各地で災害が頻発化、激甚化する中で、本県としても、防災・減災に資する社会資本の整備を早急かつ継続的に進めていく必要があることから、国土強靱化対策の推進に当たり、1点目に、予算の総額確保を図ること。2点目に、緊急対策後も継続して国土強靱化対策を推進するとともに、予算の確保や補助対象の拡大を図ること。また、配分に当たっては、地方に十分配慮すること。3点目に、緊急自然災害防止対策事業債や緊急防災・減災事業債の継続など、地方財政措置制度の拡充を図ること、以上3点を強く要請するものであります。

委員各位のご賛同を賜りますことをお願いし、趣旨説明といたします。

【中島(浩)委員長】 ただいま、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派から説明がありま

した「国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書」について、ご意見等はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 意見がないようですので、意見書の提出について採決を行います。

自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、自由民主党・県民会議並びに自由民主党会派提案の「国土強靱化対策の継続・拡充を求める意見書」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等についてはいかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 それでは、正副委員長に一任願います。

次に、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 3時37分 休憩 —

— 午後 3時37分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時38分 休憩 —

— 午後 3時42分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

今定例会で審査いたしました内容、結果について、12月18日（水曜日）の予算決算委員会における総務分科会長報告及び12月20日（金曜日）の本会議における総務委員長報告の内容等について協議を行います。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中島(浩)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

— 午後 3時43分 休憩 —

— 午後 3時43分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

本日まで審査いただいた総務分科会長報告及び総務委員長報告については、協議会における委員の皆様の見解を踏まえ報告させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 3時45分 休憩 —

— 午後 3時47分 再開 —

【中島(浩)委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本年6月に、総務委員会の委員長を仰せつかりまして、多くの部局を所管する総務委員会に

おいて、定例会における通常の委員会審査に加え、決算審査や県内外での現地調査などを実施してまいりました。

この間、山下副委員長をはじめ各委員の皆様には、ご助言やご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきました。おかげをもちまして、総務委員長としての重責を果たすことができましたことを、この場をおかりしまして、心からお礼を申し上げます。

さて、本委員会が所管する分野は、総務部をはじめ危機管理監、企画振興部、文化観光国際部、出納局、各種委員会、警察本部と広範囲にわたっております。

委員会の審査においては、特殊詐欺の被害防止、県警における地域部の新設、県内における自然災害の対応、自衛隊による緊急搬送体制の維持・確保、観光の振興、ローマ教皇の来県、県庁舎跡地活用、九州新幹線西九州ルートフル規格整備、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、人口減少対策など、さまざまな審議がなされました。

そのほか、論議のありました事項、懸案する課題はたくさんございますが、時間の都合上、割愛させていただきます。

最後になりますが、委員の皆様、並びに理事者の皆様方には、健康に十分留意され、さらなるご健勝、ご活躍を心からご祈念申し上げまして、私のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

次に、理事者を代表しまして、総務部長にごあいさつをお願いいたします。

【平田総務部長】 閉会に当たりまして、総務委員会所属の各部局を代表いたしまして、お礼のごあいさつを申し上げます。

中島(浩)委員長、山下副委員長並びに各委員

の皆様方におかれましては、多くの部局が属する総務委員会において、幅広い分野にわたり、終始熱心にご審議をいただき、大変貴重なご意見、ご提言を賜りましたことに対しまして厚くお礼を申し上げます。

この間、地域防災力の向上、高齢者の交通事故防止対策、特殊詐欺被害防止対策、ローマ教皇の長崎訪問、国際定期航空路線の維持・拡大、観光産業の活性化、「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」、特定複合観光施設（IR）区域整備の推進、九州新幹線西九州ルートの整備促進、国境離島地域の振興などについて熱心にご議論を賜りました。

その中でも、ローマ教皇の長崎訪問につきましては、去る11月24日、ローマ教皇フランシスコ台下が本県をご訪問になられ、県内外の多くの方々が歓迎される中、無事に本県における全行程を終えられました。

この度のご訪問では、原爆落下中心地において、核兵器廃絶についてのメッセージを発信されました。県としましては、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、教皇のメッセージをはじめ、長崎ご訪問の状況を発信してまいりたいと考えております。

「次期まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましては、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、今定例会において素案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今後、県議会や県民の皆様のご意見を踏まえ、具体的な成果につながる戦略の策定を目指してまいります。

九州新幹線西九州ルートにつきましては、8

月の与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム西九州ルート検討委員会において、新鳥栖―武雄温泉間については、フル規格により整備することが適当と判断し、また、関係者間での検討を深めていくべきなどとする基本方針が示されております。

このような中、国土交通省におかれては、大臣や鉄道局長が佐賀県知事との会談を行うなど、環境影響評価調査費の予算案の計上に向けて、対応されているところであります。

県としては、今後とも、国土交通省から積極的に情報収集を行いながら、国土交通省と佐賀県との協議や事態の推移をしっかりと見極め、状況に応じて、議論の進展に向け、必要な対応を図ってまいります。

このほかにも課題は山積しておりますが、本委員会において賜りました貴重なご意見、ご提言を今後の施策に活かしながら、県民の皆様により具体的な成果をお示しできるよう、職員一丸となって取り組んでまいります。

最後になりますが、委員の皆様方のますますのご発展、ご活躍をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、お礼のごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

【中島(浩)委員長】 これをもちまして、総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 3時53分 閉会 —

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和元年12月13日

総務委員会委員長 中島 浩介

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 126 号 議 案	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（関係分）	原案可決
第 132 号 議 案	当せん金付証票の発売について	原案可決
第 133 号 議 案	和解及び損害賠償の額の決定について	原案可決
第 134 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 138 号 議 案	長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について	原案可決

計 5 件（原案可決 5 件）

委 員 長 中 島 浩 介

副 委 員 長 山 下 博 史

署 名 委 員 川 崎 祥 司

署 名 委 員 吉 村 洋

書 記 馬 場 雄 志

書 記 望 月 一 寿

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

総務委員会関係議案説明資料

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第126号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係部

分

第132号議案 当せん金付証券の発売について

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第126号議案 「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」のうち関係

部分

この条例は、10月9日に行われた県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び
報告や国家公務員の取扱いの状況等を踏まえ、職員の給与改定等を実施するため関係
条例を改正しようとするものであります。

改正の内容は、平成31年度の給与改定において、若年層の給料月額引き上げ、
勤勉手当の0.05月分の引き上げとなっております。

また、令和2年度以降における住居手当について、手当の支給対象となる家賃額の
下限額である基礎控除額を4,000円引き上げるとともに、最高支給限度額を
1,000円引き上げることとなっております。

次に、事件議案についてご説明いたします。

第132号議案 当せん金付証券の発売について

この議案は、当せん金付証券法第4条第1項の規定により、令和2年度の宝くじの

発売総額を、110億円以内に定めようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(産業廃棄物税について)

産業廃棄物税については、産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルの促進などを図り、
循環型社会の形成に資することを目的として、平成17年度から九州各県で導入され
ております。

本県の産業廃棄物税条例においては、九州各県と同様に5年を目的として、その施
行状況等を勘案し、必要な措置を講ずるものとされており、5年目となる本年、産業
廃棄物の処理量の推移、排出事業者への意識調査の結果など、制度の検証を行ってき
たところであります。

その結果、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進など、産業廃棄物税の効果が
認められることから、九州各県と同様に継続することとし、また、循環型社会の更な
る推進を図るため、課税免除の特例制度の見直しを行うこととしております。

今後とも、産業廃棄物税制度を有効に活用して、循環型社会の形成に向けた取組を
積極的に進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレン
ジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、総務部関
係分については、お配りしている資料のとおりであります。

総務部関係分の数値目標7項目のうち、平成30年度目標値を設定していないもの
1項目及び現時点で把握できないもの2項目を除く4項目の平成30年度の進捗状況
は、

・目標を達成したものが3項目

・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れ

と整理したものが1項目

となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、

1. 令和元年度事務事業の評価 821件
 2. 指定管理者制度導入施設の評価 49件
 3. 令和2年度当初予算に向けた公共事業に係る新規事業箇所の事前評価 71件
- を実施し、公表いたしました。内容については、お配りしている資料のとおりであります。

その概要につきましては、令和元年度事務事業の評価においては、159件の事業群評価調査により、821件の評価を実施いたしました。そのうち377件(45.9%)の事業が、令和2年度に向けて「拡充」「改善」「統合」「縮小」のいずれかの見直しを検討しております。

このうち総務部関係分については、2件の評価を実施いたしました。その評価の概要等については、お配りしている資料のとおりであります。

また、長崎県政策評価条例に基づき実施しております事務事業の外部評価については、外部の有識者6名からなる「長崎県政策評価委員会」において、本年度、3回の審議が行われ、去る11月14日、知事への意見書が提出されたところであります。

意見の内容としては、審議対象となった19事業に対する個別意見の外、全体的意見として、「県関係課や市町、民間との役割分担の明確化や連携強化が必要である」、「改善の取り組みを促進する事業群評価の在り方を検討すべきである」等の意見が示

されており。なお、提出された意見及びこれに対する県の考え方についても、同じく資料としてお配りしております。

これらの評価結果等については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたします。今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどに取り組んでまいります。

(地方創生の推進について)

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示し、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに総務部関係分の具体的取組をご説明しますと、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」では、ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化に取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目処に策定してまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成30年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

総務部におきましては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「付加価値の高いサービス産業を育てる」や「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、長崎県自治体クラウドサービスにつきましては、県外自治体への利用拡大に取り組んだ結果、19自治体の利用となり、目標の20自治体の達成には至りませんでした。

今後の方向性と致しましては、特に県内自治体への積極的な広報活動や提供システムの機能拡張に努め、県内外において利用拡大に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監関係の所管事項についてご説明いたします。

(防災推進員養成講座の開催について)

地域防災力の向上を図る取り組みとして、県では、平成21年度から毎年防災推進員養成講座を開催しており、平成30年度までの10年間で、22箇所、1,317名が講座を修了されています。

今年度は、10月に佐世保市、11月に長崎市と五島市で開催し、3市で約180名の方々が受講されました。

また、養成講座の修了者には、特定非営利活動法人日本防災士機構が実施する防災士試験の受験資格が与えられ、平成30年度までに1,069名が合格されています。

今後とも、地域防災力向上のため、地域や職場における防災の担い手となる防災推進員の養成に取り組んでまいります。

(消防団活動の充実強化について)

さまざまな自然災害の被害が激甚化する中、住民の安全・安心を確保していくためには、消防団員の確保とともに、消防団活動の円滑な推進が必要であり、なかでも、自主防災組織との連携を進めることが重要であることから、去る11月1日、島原市において、島原市消防団と島原市の安中地区の自主防災組織を対象にした、消防団と自主防災組織の連携に係る研修会を開催いたしました。

研修会では、山口大学の瀬本浩一准教授の指導のもと、消防団員と自主防災組織のリーダーが一緒になって、住んでいる地域の地図に、避難所や河川、落岩ドーム崩壊予想危険区域、大雨などで避難する際に心配されている箇所などを書き込みながら、台風が接近し、土砂災害の発生が予想される中の避難経路や高齢者などの支援のしかた、出水期前の準備、消防団と自主防災組織の関わりなどについて、グループで熱心な意見交換を行っていただきました。

県では、このような研修会を初めて開催しましたが、こうした機会が連携を進める

きっかけになるものと考えており、今後も、市町で取り組みやすいよう、研修会や意見交換の進め方をさらに工夫し、他の地域においても実施に努めてまいります。

また、11月19日には、長崎県立大学佐世保校において、同大学との共催で、大学生を対象にした地域防災セミナーを開催し、講演と佐世保市や対馬市の消防団員などの皆様とのパネルディスカッションを通して、大学生の皆さんに地域防災における大学生の役割や消防団について考えていただきました。県では、こうした機会が、大学生が在学中、そして、社会人になったのちの消防団加入などのきっかけになるよう、このセミナーで大学生からいただいた意見などを参考にして、引き続き取り組んでまいります。

(原子力安全連絡会の開催について)

九州電力玄海原子力発電所から30km圏内にエリアを有する松浦市、佐世保市、平戸市、老岐市において、玄海原子力発電所における安全対策等の情報の共有化と意見交換を行うため、長崎県原子力安全連絡会を、佐世保市(10月8日)を皮切りに老岐市(11月1日)、松浦市(11月6日)、平戸市(11月19日)で開催いたしました。

当日は、各分野の代表者を対象に、県から平成30年度原子力防災訓練の結果や課題、令和元年度の原子力防災訓練等の説明を行ったほか、関係市からは各市の防災対策、九州電力からは玄海原子力発電所の安全対策等について説明を行っております。

参加した皆様からは、原子力災害時の避難に対する住民の理解を深める訓練のやり方を求める意見のほか、玄海原子力発電所の更なる安全対策を求める意見等をいただいております。

安全連絡会でいただいたご意見については、今後の原子力防災対策に反映してまいります。

(長崎県国民保護訓練について)

去る11月8日、長崎県庁および西海市において、令和元年度長崎県国民保護訓練を図上訓練により実施いたしました。

今回の訓練では、国による緊急対処事態認定のもと、国際テログループによる爆破テロ事案を想定し、県、市及び関係の20機関約100名が参加して、負傷者の救護や海路と空路による搬送に加え、住民避難の手順を確認するとともに、県庁と西海市役所をテレビ会議で繋いだ対策本部訓練を行うなど、対処能力の向上を図ったところであります。

今後とも関係機関との連携を密にし、県民の安全・安心を守るため、国民保護計画に基づく体制の充実・強化に努めてまいります。

(原子力防災訓練の実施について)

去る11月30日、玄海原子力発電所での事故発生を想定した、原子力防災訓練を佐賀県、福岡県と実施いたしました。今回で18回目の訓練となりました。

訓練には、松浦市、佐世保市、平戸市及び苓岐市の住民約700人を含む83機関約1,700人が参加し、県及び各市の地域防災計画に基づき避難訓練を行い、原発から半径30km圏外の避難所や離島地区においては、放射線防護施設へ避難していただくとともに、情報伝達訓練、緊急時モニタリング訓練及び原子力災害医療訓練などを関係機関と連携して実施いたしました。

今回は松浦市において初めて広報手段の多様化を目的にエリアメールを活用した広報訓練を行うとともに、避難手段の多重化を探るため、松浦鉄道を活用した避難を行いました。

また、社会福祉施設の避難や苓岐市から福岡県中間市への広域避難のほか、災害対策本部の情報伝達共有を行うためのテレビ会議等も実施いたしました。

今後、今回の訓練を十分に検証し、その結果を防災対策に反映させてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

危機管理監関係分の数値目標6項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが5項目
- ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れが見られるものが1項目となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(政策評価の結果等について)

長崎県政策評価条例に基づき、施策評価、事業事業評価を実施いたしました。危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

施策評価については、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」が策定から4年目を迎えることから、毎年度実施している事業事業評価等の結果も踏まえ、より広い視点から施策の取り組み状況の途中評価を行い、総合計画の進捗管理、重点施策の展開、予算編成等に活用することを目的に実施したものです。

危機管理監におきましては、総合計画に掲げる10の戦略のうち、主に「戦略9 快適で安全・安心な暮らしをつくる」に取り組んでおり、関連する施策について途中評価を実施いたしました。その評価の概要については、資料としてお配りしております。

このうち主な成果としましては、総合防災訓練等各種訓練の実施に取り組んだ結果、防災関係機関相互の緊密な連携を確保しつつ防災体制の充実・強化が図られております。また、今後の主な対応方針としては、引き続き自主防災組織の結成推進や防災推進員などの人材育成、消防団員の確保などに取り組み、地域防災力の向上を促進することにより防災対策の推進を図ってまいります。

事業事業評価については、3件の事業群評価調査により、11件の事業を評価いた

しましたが、そのうち6件の事業について、令和2年度に向けて、「改善」の見直しを検討しております。

なお、施策評価及び事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会におけるご論議を踏まえながら、施策及び事業等の企画立案、見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料

企画振興部関係の議案外の報告事項及び所管事項についてご説明いたします。

まず、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立した1件につき、損害賠償金合計54万1,994円を支払うため、去る11月19日付けで専決処分をさせていたいただいたものであります。

なお、この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

次に、所管事項についてご説明いたします。

(地方創生の推進について)

地方創生の推進に向けて策定を進めております第2期総合戦略については、去る9月定例会において骨子案をお示しし、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための視点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を定め、目標管理を行うこととしております。

次に、施策体系ごとに企画振興部関係分の具体的取組をご説明いたします。

「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」では、さらなる移住促進を目指し、

UITターン別のターゲットに応じた効果的な情報発信や相談窓口の充実強化を図ると

ともに、関係人口の創出・拡大に向けた都市部の人材・企業等との継続的な交流機会の創出などに取り組んでまいります。

「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」では、地域や住民が主体となった集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進、IRの導入や新幹線の開業を見据え交流人口の拡大やMaaSと連動した新たな交通サービスの導入等の検討による大村湾周辺地域の活性化、UITターンのしまでの創業・事業承継の支援や若者の地元定着等に資する島内企業の人材確保の促進などしまたの資源を活かした地域の活性化に取り組んでまいります。さらに、都市部からの移住促進や国内外からの観光客の誘客などについて、九州各県等との連携などを推進してまいります。

今後、県議会においてご議論いただくとともに、外部有識者で構成する懇話会や市町、県民の皆様や関係団体などのご意見をお伺いしながら、来年3月を目的に策定してまいります。

(次期総合計画の策定について)

令和3年度以降における県政運営の指針や考え方を県民の皆様にわかりやすくお示しするための次期総合計画の策定については、市町との意見交換や県内の地域毎の意見交換会を通じて、地域の課題や施策の方向性等についてのご意見を伺いながら検討を進めているところであります。

また、次代を担う若者の視点も積極的に取り入れたいと考えており、高校生や大学生との意見交換も実施しております。

引き続き、様々なご意見を参考にさせていただきながら、計画の策定作業を進めてまいります。

(集落維持・活性化対策について)

集落維持・活性化対策については、県の人口減少対策の重点プロジェクトの一つに

位置づけ、関係部局や振興局と連携を図りながら、市町の主体的な取組の促進・支援に力を注いでいるところであります。

過疎地域等において高齢化が進む中、住民が住み慣れた地域に安心して住み続けられることができるように、地域の生活や暮らしを守る活動について地域住民が主体となつて取り組むなど、持続可能な地域社会の実現を図っていくことが重要であり、特に移動支援や買い物支援などの生活支援サービスの充実、近い将来、多くの地域において不可欠になってくるものと考えております。

これまで、県内市町とは、県内外の先進事例の共有や意見交換等に取り組んでまいりましたが、今回新たに、県内のNPO法人と連携し、9月から10月にかけて、県内5地域で、市町の関係職員のほか、社会福祉協議会職員やまちづくり協議会の方々などを対象に「住民主体による移動サービスのあり方研修会」を開催し、参加者の方々から移動支援の重要性や仕組みづくりに関して大変有意義だったなどのご意見をいただいたところであります。

今後もし引き続き、人口減少、少子高齢化が進展する中で10年先、20年先を見据え、地域住民主体による集落維持対策に向けた機運醸成や具体的な活動につながるよう、県内市町と一体となって取組を推進してまいります。

(東京オリンピック・パラリンピックにかかる取組について)

東京2020オリンピック・パラリンピックの事前キャンプ誘致については、去る11月1日から19日までベトナムの柔道チームが長崎市で、11月10日から15日までスペインのレスリングチームが島原市で、トレーニングキャンプを実施されました。

今回のキャンプは、主に地元高校の部活動との合同練習を行い、両国の選手達と県内高校生との交流も盛んに行われました。

オリンピック・パラリンピックを来年に控え、引き続き関係市町や競技団体との連

携を密にして事前キャンプの受入に万全の準備を整えてまいりますとともに、交流人口の拡大につながる取組を推進してまいります。

(九州新幹線西九州ルートの整備促進について)

九州新幹線西九州ルート(新鳥栖～武雄温泉間)の整備のあり方については、本年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線(西九州ルート)検討委員会」から、フル規格により整備することが適当と判断すること、関係者である国土交通省・佐賀県・長崎県・JR九州の間での協議を深めていくべきこと、などの基本方針が示されたところであります。

このような中、10月28日には、この基本方針が示されて以降初めて、国土交通大臣、鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方についての意見が交わされたところでもあります。この会談で佐賀県知事は、これまで同様、「様々な議論をすることは拒まないが、フルと決め、それが参み出る様な形での議論に応じることに關しては厳しい状況」との発言をされたとのことでありました。

県としては、国土交通省が引き続き佐賀県との協議を継続する考えであることから、その協議の状況を注視しながら、国土交通省からの情報収集を行い、関係者との協議に積極的に参加するなど議論の進展に努め、全線フル規格による整備の実現に向けて取り組んでまいります。

(JR長崎本線の上下分離について)

JR長崎本線の肥前山口～諫早間については、平成19年12月の長崎県、佐賀県及びJR九州による「三者基本合意」において、JR九州は肥前山口～諫早間全区間を経営分離せず、上下分離方式により運行することとし、九州新幹線西九州ルートの開業後20年間運行を維持することとされております。また、線路等の鉄道施設につ

いては、長峰、佐賀両県が主体となって所有と維持管理を行うこととしております。

さらに、平成28年3月には、本県や佐賀県、JR九州を含む関係六者による「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」において、肥前山口～藤原間の取扱いについては、令和4年度の西九州ルート（武雄温泉～長崎間）の開業時点で上下分離し、JR九州は開業後23年間運行を維持するとされたところでありま。

このため、現在、西九州ルート開業時の上下分離の実施に向けて、施設等の維持管理体制の構築をはじめとする様々な課題について、佐賀県及びJR九州と事務レベルでの協議を、鋭意行っております。

このような中、平成20年4月に本県と佐賀県が確認した鉄道施設の維持管理経費については、当時は年間2.3億円と見込んでおりましたが、労務費や資材価格の上昇に加え、確認時点から新たに発生したJR基準による保守レベルの向上、並びに設備指令業務等により、想定を超えて大幅に増減する見通しであります。このように、当初確認されなかった事項については、佐賀県との間で新たな合意が必要と考えているところであります。

今後は、令和4年度の上下分離の円滑な実施に向けて、県議会のご意見をいただきながら、引き続き、佐賀県及びJR九州との協議・調整を重ねてまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用については、この地の重層的な歴史を活かしながら、賑わい創出や交流人口の拡大につなげるべく、現在、主要機能の詳細な機能や規模、運営手法等について定める基本構想の策定作業を進めております。

具体的には、委託事業者の持つ専門的知見に基づく意見や、各分野の専門家や民間事業者からの提案などを踏まえ、広場、交流・おもてなしの空間、文化芸術ホール、県警本部跡地の活用など、より効果的な方策や機能について検討するとともに、早期に賑わいを創出するために、活用が可能な石垣下の空間などの先行的な整備方法や、

それに併せて必要となる企画・運営に携わる人材の発掘・育成に向けたワークショップの運営手法についても検討を始めたところであります。

一方、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎の解体が終了し、教育委員会において、10月中旬から約3ヶ月の予定で範囲確認調査が開始されるとともに、出土した遺構等の取扱いについて、教育委員会と事業所管部局で協議する際にご意見を伺う、国内を代表する埋蔵文化財等の専門家を委嘱したところであります。

今後とも、埋蔵文化財調査の状況を踏まえつつ、県議会をはじめ、専門家や関係者の皆様からのご意見などもいただきながら、長崎市とも協議のうえ、よりよい活用策となるよう検討を進めてまいります。

（長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について）

平成28年度から令和2年度までの5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」については、県民の理解と信頼を深めるため、適切な数値目標を設定し、毎年の進捗状況を検証するとともに、政策評価などを通じた計画の進捗管理を実施し、その結果を分かりやすく公表することとしています。

計画全体の施策と事業群の指標をあわせた250項目の数値目標のうち、指標が重複しているものや、目標値を設定していないものなど50項目を除く200項目の進

捗状況は

- ・ 目標を達成したものが117項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが47項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが36項目となっています。

また、計画に掲げる数値目標のうち、企画振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

企画振興部関係分の数値目標23項目のうち、目標値を設定していないものなど6項目を除く17項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが10項目
- ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが1項目
- ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが6項目となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。企画振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、15件の事業群評価調査により、32件の事業を評価いたしました。そのうち12件の事業について、令和2年度に向けて、「改善」の見直しを検討しております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、県議会における議論を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等につなげるため、KPI（重要業績評価指標）の進捗状況や取組内容等を踏ま

え、外部有識者の方々のご意見もお聞きしながら、平成30年度における事業等の評価・検証を行っております。

総合戦略に掲げる全94項目のKPIのうち、現時点で実績が把握可能な80項目で見ると、約63%を占める50項目が平成30年度の目標値を達成しておりますが、18の基本的方向別に見ると、「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」や「地域を創り、支え合うインフラ・サービスを活性化する」など、多くのKPIを達成している分野がある一方、『人財県長崎』の実現により『ひと』と『しごと』の好循環を生み出す」の項目においては、県内大学生、高校生の新規卒業者の県内就職率等を達成できていないなど、進捗が不十分な分野も見られる状況にあります。

また、「まち」「ひと」「しごと」における基本目標においても、県内への移住者は目標を上回る1,121人と順調に推移し、企業誘致等による雇用創出についても累計で目標を達成する一方、転出超過数は前年度よりも大幅に増加しており、人口減少に未だ歯止めをかけるにいたっておりません。

次年度に向けては、今回の検証結果や県議会でのご議論を踏まえ、施策の充実・深化や量的な確保、足らざる取組の追加・拡充を図るとともに、更なる人口減少対策への取組を強化してまいります。

次に、企画振興部においては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「長崎地域の活性化に向けて『しまは日本の宝』戦略を推進する」や「地域の特色を活かした地域活性化策を推進する」等に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「しまは日本の宝」戦略の推進については、しまの人口減少（社会減）は、有人国境離島法に基づく国の支援制度の活用により、しまの不利条件解消などに市町と一体となって取り組んだ結果、毎年約千人の社会減が続いてきた中、平成30年は前年を上回る615人まで改善しており、目標値には僅かに届いておりませんが、有人国境離島法による施策や移住対策などの効果が着実に現れてきております。

今後の方向性としては、関係市町と連携して交付金等を最大限に活用し、雇用機会の拡充をはじめ、航路・航空路の運賃低廉化や輸送コストの支援、滞在型観光の促進など、離島地域の社会減の更なる抑制に向けて様々な施策に積極的に取り組んでいくこととしております。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第134号議案 公の施設の指定管理者の指定について

第138号議案 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更について
であります。

第134号議案 公の施設の指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項及び長崎県伊王島リゾート公園条例第5条の規定に基づき、「長崎県伊王島リゾート公園」の指定管理者として「株式会社KPG HOTEL & RESORT」を指定するものであります。

なお、指定管理期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間を予定しております。

第138号議案 長崎県総合計画チャレンジ2020の変更については、長崎県行政に係る基本的な計画について議会の議決事件と定める条例第2条の規定に基づき、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標について、長崎県観光統計の統計手法の見直しに伴い、関係部分を変更しようとするものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(対馬市における韓国観光客の減少に伴う影響と対策について)

今年の7月以降、韓国内において訪日旅行を控える動きが続いており、対馬市における韓国入国者数は、7月が対前年比約4割の減、8月は約8割減、9月は約9割減にまで落ち込み、宿泊施設や交通事業者においては、9月以降、売上が8割以上減

少した事業者も多く、地域経済への影響が深刻化しているところであります。

こうした中、県としては、国内観光客を誘致するため、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金事業を活用した「しま旅旅行商品」を拡充し、対馬を旅先とする商品の募集期間の延長や新たな商品造成を進めており、その販売実績も好調に推移しているところであります。さらに、11月1日から、対馬での宿泊料金が一泊3,000円割引となる「行っ得!しま」宿泊割引キャンペーンを開始するとともに、自然、景観、歴史、文化、食など対馬特有の魅力を各種メディアで発信するなど、国内観光客の誘致に力を注いでいるところであります。

また、インバウンドについては、韓国在住外国人向けに対馬の情報発信を行うほか、福岡に滞在する個人観光客向けに対馬をPRするため、11月から福岡空港内に対馬専用のスペースを確保し、ポスター掲示やパンフレットの配布を行っているところである。このほか、台湾からの誘客につなげるため旅行会社を招聘するなど、中長期的に対馬の観光客の多様化を図ってまいります。今後も対馬市や関係者と連携しながら、さらなる誘客拡大に取り組んでまいります。

なお、対馬では、韓国観光客減少対策をはじめ、観光振興の課題や今後取り組むべき方向性等を検討するため、民間事業者や関係団体、外部の有識者等で構成する「対馬観光のあり方検討会」を10月18日に立ち上げるとともに、同25日には、対馬島内の観光関係事業者等の連携を図り、国内外の観光客の誘致及び受入環境整備を推進することを目的に、対馬振興局を事務局とする「対馬おもてなし協議会」を設立しました。県としても、こうした取組に積極的に参画し、地元関係者と一体となつて、観光産業の再生を強力に推し進めてまいります。

(文化の振興について)

長崎県美術館においては、世界的に活躍するフランス人アーティスト、ポルトンスキーマーの半世紀に渡る創造活動を紹介する「クリスチャン・ポルトンスキーマー

「L i f e t i m e」を1月5日まで開催しております。その後、1月25日からは、その独特の手法や世界観が多くのファンに支持されている漫画家・荒木飛呂彦氏の原画展「J ō j ō 冒険の波紋」を九州で初めて開催いたします。

また、文化芸術による離島地域の賑わい創出や、若者の新たな発想に基づく文化芸術イベントを核としたまちづくりを推進し、当分野における人材の育成を図るため、県内各地で「しまと若者が輝く！文化芸術による地域ブランディング事業」を実施しております。

「長崎しまの芸術祭」では、東京藝術大学との連携事業として、五島市の地元中高吹奏楽部を対象としたセミナーと、その成果を発表する「五島ウインドオーケストラ演奏会」や、五島の椿をテーマにした現代アート作品を県庁1階エントランスロビーに展示する「五島プロジェクト しまの記憶」など、多くの皆様にコンサートや展示作品をご鑑賞いただきました。また、対馬市では、世界的なギタリスト山下和仁氏によるギターコンサートを開催したところであり、世界レベルの優れた音楽に触れられる機会を提供いたしました。

「若者アート創造プロジェクト」では、大村市においてジュニア向けヴァイオリン・セミナー「OMURA ミュージック・キャンプ」をはじめ、長崎県美術館では、若者主体の文化活動を支援する取組として「満月BAR」を実施いたしました。若者が、主体的に文化芸術イベントに参画する中で長崎の魅力を再認識し、郷土への愛着を深めることにより、若者人口の定着に繋がるよう努めてまいります。

（世界遺産の保存活用について）

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録1周年を記念し、「長崎から世界へ 世界遺産を未来へどう伝えるか」をテーマとした講演会を、長崎歴史文化博物館と連携して3回シリーズで開催したところ、毎回、会場のホールが満席となり、多くの方々に世界遺産の意義や価値を発信することができました。

また、去る10月31日及び11月1日の2日間にわたり長崎大学教育学部附属中学校で、世界遺産をテーマとした2回目の公開授業が実施され、県及び関係市町の世界遺産担当者がゲストティチャーとして参加しました。「世界遺産を生かすために何が必要か」について、中学2年の生徒142名が今までの学習内容を踏まえたプレゼンテーションやパネルディスカッションを行い、自らが世界遺産にどう関われるかを真剣に考えてくれました。これらの授業をモデルとしながら、将来を担う子どもたちにも世界遺産をとおして、郷土への愛着や誇りを持ってもらえよう、引き続き県内の小中学校で同様の試みを進めてまいります。

「世界遺産でつながるプロジェクト」の一環で実施している、大学と連携した世界遺産集落でのフィールドワークについては、現地調査の実施など地域課題の解決に向けた検討を進めており、長崎県立大学では学生が主体となって春日集落内の主要な場所である「丸尾山」の歩道の補修に取り組みだほか、地域住民に対する報告会を実施し、交流を深めたところであります。今後もふるさと教育やフィールドワークを通じた世代間交流や、各構成資産同士をつなぐ情報交換会による地域間交流も促進しながら、世界遺産集落の維持・活性化につなげてまいります。

（観光の振興について）

国境離島地域における滞在型観光の促進については、市町や旅行会社と連携し、宿泊、交通機関に地元の体験プログラムなどを組み合わせた「しま旅旅行商品」の企画・販売に取り組み、9月末現在、前年度を大きく上回る約26,000人泊を送客するなど、順調に増加しています。

また、個人旅行者を対象にした、体験プログラムに利用できるクーポンをセットにしたお得な「長崎しま旅 わくわく乗船券・航空券」については、既に今年度目標の3,500枚を上回る販売状況となっております。引き続き、こうした取組を関係市町等と連携して着実に推進し、国境離島地域の滞在型観光を促進することにより、地

域活性化につなげてまいります。

去る10月28日、第1回「長崎県ツーリズム・アワード」表彰式を開催いたしました。この表彰は、本県観光の振興に大いに貢献している取組やその成功事例の掘り起こしを行うことで、観光業に携わる方々の取組意欲の喚起や、観光立県の推進に向けた県民意識の醸成につなげることを目的に、今年度新たに創設したものであります。

今回は自薦・他薦合わせて、4名の個人、19の団体から応募があり、外部有識者を含めた選考会議を経て、長崎県知事賞としてグランプリに特定非営利法人長崎巡礼センター事務局長の入口仁志氏、準グランプリに一般社団法人雲仙温泉観光協会、長崎県観光連盟会長賞として特別賞に長崎空港ビルディング株式会社を表彰いたしました。それぞれ、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」を訪れる観光客向けのガイドやその育成、雲仙温泉の新たな夜のコンテンツである「雲仙仁田峠プレミアムナイト」の地元関係者による開発及び継続的な催行、空港内の官公庁や航空会社等が一体となった「長崎県総おもてなし運動」への参画や「CS向上キャンペーン」の実施などが高く評価されたものであります。こうした取組を広く県民の皆様を知っていただくことにより、観光客をお迎えする「おもてなし」の意識の醸成につなげてまいります。

観光人材の確保・育成については、県内の高校2年生を主な対象とした「観光の『ミライ☆ニナイ』塾」を8月から長崎、佐世保の両地区で月1回のペースで開催しているところでもあります。11月末までに長崎地区で3回、延べ100人、佐世保地区で4回、延べ29人が参加し、宿泊施設の経営者からの講演や若手従業員との茶話会等を開催したところであり、受講者からは「ホテルで働くイメージができた」、「ホテルの仕事に興味がいいた」、「働いている方の生の意見を聞けて良かった」といった声をいただくなど、好評を得ているところであります。

引き続き、宿泊施設の経営者やウェディング関係者による講座等を2月まで予定しており、働くうえでの心構えや現場の厳しさ、働くことで得られる喜びなど、良い面

も嬉しい面もしっかりと学んでいただき、1人でも多くの生徒の皆様に観光産業を目指していただきたいと思います。

(国際航空路線の取組について)

国際航空路線については、本年、開設40周年を迎えた上海線において、来年1月中旬から水曜日に増便される予定であります。

今回の増便により月曜日と金曜日と合わせ週3便となり、利便性が格段に向上することから、増便を契機として、インバウンドについては、旅行会社への販売促進支援に加えて、個人旅行向けのウェブサイトを活用した情報発信や教育旅行誘致の強化、またアウトバウンドについては、県民の皆様への増便の周知や利用の働きかけのほか、旅行会社とのタイアップキャンペーンなど、本路線の利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

本年6月から10月まで連続チャーターが運航されておりました台湾については、チャーター実施者である旅行会社、航空会社とともに、今後も本県へのチャーター実施の意向を示されていることから、引き続き現地における本県の観光地としての情報発信に取り組むとともに、チャーターの実現に向け継続して働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、運休中の韓国線については、日韓関係の状況を踏まえながら、引き続き航空会社との協議を行うほか、東南アジア地域については、ベトナム、タイ及びフィリピンなどからのチャーターの実現に向け、現地での観光情報等の発信による認知度向上と併せて、航空会社やチャーター実施者となる旅行会社に対して働きかけを行ってまいります。

今後とも、国際定期航空路線の維持・拡大とともに、新たな定期航空路線の開設を見据えたチャーター誘致に取り組むことで、インバウンドの受入拡大に努めてまいります。

(県産品のブランド化と販路拡大について)

首都圏における本県の情報発信拠点「日本橋 長崎館」については、本年４月から１０月末までの来館者数は対前年比７％増の約３４万８千人となっており、売上額は前年とほぼ同額の約１億２千７百万円となっております。１１月には、「長崎とらふぐ」や「長崎かんぼこ」等水産物がさがきをＰＲする催事を実施しました。今後も長崎の魅力を発信する拠点として、市町や関係団体・県内企業、運営事業者と連携を図りながら、取り組んでまいります。

また、１０月には「宿泊施設グレートアップネットワーク」に参画する施設の料理長等を、「長崎とらふぐ」「長崎和牛」などの産地に招聘し、来年２月に県内でブランド食材を活用したコース料理を提供する「プレミアムフェア」を開催することで、「長崎の食」の魅力発信に取り組んでまいります。

県産品愛用運動の推進については、１０月に長崎市で開催された「長崎食の博覧会」及びＶ・ファレン長崎のホームゲーム会場において県産品ＰＲブースを出展し、「県産品愛用運動推進月間」である１１月に、テレビＣＭの放映等により県産品愛用にについての周知を行ったところです。

また、県産品の愛用にについては、１０月に長崎市で「長崎県産酒を楽しむタベ」を開催しました。県産酒による一斉乾杯、県産酒クイズなどのステージイベント等を通じて、来場者の方々に「長崎県産酒による乾杯の推進に関する条例」の周知や長崎県産酒の魅力を発信したほか、１１月には長崎市での「^{ラブフェス}Lovefes 2019」、佐世保市での「きらきらフェスティバル in SASEBO」に、酒造メーカーとともに県産酒ブースを設置し、多くの来場者に県産酒にふれていただきました。さらに、１１月２０日から１２月２９日まで「長崎県産酒 飲んでハッピー！ 当たってラッキー！ キャンペーン」の実施により、条例の普及啓発と県産酒の認知度向上・消費拡大に取り組んでいるところです。今後ともこのような取組を通じて県内における県産品の利用促進に努めてまいります。

県産品の輸出促進については、１１月には香港の生活雑貨店５店舗において波佐見焼、県産酒などを取扱った「長崎フェア」を開催したほか、韓国ソウル市の日本食レストラン６店舗で、１２月には中国上海市の日本食レストラン１０店舗において県産食材を使用した料理を提供する飲食店フェアを開催するなど、ご来場いただいた海外の多くの方々に県産品をＰＲすることにより、県産品の認知度向上と販路拡大につなげることができました。今後とも、関係部局や団体とも連携しながら、県産品の輸出促進に努めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ２０２０の数値目標の進捗状況について)

平成２８年度から令和２年度の５年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ２０２０」に掲げる数値目標の平成３０年度末における進捗状況のうち、文化観光国際部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

文化観光国際部関係分の数値目標２４項目のうち、施策と事業様の指標が同じもの、平成３０年度目標を設定していないものなど３項目を除く２１項目の平成３０年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが１１項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが５項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが５項目となっています。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価、指定管理者制度導入施設の評価を実施いたしました。文化観光国際部関係分については、お配りしている資料のとおりでござ

ざいます。

事務事業評価については、16件の事業群評価調査により、61件の事業を評価いたしました。そのうち30の事業について、令和2年度に向けて、「拡充」「改善」「縮小」のいずれかの見直しを検討しております。

なお、事務事業評価等の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表いたしております。

今後、県議会における論議を踏まえながら、さらなる事業等の見直しなどを実施してまいります。

(長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略の数値目標の進捗状況について)

地方創生に向けた平成27年度から令和元年度までの具体的取組等を示す「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、今後の新たな事業構築や事業の更なる改善等に繋げるため、KPI(重要業績評価指標)の進捗状況や取組内容等を踏まえ、平成30年度における総合戦略に基づく事業等の評価・検証を行っております。

文化観光国際部においては、総合戦略に掲げる18の基本的方向のうち、主に「魅力ある観光地を創り国内外から人を呼び込む」や「地域ならではの産品に磨きをかけブランド化する」に取り組んでおり、関連する事業等について評価・検証を実施いたしました。

このうち、「地域ならではの産品のブランド化」については、アンテナショップの開設と魅力発信に係る取組として、「日本橋 長崎館」において、平成30年度に店舗のリニューアルを図り、生鮮農水産物の販売や取扱商品数の拡大等を行うとともに、広告媒体を活用したPRや観光情報の発信等、来館者数の増加や長崎県への誘客を図りました。

結果、平成30年度の来館者数は、前年度と比較すると15万6千人増の56万5千人となり、多くの方に本県の魅力を発信することができました。今後も、運営事業

者や県内市町・関係団体等と連携し、より効果的な情報の受発信に努め、県産品のブランド化・販路拡大につなげてまいります。

(地方創生の推進について)

第2期総合戦略の策定については、去る9月定例会において骨子案をお示し、ご議論いただいたところであります。

県においては、骨子案に対する県議会でのご議論や有識者による懇話会等からのご意見をお伺いした上で、市町と緊密な連携を図りながら、取組内容を具体的に盛り込んだ素案を取りまとめ、今定例会にお示ししております。

第2期総合戦略では、「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」、「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」、「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」の3つの施策体系を掲げ、これまで根付いた地方創生の意識や取組を継続する一方で、第1期総合戦略で残された課題や、新たに生じた課題に対応するための拠点を積極的に取り入れ、施策の深化と施策体系のステップアップを図るとともに、施策ごとに重要業績評価指標(KPI)を定め、目標管理を行うこととしております。

施策体系ごとに文化観光国際部関係分の具体的取組をご説明しますと、施策体系1「地域で活躍する人材を育て、未来を切り拓く」において、「外国人材の活用による産業、地域の活性化」については、市町等と連携し、外国人が地域で安心して生活や就労ができる環境作りに取り組み、地域における多文化共生を推進してまいります。

施策体系2「力強い産業を育て、魅力あるしごとを生み出す」において、「地域に新たな価値を付加する魅力ある観光まちづくりの推進」については、地域住民が主体となって取り組む魅力ある観光まちづくりの推進や、「食」のサービス提供の充実と情報発信の推進及び観光情報の効果的な発信、「県産品のブランド化と販路拡大」については、首都圏アンテナショップの受信・発信機能の強化や新たな商品開発の促進と国内外への県産品の販路開拓及び拡大、「アジアを中心とした海外活力の取り込み」につい

ては、海外における本県の認知度及びプレゼンスの向上、インバウンド観光や県産品輸出の拡大に取り組んでまいります。

施策体系「夢や希望のあるまち、持続可能な地域を創る」において、「しまや半島など地域活性化の推進」については、しまの魅力を活かした滞在型観光の促進や離島地域が取り組む文化芸術の多様な取組を一体的な総合芸術祭として実施し、「特色ある文化資源・スポーツによる地域活性化」については、本県の特色ある歴史や文化芸術による活性化などに取り組んでまいります。

今後、今定例会でのご意見や、外部有識者等で構成する懇話会などのご意見、加えて、現在実施しておりますパブリックコメントなどにより広く県民のご意見をお伺いした上で、来年3月を目途に策定してまいります。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

人事委員会事務局関係の所管事項についてご報告いたします。

(令和元年度県職員採用試験について)

短大卒業程度(学校卒業職員)及び高校卒業程度(一般事務・教育事務・警察事務・林業・農業土木・土木)の第2次試験を10月23日から31日にかけて実施し、最終合格者の発表を11月18日に行いました。短大卒業程度は26人が受験し、4人が合格、競争倍率は6.5倍、高校卒業程度は217人が受験し、30人が合格、競争倍率は7.2倍となっております。

警察官Ⅰ類(男性・女性)〔第2回〕については、第1次試験を9月22日に、第2次試験を11月19日に実施し、12月中旬に最終合格者を発表する予定としております。

警察官Ⅲ類(男性・女性)については、第1次試験を10月20日に、第2次試験を11月19日から11月25日にかけて実施し、12月中旬に最終合格者を発表する予定としております。

(職員の給与等に関する報告及び勧告について)

本委員会は、去る10月9日、地方公務員法の規定に基づき、県議会議長及び知事に対して、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

本年度の給与水準の改定については、月例給及び特別給(ボーナス)ともに県職員の水準が民間の水準を下回っていたことから、引き上げることとしました。

月例給については、初任給を2,000円程度引き上げ、これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号給についても所要の改定を行うよう勧告しております。

特別給(ボーナス)については、年間支給月数を0.05月分引上げ4.50月分とすることを勧告しております。

また、住居手当については、地方公務員法の均衡の原則に基づき、職員公舎の使用

料や民間の住宅手当の支給状況等を踏まえ、人事院勧告の内容に準じた改定を行う必要があると考えております。

そのほか、人材の確保及び育成、働き方改革と勤務環境の整備、障害者雇用の推進など人事管理上の課題についても併せて報告を行いました。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

前回説明以降、新たに申請された事件はなく、現在調整中の事件は1件であります。

(審査事件について)

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為に係る審査事件はなく、この間、取り扱いました事件3件中、1件は命令書交付により終結し、現在審査中の事件は2件であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

総務委員会関係議案説明資料

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第133号議案 和解及び損害賠償の額の決定について

であります。

この議案は、平成29年12月13日、佐世保市島瀬町において、佐世保警察署の職員が捜査用車で直進中、前方注視を怠ったまま進行したため、赤色信号に従って停止しようとしていた普通自動車に追突したものであり、警察側の過失100パーセントと認定されたことに基つき、賠償金871万2,232円について、和解及び損害賠償の額を決定しようとするものです。

なお、この損害賠償金のうち865万8,322円が保険から支払われ、物損事故の保険補償額を超えた部分の5万3,910円が県費から支払われることになっております。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件及び損害賠償事案1件の合計49万8,775円を支払うため、11月19日付けで専決処分をさせていただきます。

このうち損害賠償事案につきましては、長崎警察署の職員が、運転免許の取消処分者講習予約申出書の処分年月日欄に誤った日にちを記入させたことにより、相手方を運転免許試験資格の欠格期間に受験に赴かせた事案になります。

この損害賠償事案の賠償金1万3,150円は全額県費から支払われることになっております。

第133号議案の事故を機に、当該佐世保警察署を交通事故防止対策強化のモデル警察署に指定して公用車の交通事故を防止するため、

- ・緊張感の維持を図るため公用車にドライブレコーダーを搭載
- ・車両出発時の幹部による具体的な注意喚起の徹底
- ・原則複数乗車の徹底による指差し呼称

等を推進させるとともに、この取組を各所属にも広めてきたところであります。

また、各所属におきましても、職員の意識啓発のために公用車無事故日数の掲示板を設置したり、本部においては警察無線を用いて注意喚起を促す「スポット一斉指令」を行うなど、全職員が一丸となって事故防止に取り組んでいるところであります。

その結果、第133号議案の事故が発生しました平成29年度24件だった公用車による加害賠償事故は、平成30年度は20件、本年度は9月末現在で6件（前年同期比－3件）と減少傾向にあります。

今後は、ドライブレコーダーの更なる活用を図るとともに、有効な対策の一層の浸透を図って減少させていきたいと考えております。

今後もし引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こさないよう、対策を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

(契約の締結の一部変更について)

平成29年9月及び11月定例会で議決された「新長崎警察署(仮称)」建設工事及び電気工事の契約の一部変更について、11月19日付けで専決処分をさせていただいたものであります。内容は、建設工事につきましては、インフラスライドなどにより、請負代金額を1,121万2,300円増額し、24億1,503万4,180円に変更いたしました。また、電気工事につきましても、同じ理由から請負代金額を565万7,300円増額し、5億7,373万7,300円に変更したものであります。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(長崎県警察における基本姿勢及び令和2年運営指針について)

長崎県警察では、基本姿勢として、「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を掲げ、「安全で安心な長崎県」を目指してまいります。

また、令和2年の運営指針として、

- 高齢社会総合対策の推進
- 県民が安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進
- 地域 of 安全確保に資する効果的な街頭活動の推進
- 悪質・重要犯罪の徹底検挙
- 暴力団等の壊滅と薬物・銃器犯罪の根絶
- 交通死亡事故抑止対策の推進
- 大規模自然災害等緊急事態への的確な対応
- 官民一体となったテロ対策の推進

を定めました。

令和2年も、警察職員一人一人がこの基本姿勢及び運営指針を常に念頭に置き、組織の総合力を発揮して治安の確保に努め、県民が安心して暮らせる安全な長崎県づくりに全力を尽くしてまいります。

(犯罪の一般概況について)

平成31年1月から令和元年9月末まで県内の刑法犯認知件数は2,551件で、前年同期と比較しますと145件、5.4パーセント減少しております。

人口10万人当たりの犯罪率は190.2件で低い方から全国第3位、検挙率につきましては63.5パーセントで高い方から全国第5位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、昨年中の県内の刑法犯認知件数が戦後最少を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、

県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく3ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、自治体等の関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には統廃防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(ストーカー及び配偶者等暴力事案の認知状況について)

本年1月から9月末までの県内のストーカー事案の認知件数は179件で、前年同期と比較しますと34件減少しております。

認知した事案の措置に関しては、ストーカー規制法違反の検挙が8件、同法に基づき書面警告が10件、禁止命令が24件、禁止命令の延長処分が1件、脅迫等其他法令による検挙が16件となっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は261件で、前年同期と比較しますと5件増加しております。

認知した事案の措置に関しては、DV防止法違反の検挙が2件、暴行・傷害等其他法令による検挙が31件となっております。

これら「人身安全関連事案」に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者の安全確保を最優先とし、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令を積極的に適用して検挙するなど、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

平成31年1月から令和元年9月末までの県内の特殊詐欺は、認知件数が25件、被害総額は約1億7,868万円で、前年同期と比較しますと認知件数は15件の減少、被害総額は高額被害の特殊詐欺を認知したことから、約9,406万円の増加となっておりです。

特殊詐欺の予兆事案と認められるはぎやメールに関する相談は後を絶たず、また、本年8月以降、警察官等を名乗った特殊詐欺の予兆電話と認められる不審電話が頻発しており、被害が増加するおそれがあることから、検挙活動と併せて被害防止対策を推進しております。

被害防止対策としては、多種多様な特殊詐欺の手口、発生状況等についての確に分析の上、「被疑者からの電話がながりにくい環境づくりの推進」、「予防に資する広報啓発活動」、「金融機関等における対策の推進」を柱とする各種施策を積極的に推進しているところであります。

今後、これらの対策を官民一体となって強力に推進し、振り込み詐欺を始めとする特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

県内の暴力団勢力につきましては、平成30年12月末現在、指定暴力団傘下組織など12組織と約220人の暴力団員等を把握しております。

全国的には、六代目山口組、神戸山口組、任侠山口組に分裂した山口組三団体の対立に起因する暴力事件が続いており、予断を許さない状況であります。

こうした情勢におきまして、平成31年1月から令和元年9月末までの県内の暴力団員等の検挙人員は48人で、前年同期と比較しますと16人の増加となっております。

今後も引き続き、各種違法行為の徹底した取締りに加えて、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始め

とする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

一方、薬物事犯の検挙につきましては、平成31年1月から令和元年9月末までに、覚醒剤事犯で19人、大麻事犯で14人、麻薬事犯で1人を検挙し、薬物事犯全体で34人を検挙しております。

今後とも関係機関・団体と緊密に連携を図り、実態把握と広報啓発活動を一層推進するとともに、覚醒剤や大麻などの薬物事犯の取締りを徹底してまいります。

(少年非行の概況について)

平成31年1月から令和元年9月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は142人で、前年同期と比較しますと2人の減少、軽犯罪法違反等の特別法犯少年は23人で、前年同期と比較しますと2人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は1,406人で、前年同期と比較しますと393人の減少となっております。

県警では、少年サポートセンターを中心に、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して積極的に連絡し、指導・助言や少年の状況に応じて体験活動等への参加、就学・就労等の支援を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しているほか、少年警察ボランティアと協働した、繁華街等における街頭補導活動、少年の規範意識向上を目的として、年齢や学年に応じた非行防止教室を実施するなど、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいるところであります。

今後、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

平成31年1月から令和元年9月末までの県内の生活経済事犯は、検挙件数が52件、検挙人員が55人で、前年同期と比較しますと件数は2件の減少、人員は

17人の減少となっております。

引き続き、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利権勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通事故の発生状況について)

平成31年1月から令和元年9月末までの県内の交通事故は、発生件数が2,924件、死者数が20人、負傷者数が3,811人で、前年同期と比較しますと、発生件数、死者数及び負傷者数のいずれも減少しております。

交通事故の主な特徴点としては、

- 75歳以上の高齢者が加害者となった交通事故による死者数が4人で、前年同期と比べて3人増加していること
- 道路横断中の交通事故による死者数が6人で、前年同期と比べて4人減少しているものの、全死者数の30パーセントを占めるを占めること

等が挙げられます。

このような情勢を踏まえ、交通死亡事故を抑止するため、「高齢者の交通事故抑止対策」、「横断歩行者の交通事故抑止対策」に加え、「飲酒運転の根絶対策」等を重点として、

- 交通指導取締りや交通監視などの街頭活動
- 交通安全教室の開催や高齢者宅訪問活動による交通安全指導
- 自治体や関係機関・団体、交通ボランティア等と連携した広報啓発活動

等を引き続き推進してまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間の計画期間とする「長崎県総合計画チャレン

ジ2020」に掲げる数値目標の平成30年度末における進捗状況のうち、警察本部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

警察本部関係分の数値目標6項目のうち、平成30年度目標値を設定していない3項目を除く3項目の平成30年度の進捗状況は、

- ・ 全て目標を達成

となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(事務事業評価の実施について)

本年度の事業評価において、事務事業評価を実施いたしました。警察本部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

事務事業評価については、2件の事業群評価調査により10件の評価を実施いたしました。また、全ての事業について、令和2年度に向けて「改善」の方向で見直しを検討しております。

なお、事務事業評価の結果については、ホームページ等を通じ、県民の皆様にも広く公表しております。

今後、県議会における御議論を踏まえながら、更なる事業等の見直しなどを実施してまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年11月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総務部

総務部関係の職案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第1119号職案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第123号職案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第1119号職案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち

関係部分についてご説明いたします。

歳入予算は合計で、

12億 1,575万 9千円の増

となっております。

この内訳は、

基金繰入金 8,894万 1千円の減

県債 13億 470万 円の増

であります。

歳出予算は合計で、

2億 7,296万 7千円の増

となっております。

この内訳は、

総務管理費 2,441万 6千円の減

企画費 556万 2千円の増

徴税費 2億 8,782万 1千円の増

市町村振興費 400万 円の増

であります。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

総務部所管の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費として、

2,296万 7千円の増

を計上いたしております。

（県税過剰納還付金について）

今年度確定した法人関係税等の過納金に対応する県税還付金及び還付加算金に要す

る経費として、

2億 5,000万 円の増

を計上いたしております。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。

今回、繰越明許費として、

総務管理費 1億 5,042万 7千円

を計上いたしております。

これは、旧長崎振興局税務部庁舎の解体工事等にあたり、工法の検討などに不測の日数を要し、工事着手が遅れたため、予定していた工事の年度内完了が困難であることから、繰り越しを行うものであります。

次に、第123号職案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分についてご説明いたします。

5億 9,315万 9千円の増

歳入予算は合計で、
となっております。

この内訳は、

5億 9,315万 9千円の増

基金繰入金

であります。

1,348万 6千円の増

歳出予算は合計で、
となっております。

この内訳は、

748万 1千円の増

総務管理費

78万 円の増

企画費

511万 7千円の増

徴税費

10万 8千円の増

市町村振興費

であります。

これは、総務部所管の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和元年11月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

危機管理・監

危機管理監関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分、

第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

であります。

第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、危機管

理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、

防 災 費 746万 7千円の増

を計上いたしております。

これは、危機管理監職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

また、債務負担行為について、自家用電気工作物保安業務委託に係る令和2年度に要する経費として、33万円を計上いたしております。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、危

機管理監関係についてご説明いたします。

歳出予算は、

防 災 費 102万 9千円の増

を計上いたしております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。
よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企画振興部関係の議案について、ご説明いたします。

今回ご審議をお願いしておりますのは、

第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

であります。

はじめに、第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、

企画振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	522万	5千円の増
企画費	7,656万	5千円の増
市町村振興費	132万	2千円の減
選挙費	88万	4千円の減
合計	7,958万	4千円の増

を計上しております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

（債務負担行為について）

令和2年度の債務負担を行うものについてご説明いたします。

東京2020オリンピック聖火リレー告知業務委託にかかる令和2年度に要する経

費として、

534万 9千円

を計上しております。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち、企画振興部関係についてご説明いたします。

今回の補正予算は、歳出予算で、

総務管理費	430万	8千円の増
企画費	290万	3千円の増
市町村振興費	44万	5千円の増
選挙費	15万	3千円の増
合計	780万	9千円の増

を計上しております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、企画振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

文化観光国際部

文化観光国際関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第1119号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第123号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」の関係部分についてご説明いたします。

予算額は、歳出予算で、

企 画 費	4 6 7 万	3 千円の増
生 活 対 策 費	7 5 万	8 千円の増
商 業 費	4 0 0 万	4 千円の減
観 光 費	5 5 1 万	8 千円の増
社 会 教 育 費	1, 2 7 8 万	8 千円の減
合 計	5 8 4 万	3 千円の減

であります。

これは、文化観光国際部職員の給与費について関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算は、

企 画 費	1 4 0 万	1 千円の増
生 活 対 策 費	1 3 万	4 千円の増
商 業 費	3 5 万	7 千円の増

観 光 費	8 4 万	8 千円の増
社 会 教 育 費	4 7 万	8 千円の増
合 計	3 2 1 万	8 千円の増

であります。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

この結果、令和元年度の文化観光国際部所管の歳出予算総額は、第1119号議案のうち関係部分と合算いたしまして、

4 2 億 7, 1 4 2 万 2 千円

となります。

（債務負担行為について）

次に令和2年度以降の債務負担を行うものについてご説明いたします。

長崎県伊王島リゾート公園管理運営負担金に係る令和4年度までの債務負担行為として、

3 8 2 万 5 千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、文化観光国際部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

出納局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち

関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費

1 2 6 万 5 千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち

関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）一般管理費

1 1 8 万 4 千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、出納局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

監査事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）委員費

3 万 4 千円の減

（目）事務局費

6 4 4 万 2 千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）委員費

4 万 8 千円の増

（目）事務局費

4 0 万 6 千円の増

を計上いたしておりますが、これは、常勤監査委員及び職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、監査事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

人事委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

1,011万 円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

37万 2千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

労働委員会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分
第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分
であります。

まず、第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

86万 6千円の減

を計上いたしておりますが、これは、職員給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

（目）事務局費

16万 6千円の増

を計上いたしておりますが、これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議会事務局関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、

第1119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分

第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分

であります。

まず、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関

係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 議会費 1,681万 5千円の減

(目) 事務局費 270万 円の増

を計上しておりますが、これは、議員報酬及び議員の給与費について、既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関

係部分についてご説明いたします。

歳出予算で、

(目) 議会費 268万 7千円の増

(目) 事務局費 78万 3千円の増

を計上しておりますが、これは、議員の期末手当改定及び議員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、議会事務局関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年11月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いしておりますのは、

第119号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）のうち関係部分

第123号議案 令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）のうち関係部分

であります。

はじめに、第119号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち

関係部分について御説明いたします。

歳出予算は合計で、

警察管理費 4,109万7千円の減

となっております。

これは、職員給与費について、既定予算の過不足調整に要する経費であります。

次に、第123号議案「令和元年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関

係部分について御説明いたします。

歳出予算は合計で、

警察管理費 1億1,667万9千円の増

となっております。

これは、職員の給与改定に要する経費であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の5頁7行目の次に、次のとおり挿入】
(令和2年度の重点施策について)

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、危機管理監の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

危機管理監においては、総合計画に掲げる「安心快適な暮らし広がる長崎県」の実現のため、どのような災害が発生しようとも、県民の命を守るための必要な取組を重点的に実施いたします。

近年の大規模自然災害や様々な危機事象の頻発により、県民の安全・安心に対する関心が今まで以上に高まる中、県民の生命、身体、財産を守るため、災害に備える防災資機材の整備や、国、市町、関係機関との迅速かつ的確な災害発生時の初動対応や防災関係機関相互の緊密な連携を確保するなど防災体制を充実・強化します。

また、地域防災の要である消防団活動の充実強化を図るため、県内事業所等と連携して、市町が行う消防団員確保に対する支援や消防団員が活動しやすい環境の整備、自主防災組織と消防団との連携を促進するための施策を実施します。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部の４頁６行目の次に、次のとおり挿入】

(令和２年度の重点施策)

令和２年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略（素案）」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ２０２０に掲げる目標の実現に向けて、令和２年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものです。このうち、総務部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

「長崎県行財政改革推進プラン」を着実に推進し、「事業・業務プロセスの見直し」「より効果的・効率的に事業・業務を実施する職員の人材育成」「県政の将来に向けて持続可能な行財政運営の具体化」に向けて取り組みます。

財政面においては、県税収入を確保するため、市町との連携を継続し、未収額の解消に努めるとともに、基金の取崩しに頼らない財政運営への転換を目指し、財政構造改革のための総点検などにより、歳入・歳出面からの収支改善を進め、財源不足の圧縮に努めます。

また、「元気な長崎県」を実現するため、「長崎県広報戦略」に基づき、各種広報媒体の特性を活かし、ターゲットに即した情報発信を行います。

さらに、情報通信技術の更なる利活用による県民生活の向上等を目指して、電子行政の充実・強化や産業の活性化等を推進します。

なお、令和２年度当初予算に係る予算要求状況についても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業については、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の1頁3行目の次に、次のとおり挿入】

(令和2年度の重点施策について)

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。

これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に明示したものであります。このうち、企画振興部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和2年度は、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる諸施策を講じていくことで、より着実な計画の推進に努めるとともに、新たな「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、これまで以上にUIターン施策やしまの人口減少対策の一層の充実と強化に向けて取り組んでまいります。

また、新幹線開業やIR区域整備に向け、分野横断的な連携体制を強化するなど流入人口の創出・拡大に向けた取組を進めるとともに、県庁舎跡地活用の推進等にも取り組んでまいります。

それでは、令和2年度に取り組む主な施策等をご説明いたします。

まず、新幹線開業に向けた県民の気運醸成や受入体制の構築による誘客促進、周遊のための交通対策の取組等に加え、持続可能な公共交通ネットワークの確保に向けた地域公共交通の再編を促すとともに、長崎空港24時間化を目指して航空会社への路線誘致を強化してまいります。

IRの整備については、民間事業者の公募・選定を行い、区域整備計画認定申請に向けた諸準備を着実に実施するとともに、交通アクセス強化のためのインフラ整備等を検討してまいります。

人口減少対策については、地域産業の振興に資する雇用の創出や、UIターン者による創業等を市町と連携して支援してまいります。

さらには、「ながさき移住サポートセンター」を核として、移住検討段階から地域への定住まで、きめ細かなサポートを実施するとともに、地域住民主体による集落維持の仕組みづくりに向け、部局横断的なサポート体制を構築し、市町の集落維持・活性化の取組を支援してまいります。また、関係人口の創出・拡大に向けた取組についても、関係部局や県内市町と連携して推進してまいります。

離島地域の活性化については、有人国境離島法に基づく国の支援策等を活用し、しまの地域資源を活用した産業振興と雇用の確保など、しまの人口減少対策を強化してまいります。

このほか、スポーツを活かした地域活性化の推進等についても取り組んでまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況についても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業については、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の2頁23行目の次に、次のとおり挿入】

(特定複合観光施設(IR)区域整備の推進について)

IR区域の整備については、本県におけるIR整備の意義・目標、IR事業実施の上で必要となる要件及び民間事業者の選定方法などを定める実施方針を策定しているところであり、県民の皆様をはじめ、多くの方々からご意見をいただくため、その素案について、去る10月1日に公表した九州・長崎IR基本構想(案)と併せて、今月20日から来年1月17日までの期間にパブリックコメントを実施することとしております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・

山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現を目指してまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の4頁3行目の次に、次のとおり挿入】

(V・ファレーレン長崎について)

V・ファレーレン長崎は、11月24日のアルビレックス新潟戦をもって2019シーズンが終了し、17勝20敗5分、勝点56でJ2リーグ12位となり、1年でのJ1再昇格は叶いませんでした。しかしながら、天皇杯においては、チーム初のベスト4進出を果たしており、来る12月21日には元日の決勝進出をかけてJ1鹿島アントラーズと対戦することとなっております。

V・ファレーレン長崎の活躍は、県民に夢と希望を与えとともに、地域経済の活性化と全国に向けた本県の情報発信に大きく寄与するものであり、来シーズンこそはJ1リーグへ昇格していただけるよう、引き続き県民の皆様とともに応援してまいります。

総務委員会関係議案説明資料(追加1)

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の6ページ5行目から6行目を削除し、次のとおり挿入】

国際航空路線については、本年、開設40周年を迎えた上海線において、来年2月12日から水曜日に増便されることが決定いたしました。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の8ページ7行目の次に、次のとおり挿入】

(令和2年度の重点施策)

令和2年度の予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心に示したものであります。このうち、文化観光国際部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

令和2年度は、「長崎県総合計画 チャレンジ2020」の達成に向けて、更なる交流人口の拡大を実現するとともに、新たに「長崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタートすることから、観光産業をさらに発展させるため、「いかに良質な雇用を拡大してもらうか」の視点を持って、観光事業者の成長に欠かせない「生産性の向上」や「人材育成」などの取組に引き続き注力するとともに、それぞれの地域において、行政はもとより、これら観光事業者を含む多様な関係者が一体となり、本県ならではの魅力を付加した「観光まちづくり」に取り組んでまいります。

また、文化・観光・国際・物産各部門の緊密な連携により、2つの世界遺産をはじめとする本県の多様な魅力ある地域資源の価値を発信し、歴史文化を活かした交流促進や

ブランド力の強化によって、国内外からの観光客や観光消費額の増加、県産品の販路拡大など実需の創出を図り、県政の最重要課題である人口減少対策に取り組んでまいりたいと考えております。

主な施策としては、観光客が旅先で期待する観光コンテンツである「食」の取組を強化し、観光客に対する「おもてなし」の充実を図るなど、本県ならではの魅力ある「観光まちづくり」を推進してまいります。

また、インバウンドの誘客拡大については、外国人に訴求するコンテンツの磨き上げや受入環境の整備に取り組むとともに、国・地域の特徴やニーズに合わせた戦略的なプロモーションに取り組んでまいります。

さらに、ユニバーサルツーリズムのワンストップ窓口の整備や、潜伏キリシタン関連遺産への来訪者に向けた現地ガイドの育成・充実など、観光客の受入体制を整備し、満足度向上とリピーター化を一層促進してまいります。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加 1）

【総務委員会関係議案説明資料 警察本部の8頁17行目の次に、次のとおり挿入】

(令和2年度の重点施策)

令和2年度予算編成に向けて「長崎県重点戦略(素案)」を策定いたしました。これは、長崎県総合計画チャレンジ2020に掲げる目標の実現に向けて、令和2年度に重点的に取り組もうとする施策についてお示したものであります。このうち、警察本部の予算編成における基本方針及び主要事業について御説明いたします。

サイバー犯罪及びサイバー攻撃については、IoTの普及などにより、被害の更なる深刻化・多様化が懸念されることから、警察における解析機器等の整備や人材育成を推進するなど組織基盤を強化するとともに、行政機関やインフラ事業者等に対する情勢に応じた効果的な指導教養を推進します。

また、悪質巧妙化している特殊詐欺事件の被害防止に向け、被疑者からの電話の遮断を図る自動録音・警告機の設置推奨、特殊詐欺被害防止コールセンター事業による高齢者等への注意喚起、各種媒体を通じた予防に資する広報啓発活動等を推進するとともに、関係機関との連携を強化して水際対策の徹底を図ります。

さらに、高齢者の交通死亡事故を抑止するため、高齢者への効果的な交通安全教育の推進や高齢運転者から安全運転相談を受けやすい環境作り等を推進します。

なお、令和2年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からの御意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

【総務委員会関係議案説明資料 総務部（追加1）の1頁22行目の次に、次のとおり挿入】

（「長崎県地方機関再編の基本方針」に基づく振興局見直しの方向性について）

平成20年3月に策定いたしました「長崎県地方機関再編の基本方針」において、県は本土地区を県北と県南の2地区に区分し、それぞれに総合地方機関を設置することとし、県北地区については、方針に沿った再編を平成21年度に実施したところですが、県南地区の再編については庁舎確保の問題もあり、途中段階という状況にあります。

また、県南地区の再編の対象である長崎・県央・島原の各振興局の庁舎は、いずれも築50年以上が経過して老朽化が進んでいる状況もあるため、今後、地方機関の再編と庁舎の確保を一体的に推進していきたいと考えております。

新たな庁舎の建設場所は諫早市として、再編後の体制と機能については、地方機関再編の基本方針の考え方を基本としながら、それぞれの地域に必要な機能を配置することとし、県議会や各市町等のご意見をお聞きしながら、振興局のあり方についてさらに検討したうえで、来年度中を目処に再編の実施案を策定してまいります。

その後、庁舎の設計・建設に着手し、令和7年度頃の再編実施を目指してまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

【総務委員会関係議案説明資料（追加１） 企画振興部の３頁１１行目から１４行目までを削除し、次のとおり挿入】

また、来シーズンの体制について、平成２９年４月の就任以来、チームの再建に尽力された高田明代表取締役社長が退任され、来年１月２日付けで、現Ｖ・フアールン長崎上席執行役員であり、ジャパネットメデイアクリエーション代表取締役社長の高田春奈氏が新社長に就任されることが発表されました。

Ｖ・フアールン長崎の活躍は、県民に夢と希望を与えとともに、地域経済の活性化と全国に向けた本県の情報発信に大きく寄与するものであり、来シーズンこそは新体制で「リーグへ昇格していただけるよう、引き続き県民の皆様とともに応援してまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の６頁３行目から６行目までを削除し、次のとおり挿入】

一方、埋蔵文化財調査については、旧県庁舎の解体が終了し、教育委員会において、１０月中旬から約３ヶ月の予定で範囲確認調査が開始されるとともに、出土した遺構等の取扱いについて、教育委員会と事業所管部局で協議する際にご意見を伺う、国内を代表する埋蔵文化財等の専門家を委嘱し、去る１２月５日に１回目の意見聴取を実施したところであります。

総務委員会関係議案説明資料（追加2）

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の1ページ21行目の次に、次のとおり挿入】

(ローマ教皇の長崎訪問)

去る11月24日、ローマ教皇フランシスコ台下が、本県をご訪問になられ、県内外の多くの方々が歓迎される中、無事に本県における全行程を終えられました。

このたびのご訪問では、原爆落下中心地において、「核兵器のない世界が可能であり必要であるという確信をもって、核兵器は、今日の国際的また国家の安全保障への脅威から、わたしたちを守ってくれるものではない。」と世界の指導者に向けて訴えられました。

さらに、「人道的および環境の観点から、核兵器の使用がもたらす壊滅的な破壊を考えずなくてはなりません。核の理論によって促される、恐れ、不信、敵意の増幅を止めなければなりません。」と核兵器廃絶に向けたメッセージを発信されました。

教皇のメッセージは、世界の平和を願う人々に大きな勇気と励みを与えるものであり、被爆者をはじめ、長崎県民と思いを同じにしていただいていることは大変心強く、「長崎を最後の被爆地に」との思いを込めて、被爆地から情報を発信していかなければならないと考えております。

県としては、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を目指し、教皇のメッセージをはじめ、長崎ご訪問の状況を世界に向けて発信してまいりたいと考えております。

また、11月9日から12月7日にかけて教皇の本県ご訪問に併せ、長崎歴史文化博物館において「日本の聖母マリア像展」を開催いたしました。本展覧会では、東京国立博物館所蔵のキリシタン関係遺品等を展示し、特色ある本県キリシタンの歴史文化や世界遺産の価値を広く発信いたしました。

さらに、11月24日に県営野球場で開催されたミサに参加された約3万人に対し、県内各地への周遊や本県への再訪を促すため、会場内で県の観光情報や世界遺産に関する

パンフレットを配布したほか、本県の魅力を紹介するPR動画を放映いたしました。今回の教皇の長崎ご訪問の様子は、国内外のメディアにより全世界に発信されており、長崎の認知度が向上していることから、県としては、この機会を活用し、更なる国内外の観光客誘致につなげてまいります。

【総務委員会関係議案説明資料 文化観光国際部の4ページ17行目の次に、次のとおり挿入】

本県観光の動向について、直近となる7月から9月期における県内主要宿泊施設の状況は、8月末の大雨や9月の連休時における台風の襲来など、悪天候の影響を受け、県全体としては、対前年同期比4.6%の減少となっております。こうした中、五島地域では、「潜伏キリシタン関連遺産」の登録効果等により、宿泊客が対前年同期比で32.5%増加し、また、対馬地域では韓国人宿泊客の大幅減少の一方で、国内宿泊客は同11.5%増加しております。今後とも本県への誘客に力を注ぎ、交流人口の拡大を図ってまいります。

令和元年 11 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加 3）

総 務 部

【総務委員会関係議案説明資料 総務部（追加２）の１頁１７行目の次に、次のとおり挿入】

（綱紀の保持）

去る８月２９日、長崎振興局の職員が、病気休職中に飲酒運転を行い、ガードレール等への接触事故を２回引き起こしたことから、１２月１２日付けで関係職員に対し、懲戒免職等の厳正な処分を行いました。

また、平成３１年１月から令和元年９月までの期間に、偽造した決裁文書を基に公印の押印や支出処理等を行った職員に対し、同じく１２月１２日付けで減給４月の懲戒処分を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っているところであり、また、飲酒運転については、県を挙げて根絶に取り組んでいる中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様の信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてまいります。

令和元年 11 月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加 3）

企 画 振 興 部

【総務委員会関係議案説明資料 企画振興部の４頁１０行目から１９行目までを削除し、次のとおり挿入】

このような中、１０月２８日には、国土交通大臣、鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、新鳥栖～武雄温泉間の整備のあり方についての意見が交わされたところであります。

また、１２月６日には、中村知事が鉄道局長と面談し、令和２年度予算へ環境影響評価調査費を計上できるよう、政府予算案の決定に向けた佐賀県との協議・調整について要請してまいりました。

さらには、昨日、１２月１１日、国土交通大臣、鉄道局長がそれぞれ、佐賀県知事と会談を行われ、今後の協議のあり方について事務的なレベルで確認していくことで意見が一致したとのことであり、協議に向けた道筋が佐賀県と国土交通省との間で一致したことは、一步前進したものと受け止めております。

本県としては、今後、国土交通省がどのような形で協議を進めていく考えであるのか、よく確認をした上で、関係者との協議に積極的に参加するなど議論の進展に向け、必要な対応を図ってまいりたいと考えております。